

島根県地域防災計画

(震災編)

平成23年3月

島根県防災会議

島根県地域防災計画（震災編）（案）目次

第1章	総則	
第1節	計画の概要	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の性格等	1
第2節	島根県の震災対策の基本方針	3
第1	防災施策の基本的な考え方	3
第2	防災施策の基本方針	3
第3節	島根県の地震防災環境	5
第1	自然環境の特性	5
第2	社会環境の特性と変化	6
第3	災害履歴	7
第4節	地震被害想定	9
第1	地震被害想定調査の概要	9
第2	想定条件	9
第3	想定される被害の概要	10
第5節	関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱	18
第1	関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱	18
第2	県民及び事業所の基本的責務	22
第6節	計画の運用等	23
第1	平常時の運用	23
第2	災害時の運用	23
第2章	震災予防計画	
第1	地震、津波災害に強い県土づくりの整備に関する対策	24
第2	震災応急対策活動に備えるための事前の活動体制等の整備	24
第3	防災教育の推進	24
第1節	地盤災害の予防	25
第1	基本的な考え方	25
第2	崩壊危険地域の予防対策	25
第3	液状化危険地域の予防対策	28
第4	造成地の予防対策	29
第5	土地利用の適正化	30
第2節	津波災害の予防	31
第1	基本的な考え方	31
第2	海岸保全事業の推進	31
第3	津波監視、情報伝達体制の整備	32
第4	避難場所、避難路及び誘導標識等の整備	32
第5	津波防災思想の普及	33

第3節	建築物・公共土木施設災害の予防	3 4
第1	基本的な考え方	3 4
第2	建築物の災害予防	3 5
第3	まちの不燃化	3 8
第4	ライフライン施設の安全化	4 0
第5	交通施設の安全化	5 2
第6	河川、砂防、治山等施設の耐震化	5 6
第4節	危険物施設等の安全対策	5 9
第1	基本的な考え方	5 9
第2	消防法に定める危険物施設の予防対策	5 9
第3	高圧ガス施設の予防対策	6 0
第4	火薬類施設の予防対策	6 0
第5	毒劇物取扱施設の予防対策	6 1
第5節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	6 2
第6節	防災活動体制の整備	6 3
第1	基本的な考え方	6 3
第2	災害対策本部体制の整備	6 3
第3	防災中枢機能等の確保・充実	6 4
第4	広域応援協力体制の整備	6 5
第5	災害救助法等の運用体制の整備	6 6
第7節	情報管理体制の整備	6 8
第1	基本的な考え方	6 8
第2	情報通信設備の整備	6 8
第3	震度・潮位観測情報等伝達体制の整備	6 9
第4	防災センター室の運用	7 0
第5	総合防災情報システムの運用	7 0
第8節	広報体制の整備	7 2
第1	基本的な考え方	7 2
第2	県民への的確な情報伝達体制の整備	7 2
第3	報道機関との連携体制の整備	7 3
第4	災害用伝言ダイヤル活用体制の整備	7 3
第9節	避難予防対策	7 4
第1	基本的な考え方	7 4
第2	避難体制の整備	7 4
第3	避難地及び避難路の整備・周知	7 8
第10節	火災予防	8 1
第1	基本的な考え方	8 1
第2	出火防止	8 1
第3	初期消火	8 2

第4	消防力の強化	8 2
第11節	救急・救助体制の整備	8 3
第1	基本的な考え方	8 3
第2	救急・救助体制の整備	8 3
第3	救急・救助用資機材等の整備	8 5
第12節	医療体制の整備	8 7
第1	基本的な考え方	8 7
第2	初期医療体制の整備	8 8
第3	後方医療体制の整備	8 8
第4	広域連携体制の整備	8 9
第5	後方搬送体制の整備	8 9
第13節	交通確保、規制体制の整備	9 1
第1	基本的な考え方	9 1
第2	交通規制の実施責任者	9 1
第3	交通規制の実施体制の整備	9 2
第4	緊急通行車両の事前届出・確認	9 3
第14節	輸送体制の整備	9 5
第1	基本的な考え方	9 5
第2	輸送体制の整備方針	9 5
第3	輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定	9 6
第4	緊急輸送道路啓開体制の整備	9 7
第5	緊急輸送のための港湾啓開体制の整備	9 7
第15節	防災施設、装備等の整備	9 8
第1	基本的な考え方	9 8
第2	広域防災拠点の整備	9 8
第3	災害用臨時ヘリポートの整備	9 9
第4	防災装備等の整備・充実	1 0 0
第16節	食糧、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備	1 0 1
第1	基本的な考え方	1 0 1
第2	食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備	1 0 2
第3	飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備	1 0 4
第4	生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	1 0 5
第5	災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備	1 0 6
第6	医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備	1 0 8
第17節	廃棄物等の処理体制の整備	1 1 4
第1	基本的な考え方	1 1 4
第2	廃棄物処理体制の整備	1 1 4
第3	し尿処理体制の整備	1 1 5
第4	応援協力体制の整備	1 1 5

第18節	防疫・保健衛生体制の整備	1 1 7
第1	基本的な考え方	1 1 7
第2	防疫・保健衛生体制の整備	1 1 7
第3	食品衛生、監視体制の整備	1 1 7
第4	防疫用薬剤及び器具の備蓄	1 1 8
第19節	消防団及び自主防災体制の整備	1 1 9
第1	基本的な考え方	1 1 9
第2	消防団の育成強化	1 1 9
第3	自主防災組織等の整備	1 2 0
第20節	企業（事業所）における防災の促進	1 2 2
第1	基本的な考え方	1 2 2
第2	防災体制の整備	1 2 2
第3	事業継続の取組の推進	1 2 2
第21節	災害ボランティアの活動環境の整備	1 2 3
第1	基本的な考え方	1 2 3
第2	災害ボランティアの活動内容	1 2 3
第3	災害ボランティアとの連携体制の整備	1 2 4
第4	災害ボランティアの育成	1 2 4
第5	災害ボランティアコーディネーターの育成	1 2 4
第6	災害ボランティアの普及・啓発	1 2 4
第22節	防災教育	1 2 5
第1	基本的な考え方	1 2 5
第2	県及び市町村職員に対する防災教育	1 2 5
第3	県民に対する防災教育	1 2 6
第4	学校教育における防災教育	1 2 7
第5	防災上重要な施設の職員等に対する教育	1 2 8
第6	事業所における防災教育	1 2 8
第23節	防災訓練	1 3 0
第1	基本的な考え方	1 3 0
第2	総合防災訓練	1 3 0
第3	シミュレーション訓練	1 3 1
第4	個別訓練	1 3 1
第24節	災害時要援護者等安全確保体制の整備	1 3 4
第1	基本的な考え方	1 3 4
第2	災害時要援護者支援体制の整備	1 3 4
第3	地域における災害時要援護者対策	1 3 5
第4	社会福祉施設・病院等における災害時要援護者対策	1 3 6
第25節	孤立地区対策	1 3 8
第1	基本的な考え方	1 3 8
第2	通信手段の確保	1 3 8

第3	物資供給・救助体制の確立	139
第4	孤立に強い地区づくり	139
第5	道路寸断への対応	139
第26節	調査研究	141
第1	基本的な考え方	141
第2	震災対策調査研究の推進	141
第3	地域危険度調査研究の促進	142
第3章	震災応急対策計画	
第1	活動体制の確立に関する対策	143
第2	被害の拡大を防止するための応急対策の実施	143
第3	被災者の保護と社会秩序の安定を図るための応急対策の実施	143
第1節	応急活動体制	144
第1	基本的な考え方	144
第2	県の応急活動体制	145
第3	市町村の応急活動体制の確立	165
第4	防災関係機関等の応急活動体制の確立	167
第2節	災害情報の収集・伝達	168
第1	基本的な考え方	168
第2	情報管理体制の確立	169
第3	地震・津波情報の収集・伝達	172
第4	被害情報等の収集・伝達	181
第3節	災害広報	195
第1	基本的な考え方	195
第2	県による災害広報の実施	195
第3	市町村による災害広報の実施	197
第4	関係機関等による災害広報の実施	199
第4節	広域応援体制	200
第1	基本的な考え方	200
第2	県における広域応援体制	200
第3	市町村・消防における相互応援協力	203
第4	緊急消防援助隊による応援	203
第5節	自衛隊の災害派遣体制	206
第1	基本的な考え方	206
第2	自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法	206
第3	自衛隊の災害派遣活動	209
第4	自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等	210
第6節	海上保安庁への応援協力要請	215
第1	基本的な考え方	215
第2	救援協力要請の方法	215

第7節	災害救助法の適用	2 1 7
第1	基本的な考え方	2 1 7
第2	災害救助法の実施機関	2 1 7
第3	災害救助法の適用基準	2 1 8
第4	被災世帯の算定基準	2 2 2
第5	災害救助法の適用手続き	2 2 2
第6	災害救助の実施方法等	2 2 3
第8節	避難活動	2 2 7
第1	基本的な考え方	2 2 7
第2	要避難状況の早期把握・判断	2 2 8
第3	避難の勧告・指示の実施	2 2 9
第4	警戒区域の設定	2 3 4
第5	避難の勧告・指示の伝達	2 3 5
第6	避難の誘導等	2 3 5
第7	避難所の開設、運営	2 3 7
第9節	消防活動	2 3 9
第1	基本的な考え方	2 3 9
第2	県による情報収集、指示等	2 3 9
第3	市町村・消防本部等による消防活動	2 4 0
第4	他の消防本部に対する応援要請	2 4 1
第10節	救急・救助活動	2 4 3
第1	基本的な考え方	2 4 3
第2	救急・救助活動	2 4 3
第3	救急・救助用資機材等の確保	2 4 5
第11節	医療救護	2 4 6
第1	基本的な考え方	2 4 6
第2	緊急医療の実施	2 4 7
第3	医薬品・医療用資器材等の調達	2 5 0
第4	傷病者等の搬送	2 5 1
第5	医療救護活動状況の把握	2 5 3
第12節	警備活動	2 5 5
第1	基本的な考え方	2 5 5
第2	災害警備体制の確立	2 5 5
第3	災害警備措置	2 5 6
第13節	交通確保、規制	2 5 9
第1	基本的な考え方	2 5 9
第2	交通規制の実施	2 6 0
第3	緊急通行車両の確認等	2 6 3
第4	発見者等の通報と運転者のとるべき措置	2 6 8
第5	道路啓開	2 6 8

第6	港湾啓開	270
第14節	緊急輸送	271
第1	基本的な考え方	271
第2	緊急輸送の実施	271
第3	緊急輸送手段等の確保	272
第4	緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保	274
第15節	浸水、土砂災害対策	276
第1	基本的な考え方	276
第2	浸水、土砂災害防止体制の確立	276
第3	浸水被害の拡大防止	276
第4	土砂災害等による被害の拡大防止	277
第16節	施設等の応急対策	279
第1	基本的な考え方	279
第2	社会公共施設の応急対策	279
第3	建築物の応急対策	280
第4	宅地の応急対策	281
第5	危険物施設等の応急対策	282
第6	農作物、家畜及び関連施設の応急対策	284
第7	ライフライン施設応急復旧体制	284
第8	交通施設の応急対策	298
第9	河川砂防及び治山施設の応急対策	300
第17節	災害時要援護者の安全確保	302
第1	基本的な考え方	302
第2	災害を契機に要援護者となった者に対する対策	302
第3	高齢者及び障害者に係る支援活動	303
第4	児童、ひとり家庭等に係る対策	303
第5	観光客及び外国人に係る対策	304
第6	社会福祉施設等に係る対策	305
第18節	孤立地区対策	306
第1	基本的な考え方	306
第2	孤立実態の把握	306
第3	物資供給、救助の実施	307
第4	道路の応急対策	307
第19節	食糧、飲料水及び生活必需品等の供給	308
第1	基本的な考え方	308
第2	救援物資の管理体制	309
第3	食糧の確保及び供給	311
第4	飲料水等の供給	314
第5	生活必需品等の供給	317

第20節	災害ボランティアの受入、支援	3 2 0
第1	基本的な考え方	3 2 0
第2	災害ボランティアの受入、支援	3 2 0
第3	海外からの応援の受入	3 2 1
第21節	文教対策	3 2 2
第1	基本的な考え方	3 2 2
第2	児童等の安全確認・施設被害状況確認	3 2 2
第3	応急対策の実施	3 2 3
第4	応急教育の実施	3 2 3
第5	学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置	3 2 4
第6	文化財の保護	3 2 5
第22節	廃棄物等の処理	3 2 7
第1	基本的な考え方	3 2 7
第2	廃棄物処理	3 2 8
第3	し尿処理	3 2 9
第4	応援協力体制の確保	3 2 9
第5	廃棄物処理施設機能の復旧	3 3 0
第6	産業廃棄物の処理	3 3 0
第23節	防疫及び保健衛生	3 3 1
第1	基本的な考え方	3 3 1
第2	防疫活動	3 3 1
第3	保健活動	3 3 2
第4	精神保健活動	3 3 3
第5	食品衛生指導	3 3 3
第6	環境衛生対策	3 3 4
第7	動物愛護管理対策	3 3 4
第24節	死体の搜索、処理及び埋・火葬	3 3 5
第1	基本的な考え方	3 3 5
第2	死体の搜索	3 3 5
第3	死体の処理	3 3 5
第4	死体の検視	3 3 6
第5	死体の埋・火葬	3 3 6
第25節	住宅確保及び応急対策	3 3 7
第1	基本的な考え方	3 3 7
第2	応急住宅の提供	3 3 7
第3	被災住宅の応急修理	3 4 0
第4	住宅関係障害物除去	3 4 0
第5	災害復旧用材の確保	3 4 1
第6	民間賃貸住宅の紹介、斡旋	3 4 1
第4章	震災復旧・復興計画	
第1	震災復旧事業の実施	3 4 2

第2	生活再建のための支援対策の実施	342
第3	激甚災害の指定	342
第1節	震災復旧事業の実施	343
第1	基本的な考え方	343
第2	震災復旧事業計画の作成	343
第3	震災復旧事業の実施	344
第4	震災復興計画の作成	345
第5	被災市町村への支援	345
第2節	生活再建等支援対策の実施	346
第1	基本的な考え方	346
第2	被災者の生活相談	347
第3	雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）	347
第4	義援金、義援品の受付、配分	347
第5	生活資金及び事業資金の融資	349
第6	郵便・電話等の支援措置	351
第7	税等の徴収猶予、減免	351
第8	災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給	352
第9	被災者生活再建支援法等に基づく支援	353
第3節	激甚災害の指定	356
第1	基本的な考え方	356
第2	激甚災害指定手続	356
第3	激甚災害指定基準	357
第4	局地激甚災害指定基準	359
第5	特別財政援助等の申請手続等	361
第6	激甚法に定める事業及び関係部局	361

巻末資料 策定の経過

第 1 章 総 則

第1章 総 則

第1節 計画の概要

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき島根県防災会議が作成する計画であって、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して県の地域における地震による災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

第2 計画の性格等

1 計画の前提

本計画は、県域の震災対策の基本計画であり、本章「第4節 地震被害想定」を前提とするとともに、近年の社会経済情勢の変化並びに兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震の教訓を反映するものとする。

2 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議において検討を加え、所要の修正を行う。そのため、各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

3 他の法令に基づく計画との関係

本計画は、県域における震災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、本計画は、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画(水防法に基づく水防計画等)又は防災に関連する計画(国土総合開発法に基づく都道府県総合開発計画等)の防災に関する部分と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

4 計画の周知、習熟

本計画は、県、市町村及び防災関係機関の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については県民にも広く周知徹底するものとする。

また、各防災機関は、不断に危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力を高めるものとする。

5 計画の用語

本計画における用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 基本法災害対策基本法(昭和36年法律第223号)をいう。
- (2) 救助法災害救助法(昭和22年法律第118号)をいう。
- (3) 県防災計画災害対策基本法第40条に基づき、島根県防災会議が作成する島根県地域防災計画をいう。

- (4) 市町村防災計画 ……災害対策基本法第42条に基づき、市町村防災会議が作成する市町村地域防災計画をいう。
- (5) 対策本部 ……災害対策本部の総称。
- (6) 警戒本部 ……島根県災害警戒本部（県庁）
- (7) 県本部 ……災害対策基本法第23条に基づき、設置する島根県災害対策本部をいう。
- (8) 地区本部 ……県防災計画に基づき、各地区に設置する島根県災害対策地区本部をいう。
- (9) 担当事務所 ……県本部設置後の地区本部を担当する事務所をいう。

第2節 島根県の震災対策の基本方針

第1 防災施策の基本的な考え方

島根県において想定される大規模地震災害時においては、表1.2.1に示すような災害による「人命危険」及び「生活上の制約（障害）」が生ずることが予想される。そのため、本計画では、これらの人命危険及び生活上の制約（障害）を防止するための対策を推進することを基本とする。

なお、本計画においては、原則として人命危険防止対策及び生活上の制約（障害）の防止対策を最重要視するが、これらの事象の発生頻度、対策の効果の程度、効果の発現までの期間、対策に要する費用等を考慮して、各種対策計画を策定するものとする。

表1.2.1 災害による人命危険及び生活上の制約（障害）の例

危険等	内容
災害による人命危険	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋倒壊による下敷き、生き埋めによる人命危険 ・転倒・落下した家具による人命危険 ・ブロック塀等の倒壊による人命危険 ・津波による人命危険 ・地震火災による人命危険 ・地震時の斜面崩壊、土砂災害による生き埋め等による人命危険 ・重傷患者等の診療機会喪失による人命危険 ・高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命危険
災害による生活上の制約（障害）	<ul style="list-style-type: none"> ・長期の避難所生活 ・長期の応急仮設住宅生活 ・長期にわたる生活再建の困難 ・ライフライン（水・電力・ガス・道路）の長期機能停止・低下に伴う寝食住及び交通（通勤・通学・営業等）の長期的制約 ・その他の生活上の重度の制約（例：葬儀、医療、教育、ごみ・し尿処理などの重度の制約）

第2 防災施策の基本方針

本計画における「予防」「応急対応」「復旧・復興」の各段階における対策の効果が最大限に発揮できるよう、県、市町村、防災関係機関、県民及び事業所等は、一体となって最善の対策を推進し、被害を軽減する必要がある。各段階における防災施策の基本方針は次のとおりである。

1 周到でかつ十分な震災予防

- (1) 地震に強い県土づくりを実現するため、地盤災害、津波災害の予防対策、建築物・公共土木施設及びライフライン・交通施設災害等の予防対策、危険物施設等の安全対策を推進する。
- (2) 地震災害時の効果的な応急対策活動に備えるため、防災活動体制、総合防災情報システム等による情報管理体制、広報体制、消防活動体制、避難体制、救急救助体制、医療救護体制、交通確保体制、輸送体制、食糧、飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制等を整備するとともに、防災施設・装備、緊急輸送ネットワーク等の整備を推進する。
- (3) 県民及び防災機関の災害対応力を向上させるため、消防団の育成・強化、自主防災組織^{*1}の整備、災害ボランティア^{*2}の活動環境の整備、災害に関する防災教育（県民及び防災機関職員の責務、地震・津波の知識の習得、災害への備えなど）、防災訓練の充実、災害時要援護者^{*3}の安全

確保、各種調査研究を推進する。

2 迅速かつ円滑な震災応急対策

- (1) 地震・津波災害の発生直後からの迅速、的確な初動活動を実施するため、応急活動体制を早急に確立するとともに、情報管理体制を確立し、災害情報の収集・伝達、災害広報を行う。必要に応じ、防災ヘリの活用体制を確立する。また、大規模な災害の場合は、早急に自衛隊の災害派遣及び海上保安庁への応援協力を要請するほか、他の都道府県、市町村、消防機関への広域応援を要請する。
- (2) 地震・津波災害の発生時に被害の拡大を防止するため、地震火災、地盤災害、浸水、土砂災害への警戒、防除措置等の災害防止活動、被災者の保護のための的確な避難勧告・指示実施の判断、避難所の開設・収容、運営・管理、被災者に対する救出・救急活動、交通確保・交通規制、被災者に物資を供給するための緊急輸送、負傷者に対する迅速かつ適切な医療救護活動を行う。この際、特に災害時要援護者への支援に留意する。
- (3) 被災者の保護と社会秩序の安定を図るため、被災者の生活維持に必要な食糧・飲料水及び生活必需品等の供給のため、備蓄物資を活用するほか、関係機関等から必要物資を調達する。また、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理、防疫・保健衛生活動、遺体の処理・埋火葬、住宅確保、文教対策等を行う。なお、被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の施設・設備の早期復旧を所管部局を通じて各施設管理者へ要請する。

3 適切かつ速やかな震災復旧・復興

- (1) 被災施設の迅速な復旧、被災地域の震災復旧・復興の基本方向を早急に決定し、震災復旧・復興事業を計画的に推進する。
- (2) 震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図るため、被災者に対する資金援助、雇用確保、生活必需品の安定供給、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建の支援等を行う。
- (3) 大規模地震災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。

(注)

- * 1 自主防災組織:「自らの生命と安全は自らで守る」という隣保協同の精神と連帯感に基づく地域住民の自主的な防災組織。
- * 2 災害ボランティア:個人のほか専門分野に応じた各種ボランティア組織が、行政機関や被災地域住民等と連携して行う災害時の救援活動・行為。
- * 3 災害時要援護者:高齢者、病弱者、障がい者、児童(乳幼児含む)、妊婦、観光客・旅行者、外国人等災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者。

第3節 島根県の地震防災環境

第1 自然環境の特性

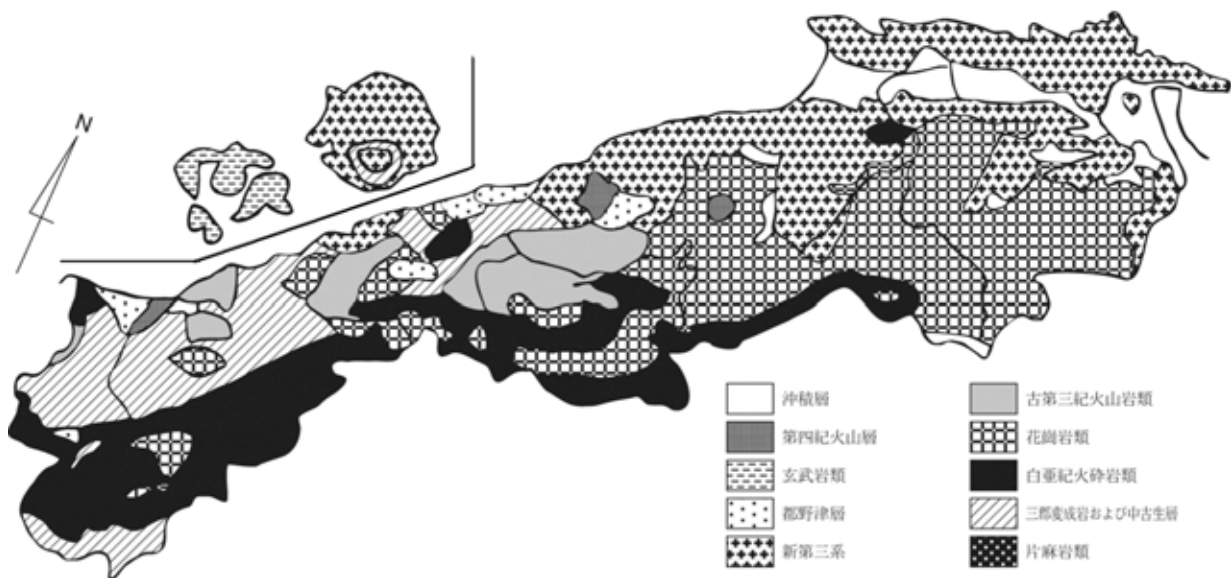
1 地形概要

島根県の地形は、中国地方を北に偏って走る脊梁山地の存在を反映した多くの特徴を持っている。また、標高1000mから1300mの高さを持つ脊梁山地からは標高400m前後のやや低い山地が北へのび、高原、丘陵地を形成し、短く急な河川がこれらを分断している。これらの山地や丘陵地の、相対的に低所に小規模な盆地が分布する。

島根半島は標高500m前後の山地であり、その南側は斐伊川、神戸川、飯梨川などによる埋積が進行中で沖積地を形成している。ここ以外の沖積地は高津川、江の川などの下流部に小さなものがあるにすぎない。

2 地質概要

島根県の地質は、その形成時代に幅があること、分布する地質の種類が多様であることから変化に富んでいる。大きくみると江の川付近より西側の地域は中～古生界の三郡変成岩類、中生界の火山岩類そして新生界の火山岩類が分布し、東側では新生界の花崗岩類と堆積岩類が分布する。このような地質分布は地形にも反映しており、硬質な岩体を主とする西部は急峻な山地が多いのに対し、深層風化した花崗岩類などの多い東側は丘陵状の山地が広がっている。また、隠岐島では新生界の火山岩類が広く分布する。



島根県地域防災計画（資料編）「表層地質分布面積市町村別内訳」参照

防災計画上特に注意が求められる沖積地は、県東部の出雲平野、松江平野、飯梨川平野及び西部の益田平野がある。

出雲平野には、氷期の低海面時の谷が埋積されており堆積物は厚さは80mにも及ぶ。松江平野は内湾性の貝化石を含む粘土、シルトからなる低平な平野である。基盤は新生界の地質からなり、海面下10m～20mの深さに平らな段丘上の地形を呈している。飯梨川平野の流域はほとんどが花崗岩類からなっており、河床の堆積が著しく、下流の3km以上は明瞭な天井川となっている。一方、西部の益田平野は高津川と益田川によって形成されたもので、海沿いにはかなり広い砂丘が分布しておりこの砂丘で閉塞された内側が河川堆積物で埋積されて沖積地が形成されたものである。

第2 社会環境の特性と変化

地震災害時においては、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するものに加えて、社会的条件に起因するものが同時複合的に発生することが特徴である。

本県において被害を拡大する社会的要因としては次のような点が考えられる。

1 交通機関の発達

島根県においては自動車は生活に欠かせないものになっているが、自動車はそれ自体ガソリン等の危険物を内蔵して出火、延焼の原因になるとともに、震災時に引き起こされる交通の混乱は被害を著しく拡大することが予想される。

また、山陰道、浜田自動車道、3空港（出雲、石見、隠岐）、山陰本線の高速化といった高速交通網の整備により利便性が増大した反面、大規模被害発生の危険性も大きくなっている。

2 生活環境の変化

今日電気、電話、ガス、上水道、下水道等のライフライン施設は日常に欠かせないものになっているが、これらが被災した場合には復旧までに時間を要し被災者の生活に著しい影響を与えることになる。また、二次災害の危険も懸念されるところである。

3 高齢化の進展

島根県は老年人口（65歳以上）は29.0%に及ぶ（平成21年10月1日現在）など、全国一高齢化の進んだ県である。地震が発生した場合、住民は情報を迅速かつ的確に把握し、生命財産を自ら守るために安全な場所に避難するなど適切な防災行動をとる必要があるが、高齢者（とりわけ独居老人）にとって適切な行動をとることは必ずしも容易ではなく、被害発生の危険性が大となる。

4 防災対策推進上の留意点

住民意識及び生活環境の変化や高齢化の進展等の社会構造の変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。とりわけ、次の掲げる項目に留意する必要がある。

(1) 自主防災の強化

住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。

(2) 災害時要援護者対策の推進

災害時の情報提供、避難誘導等、様々な場面において災害時要援護者に配慮したきめ細かい施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

(3) 男女の違いを配慮した防災対策の推進

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

第3 災害履歴

過去に島根県で発生した（若しくは影響を及ぼした）地震は、以下の表のとおりである。

島根県被害地震、津波一覧表

（松江地方気象台）

発生年月日	北緯	東経	規模 (M)	震央地名 (地震名)	被害状況
880.11.23 元慶 4.10.14	35.4°	133.2°	7 程度	出雲	神社仏閣家屋転倒す。
1026. 6.16 万寿 3. 5.23	不明	不明	不明	石見	万寿の大津波、石見地方沿岸に大被害 （「中国地方の地震活動」東大地震研究所 の調査資料より）
1748. 6.18 寛延 1.5.23	不明	不明	不明	松江	雲州地震、松江鶴部屋橋石壁崩れ橋落つと いう。「出雲市史抜粋」による。
1778. 2.14 安永 7. 1.18	34.6°	132.0°	6.5 程度	石見	那賀郡波佐村で石垣崩る。都茂村で落石。 三隅川沿いで山崩れ・家潰れ等ありしとの こと。
1823. 1.14 文政 5.12. 3	不明	不明	不明	石見	美濃郡・那賀郡が激しく、美濃村で潰家10 戸。
1835. 3.12 天保 6. 2.14	35.1°	132.6°	5 1/2	石見	高畑村で石地藏・石塔・墓石など倒れ、蔵 の壁破る。
1859.1.5 安政 5.12. 2	34.8°	131.9°	6.2± 0.2	石見	那賀郡、美濃郡強く、波佐村で山崩れ、周 布村で潰家数戸、美濃村で潰家10、高城村 で石垣崩れる。
1859.10. 4 安政 6. 9. 9	34.5°	132.0°	6.0~ 6.5	石見	那賀郡で強く、周布村で家屋倒壊数戸、地 割れあり。
1872. 3.14 明治 5. 2. 6	35.15°	132.1°	7.1	島根県西部 沿岸 (石見浜田 地震)	前震あり、3月9日頃から鳴動、14日11時微 震引き続き鳴動、16時強震、本震の10分前 に微震。 島根県では、死者551、負傷者582、全潰4、 506、半壊6,072、焼失230、山崩れ6,567、 道路・橋・堤防にも被害があった。海岸で は海水の変動があった。
1904. 6. 6 明治37年	35.3°	133.2°	5.8	島根県東部	能義郡内で堤防亀裂、瓦の落下などあり。 最大震度5：境
1914. 5.23 大正 3年	35.35°	133.2°	5.8	島根県東部	能義郡、八束郡、大原郡で壁の亀裂、土地 の崩壊、亀裂等があり、玉造温泉では湧出 量が3倍となり昇温した。 【気象集誌】
1941. 4. 6 昭和16年	34° 31.6 '	131° 3 8.1'	6.2	山口県北部	この地方ではまれにみる大きな地震、震央 に近い島根、山口県境の北部で小被害、山 陰本線石見津田と奈古駅間の路線の築堤に 亀裂、橋脚の沈下を生ず。
1943. 9.10 昭和18年	35° 28.4 '	134° 1 1.0'	7.2	鳥取県東部 (鳥取地震)	島根県では壁に亀裂が入ったり、屋根瓦の 落ちた民家もある。また煙突の折れたとこ ろもあった。

発生年月日	北緯	東経	規模 (M)	震央地名 (地震名)	被害状況
1946.12.21 昭和21年	32° 56.1'	135° 5' 0.9"	8.0	紀伊半島沖 (南海地震)	一部では壁が崩れたり、平田、大社では倒壊した民家もあった。松江、塩冶、掛合で発光現象があった。
1950. 8.22 昭和25年	35° 10.2'	132° 3' 8.7"	5.2	島根県西部	震央付近で崖崩れ、壁に亀裂、墓石の転倒、井戸水の白濁などの軽被害があった。
1964. 6.16 昭和39年	38° 22.2'	139° 1' 2.7"	7.5	新潟県沖 (新潟地震)	島根県では住家床下浸水1、住宅一部破損38、水田冠水10haの被害があった。
1977. 5. 2 昭和52年	35° 09.0'	132° 4' 2.0"	5.6	島根県東部	住宅被害107棟、道路、農地などにも被害。
1978. 6. 4 昭和53年	35° 05.0'	132° 4' 2.0"	6.1	島根県東部	被害状況は、住家半壊29棟、同一部破損39棟、非住家全壊2棟、同半壊2棟、同一部破損33棟、道路被害47箇所、水道被害16箇所、商工関係64箇所。
1983. 5.26 昭和58年	40° 21.6'	139° 04.4'	7.7	秋田県沖 (昭和58年日本海中部地震)	この地震による津波で隠岐島、島根半島を中心に負傷者5人、住家床上浸水152棟、同床下浸水279棟、耕地冠水29ha、漁船被害305隻、橋梁被害1箇所、罹災世帯152、罹災者数496。
1991. 8.28 平成 3年	35° 19.4'	133° 11.2'	5.9	島根県東部	被害状況は、鉄道の運休6・遅れ104、道路損壊1、落石のため全面通行止めとなった道路2、他に壁に亀裂・ヒビ、廊下にヒビ割れ、ガラス割れ、酒瓶等落下、屋根瓦の落下・ずれ、墓石回転・ずれ等があった。地鳴りがあった。
1993. 7.12 平成 5年	42° 46.9'	139° 10.8'	7.8	北海道南西沖 (平成5年北海道南西沖地震)	津波による被害は、隠岐島、島根半島を中心に、民家の床上浸水5棟、床下浸水78棟、漁船被害93隻等。その他養殖いけす、漁具等にも被害が出た。
1997. 6.25 平成 9年	34° 26.5'	131° 40.0'	6.6	山口県北部	益田市で震度5強を観測した。人的被害はなかったが、震源に近い鹿足郡津和野町や益田市でモルタルの壁が崩れる等の小被害が発生した。
2000.10.6 平成12年	35° 16.5'	133° 20.9'	7.3	鳥取県西部 (平成12年鳥取県西部地震)	安来市、宍道町、仁多町で震度5強を観測した。島根県では重傷2名、軽傷9名、住家全壊34棟、半壊576棟、道路被害43箇所、橋梁被害2箇所等。
2001. 3.24 平成13年	34° 07.2'	132° 42.5'	6.7	安芸灘 (平成13年芸予地震)	羽須美村、桜江町、三隅町で震度5弱を観測した。島根県で軽傷3名、一部損壊住家10棟、文教施設9、医療施設2、道路6箇所等

参考：新稿 日本被害地震総覧 宇佐美龍夫著
消防庁資料

第4節 地震被害想定

本計画は、近年の社会経済情勢の変化並びに鳥根県における地震災害履歴や全国的に見た震災災害の教訓・課題を反映するものとする。

第1 地震被害想定調査の概要

平成7年度と8年度の2ヶ年にわたって「鳥根県地震被害想定調査」を実施した。本調査では、地域単位として約500mのメッシュを用い分割した。

想定地震は以下の4地震について実施した。

また、本県の被害想定調査に関しては「夏の夕方（午後6時）」及び「冬の夕方（午後6時）」の2つを前提として被害想定を実施した。

第2 想定条件

想定地震は、県内の東部、中東部、中西部及び西部の4地域について以下の4地震を設定した。

松江南方の地震

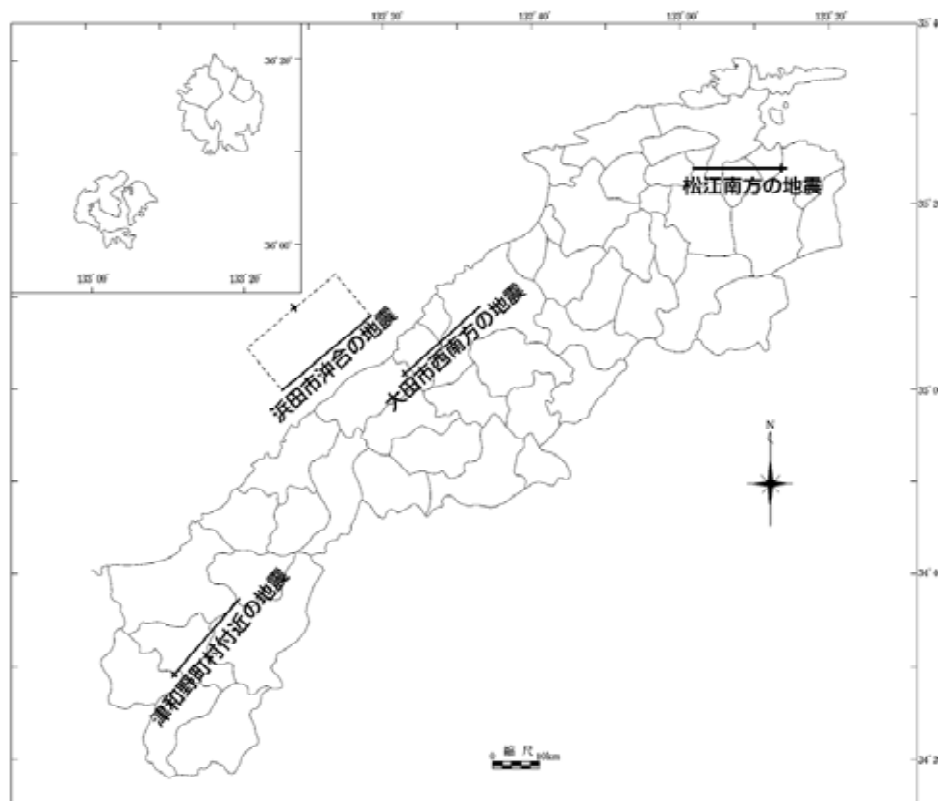
大田市西南方の地震

浜田市沖合の地震

津和野町付近の地震

なお、鳥根県西部地震など県境で想定外の地震が発生するケースも近年発生しているが、これらは上記の想定地震により基本的にカバーできるため、想定条件の変更は行わない。

震源断層位置図



想定断層のパラメータ

	松江南方	大田市西南方	浜田市沖合	津和野町付近
マグニチュードM	7.0	7.0	7.1	7.0
長さL (km) ¹⁾	20.0	20.0	23.0	20.0
幅 W (km) ²⁾	10.0	10.0	11.5	10.0
深さd (km) ³⁾	1.0	1.0	3.0	1.0
走向 (°)	270	230	230	220
傾斜 (°)	90	90	10	90
ライスタイム ⁴⁾	1.6	1.6	1.8	1.6
S波速度VS (km/sec)	3.0	3.0	3.0	3.0
破壊伝播速度 Vr (km/sec) ⁵⁾	2.2	2.2	2.2	2.2
断層 北緯 (°)	35.25	35.03	35.09	34.29
原点 東経 (°)	133.14	132.23	132.08	131.52
破壊開始点 ⁶⁾	断層東端 下部より	断層西南端 下部より	断層中央 下部より	断層西南端 下部より
破壊形式	同心円状	同心円状	同心円状	同心円状
	880年 M = 7.0 133.20° 35.40°		1872年 M = 7.1 132.10° 35.15°	1676年 M = 6.5 131.8° 34.5° 1778年 M = 6.5 132.0° 34.6°
参考・出典	1) 松田 (1975) : $\text{Log}L = 0.6M - 2.9$ 2) $W = L / 2$ 3) 地震基盤までの平均的深さ 4) 佐藤 (1989) : $= 100.5M - 1.4 / 80$ 5) 阿部 (1978) : $Vr = 0.72Vs$ 6) 県内都市に影響の大きい位置			

第3 想定される被害の概要

1 地震動、液状化

各想定地震が起こった場合の地表加速度分布、震度分布、液状化危険度分布を示す。以下にその結果について述べる。

(1) 地表加速度

ア 松江南方の地震

宍道湖南側には700～1100galと大きい加速度を示す地域が見られる。また、宍道湖周辺部では500～700galの加速度を示す地域が見られる。

イ 大田市西南方の地震

震源直上付近には700～1100galと大きい加速度を示す地域が見られる。また、震源から東側にかけて、500～700galを示す地域が見られる。

ウ 浜田市沖合の地震

沿岸の一部で700～1100galの加速度を示す地域が見られる。また、江津市から大田市（旧仁摩町）にかけて500～700galの加速度を示す所が点在する。

エ 津和野町付近の地震

震源直上付近で500～700galの加速度を示す所が点在する。

(2) 震度

ア 松江南方の地震

宍道湖南側の一部分で震度7を示す。東出雲町から出雲市にかけての宍道湖周辺は震度6強を示す。また、震源付近から出雲平野、出雲市（旧平田市域）・松江市の日本海側と広い範囲において震度6弱を示す。

イ 大田市西南方の地震

震源直上から東側にかけて震度6強を示す。また、震度6弱は、出雲市（旧多伎町西部）より大田市・江津市の全域に分布し、出雲平野まで及んでいる。

ウ 浜田市沖合の地震

浜田市の一部で震度6強を示す。また、浜田市から大田市の沿岸部は震度6弱を示す。

エ 津和野町付近の地震

震源直上付近で震度6弱を示す。

(3) 液状化危険度

ア 松江南方の地震

出雲平野一帯は発生危険度がかなり高い。また、松江市とその周辺部でもかなり高い所が見られる。

イ 大田市西南方の地震

出雲平野一帯は発生危険度がかなり高い。また、大田市から出雲市にかけて発生危険度がかなり高い所が点在する。

ウ 浜田市沖合の地震

浜田市から大田市にかけて発生危険度のかなり高い所が点在する。また、出雲平野でも発生危険度がかなり高い所が見られる。

エ 津和野町付近の地震

浜田市から益田市の沿岸部と震源に近い山間部に発生危険度のかなり高い所が見られる。

2 崖・斜面の被害

想定対象としたのは、「急傾斜地崩壊危険箇所」と「地すべり危険箇所」である。想定結果において、ランクは「危険度が高い」、ランクは「危険性がある」ことを意味する。

ア 松江南方の地震：宍道湖北部の出雲市（旧平田市域）とその南部の松江市（旧玉湯、宍道町域）に、地すべり発生危険度の高いランクが分布する。

イ 大田市西南方の地震：大田市とその周辺部に地すべり発生危険度の高いランクが分布する。

ウ 浜田市沖合の地震：浜田市とその東部の江津市に急傾斜地崩壊危険度の高いランクが分布する。

エ 津和野町付近の地震：益田市、浜田市に急傾斜地崩壊危険度の高いランクが分布する。

崖・斜面の被害想定結果を見ると、急傾斜地崩壊危険度は県東部より県西部が危険度の高い地域が多い状況となっている。一方、地すべり発生危険度の高い地域は、県西部より県東部がかなり多い状況となっている（島根県地震被害想定調査報告書 p.36参照。）。

・急傾斜地

被害ランク	松江南方 の地震	大田市西南方 の地震	浜田市沖合 の地震	津和野町付近 の地震
ランク	47	33	64	67
ランク	144	157	187	170
合計	191	190	251	237

・地すべり

被害ランク	松江南方 の地震	大田市西南方 の地震	浜田市沖合 の地震	津和野町付近 の地震
ランク	187	134	13	4
ランク	749	576	322	173
合計	936	710	335	177

3 津波の被害

津波の被害の想定は、過去の津波資料をもとに検討した結果、特定の波源は想定せず、県内の海岸線に一律の高さで波が来襲することを想定した。

津波の高さの設定については、過去の事例と高潮潮位を参考にして、隠岐・島根半島は標高4.0m、それ以外の地域は2.5mと設定した。

想定結果、浸水家屋数は、5市11町4村で366棟で、浸水人口は1,078人が被害を受けると予想される。最も大きな被害が予測されるのは隠岐の島町である。

4 建築物の被害

想定対象としたのは、住宅、商店、工場、学校など用途、構造を問わず全ての建物である。また、車庫なども独立した建物であれば1棟として想定対象とした。

現況の建物数は約28万棟で、このうち約85%が木造建物である。

基本的に、建物が持っている強度と地震によって加わる力を比較することにより、被害を想定した。建物は構造や階数の違いにより揺れ方や地震に対抗する強度に違いがあるため、木造、鉄筋コンクリート、鉄骨造、その他の4つに区分した。

想定結果は「大破」（倒壊及び現状のままでは住めない状況）、「中破」（そのままでも住める状態ではあるが、かなり修復を要するもの）に区分した。

想定結果は以下の通りである。

- ア 松江南方の地震：木造建物被害は、松江市（旧松江市域、玉湯町域）及び出雲市（旧出雲市域）で多く松江市（旧松江市域）の大破棟数は約4,300棟である。
一方、非木造建物の大破数は松江で多く、約800棟の被害である。
- イ 大田市西南方の地震：木造建物の大破棟数は出雲市（旧出雲市域）、大田市（旧大田市域）に多く、約1,300～1,600の被害である。
一方、非木造建物の大破棟数は出雲市で多く、約300棟の被害である。
- ウ 浜田市沖合の地震：木造建物の大破棟数は浜田市で多く、約1,100棟の被害である。
一方、非木造建物の大破棟数も浜田市で多く、約220棟の被害である。
- エ 津和野町付近の地震：木造建物の大破棟数は益田市（旧益田市域）で多く、約450棟の被害である。
一方、非木造建物の大破棟数も益田市（旧益田市域）で多く、約60棟の被害である。

5 火災の被害

想定対象としたのは、全ての独立した建物である。

設定した条件としては、2種類の季節と時刻の組み合わせで出火件数を予測した。その結果は以下の通りである。

- ア 松江南方の地震：松江市（旧松江市域）の焼失棟数が最も多く、夏で約1万2,000棟（焼失率22%）、冬で約2万棟（焼失率37%）である。
- イ 大田市西南方の地震：焼失棟数は出雲市（旧出雲市域）の冬が最も多く、約2,000棟（焼失率7%）である。また出雲市（旧大社町域）でも約500棟（焼失率10%）の焼失棟数である。
- ウ 浜田市沖合の地震：焼失棟数は浜田市（旧浜田市域）の冬が最も多く、約600棟（焼失率3%）である。
- エ 津和野町付近の地震：炎上出火は起こらないと想定され、出火した場合でも消防力の運用によって消火できそうな状況である。

設定した気象条件

地域	夏（午後0時）		冬（午後6時）	
	風速（m/s）	風向	風速（m/s）	風向
隠岐	2.8	東北東	8.8	北西
内陸	1.2	北	5.0	西南西
沿岸	2.3	東北東	8.5	西

6 交通施設の被害

(1) 道路被害

今回、想定したのは島根県内を通る国道、主要地方道、一般県道及び高速道路が対象である。

- ア 松江南方の地震：松江市から出雲市に至る地域とその周辺で、国道50箇所程度、主要地方道と一般県道で130箇所程度の被害が予測される。
- イ 大田市西南方の地震：大田市を主に国道40箇所程度、主要地方道と一般県道で100箇所程度の被害が予測される。
- ウ 浜田市沖合の地震：浜田市から江津市に至る沿岸部を主に国道30箇所程度、主要地方道と一般県道で80箇所程度の被害が予測される。
- エ 津和野町付近の地震：益田市を主に国道20箇所程度、主要地方道と一般県道で40箇所程度の被害が予測される。

(2) 橋梁の被害

島根県内を通る国道、主要地方道、一般県道及び高速道路に架かる橋長15m以上の橋梁を対象に被害想定を行った（島根県地震被害想定調査報告書 p.196参照。県管理分のみ記載）。

- ア 松江南方の地震：被害大のランクAは安来市から出雲市を主に25橋と予測される。
- イ 大田市西南方の地震：被害大のランクAは出雲市から大田市を主に8橋と予測される。
- ウ 浜田市沖合の地震：被害大のランクAは浜田市と江津市を主に4橋と予測される。
- エ 津和野町付近の地震：被害大のランクAも被害中のランクBも予測されない。

(3) 鉄道被害

JR山陰本線、JR木次線、JR三江線、JR山口線と一畑電車2路線の計6路線で被害想定を行った。

- ア 松江南方の地震：JR147箇所、一畑電車57箇所が被害が予測される。JR山陰本線の

安来駅から西出雲駅間、JR木次線の宍道駅から加茂中駅間で被害が大きい。また、一畑電車も被害が大きい。

- イ 大田市西南方の地震：JR145箇所、一畑電車35箇所が被害が予測される。JR山陰本線の田儀駅から仁万駅間、JR三江線の石見川越駅から潮駅間で被害が大きい。
- ウ 浜田市沖合の地震：JR150箇所、一畑電車21箇所が被害が予測される。JR山陰本線の黒松駅から周布駅間、JR三江線の江津駅から石見川越駅間で被害が大きい。
- エ 津和野町付近の地震：JR75箇所、一畑電車4箇所が被害が予測される。益田市のJR山陰本線鎌手駅から益田駅間とJR山口線益田駅から青野山間の一部で被害が大きい。

(4) 港湾の被害

島根県内の港湾81箇所について被害想定を行った。

- ア 松江南方の地震：中海沿海の松江市で1箇所、東出雲町2箇所、日本海側の出雲市（旧平田市域）で2箇所の計5箇所の被害大が予測される。被害中は松江市で1箇所の被害が予測される。
- イ 大田市西南方の地震：被害大は大田市（旧大田市域で3箇所、旧仁摩町域で1箇所）の計4箇所、被害中は大田市（旧大田市域で2箇所、旧温泉津町域で1箇所、旧仁摩町域で3箇所）で6箇所、出雲市（旧多伎町域）で2箇所の計8箇所の被害が予測される。
- ウ 浜田市沖合の地震：被害大は浜田市1箇所、江津市1箇所、大田市3箇所（旧温泉津町域で2箇所、旧仁摩町域で1箇所）の計5箇所、被害中は浜田市2箇所（旧浜田市域で1箇所、旧三隅町域で1箇所）、大田市4箇所（旧大田市域で1箇所、旧仁摩町域で3箇所）の計6箇所の被害が予測される。
- エ 津和野町付近の地震：被害大になる箇所はなく、被害中が予測されるのは益田市（旧益田市域）3箇所、浜田市（旧三隅町域）1箇所の計4箇所である。

(5) 漁港の被害

島根県内の漁港85箇所について被害想定を行った。

- ア 松江南方の地震：出雲市で4箇所（旧平田市域で2箇所、旧大社町域で2箇所）、松江市で4箇所（旧鹿島町域、旧島根町域で各2箇所）の計8箇所が被害大と予測される。被害中は出雲市で5箇所（旧平田市域で4箇所、旧大社町域で1箇所）、松江市（旧松江市域）で1箇所の計6箇所と予測される。
- イ 大田市西南方の地震：被害大と予測されるのは県全体で10箇所、市町村では大田市（旧大田市域）で5箇所と最も多く予測される。被害中と予測されるのは大田市で4箇所（旧温泉津町が3箇所、旧仁摩町域が1箇所）である。
- ウ 浜田市沖合の地震：被害大と予測されるのは県全体で15箇所、市町村では、大田市（旧温泉津町域）で5箇所、江津市（旧江津市域）で4箇所と予測される。被害中と予測されるのは大田市（旧仁摩町域）1箇所である。
- エ 津和野町付近の地震：被害大と予測される箇所はなく、被害中が予測されるのは益田市1箇所、浜田市（旧三隅町域）1箇所の計2箇所である。

7 ライフラインの被害

(1) 上水道

- ア 松江南方の地震：斐川町2,700箇所、松江市（旧松江市域）2,000箇所及び出雲市（旧出雲市域）で1,400箇所程度の被害が予測される。
- イ 大田市西南方の地震：大田市（旧大田市域）1,300箇所、出雲市（旧佐田町域）で600箇所程度の被害が予測される。
- ウ 浜田市沖合の地震：江津市（旧江津市域）で1,100箇所、浜田市（旧浜田市域）で700箇所程度の被害が予測される。
- エ 津和野町付近の地震：益田市で250箇所（旧益田市域で150箇所、旧美都町域で100箇所）程度の被害が予測される。

(2) 下水道

- ア 松江南方の地震：松江市（旧松江市域）が最も多く、400箇所程度の被害が予測される
- イ 大田市西南方の地震：出雲市で、数箇所の被害が予測される。
- ウ 浜田市沖合の地震：浜田市、江津市で、数箇所の被害が予測される。
- エ 津和野町付近の地震：被害はないと予測される。

(3) 都市ガス

- ア 松江南方の地震：中圧管、低圧管合わせて松江市（旧松江市域）で100箇所、出雲市（旧出雲市域）で130箇所程度の被害が予測される。
- イ 大田市西南方の地震：中圧管、低圧管合わせて、出雲市（旧出雲市域）で20箇所程度の被害が予測される。
- ウ 浜田市沖合の地震：中圧管、低圧管合わせて、浜田市（旧浜田市域）で280箇所程度の被害が予測される。
- エ 津和野町付近の地震：中圧管、低圧管合わせて、益田市（旧益田市域）で数箇所の被害が予測される

(4) LPガス

- ア 松江南方の地震：松江市（旧松江市域）で1,800戸、出雲市（旧出雲市域）で800戸程度の被害が予測され、両市で全体の60%以上を占める。
- イ 大田市西南方の地震：出雲市（旧出雲市域）で600戸、大田市（旧大田市域）で500戸程度の被害が予測され、両市で、全体の65%以上を占める。
- ウ 浜田市沖合の地震：江津市（旧江津市域）で300戸、大田市（旧大田市域）、浜田市（旧浜田市域）とともに200戸程度の被害が予測され、3市で全体の80%を占める。
- エ 津和野町付近の地震：益田市（旧益田市域）で300戸程度の被害が予測され、全体の約65%の被害を占める。

(5) 電気・電話

- ア 松江南方の地震：電気施設被害は松江市（旧松江市域）と出雲市（旧出雲市域）で被害が大きく、旧松江市域で600本、旧出雲市域で800本の電柱被害が予測される。架空線被害は、旧松江市域で2,100kmの被害が予測される。電話施設被害は、旧松江市域と旧出雲市域で被害が大きく、旧松江市域450本、旧出雲市域350本の電柱被害が予測される。
- イ 大田市西南方の地震：電気施設被害は出雲市（旧出雲市域）と大田市（旧大田市域）で被害が大きく、旧出雲市域で660本、旧大田市域で350本の電柱被害が予測

される。架空線被害は、旧出雲市域で380kmの被害が予測される。
電話施設被害は、旧出雲市域と旧大田市域で被害が大きく旧出雲市域で300本、旧大田市域で150本の電柱被害が予測される

ウ 浜田市沖合の地震：電気施設被害は旧大田市域と旧浜田市域で被害が大きく、旧大田市域で220本、旧浜田市域で170本の電柱被害が予測される。架空線被害は、旧浜田市域で70kmの被害が予測される。

電話施設被害は旧浜田市域、旧江津市域で被害が大きく、旧浜田市域で300本、旧江津市域で150本の電柱被害が予測される。

エ 津和野町付近の地震：電気施設被害は旧益田市域と旧浜田市域で被害が大きく、旧益田市域で260本、旧浜田市域で50本弱の電柱被害が予測される。架空線被害は若干あるのみである。

電話施設被害は、旧益田市域、旧浜田市域で被害が大きく、いずれも100本前後の電柱に被害が予測される。

8 人的被害

死者数は松江南方の地震で冬の夕方で1,391名、次いで大田市西南方の地震で373名で、津和野町付近の地震では7名である。一方、負傷者数は松江南方の地震で冬の夕方で9,800人以上で、大田市西南方の地震では3,600人に及ぶ。

り災世帯数は松江南方の地震が最も多く、冬の夕方で38,000世帯以上であり、大田市西南方の地震で8,840世帯になる。最も少ないのは津和野町付近の地震で、750世帯である。避難者数は松江南方の地震で冬の夕方で113,000人以上と一番多く、次に大田市西南方の地震と浜田市沖合の地震で、11,000～27,850人に及ぶ。

9 河川堤防の被害

県内の河川堤防を対象に被害想定を行った（島根県地震被害想定調査報告書 p.358参照。）。

松江南方の地震による堤防被害は、斐伊川水系のうち特に斐伊川、宍道湖の両岸、大橋川、中海の右岸一帯と、左岸の一部及び神戸川の一部でランク（危険性が高い）の箇所が予測される。

大田市西南方の地震による堤防被害は、出雲市（旧平田市域）、斐川町内の斐伊川と宍道湖の両岸、神戸川の一部及び美郷町内の江の川でランクの箇所が予測され、ランク（危険性がある）は雲南市（旧加茂町域）から出雲市にかけての斐伊川、松江市内の大橋川、美郷町から江津市にかけての江の川で予測される。

浜田市沖合の地震による堤防被害は、江津市の江の川及び出雲市内の神戸川、浜田市内の浜田川、周布川でランクの箇所が予測される。ランクは美郷町から川本町にかけての江の川と、出雲市、斐川町の斐伊川、松江市の大橋川で予測される。

津和野町付近の地震による堤防被害は、益田市の高津川、浜田市の浜田川、周布川でランクの箇所が予測される。

地区別各想定地震による被害想定結果

松江南方の地震

地区名	建築物		交通被害		上水道 (箇所)	ガス (箇所)	電気 電柱(本) 電線(ha)	電 電柱(本) 電線(ha)	火災 (焼失棟数)	人的被害			津 浸水家屋 (世帯)	成 浸水人口 (人)		
	木造 大破(棟) 中破(棟) 大破(棟)	非木造 中破(棟)	道路 (箇所)	橋梁 377A(箇所) 377B(箇所)						死者 (人)	負傷者 (人)	罹災世帯 (世帯)			避難者 (人)	
松江	6,689	13,561	993	1,804	4	4,163	2,372	941	2,137	286	1,024	5,974	29,454	83,955	62	235
木次	401	1,430	79	103	0	794	261	284	86	2	24	542	781	3,005	0	0
出雲	3,432	8,225	514	933	0	5,367	1,519	1,348	336	30	343	3,380	7,796	26,517	24	92
川本	4	187	0	9	0	2	6	16	6	0	0	0	4	12	11	31
浜田	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	26
益田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	40
隠岐	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	249	654
計	10,526	23,413	1,586	2,849	4	10,326	4,158	2,589	2,499	318	1,391	9,896	39,035	113,489	366	1,078

大田市西南方の地震

地区名	建築物		交通被害		上水道 (箇所)	ガス (箇所)	電気 電柱(本) 電線(ha)	電 電柱(本) 電線(ha)	火災 (焼失棟数)	人的被害			津 浸水家屋 (世帯)	成 浸水人口 (人)		
	木造 大破(棟) 中破(棟) 大破(棟)	非木造 中破(棟)	道路 (箇所)	橋梁 377A(箇所) 377B(箇所)						死者 (人)	負傷者 (人)	罹災世帯 (世帯)			避難者 (人)	
松江	0	583	0	44	0	5	2	17	10	0	0	0	0	0	62	235
木次	0	32	0	4	0	6	9	19	23	0	0	0	0	0	0	0
出雲	2,158	5,710	336	655	1	1,299	945	979	466	38	293	2,607	6,466	20,786	24	92
川本	1,729	4,892	130	315	6	1,899	669	485	63	5	155	1,035	2,300	6,872	11	31
浜田	76	165	0	1	0	27	31	6	8	0	0	0	76	195	8	26
益田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	40
隠岐	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	249	654
計	3,963	11,382	466	1,019	7	3,236	1,656	1,506	549	43	373	3,642	8,842	27,853	366	1,078

浜田市沖合の地震

地区名	建築物		交通被害		上水道 (箇所)	ガス (箇所)	電気 電柱(本) 電線(ha)	電 電柱(本) 電線(ha)	火災 (焼失棟数)	人的被害			津 浸水家屋 (世帯)	成 浸水人口 (人)		
	木造 大破(棟) 中破(棟) 大破(棟)	非木造 中破(棟)	道路 (箇所)	橋梁 377A(箇所) 377B(箇所)						死者 (人)	負傷者 (人)	罹災世帯 (世帯)			避難者 (人)	
松江	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	235
木次	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出雲	161	444	17	39	1	9	40	54	1	23	3	110	275	941	24	92
川本	529	2,235	60	110	42	1	836	370	7	152	10	311	724	2,079	11	31
浜田	1,538	4,605	283	546	37	2	1,820	541	271	79	135	1,480	3,100	8,196	8	26
益田	0	12	0	0	0	1	0	6	0	2	0	0	0	0	12	40
隠岐	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	249	654
計	2,228	7,309	360	695	44	2,666	945	701	87	611	148	1,901	4,099	11,216	366	1,078

津和野町付近の地震

地区名	建築物		交通被害		上水道 (箇所)	ガス (箇所)	電気 電柱(本) 電線(ha)	電 電柱(本) 電線(ha)	火災 (焼失棟数)	人的被害			津 浸水家屋 (世帯)	成 浸水人口 (人)		
	木造 大破(棟) 中破(棟) 大破(棟)	非木造 中破(棟)	道路 (箇所)	橋梁 377A(箇所) 377B(箇所)						死者 (人)	負傷者 (人)	罹災世帯 (世帯)			避難者 (人)	
松江	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	235
木次	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出雲	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	92
川本	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	31
浜田	72	1,030	21	67	0	36	67	58	1	101	1	32	91	254	8	26
益田	455	1,769	62	194	35	319	352	288	5	135	6	180	661	1,916	12	40
隠岐	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	249	654
計	527	3,829	83	261	65	355	419	346	6	236	7	192	752	2,170	366	1,078

第5節 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

第1 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

島根県、県下各市町村、島根県の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの以下に示す所掌事務又は業務を通じて島根県の地域に係る防災に寄与するものとする。

機 関 名		処理すべき防災事務又は業務の大綱
島 根 県		(1) 島根県防災会議に関する事務 (2) 島根県の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 (3) 災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施
市 町 村		(1) 市町村防災会議に関する事務 (2) 当該市町村の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施
指 定 地 方 行 政 機 関	中国管区警察局	(1) 管内各警察の指導、調整に関する事 (2) 広域緊急援助隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関する事 (3) 関係機関との協力に関する事 (4) 情報の収集及び連絡に関する事 (5) 警察通信の運用に関する事 (6) 津波警報の伝達に関する事
	中国四国防衛局	(1) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関する事
	中国財務局	(1) 金融機関に対する緊急措置の指示 (2) 地方公共団体に対する災害融資 (3) 災害復旧事業の査定立会
	中国四国厚生局	(1) 独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療の提供）
	中国四国農政局	(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地農業用施設等の防護に関する事 (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関する事 (3) 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導に関する事 (4) 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材及び生鮮食料品等の供給、病害虫の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策に関する事 (5) 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業に関する事 (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、(株)日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関する事 (7) 主要食糧の売渡し等
近畿中国森林管理局	(1) 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 (2) 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 (3) 災害対策に必要な木材の供給	

機 関 名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関 中国経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導 (4) 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
原子力安全・保安院中国 四国産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導 (3) 鉱山における災害防止 (4) 鉱山災害の応急対
中国運輸局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 輸送等の安全確保に関する指導監督 (3) 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 (4) 船舶運航事業者に対する航海命令 (5) 自動車運送事業者に対する運送命令
大阪航空局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における航空輸送の調査及び指導 (2) 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
第八管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海難救助 (2) 海洋の汚染の防止 (3) 海上における公安警備 (4) 海上災害防止に関する防災思想の普及 (5) 海上における安全確保、船舶交通の規制
大阪管区气象台	<ul style="list-style-type: none"> (1) 津波警報等及び地震・津波情報の発表と伝達 (2) 気象等予報及び警報の発表と伝達
中国総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常無線通信の確保（電波法第74条参照） (2) 非常事態における有線電気通信の確保（有線電気通信法第15条参照） (3) 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請
島根労働局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 産業災害防止についての監督、指導 (2) 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導 (3) 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 (4) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職への斡旋の実施 (5) 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 (6) 被災事業主に対する特別措置等の実施
中国地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 (2) 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 (3) 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言 (4) 災害に関する情報の収集及び伝達 (5) 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 (6) 災害時における交通確保 (7) 海洋の汚染の防除 (8) 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
陸上自衛隊出雲駐屯部隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害緊急対策及び災害復旧対策の実施

機 関 名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
指 定 公 共 機 関 郵便事業株式会社 中国支社 郵便局株式会社 中国支社	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 (8) 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
日本貨物鉄道株式会社	(1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
西日本電信電話株式会社 島根支店	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 (2) 緊急を要する電話通話の取扱い
株式会社I.N.T.エー・ティ・エフ 中国支社島根支店	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
K D D I 株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
日本銀行	(1) 災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関する事
日本赤十字社	(1) 医療、助産等救助保護の実施 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義えん金品の募集及び配分
独立行政法人国立病院 機構本部中国四国ブロッ ク事務所	(1) 医療、助産等救護活動の実施
日本放送協会	(1) 気象等予報及び警報の放送 (2) 災害応急対策等の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
西日本高速道路株式会社	(1) 道路等の防災管理及び災害復旧 (2) 災害救助、水防、消防活動等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
日本通運株式会社	(1) 陸路による緊急輸送の確保
中国電力株式会社	(1) ダム施設等の防災管理及び災害復旧 (2) 電力供給の確保
指 定 地 方 公 共 機 関 隠岐汽船株式会社	(1) 海上における緊急輸送の確保 (2) 運航船舶の安全管理及び事故対策
一畑電車株式会社	(1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
石見交通株式会社	(1) 陸路による緊急輸送の確保 (2) 運航車両等の安全管理及び事故対策
株式会社山陰放送 山陰中央テレビジョン 放送株式会社 日本海テレビジョン放送 株式会社 株式会社エフエム山陰	(1) 気象等予報及び警報の放送 (2) 災害応急対策の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動

機 関 名	処理すべき防災事務又は業務の大綱	
指定地方公共機関	出雲ガス株式会社 浜田ガス株式会社	(1) ガス施設等の防災管理と災害復旧 (2) 都市ガスの供給
	島根県医師会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
	島根県看護協会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
	島根県エルピーガス協会	(1) エルピーガス施設の防災管理と災害復旧 (2) エルピーガスの供給
	山陰ケーブルビジョン株式会社 出雲ケーブルビジョン株式会社 石見ケーブルビジョン株式会社 ひらたCATV株式会社	(1) 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 (2) その他災害に関する広報活動
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	境港管理組合	(1) 境港防災管理と災害復旧
	土地改良区	(1) 水門、水路、溜池等の施設の防災管理及び災害復旧 (2) たん水の防排除
	全国農業協同組合連合会 島根県本部	(1) 緊急物資の調達 (2) 陸路による緊急輸送の協力
	漁業協同組合 J F しまね	(1) 流出油等の防除方針決定への参画 (2) 流出油等事故による風評対策
	農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資又は斡旋 (3) 有線放送施設の利用による公共団体の行う災害対策への協力
	森林組合	(1) 協同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資又は斡旋 (3) 有線放送施設の利用による公共団体の行う災害対策への協力
	漁業協同組合	(1) 協同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資又は斡旋 (3) 有線放送施設の利用による公共団体の行う災害対策への協力 (4) 流出油等の防除 (5) 流出油等事故により被害を受けた組合員の補償請求対策
	商工会議所 商工会等	(1) 物価安定についての協力、徹底 (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
	病院等経営者	(1) 負傷者等の医療、助産、救護についての協力
	一般運輸業者	(1) 緊急輸送に対する協力
	ダム施設の管理者	(1) ダム等施設の防災管理
	溜池管理者	(1) 農業用溜池等の防災管理
	社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
	社会福祉施設経営者	(1) 被災者の保護についての協力
	金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金融資その他緊急措置に関する協力
学校法人	(1) 応急教育対策及び被災施設の災害復旧 (2) 被災者の一時収容等応急措置についての協力	

機 関 名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
危険物等の管理者	(1) 危険物等の保安措置
都市ガス関係機関	(1) ガス施設等の防災管理と災害復旧 (2) 都市ガスの供給
エルピーガス取扱機関	(1) エルピーガス施設の防災管理と災害復旧 (2) エルピーガスの供給

第2 県民及び事業所の基本的責務

県民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

	基本的責務
県 民	「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、県民はこの観点に立ち、日頃から自主的に地震災害に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市町村・防災関係機関が行う防災活動に参加する必要がある。 また、県民は、地震災害に際しての初期消火、救出・救助、避難活動等における隣保互助により、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、相互に協力するとともに、県及び市町村が実施する防災業務について、自発的に協力し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
事業所	事業所の事業者（管理者）は、県、市町村及び防災関係機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

第6節 計画の運用等

第1 平常時の運用

各防災機関は、平常時において、本計画の目的及び基本方針に基づき、予防計画で定めた防災業務を遂行するとともに、普段の危機管理や防災に関する調査研究、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・研修、防災訓練の実施などを通して計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

1 基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

県、市町村及び防災関係機関は、各種施策・事業の実施に当たり、当該施策・事業が本計画の基本方針及び災害予防計画に合致したものであるかを点検し、必要に応じて施策・事業の修正に努めるものとする。

また、県、市町村及び防災関係機関は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行うものとする。

2 災害応急対策計画等の習熟及びマニュアルの整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、県、市町村及び防災関係機関の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じて計画運用のためのマニュアルを整備しておくものとする。

第2 災害時の運用

発災時においては、本計画の災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努めるものとする。

第 2 章 震災予防計画

第2章 震災予防計画

島根県における周到でかつ十分な震災予防対策を推進するための計画の構成は、以下のとおりである。

第1 地震、津波災害に強い県土づくりの整備に関する対策

地震・津波による被害を予防し、その影響範囲を局所化し、最小限に止められるよう、地震、津波災害に強い県土づくりを実現する必要がある。

そのため、県、市町村及び防災関係機関は、地盤災害、津波災害、建築・公共土木施設災害及びライフライン・交通施設災害等を予防するための各種事業や危険物施設等の安全対策を推進する。

第2 震災応急対策活動に備えるための事前の活動体制等の整備

地震災害発生直後の初動段階、避難救援期における応急対策を効果的に推進するための各種応急対策活動体制及び活動要領等を整備しておく必要がある。

そのため、まず、災害対策本部の設置要領や震災時の職員配備基準をはじめとする初動体制を整備しておくとともに、地震・津波警報及び被害情報等の収集・伝達体制、広報体制を整備しておく。

又、地震、津波、火災等に対応する避難予防対策、消防活動、救出・救急活動、医療救護活動、交通確保・交通規制、緊急輸送等の応急対策実施体制を整備しておく。

さらに、広域防災拠点等の防災施設、装備、緊急輸送ネットワーク等を整備するとともに、物資及び資機材等の備蓄・調達体制の整備により、食糧、水、生活必需品等の確保・供給活動に備える。

第3 防災教育の推進

地震、津波災害に際して、人的被害を最小限とし、生活上の制約（障害）を解消するためには、日頃から防災機関職員及び県民等の防災意識の啓発や防災行動力の向上に関する施策の推進が不可欠である。

そのため、消防団、自主防災組織等の強化・育成、災害ボランティアの活動環境の整備、防災機関職員及び県民等に対する防災教育、防災訓練の充実、災害時要援護者の安全確保に関する対策を推進するとともに、各種調査研究を実施する。

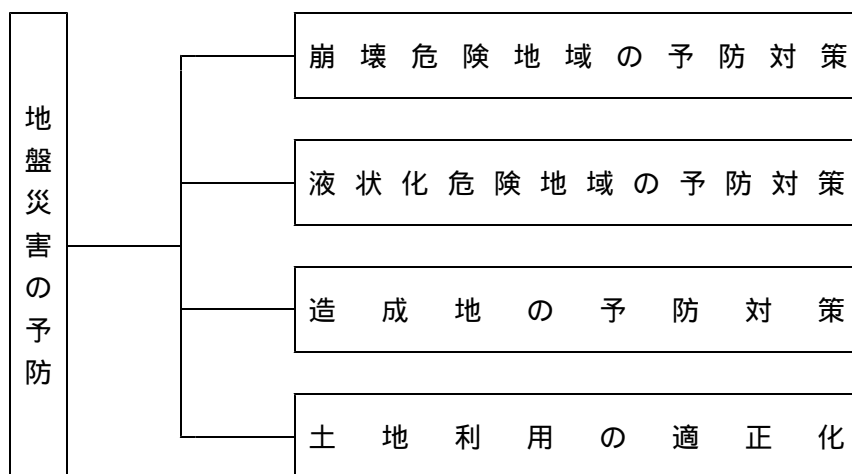
第1節 地盤災害の予防

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震による被害は地盤によって大きく異なる。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、当該地域の地形、地質、自然特性及び災害特性を十分に把握し、最も適した土地利用を計画的に実施する必要がある。しかし、地盤の危険性の高い地域にも高度な土地利用が行われているのが現状である。このため、今後適正な土地利用を推進するとともに、地震災害時の崩壊危険地域や液状化危険地域等の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

2 対策の体系



3 留意点

地盤災害は地域特性が極めて顕著な要因であり、特に本県は県域の多くが風化花崗岩による特殊土壌地帯であることから、対策の実施に際しては地域の特性を十分に調査検討し、その結果を反映したきめ細やかなものとする必要がある。

第2 崩壊危険地域の予防対策

実施機関 県（総務部消防防災課、農林水産部農地整備課、森林整備課、土木部砂防課、建築住宅課）、市町村、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国地方整備局

1 地すべり災害の防止対策

通常の地すべりは緩斜面に多く、地層の移動が継続的かつ緩慢であるが、地震によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。そこで、以下の対策を促進する。

(1) 地すべり危険箇所の把握、周知

県は、国土交通省及び農林水産省（農村振興局、林野庁）関係の地すべり危険箇所調査により危険箇所の把握に努めている。そのうち、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長、誘発のおそれの極めて大きいもので、公共の利害に密接に関係するものは「地すべり防止区域」として指定されている。

そこで、県は、当該市町村及び地域住民の協力を得て、逐次、地すべり区域等の把握のため各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定及び対策を促進する。

又、地すべりが発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域の土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域に指定する。

(2) 地すべり防止対策工の実施

国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域においては、地すべり等防止法に基づき重要度に応じ、順次その防止工事を実施する。

地すべり防止工事には、地すべりが起こらないようにする抑制工と地すべりを抑える抑止工があり、状況に応じてそれらの工事を実施していく。

なお、未指定箇所にかかる危険箇所については、危険度等に応じ指定の促進を図ると共に、対策工事を実施する。

(3) 警戒体制の確立

地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。特に危険度の高い地すべり危険箇所に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に対しての観測体制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対してはソフト対策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、警戒体制を確立し、被害の軽減を図る。

現在、総合防災情報システム及び砂防課ホームページにより、指定地・危険地の位置が確認できるので、本システムを十分に活用し、地域住民の認識を高める。

市町村は、土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、その地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、地すべりのおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行えるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布するなど必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域内に高齢者、障がい者等が主に利用する施設があれば、当該施設への土砂災害情報等の伝達方法についても市町村地域防災計画に規定し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

2 急傾斜地崩壊危険区域

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、危険度の高い急傾斜地に対しては「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。又、危険度の把握のため定期的に危険度の高い急傾斜地の調査の促進を図る。

(2) 崩壊防止対策の実施

急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限し、急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。

県は、急傾斜地（傾斜度30度以上、高さが5 m以上の土地）の崩壊が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域の土砂災害を防ずるために警戒避難体制を特に整理すべき土地の区域を、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域に指定する。さらに、土砂災害警戒区域のうち特に住民の生命又は身体に著し

い危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

県及び市町村は、急傾斜地の資料を整備し、地域防災計画に組み込み、周辺住民等に周知徹底を図る。特に、市町村は、周辺住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所及び避難所・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努める。

(3) 警戒・避難体制の整備

県、市町村及び国土交通省中国地方整備局は、地震時の災害発生防止のため、危険度の高い急傾斜地の周辺では危険性を示す標識の設置及び保全・管理に関する住民への指導を実施する。又、必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。

危険地域の住民においても、常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認3要素『危険な時期、危険な場所、危険な前兆』の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

市町村は、土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、その地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊のおそれがある場合の避難地に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布するなど必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域内に高齢者、障がい者等が主に利用する施設があれば、当該施設への土砂災害情報等の伝達方法についても市町村地域防災計画に規定し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

(4) 住宅移転の促進等

県及び市町村は災害危険区域を指定し、当該区域内において、住宅等の建築制限を行う。又、がけ条例に基づく既存不適格住宅に対しては、移転促進のための啓発を行い、がけ地近隣等危険住宅移転事業の促進を図る。

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、市町村と連絡調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行う。

3 土石流災害の予防対策

(1) 土石流危険渓流の砂防地指定

危険度の高い渓流に対しては「砂防法」に基づいて砂防指定地に指定し、総合的な対策の実施を図る。又、危険度の把握のため定期的に土石流危険渓流の調査の促進を図る。

(2) 土石流対策工の実施

国土交通大臣により砂防指定地に指定された土地に対しては、土石流対策として、砂防工事の実施及び土砂災害防除のための立木の伐採、土石の採取等の行為制限がなされる。

(3) 警戒体制の確立

地震による災害発生防止のため、危険度の高い渓流の周辺で保全・管理に関する住民への周

知・指導を実施する。

県は土石流が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域の土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域に指定する。さらに、土砂災害警戒区域のうち特に住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

市町村は、土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、その地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土石流のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布するなど必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域内に高齢者、障がい者等が主に利用する施設があれば、当該施設への土砂災害情報等の伝達方法についても市町村地域防災計画に規定し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

(4) 住宅移転の促進等

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認めながらその所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、市町村と連携調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行う。

関係機関及び市町村は連絡調整を図った上、各種制度の活用により、人命、財産等を土石流から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

4 震災後の土砂災害の予防対策

震災後は地盤が緩んでいるため、降雨などの他の自然条件でも土砂災害が発生しやすくなるので、崩壊危険地域の点検、降雨時の警戒基準等を変更する必要がある。

第3 液状化危険地域の予防対策

実施機関 県（総務部営繕課、消防防災課、農林水産部農地整備課、土木部道路維持課、道路建設課、建築住宅課）、市町村、防災関係機関

1 液状化現象の調査研究

県東部を中心として沖積層の堆積している地域ではその地質と地下水の条件により、地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性がある。

県及び市町村は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する研究成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果の県民への普及に努める。

2 液状化対策工法の指導

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、周辺環境への影響等を考慮して、以下の工法をはじめとする各種工法を設置主体者や設計者に対し普及させ施設整備に反映させる。

(1) 土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設、港湾施設、河川施設及び橋梁等）の液状化対策工法には、大別して地盤改良による工法と構造物で対応する方法があり、それぞれの工法の概要は以下のとおりである。

ア 地盤改良による工法

（ア）地盤を液状化しない材料と入れ替える置換工法

（イ）振動又は衝撃により、地盤内に砂杭を形成し地盤を締め固める工法

（サンドコンパクション工法等）

（ウ）押え盛土により地盤を過圧密にする盛土工法

（エ）地盤に凝固剤を攪拌混合する固化工法（深層混合処理工法）

（オ）地盤内に砕石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させる工法等（グラベルドレーン工法）

イ 構造物で対応する方法

（ア）構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法

（イ）支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど、既設構造物の耐力を増す方法等

(2) 建築物

建築物の液状化対策工法としては、地盤改良工法が有効であるが、万一液状化現象が発生しても、建築物が大きな被害を受けないよう建築物の耐震化工法を施しておくことも重要である。

地盤に液状化の可能性がある場合は、下記の対策工法が有効である。

（ア）置換え、締め固め、固化等の有効な地盤改良を行う。

（イ）基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎やベタ基礎とする。

（ウ）基礎杭を用いる。

(3) 地下埋設物

地下埋設物の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法とに大別される。なお、それぞれの対策工法の概要は以下のとおりである。

ア 管路に施す工法

（ア）既存施設の技術的改良

既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、耐震性の低い施設については既設管の補強措置の促進及び地盤改良対策の推進を図る。

（イ）新設管の耐震化

a 管渠の設計に先立ち、土質調査若しくは既存資料による周辺地盤の液状化判定を行い必要に応じ地盤改良等の対策を施す。

b ダクダイル鑄鉄管・鋼管等の耐震管の採用及び継手等管路の耐震性向上に努める。

c 管渠の接続部には、可とう性継手を用いることにより耐震性の向上を図る。

イ 地盤改良工法

上記アと同じ

第4 造成地の予防対策

実施機関 県（土木部砂防課、都市計画課、建築住宅課）、市町村

1 災害防止に関する指導

造成地に発生する災害の防止は都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法及び土砂災害防止法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認、特定開発行為等の許可の審査

並びに当該工事の施工に関する指導監督を通じて行う。

又、造成後は、巡視等により違法開発行為の取締り、定期的な巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

2 災害防止に関する指導基準

(1) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

又、都市計画区域外において、土砂災害特別警戒区域内の土地については住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、土砂災害防止法に基づき、原則として認めない。

(2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成を予定する土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

第5 土地利用の適正化

実施機関 県（総務部消防防災課、地域振興部土地資源対策課、農林水産部農地整備課、土木部道路維持課、道路建設課、高速道路推進課、河川課、砂防課、港湾空港課、都市計画課、建築住宅課）、市町村

1 土地条件の評価

(1) 土地自然情報の整備

地形、地質、地盤、河川、土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の自然災害に関連する情報を収集・解析し、適正かつ安全な土地利用の推進に資する。

(2) 災害強度評価の実施

上記の情報を用いて、対象とする土地の地震に対する強度をいろいろな観点から評価し、その結果に基づいた適切な土地利用や対策に関する調査を実施する。

又、その結果は、防災カルテや防災マップ等の形で公開していくこととする。

(3) 情報の公開

上記で整備する土地自然に関する情報や評価結果について、広く一般県民に対して公開することにより、県民の意識を啓発し、県民と行政が協力した土地利用の適正化事業の推進に資する。

2 土地利用の誘導、規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画法、さらに土砂災害防止法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 津波災害の予防

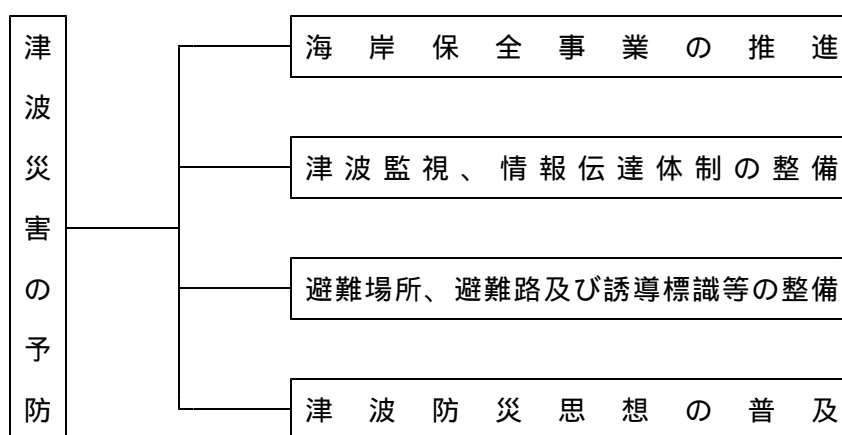
第1 基本的な考え方

1 趣旨

本県は長い海岸線を有することや、過去、昭和58年日本海中部地震、平成5年北海道南西沖地震に見られるように、津波による被害を受けてきたことから、津波災害に対する予防措置を推進しておく必要がある。

そのため、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設の整備計画を推進するとともに、津波監視体制、地震・津波に関する予報及び警報（以下「予警報」という。）、避難指示等の情報伝達体制及び避難所・避難路等の整備に努め、津波に対する啓発対策を推進する。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 県内の地域によって沿岸部の地形及び地盤高、沿岸部の市街化状況、海岸保全施設や避難施設等の整備状況等が大きく異なり、地域ごとに津波の被害を受ける要因や内容が異なってくる。したがって、これらの地域特性等に対応した津波対策を実施していく必要がある。

(2) 津波による漂着物の堆積等により交通が遮断され、孤立地区が発生するおそれがあるため、第2章第24節（孤立地区対策）に定めるところにより、通信手段の確保、物資供給体制と救助体制の確立、孤立に強い地区づくり、道路寸断への対応など必要な対策を行う必要がある。

第2 海岸保全事業の推進

1 海岸における危険予想箇所の把握

実施機関 県（総務部消防防災課、農林水産部農地整備課、漁港漁場整備課、土木部河川課、港湾空港課）、市町村、中国地方整備局

(1) 現況

本県は、沿岸部や島しょ地域があり、昭和58年日本海中部地震、平成5年北海道南西沖地震で負傷者や家屋の浸水が生じるなど、過去の地震時に津波の影響を受けたことがある。

(2) 対策

県は、海岸において津波災害の予想される区域等を調査し、危険な箇所の指定を行う。

県及び市町村は、県において把握された海岸における危険箇所（海岸）について、関係市町村・住民への周知に努める。

2 海岸保全施設整備の推進による津波に強い地域の整備

実施機関 県（農林水産部農地整備課、漁港漁場整備課、土木部河川課、港湾空港課）、市町村、中国地方整備局

各海岸管理者は、津波による被害を軽減するため、海岸保全施設の整備を促進する。

そのため、県及び市町村は、津波災害の被害が生じやすい海岸を対象として、波浪等に対応できる護岸等の海岸保全施設の整備を実施し、また、既存施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

そのほか、海岸環境にも配慮しつつ、人工リーフ等沖合施設と護岸を組み合わせることで波浪の静穏化を図り海岸の侵食防止と波浪の被害から海岸を防護する。

第3 津波監視、情報伝達体制の整備

実施機関 県（総務部消防防災課、農林水産部農地整備課、漁港漁場整備課、土木部河川課、港湾空港課）、市町村、中国地方整備局

1 海面監視体制の確立

沿岸市町村は、強い地震（震度4程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、津波警報等が発表されるまでに津波の襲来が予想されるので、気象庁の「津波の心配はありません」という通報があるまでは、安全な地点で海面を監視する体制を確立する。

2 情報伝達体制の確立

沿岸市町村は、住民に対し、津波警報等の夜間・休日の受信・伝達体制を確立しておき、沿岸住民への津波警報等の伝達手段として、市町村防災行政無線（同報系）の整備を促進するとともに、サイレン等可能な限り多数の情報伝達手段を確保する。

地震動による土砂災害に加え、津波による漂流物の堆積等により、交通が寸断され、孤立が予想される地区については、多様な通信手段を確保し、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努めるとともに、これらの機器の配置、固定方法等を十分に検討する。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

なお住民に対しては迅速な避難行動がとれるよう予め避難経路、避難場所の周知をしておくものとする。

また、多数の人出が予想される海岸及び港湾等の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立する。

第4 避難場所、避難路及び誘導標識等の整備

実施機関 市町村

1 避難場所、避難路の指定、整備

沿岸市町村は、津波による被害を防止するため、事前に避難場所及び避難路が津波に対して危険な区域に立地していないか点検するとともに、より安全な避難場所及び避難路の指定を推進する。

また、周囲に高台がない地域では、津波避難ビル、津波避難タワーその他の人工的な高台構造物の指定・整備を進める。

2 避難誘導標識等の整備

沿岸市町村は、津波からの避難をスムーズに実施できるよう、統一的な絵記号等を利用したわかりやすい避難誘導標識等を整備するとともに、住民に対してその内容の周知を促進する。

第5 津波防災思想の普及

実施機関 県（総務部消防防災課、農林水産部農地整備課、漁港漁場整備課、土木部河川課、港湾空港課）、市町村、中国地方整備局、第八管区海上保安本部

県、沿岸市町村及び防災関係機関は、津波をともなう地震に遭遇した時の対応方法等に関して、次の内容の普及啓発を図る。

(1) 一般住民に対する内容

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに海浜から離れ急いで高台等の安全な場所に避難する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線、有線放送等を通じて入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表された時は直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。
- エ 津波注意報でも、海水浴や海釣りは危険なので行わない。
- オ 津波は繰り返しおそってくるので、警報、注意報が解除されるまで海浜に近づかない。

(2) 船舶に対する内容

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに湾外（水深の深い広い海域）に退避する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送を通じて入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表された時は直ちに港外に退避する。
- エ 港外に退避できない小型船は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- オ 津波は繰り返しおそってくるので、警報、注意報が解除されるまで退避等を継続する。

(3) 漁業従事者等に対する内容

港の管理者は、船舶の安全対策を講ずるとともに、津波による貯木材、養殖筏、船舶等の流出や危険物施設等による二次災害を防止するため、港の利用者等と協議し、二次災害防止のための対策やマニュアルを整備しておくよう徹底する。

第3節 建築物・公共土木施設災害の予防

第1 基本的な考え方

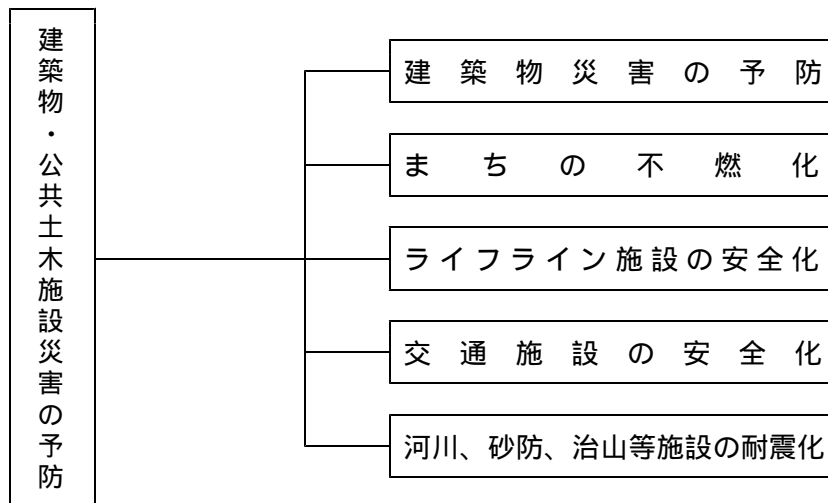
1 趣旨

地震発生時の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる建築物等、防災上重要な建築物としての公共施設をはじめ道路、空港、鉄道等の交通施設、電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、河川、港湾、その他の公共土木施設は、県民の日常生活、経済活動、また地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものである。

これらの公共施設について、震災後、直ちに機能回復を図ることは勿論、事後の応急復旧よりも、事前の予防措置を講じることが、はるかに重要かつ有効である。

このため、人的被害を防止し、応急対策活動拠点や被災者救護施設の確保を図るため、各施設の耐震性に対する設計指針を策定し、耐震化・不燃化を促進し、被害を最小限にとどめるよう万全の措置を講ずる。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 地域特性と対策の検討

県内においても、地域によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、地域ごとに建築物の受ける被害の要因や内容が異なってくる。したがって、地域の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していく必要がある。

(2) 都市機能確保のための事前対策の重要性

電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設及び道路、鉄道、空港、港湾等の交通施設における地震動や地盤の液状化による管路網の破損及び断線あるいは盛土の崩壊等による路盤や路床の破損等の被害は、地震発生後の応急対策活動や県民生活に大きな影響を与える。

しかも、ライフライン施設や交通施設は線的な施設であるため、ネットワーク全体の機能の復旧には長期間を要するケースも想定される。したがって、事前にこうした機能を確保するための対策を講ずることは、震災対策全体にとっても果たす役割は大きい。

(3) 防災上重要な施設の耐震化

構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動や避難救護活動にとって著しい妨げとなるおそれがあるものについて、施設の耐震化を重点的に推進していくことが重要である。

第2 建築物の災害予防

1 建築物の防災体系の整備

実施機関 県（総務部営繕課、土木部建築住宅課）、市町村

(1) 建築物の耐震化指針等の策定

建築物の用途や防災上の位置付け及び所在地域の条件等を勘案して耐震性能向上の指針を策定する。

(2) 建築物防災推進体制の整備

耐震診断・耐震改修及び応急危険度判定や被災度区分判定等を行う建築技術者を養成するため講習会の開催や情報の提供を行う。

災害対策活動を行う技術者の確保や技術の開発・実施方策等について、平素より建築関連団体との協力・支援体制を整備し情報交換等を行う。

(3) 災害予防意識の啓発

地震に対する建築防災に関して情報の提供や広報活動、講習会の開催及び相談窓口の設置などを行い、県民や建築技術者の意識の啓発を図る。

また、各種の助成制度を活用して民間住宅の耐震化を促進する。

2 建築物の耐震化の推進

実施機関 県（総務部管財課、営繕課、消防防災課、健康福祉部健康福祉総務課、土木部建築住宅課、教育庁教育施設課、警察本部会計課）、市町村、建築物所有者・管理者

(1) 防災上重要な建築物の耐震化

県及び市町村は、防災上重要な施設のうち重点的に耐震化を図る建築物（防災上重要な建築物）を指定して耐震性能の調査を行い、必要に応じて耐震改修等の耐震化や人的被害の防止措置の促進を図る。

(2) 特定建築物の耐震化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定した「島根県建築物耐震改修促進計画」の実現に向け、法に定める特定建築物（不特定多数の人が利用する建築物、危険物の貯蔵等をする建築物、多数の者の円滑な通行・避難を困難とする恐れのある建築物）の所有者に対し指導・助言を行うほか、助成制度を活用して耐震診断・耐震改修の実施を促進する。

(3) 人的被害の防止措置

県及び市町村は、多数の人が通行する道や通学路及び災害時の避難路に面して設置されているブロック塀や看板・建物飾りが地震の際倒壊又は落下して人的被害が発生する恐れがある場合は、その管理者に対して倒壊や落下防止の措置を講ずるよう指導する。

防災上重要な建築物

1. 防災上の拠点施設

1.1 災害対策の中核施設

建物名称	地区	構造・階	建物名称	地区	構造・階	建物名称	地区	構造・階
県庁 本庁舎	松江	RC.6	県庁 南庁舎	松江	RC.6	県庁 東庁舎	松江	RC.4
県庁 議会棟	松江	RC.3	県庁 分庁舎	松江	RC.3	県庁第二分庁舎	松江	RC.4
松江合同庁舎	松江	SRC.7	雲南合同庁舎	木次	RC.5	出雲合同庁舎	出雲	SRC.7
川本合同庁舎	川本	RC.5+RC.2	浜田合同庁舎	浜田	RC.6	益田合同庁舎	益田	RC.6
隠岐合同庁舎	隠岐	RC.6	警察本部庁舎	松江	SRC+RC.7			

1.2 災害対策の活動拠点

建物名称	地区	構造・階	建物名称	地区	構造・階	建物名称	地区	構造・階
松江保健所	松江	RC.4	雲南保健所	木次	RC.2	出雲保健所	出雲	RC.2
			浜田保健所	浜田	RC.3	益田保健所	益田	RC.2
県央保健所	大田	RC.2	隠岐保健所(島前)	隠岐	RC.3	消防学校	松江	RC.2
大田集合庁舎	大田	RC.5	仁多集合庁舎	木次	RC.3	島前集合庁舎	隠岐	RC.2
広瀬土木事業所	松江	RC.1	津和野土木事業所	益田	S.1	農業技術センター	出雲	RC.4
水産技術センター	浜田	RC.3	畜産技術センター	出雲	RC.2	産業技術センター	松江	SRC+RC.4
保健環境科学研究所	松江	RC.5	宍道湖東部浄化センター	松江	RC.3	宍道湖西部浄化センター	出雲	RC.2
浜田河川総開事務所	浜田	S.2	浜田ダム管理所	浜田	RC.2	三瓶ダム管理所	大田	RC.2
銚子ダム管理所	隠岐	RC.2	警察本部平成庁舎	松江	RC.3	警察署/広域交番(17)		RC

2. 多数の人を収容する建物

建物名称	地区	構造・階	建物名称	地区	構造・階	建物名称	地区	構造・階
島根県民会館	松江	RC.4	出雲空港ターミナルビル	出雲	S.3	県立図書館	松江	RC+S.2
県立博物館	松江	RC.2	県立美術館	松江	SRC+S.2	県立武道館	松江	RC+S.3
石見武道館	浜田	RC.2	県立体育館	浜田	RC+S.3	産業交流会館	松江	SRC+RC.5
女性総合センター	大田	SRC.6	東部総合福祉センター	松江	RC.5	西部総合福祉センター	浜田	RC.4
三瓶自然館	大田	RC+S.2	しまね海洋館	浜田	RC.3	宍道湖自然館	出雲	RC.2
県立大学	浜田	RC.3	島根女子短期大学	松江	RC.4	看護短期大学	出雲	RC.3
農業大学校	大田	RC.3	県立学校 校舎		RC	高等技術校 校舎		RC.S
松江高等看護学校	松江	RC+S.3	石見高等看護学校	益田	RC.3	自治研修所	松江	RC.3
中央児童相談所	松江	RC.2	出雲児童相談所	出雲	S.1	浜田児童相談所	浜田	S.1
益田児童相談所	益田	CB.1	わかたけ学園	松江	RC.2	物産観光館	松江	S.2
青少年の家	出雲	RC.3	少年自然の家	浜田	S.1	運転免許センター	松江	S.4
西部運転免許センター	浜田	S.3	浜山公園体育館	出雲	RC.2	浜山公園陸上競技場 メインスタンド	出雲	RC.4

3. 被災者の避難・救護施設

建物名称	地区	構造・階	建物名称	地区	構造・階	建物名称	地区	構造・階
県立学校屋内運動場		RC+S	県立中央病院	出雲	SRC.10	こころの医療センター	出雲	RC.3

3 建築物の不燃化の推進

実施機関 県（総務部管財課、健康福祉部健康福祉総務課、土木部建築住宅課、都市計画課、教育庁教育施設課、警察本部会計課）、市町村

(1) 防火、準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域指定現況は次表のとおり。

都市名	準防火地域 (ha)	最終決定年月日
松江市	232.5	S49. 8. 1
出雲市	62.0	H 8. 4. 22
浜田市	140.0	H 8. 4. 22
計	434.5	

県及び市町村は、建築物が密集しており火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物の建築の促進に努め、建築物の不燃化の推進を図り、また、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造とし火災の延焼の防止を図る。特に、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、都市の不燃化の促進を図る。

(2) 密集住宅市街地等の不燃化の促進

老朽化した木造建築物等が密集する市街地は、大規模災害時に大火災となるなど防災上危険な状況にあり、このような地域については建築物の不燃化を特に推進する必要がある。

(3) 屋根不燃化区域の指定

県及び建築主事を置く市（建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市を除く）は、防火・準防火地域以外の市街地において木造等の建築物の延焼による火災を防止するため、建築基準法第22条に基づく指定区域（耐火・準耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造り、又はふく必要等がある区域）の指定を行う。

(4) 建築物の防火の推進

県及び建築主事を置く市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上、避難上の各種改善指導を行う。

(5) 消火活動困難地域の解消

県及び市町村は、市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

(6) 延焼遮断帯等の整備

県及び市町村は、広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図る。

(7) 消防水利・防火水槽等の整備

市町村は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

(8) その他の災害防止事業

市町村は、火災時の効果的な消防活動が可能になるように消防活動路の確保について検討する。また、都市公園や防災活動拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第3 まちの不燃化

実施機関 県（農林水産部農村整備課、土木部道路維持課、都市計画課、建築住宅課）、市町村、中国地方整備局

1 「防災都市づくり計画」策定の推進

県又は市町村が主体となって行う都市防火区域の整備や避難地・避難路の確保等の都市レベルの対策及び、市民が中心となって行う密集市街地等の防災上危険な市街地を対象とした地区レベルの対策等について、基本的な方針、具体の計画、進め方を定めた「防災都市づくり計画」の策定を推進する。

2 都市の防災構造化の推進

県及び市町村は、都市地域の防災構造化を進めるため、道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、防災空間を確保・拡充する。また、安全で良好な市街地の形成に向け、住民等のまちづくり活動の活性化を図るとともに、災害危険度等調査、住民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難地・避難路周辺等の建築物の不燃化といった多様な都市整備事業を重層的に実施し、都市の防災構造化対策を積極的に推進していく。

3 公園等の整備

(1) 道路の整備

道路は、県民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、地震災害時においては、緊急輸送路、避難路等の役割を發揮するほか、市街地火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、都市内の道路については多重性・代替性の確保が可能となるような整備を目指す。

(2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

都市公園や緑地は、都市内の緑のオープンスペースとして、県民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における避難地・避難路、延焼遮断あるいは救護活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。県及び市町村は、都市公園法、都市緑地法等に基づき、これらの都市公園等の計画的な配置・整備を積極的に推進するとともに緑地の保全を図る。

また、農村公園は、農村の総合整備の一環として農業者等農村居住者の健康増進と憩いの場を提供し、併せて生活環境・自然環境に資することを目的とするほか、災害時においては避難地として防災上重要な役割を持っている。県及び市町村、土地改良区は、それらの整備を推進する。さらに、必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

公園・緑地等の整備状況は、次表のとおりである。

都市公園箇所数	総面積	備 考
324箇所	1012ha	H21.3.31現在、県・市・町総計

(3) 共同溝等の整備

国、県及び市町村は、都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容する共同溝等の整備を推進する。

4 市街地整備事業による整備

都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地整備事業を活用する。

(1) 市街地再開発事業の推進

市街地再開発事業が4地区実施済である。(平成22年4月1日現在)

近年の都市化の進展に伴い都市部及び周辺地域における災害危険性が増大しているが、再開発事業を活用し、建築物の共同化、不燃化等を促進することにより避難地及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、併せて地域の防災活動の拠点整備を図る。

実施に当たっては、市町村等を通じて関係権利者等への事業の目的、効果等の周知を図り、都市再開発法に基づく市街地再開発組合等の民間活力を活用し実施する。

(2) 土地区画整理事業の推進

近年の都市への人口及び産業の集中により、都市の既成市街地の中には、道路・公園等の都市基盤施設の整備が立ち遅れたり、公共施設が未整備なまま小規模な宅地開発等が行われてスプロール化が進行している箇所がある。また、老朽化した建築物の多い木造密集市街地については、出火による被害が予想される。

土地区画整理事業の実施状況は、91地区 1274.6haが実施済である。(平成22年4月1日現在)

県及び市町村は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るほか、防災拠点との連携により、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備により、安全な市街地の形成を図る。

第4 ライフライン施設の安全化

1 電気施設の安全性の確保

実施機関1 県（企業局施設課）

(1) 発電所等の現況

企業局は、県内に12か所の発電所及び2か所の利水ダム（砂防との共同施設）を管理しており、発生した電気を中国電力株式会社に卸供給している。

発電所及びダムの概要は、次表のとおりである。

ア 発電所

所轄事務所名	東部事務所			
発電所所在地 使用河川 最大出力 [kW] 最大使用水量 [m ³ /s]	三成発電所 仁多郡奥出雲町三成1394-3 斐伊川水系斐伊川	飯梨川第一発電所 安来市広瀬町布部458 斐伊川水系飯梨川	飯梨川第二発電所 安来市広瀬町菅原695-7 斐伊川水系飯梨川	飯梨川第三発電所 安来市広瀬町布部2009 斐伊川水系飯梨川
	2,830 6.00	3,000 3.70	1,400 3.70	250 0.80

所轄事務所名	西部事務所			
発電所所在地 使用河川 最大出力 [kW] 最大使用水量 [m ³ /s]	八戸川第一発電所 江津市桜江町江尾104-2 江の川水系八戸川	八戸川第二発電所 江津市桜江町八戸1661-7 江の川水系八戸川	三隅川発電所 浜田市三隅町下古和1040-2 三隅川水系三隅川	浜田川発電所 浜田市河内町1968 浜田川水系浜田川
	6,300 12.00	2,500 10.00	7,400 4.70	2,000 2.30

所轄事務所名	西部事務所			
発電所所在地 使用河川 最大出力 [kW] 最大使用水量 [m ³ /s]	矢原川発電所 益田市美都町宇津川八1409-1 三隅川水系矢原川	御部発電所 浜田市三隅町上古和1913-13 三隅川水系三隅川	勝地発電所 江津市桜江町八戸1216-4 江の川水系八戸川	八戸川第三発電所 江津市桜江町八戸1661-9 江の川水系八戸川
	100 0.50	460 2.00	770 3.00	240 0.60

イ 送電設備

所轄事務所名	西部事務所
送電所 電圧 [V] 亘長 [km] 区間	新八戸送電線 66,000 4.3 八戸川第一発電所から八戸川第二発電所

ウ ダム

所轄事務所名	東部事務所	西部事務所
ダム所在地 型式 有効貯水容量 [10 ³ m ³] 集水面積 [km ²]	三成ダム 仁多郡奥出雲町三成1393-5 中央7-1両岸重力式コンクリートダム 1,138 117.5	木都賀ダム 浜田市弥栄町木都賀11984-3 重力式コンクリートダム 1,558 62.0

これらの施設は、各施設ごとの設計基準に準拠し建設されたものであるが、企業局が定めた保安規程に基づいた巡視、点検及び測定を実施し、施設の現況把握・事故の未然防止に努めるとともに防災計画を策定する。

(2) 自主保安体制の構築

企業局は、劣化診断や耐震診断など施設の安全性について調査を実施し、安全性の低い施設について、計画的に更新等の安全化対策を実施していくものとする。

また、企業局危機管理計画を策定し、関係機関との連絡体制や事務分掌を明確にしておくものとする。

(3) 防災教育・訓練の充実

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、各事務所で独自に防災訓練を行う等、平素から災害対策諸施策を積極的に推進する。

実施機関2 中国電力

(1) 電気設備の現況

(平成22年4月1日現在)

種 別		数 量		
発 電 所	水 力	箇 所 数	20	
		最大出力(kW)	137,440	
	火 力	汽 力	箇 所 数	1
			最大出力(kW)	1,000,000
		内 燃 力	箇 所 数	2
			最大出力(kW)	32,700
	原 子 力		箇 所 数	1
	合 計		箇 所 数	24
		最大出力(kW)	2,450,040	
送 電 線 路	支持物数	(基)	3,865	
	長さ(亘長)	(km) 地中	29	
		(km) 架空	1,115	
変 電 所	箇 所 数	箇 所	42	
	出 力	(kVA)	5,469,000	
配 電 線 路	支持物数	(基)	254,607	
	長さ(亘長)	(km) 地中	241	
		(km) 架空	12,818	
配 電 塔 (22kV)		箇 所 数	9	
		容 量 (kVA)	46,000	
柱 上 変 圧 器		台 数	90,667	
		容 量 (kVA)	1,491,590	

(2) 自主保安体制の構築

発電設備、送電設備等は、関連する法令、基準等を満たす設備となっており、法令等による巡視、点検等を実施し、災害による被害の未然防止に努める。

設 備	現 況	
水力発電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。現行のダム施設において風水害等による損傷は発生していない。	
原子力発電設備	関連する法令、基準等を満足する設備となっている。また、原子炉等規制法に基づく原子炉施設保安規定ならびに電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。 島根2号機の安全上重要な施設は、地下10メートルの解放基盤表面に設置された基準地震動（最大加速398ガℓ）に耐えるように設計しており、1号機についても同様に398ガℓに対する耐震性を確認している。 基準地震動に対して余裕をもって原子炉を停止するよう、震度5強相当（地下階において水平加速度140ガℓ）の地震を検知した場合、原子炉停止信号が発信し、直ちに原子炉が自動停止する。	
火力発電設備	関連する法令、基準等を満足する設備となっている。高層建築物及び重要設備については、動的解析を実施し、安全性を確保している。 さらに地震に対して液状化しないよう地盤の改良を行っている。 また、電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。	
内燃力発電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。関連する法令、基準等を満足する設備となっており、安全性を確保している。	
送電	架空送電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。架空送電線ルートを選定時には、地滑り地形や洪水被害のおそれがある箇所等を極力避けて選定している。
	地中送電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。
変電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。	
配電	架空配電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。
	地中配電設備	

中国電力株式会社は、次の方法により、災害に伴う電力施設被害防止のための予防措置を講じる。

ア 計画目標

設 備	構 造 物	設 計 方 針
水力発電設備	ダ ム ゲ ー ト 機 器 建 物	河川管理施設等構造令・電気設備技術基準・発電規程・電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」及び建築基準法等による。
原子力発電設備	機 器 建 物	原子炉等規制法、電気事業法、建築基準法の技術基準、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針等による。
火力発電設備	機 器 建 物	電気事業法、建築基準法の技術基準、電気技術指針「火力発電所の耐震設計指針」等による。
内燃力発電設備	内燃機関 建 物 タ ン ク	電気事業法、建築基準法、消防法の技術基準、電気技術指針「火力発電所の耐震設計指針」等による。
架空送電設備	鉄 塔	電気設備技術基準及び架空送電線規程による。
地中送電設備	管 路	電気設備技術基準及び地中送電線規程による。

変電設備	機 器 建 物	電気設備技術基準・発変電規程による。
配電	架空配電設備 地中配電設備	電気設備技術基準及び配電工事基準等による。
	電 柱 管 路	

(1) 防災教育・訓練の充実

ア 防災教育

従業員に対し災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等防災意識の高揚に努める。

イ 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態に有効に機能することを確認する。

また、国および地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

2 ガス施設の安全性の確保

実施機関1 都市ガス事業者

(1) 都市ガス施設の現況

ア ガス製造施設

製造施設についてはガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規ならびに日本ガス協会技術基準に準拠している。

原料貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断または停止装置及び安全装置、消防設備などの保安設備を設けている。

イ 供給施設

(ア) ガスホルダー

ガスホルダーは製造施設と同様にガス事業法等の諸法規ならびに基準に基づいて設計しているほか、遮断装置及び離隔距離を考慮している。

(イ) ガス導管

ガス導管の設計はガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。導管材料には鋼管、鋳鉄管及びポリエチレン管を使用している。

ガス導管の接合は、溶接・機械的接合・融着接合としている。従来工法のネジ接合導管や、白ガス管・ネズミ鋳鉄管も残存しており順次計画的に入替を進めている。

なお、最近では耐震性、耐食性に優れたポリエチレン管による融着接合が大半を占めている。緊急遮断のためまたは供給操作上の必要により遮断弁を設置している。

事故処理のため緊急要員及び緊急車両を待機させており、事故の処理、及び消防、警察関係機関への連絡体制を整えている。

また、日本ガス協会を中心とした全国的な復旧支援体制を整えている。

ウ 通信設備

有線では災害時優先電話に加入している。

無線については固定局、移動局があり供給区域をカバーしている。

エ 巡視・点検

ガス事業法の規定に基づき定期検査、自主検査を行っている。

地震等災害時に被害の受けやすい箇所を中心に点検をすることとなっている。

オ 地震計の設置

都市ガス事業者構内に地震計（S Iセンサー）を設置しておりガスの供給を継続するか停止するかの判断に利用する。

カ マイコンガスメーター

一般の消費先に設置されているガスメーターは感震機能が付加されており、地震発生時には概ね震度5弱でガスを遮断する。

(2) 自主保安体制の構築

ア 施設の安全性強化

ガス導管については、ネズミ鋳鉄管、ネジ接合鋼管のポリエチレン管への入れ替えを促進し、耐震性のあるものとする。また、導管網ブロックの細分化を行い被害の拡大防止を図る。

イ 自主保安体制の整備

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

(ア) 定期自主検査を行い、必要事項を保存する。

(イ) 防災設備の維持管理、整備及び点検

(ウ) 緊急時の関係機関（防災協定事業者含む）に対する通報及び防災活動

(3) 防災教育・訓練の充実

ア 製造所の防災訓練

製造設備またはガス製造上の事故による二次災害防止を目的として、非常災害対策規則及び緊急措置要領に基づいて訓練を行う。なお必要により関係機関の実施指導を受ける。

イ 営業、供給部門の防災訓練

ガス供給設備またはガス供給上の事故による二次災害の防止を目的とする。

病院等重要施設との共同訓練に参加する。

職員の緊急出動訓練を行い、出動途中での点検報告を行う。

実施機関2 県（総務部消防防災課）、エルピーガス協会、エルピーガス販売業者

(1) エルピーガス施設の現況

平成22年4月1日現在、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく販売業者は141店ある。

県及びエルピーガス協会はエルピーガス販売業者に対し、災害予防のため、ガス施設の耐震性など安全性の向上、防災訓練の実施等の予防対策の推進を指導し、また情報提供を行う。

消費者に対しては、地震等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応について啓発を行う。

(2) 自主保安体制の構築

エルピーガス販売業者は、次の事項の整備を図る。

ア 新規工事施工時及び定期的調査・点検等の際、次の事項の整備を行い、安全化に努める。

(ア) エルピーガス設備全般について、ガス埋設導管をポリエチレン管への切り替えを進め耐震性を高めるなど安全性が確保できるよう整備を進める。

(イ) 容器は、災害時に転倒しないように堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する。

(ウ) 感震機能付きマイコンメーター等の安全器具の普及に努める。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

ア 地震等防災訓練の実施や災害時の対応マニュアルの作成等ソフト面の充実を図る。

イ 地震等による二次災害を防止するため、一般消費者に対して、特に高齢者にはわかりやすく、

災害時には速やかな対応ができるよう、次のような啓発を行う。

- (ア) 災害発生時の初期防災活動等について記したパンフレット等を配布し、内容を説明する。
- (イ) 災害発生時は、ガス器具の使用に留意し、異常があった時は販売業者の点検を受けるよう指導する。
- (ウ) 災害発生時は身の安全を確保し、揺れがおさまったら火を全部消し、元栓・器具栓を閉め、容器のバルブも閉めるよう指導する。

3 上水道施設の安全性の確保

実施機関1 県（企業局経営課、施設課）

(1) 県管理の上水道施設の現況

企業局は、水道用水供給事業として次の2系統で各市町村に水道用水の供給を行っており、災害による被害としては、水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定される。

（平成20年4月1日現在）

飯梨川水道	(52,000m ³ /日)……	松江市、安来市、東出雲町
江の川水道	(27,000m ³ /日)……	江津市、大田市

(2) 自主保安体制の構築

企業局は、劣化診断や耐震診断など施設の安全性について調査を実施し、安全性の低い施設について、計画的に更新等の安全化対策を実施していくものとする。

また、企業局危機管理計画を策定し、関係機関との連絡体制や事務分掌を明確にしておくものとする。

(3) 防災教育・訓練の充実

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、各事務所で独自に防災訓練を行う等、平素から災害対策諸施策を積極的に推進する。

実施機関2 水道事業者

(1) 水道施設の現況

水道事業は、主として市町村及び水道企業団が経営しており、地震被害としては送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高い。

(2) 自主保安体制の構築

水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に施設の耐震化を推進していくものとする。

ア 貯水、取水、浄水施設など水道施設の重要構造物について、耐震性診断の実施によりその老朽度及び構造をふまえ、耐震性の低い施設について補強、増強等を行う。

イ 送水管及び配水管は被害を最も多く受ける施設であり、特に経年化した管路及び強度的に弱い石綿セメント管については、耐震性の高いダクタイル鋳鉄管に取り替えるとともに継ぎ手についても伸縮性のある離脱防止型にする。

ウ 情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備又は耐震化する。

エ 水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。

オ 配水池の容量は12時間分の給水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。

カ 避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。

キ 水道の広域化を促進し、施設全体の機能の向上を目指す。

(3) 防災教育・訓練の充実

各種研修会、講習会への参加・開催や、有事を想定した模擬訓練の実施を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。

また、地震時の配備編成や各自の職務分担について周知徹底を図る。

4 下水道施設の安全性の確保

実施機関 1 県（土木部下水道推進課）

(1) 下水道施設の現況

県が管理する下水道施設は、以下に示す下水道施設一覧表のとおりである。

資料

東 部 処 理 区

（平成22年4月1日現在）

処 理 場	全体計画	認可計画	現 在 能 力	増 設 計 画 (30年度末)	備 考
東部浄化センターⅠ 松江市竹矢町1444 敷地面積 18.8ha	145,000 m ³ /日最大 処理区域 5,442.5 ha 処理人口 188,400 人	81,830 m ³ /日最大 処理区域 5,246.0 ha 処理人口 169,670 人	72,000 (高度処理)m ³ /日最大 土木施設 72,000 m ³ /日最大 機械施設 72,000 m ³ /日最大	81,000 (高度処理)m ³ /日最大 土木施設 90,000 m ³ /日最大 機械施設 81,000 m ³ /日最大	S56年4月 処理開始 S56年4月 松江市 通水 S58年7月 東出雲町 通水 S61年4月 玉湯町 通水 S63年4月 安来市 通水 H12年5月 八雲村 通水 H13年4月 広瀬町 通水 現在流入量 49,470 (H21年) m ³ /日平均

流 域	全体計画 (m)	認可計画 (m)	進捗状況 H22.3末(m)	備 考	ポ ン プ 場
東 部 1号幹線	12,470	12,470	12,470	制水ゲート4カ所 ・飯梨川（左岸） ・飯梨川（右岸） ・吉田川（左岸） ・伯太川（左岸）	な し
東 部 2号幹線	12,148	12,148	12,148		
東 部 3号幹線	5,225	5,225	5,225		
東 部 4号幹線	9,236	9,236	9,236		
合 計	39,079	39,079	39,079		

西部処理区

(平成22年4月1日現在)

処理場	全体計画	認可計画	現在能力	増設計画 (H27年度末)	備考
西部浄化センター	114,240 m ³ /日最大	53,950 m ³ /日最大	36,000 m ³ /日最大	45,000 m ³ /日最大	H元年1月 処理開始 H元年1月 出雲市 通水 H2年4月 平田市・斐川町 通水 H3年4月 宍道町・大社町 通水 H4年4月 湖陵町 通水 現在流入量 21,699 (H21年) m ³ /日平均
出雲市大社町中荒木2391敷地面積15.1ha	処理区域 6,140.0 ha	処理区域 3,815.0 ha	土木施設 36,000 m ³ /日最大	土木施設 54,000 m ³ /日最大	
	処理人口 142,280人	処理人口 91,900人	機械施設 36,000 m ³ /日最大	機械施設 45,000 m ³ /日最大	

流域	全体計画 (m)	認可計画 (m)	進捗状況 H22.3末(m)	備考	ポンプ場
西部1号幹線	23,512	23,512	23,512	制水ゲート6カ所 ・斐伊川神立橋 (左・右岸) ・斐伊川西代橋 (左・右岸) ・神戸川境橋 (左・右岸)	
西部2号幹線	10,693	8,894	8,894		
西部3号幹線	3,261	3,261	3,261		
合計	37,466	35,667	35,667		
				斐川中継ポンプ場 西代橋中継ポンプ場 宍道中継ポンプ場 境橋中継ポンプ場 湖陵中継ポンプ場	

(2) 自主保安体制の構築

下水道施設の被害を軽減するとともに被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の現状を把握し、平時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

また、必要に応じて地震対策を講じておくこととする。

(3) 事業計画

ア 整備済み施設については、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化工事を行う。

イ 自家発電装置は、各処理施設の建設に合わせ備えるものとする。

ウ 中継ポンプ場及び終末処理場の機能確保のため、再生水製造装置などを設置し、ポンプ稼働などに必要な水の確保に努める。

エ 応援態勢の整備

オ 災害時用の資機材の整備

(4) 防災教育・訓練の充実

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する。

実施機関2 市町村

(1) 下水道施設の現況

19市町村（H22.3末現在）で公共下水道施設の供用を行っているが、ポンプ場及び処理場については停電による機能停止が想定される。特に、地震被害としては、管渠の折損並びに継手部の漏水が想定され、軟弱地盤地域においては被害発生危険性が高い。

(2) 自主保安体制の構築

下水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進する。

- ア 下水道施設の整備・保守・点検
- イ 協定等に基づく相互応援体制の整備
- ウ 災害時用の資機材の整備

(3) 防災教育・訓練の充実

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する。

5 電気通信施設の安全性の確保

実施機関 西日本電信電話株式会社 島根支店

(1) 電気通信施設の現況

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。このため、次の電気通信設備等の防災計画を実施する。

- ア 電気通信設備等の高信頼化
 - (ア) 津波等のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行なう。
 - (イ) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震・耐火構造化を行なう。

(2) 自主保安体制の構築

NTTとグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

- ア 電気通信システムの高信頼化
 - (ア) 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成とする。
 - (イ) 主要な中継交換機を分散設置する。
 - (ウ) 大都市において、とう道網（共同溝を含む）を構築する。
 - (エ) 通信ケーブルの地中化を推進する。
 - (オ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
 - (カ) 災害時優先電話について、加入者と協議し2ルート化を推進する。

(3) 防災教育・訓練の充実

NTTとグループ会社は、関連会社と協力し、防災活動を円滑、かつ迅速に実施するため平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期または随時実施する。

- また、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。
- ア 災害発生時の初動立ち上げ訓練

- イ 気象、地震等に関する情報伝達訓練
- ウ 各種災害対策用機器の操作・運用訓練
- エ 電気通信設備等の災害復旧訓練
- オ 消防及び水防の訓練（水防板・防潮板の点検・着脱を含む）
- カ 行政機関等が実施する防災訓練（災害用伝言ダイヤル『171』の運用を含む）

実施機関 (株)NTTドコモ中国支社 島根支店

(1) 電気通信施設の現況

ア 建物

二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉等を設置している。

イ 建物内部設備

(ア) 建物内に設備する電話交換機、伝送・無線及び電力等の機器は地震などの災害による倒壊損傷等を防止するための補強措置と、火災に備えて消火設備が設置されている。

(イ) 交換設備、電力設備及びその他の局内設備は倒壊を防止するために支持金物等で耐震対策を実施している。

(ウ) 非常用電源

重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家用発電機等を常備している。

ウ 移動用無線

(ア) 通信回線の応急回線の作成用として、可搬型マイクロエントランス及び移動基地局車を主要ビルに集中配備している。

(イ) その他復旧作業用として車両へ衛星携帯電話等を常備している。

(2) 自主保安体制の構築

電気通信施設の災害対策は、公衆通信役務を提供している重大な使命にかんがみ、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から取り組んでいる。また、電気通信設備の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社の各機関にも災害対策本部を設置すると共に、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ等エヌ・ティ・ティ・ドコモグループに災害対策支援本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と施設の早期復旧に努める。

ア 通信を確保するための諸施策

(ア) 主要な伝送路を光ケーブルまたは無線により、多ルート構成あるいはループ構成としている。

(イ) 市町村指定の避難場所に一般公衆通信の使用に供する携帯電話又は、衛星携帯電話の貸出しに努める。

(ウ) 災害時の孤立対策として、移動基地局車及び可搬型マイクロエントランスを主要ビルに配備している。

(エ) 架空ケーブルは、二次的災害（火災）を考慮し、通信ケーブルの地中化を推進している。

(オ) 商用電源が停電した場合の給電設備として、蓄電池、自家用発電機を常備しているが、更に移動電源車も主要ビルに集中配備している。

(カ) 防災の観点から設備管理を強化し、老朽または耐水性に劣る弱体設備の計画的な補強取替を実施している。

(キ) 平素から災害復旧用資材を確保している。

(3) 防災教育・訓練の充実

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期的または随時実施する。

なお、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。

- ア 非常召集の訓練
- イ 災害予報及び警報の伝達訓練
- ウ 災害時における通信そ通確保の訓練
- エ 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- オ 消防及び水防の訓練
- カ iモード災害用伝言板サービスの運営

実施機関 KDDI株式会社

(1) 電気通信施設の現況

災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信局舎及び通信設備の防災設計を行っており、主要設備については予備電源を設置している。また、通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、災害に強いネットワーク構成としている。

(2) 自主保安体制の構築

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を行う。また、被災時には通信を確保し、被害を迅速に復旧するため、必要な事業所には緊急連絡設備、代替回線や臨時回線の設定に必要な設備や車両等の防災用機器等を配備している。

(3) 防災教育・訓練の充実

災害時に防災業務を遂行できるように、必要な教育を行い防災に関する知識の普及及び向上を図っている。全社的な訓練は年2回実施している。

6 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備

実施機関 県（総務部消防防災課、健康福祉部薬事衛生課、土木部下水道推進課、企業局）、市町村、関係機関

(1) 基本的事項

災害によるライフライン事故が発生したとき、または発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、県、市町村、関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

(2) 情報通信設備の整備

ア 情報収集伝達機器の整備等

県（総務部消防防災課）及び市町村は、ライフライン施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務または訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

なお、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等に留意するため、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。

イ 情報収集・連絡要員の指定

県（総務部消防防災課）は、専門機関等大規模・特殊災害時の支援要請先について、その把握に努める。県及び消防本部は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、災害現場で情報の収集・連絡に当たる担当員をあらかじめ選任する。

(3) 総合防災情報システムの活用

実施機関 県（総務部消防防災課、各部局）

県は、災害等が発生した場合は、電話等の通信手段以外に、総合防災情報システムを利用し、消防本部等関係機関より情報を収集・伝達するほか、必要に応じ防災ヘリにより情報収集を図る。また、県及び関係機関は、日常業務または訓練を通じて、総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る。

7 災害発生時の応急体制の整備

実施機関 県（総務部消防防災課、健康福祉部薬事衛生課、土木部下水道推進課、企業局）、市町村、施設管理者

(1) 基本的事項

ライフライン等施設に災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときに、効果的な応急対策を実施できるよう、県、市町村及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

(2) 防災組織の整備

ア 防災組織の整備

ライフライン施設等災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設置要領等を整備しておく。

イ 応急活動マニュアルの整備

関係課及び各ライフライン等施設管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

8 防災資機材の整備

(1) 防災資機材の整備

県、市町村、ライフライン施設管理者及び関係機関は、各種施設等の性質に応じ、必要な防災資機材の整備を図る。

ア 災害対策用資機材等の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため復旧用資材の規格の統一をライフライン施設管理者で進めるほか、他機関と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

オ 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予測されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、市町村防災会議の協力を得て、非常事態下の借用確保の円滑化を図る。

(1) 防災資機材等配備情報の収集・提供

県（総務部消防防災課、各部局）は、総合防災情報システム等を用いて、関係課、施設管理者及び関係機関への防災資機材等の配備状況について、情報の収集及び提供を行う。また大規模・特殊災害に対応するため、県外の防災資機材についても情報を収集する。

9 防災知識の普及・啓発

実施機関 県（総務部消防防災課、健康福祉部薬事衛生課、土木部下水道推進課、企業局）、市町村、関係機関

関係課及び機関は、これまでも通常の防災に関する広報を実施しているが、災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報誌の活用など様々な方法、機会を通じ、防災知識の普及、啓発に努める。

第5 交通施設の安全化

1 道路施設

実施機関1 西日本高速道路株式会社

(1) 現況

西日本高速道路株式会社が管理する道路（高速道路等）の鳥根県内の延長は、136.4kmである。
高速道路等の現況（鳥根県内供用路線）（平成22年4月1日現在）

道路名	区間	延長(km)	I C 名
中国縦貫自動車道	吉賀町	22.3	六日市IC
中国横断自動車道広島浜田線	邑南町～浜田市	36.4	瑞穂IC、旭IC、浜田IC
中国横断自動車道尾道松江線	雲南市～松江市	26.3	三刀屋木次IC、宍道IC、松江玉造IC
山陰自動車道鳥取益田線	松江市～出雲市	18.2	斐川IC、出雲IC
一般国道9号安来道路	安来市～東出雲町	18.7	安来IC、東出雲IC
一般国道9号江津道路	江津市～浜田市	14.5	江津IC、江津西IC、浜田東IC

高速道路等の設計にあたっては、耐震設計基準等に基づき、十分な安全対策を講じると共に、その維持管理にあたっては安全な道路交通の確保に努める。

(2) 災害予防計画

ア 予防のための点検及び耐震性の確保

営業中の高速道路等においては、耐震性を確保するため定期点検を実施し、災害予防措置に努める。

イ 利用者に対する広報活動

災害発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、災害発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。

ウ 資機材等の備蓄

地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ各種資機材、生活用品等の備蓄に努めるものとする。

実施機関2 中国地方整備局、県（農林水産部農地整備課、森林整備課、漁港漁場整備課、土木部道路維持課、道路建設課、高速道路推進課、港湾空港課）、市町村

(1) 現況

各道路管理者の管理する道路の現況は次のとおりである。

(平成21年4月1日現在)

道路種別	路線数	延長(km)	改良率(w = 5.5m以上)		備考
			延長(km)	率(%)	
一般国道	13	904	816	90	
指定区間	3	342	342	100	
指定区間外	11	563	473	84	
県道	234	2,518	1,356	54	
主要地方道	51	1,151	790	69	
一般県道	183	1,368	566	41	
市町村道	33,889	14,571	1,790	12	
小計	34,316	17,993	3,962	22	
農道	1,826	698	412	59	車道幅員4m以上
林道	42	234	24	10	〃
小計	1,868	932	436	47	
合計	36,184	18,925	4,398	23	

(注) 西日本高速道路株式会社管理道及び自転車道を除く。

(2) 計画

国道、県道、市町村道及び農道、林道等の各管理者は、各々の管理する道路について整備を行うとともに、土砂崩壊や落石等の危険箇所については、法面防護工等の実施、また橋梁等の道路構造物については耐震性確保のための補強等の対策を実施し、地震時の避難及び緊急物資等の輸送に支障が生じないよう整備を行う。

なお、対策の実施に当たっては、被害想定の結果を参考とする。

ア 道路の整備

各道路管理者は、地震時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を行う。

イ 落石等通行危険個所対策

各道路管理者は、落石等通行危険箇所について、日常点検を実施するとともに、緊急性の高い個所から、順次法面防護施設等の整備を行い、危険個所の解消を図る。

ウ 橋梁等の耐震化対策

各道路管理者は、橋梁等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については、順次補強を行い耐震性の確保を図る。

エ トンネルの安全対策

トンネルの安全確保のため、所管トンネルについて日常点検を実施し、補強対策工事が必要な箇所については、補強を実施する。

2 鉄道施設

実施機関1 西日本旅客鉄道株式会社米子支社

(1) 計画目的

この計画は、西日本旅客鉄道株式会社防災業務計画に基づいて、旅客鉄道事業及び関連事業に係わる車両、施設、設備等の災害対策について、迅速適切に処理すべき業務を定め、輸送の円滑化を図ることを目的とする。

(2) 実施の方針

この計画は、輸送業務を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め輸送の確保を図るとともに、他支社及び他の輸送機関ならびに関係地方自治体、その他の防災機関と密接な連携のもとに、万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

(3) 施設等に対する災害予防対策

線路建造物等の施設については次により防災対策を講ずるものとする。

ア 線路建造物等の施設については、設計基準によって安全設計がなされているが、耐震性等を把握するため定期検査を実施し、その機能が低下しているものについては、補強又は取替え等の計画を定める。

イ 地震発生時における線路建造物等の災害警備発令基準及び非常召集計画等を定める。

ウ ガル値階（震度値を含む）による線路巡回計画等を定める。

(4) 防災業務施設及び設備の整備

関係防災機関及び地方公共団体との緊急な連絡、部内機関相互における警報等の伝達及び情報収集を円滑に行うため、通信設備及び地震に関する警報装置等を整備する。

(5) 防災上必要な教育及び訓練

ア 関係社員に対し、講習会の開催及び資料の配布等を行うとともに、日常業務を通じて必要な教育を行う。

イ 関係社員に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な訓練を行うとともに、地方公共団体及び防災機関が行う合同訓練には積極的に参加し必要な知識の修得に努める。

(6) 人員、資機材等の確保

ア 災害復旧に必要な人員、資機材等の確保を図るため非常召集計画を定め必要な資機材を常備しておくとともに、関係協力事業者との協議要領を定めておく。

イ 復旧作業に必要な資機材及び災害予備用貯蔵品を備蓄している箇所は定期点検、保有数の確認及び機能保持等に努める。

ウ 自動車を保有する関係各長は、災害復旧に必要な人員、緊急輸送用自動車の指定及び輸送計画を定め、警察関係に確認申請を行う。

実施機関2 一畑電車株式会社

(1) 計画目標

県内計画事業及びその他事業と合わせ、駅舎及び諸施設の改良を推進し、交通施設の整備の強化を図り、安全輸送の確保に努める。

(2) 実施計画

ア 点検・検査

日常の巡回検査に、更に年1回の各構造物等の点検を実施記録し、将来の対策に備える。

イ 強化計画

平成8年度より新設改良構造物は、耐震設計を特に強化している。

3 港湾施設

実施機関 県（土木部港湾空港課）、市町村、中国地方整備局

(1) 現況

県内には、島根県と鳥取県の両県が一部事務組合を設置して管理する境港をはじめ、18の県管理港湾と62の市町村管理港湾と9の56条港湾がある。

港湾施設における設計方法は、昭和25年に「港湾工事設計示方要覧」において、示されて以来、その時々技術水準の推移に合わせ数回の改定が行われ、近年は「港湾の施設の技術上の基準」で地震力も考慮した施設設計を行っている。

このため、古い施設の一部は必ずしも現在の設計基準を満たしていないおそれがある。

(2) 対策

各港湾において必要に応じて耐震点検及び補強工事等を施工する。

また、県は大規模な地震により被害が発生したときに救援物資や災害復旧の建設機械、または資材の受入れ、管理、仕分け、搬出及び詰め替え等を行う輸送基地として浜田港、河下港に耐震強化岸壁を築造した。また、西郷港において耐震強化岸壁の整備を進めている。さらに、江津港の計画にも盛り込まれている。

浜田港、河下港にあっては耐震強化岸壁の整備とともに避難・救助活動及び物資輸送に対応できる防災緑地の整備を行っており、波入港（松江市）においては避難緑地の整備を行った。

4 漁港施設

実施機関 県（農林水産部漁港漁場整備課）、市町村

(1) 現況

県内には、29港の県管理漁港と56港の市町村管理漁港の計85漁港がある。

漁港施設の設計は、古くは港湾施設の設計基準を準用していたが、昭和45年に制定された「漁港構造物標準設計法」及び、その後逐次改正された同法により進めてきた。しかし、漁港施設の整備は当時の技術水準に基づき整備しているので、想定される最大規模の地震には相当の施設が耐えられない状況にある。

(2) 対策

平成8年度から新たに整備する漁港施設については、新たな技術基準に基づき耐震性を強化して整備を図っている。

各漁港の既存の施設においては、必要に応じ耐震性を点検し、補強工事等の対策を実施する。

また、避難、救助活動の拠点となる拠点港（浜田港、西郷港、河下港等）に連携する漁港を補完港（防災拠点漁港：恵曇漁港、和江漁港）とする。この漁港には、耐震岸壁を早期に整備し、現在ある防災広場（野積場）等を利用し、避難救助活動はもとより海上輸送の確保、情報伝達等ができる施設に整備する。

和江漁港は平成13年度に耐震岸壁が完成した。

5 空港設備

実施機関 県（土木部港湾空港課）、空港管理事務所

(1) 現況

本県には、島根県管理（地方管理）空港として、出雲、石見及び隠岐の三空港がある。

出雲空港は、無処理の軟弱地盤上に設けた1,500mと、軟弱地盤処理をした宍道湖湖底土の上に埋め立てて設けた500mにより、2,000m滑走路が造られている。水平震度法により施設の耐震設計はなされているものの、地震時の地盤の液状化は検討されていない。

石見空港は、牧草地を主とした丘陵地を切り盛りした地盤上に設置されており、一部には高さ40mにも及ぶ高盛土がある。また空港下には市道のトンネルが設置されている。水平震度法により施設の耐震設計は行っているが、高レベル地震時における盛土法面崩壊については検討されていない。

隠岐空港は、なだらかな傾斜地の上に盛土を施工し空港が設置されているが、石見空港と同様に、高レベル地震時における盛土法面崩壊については検討されていない。

(2) 対策

3空港とも当該地区における高速交通の拠点として重要な位置を占めており、震災時においても空港の機能を失うことなく、救助物資や復旧資材・人員の受入れ基地的役割を果たす必要がある。

このためには、現有施設の耐震性点検を実施し、新たに制定された耐震基準が求める耐震性能を持つように、耐震性の強化及び確保のための補強工事が必要である。しかし、この補強工事が新設以上にコストのかかる場合もあることから、既存施設の耐震性強化の実施方法については十分な検討を行い、重要度の高い施設から計画的に行うものとする。

第6 河川、砂防、治山等施設の耐震化

1 河川

実施機関 県（土木部河川課）、市町村

(1) 現況

県内には、斐伊川、飯梨川、伯太川、平田船川、神戸川、静間川、江の川、周布川、三隅川、益田川、高津川等の築堤河川があり、破堤による危険性がある。しかもこれらの河川では、下流部に水門や排水機場を有しており、内水排除を行わなければならない現況である。各河川の下流部は、堆積層となっており、軟弱地盤が多い。

また、沖積層の軟弱地盤地帯に建設されている海岸保全施設では、沈下、崩壊等の被害が生じる危険性がある。

(2) 対策

県は、河川堤防の耐震点検を行ってきたが、これらの対策を行うと共に、河道改修を行い、安全性の向上を図る。海岸保全施設も同様に耐震点検の結果を基に、対策と護岸の整備を行う。また、水防情報システム等により、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応出来る体制とする。

2 砂防等施設

実施機関 県（農林水産部農地整備課、森林整備課、土木部砂防課）

(1) 現況

本県は急峻な山地が多く、また全県が特殊土壌地帯で、地質的にも降雨による侵食を受けやすく、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が発生する危険性が高いため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等の対策を積極的に実施してきた。

しかし、地震による地山のゆるみの増加に伴い、土砂災害の危険性が一層高まることが予想されており、施設整備を一層推進するとともに、警戒避難体制の確立を図る必要がある。

(2) 砂防対策

砂防施設の整備により、避難路・避難場所等の保全を一層推進する。また、地震直後の土石流危険渓流の点検体制の整備及び、砂防ダムへの地震計の設置や、雨量計等の観測機器の設置による土砂災害予警報システムの構築により、地域住民への土砂災害警戒避難体制の周知徹底を図る。

(3) 地すべり防止対策

地震によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。そこで、総合的な地すべり防止対策工事の実施に向け、市町村及び地域住民の協力のもとに、地すべり防止区域の指定の促進を図ると共に、順次対策事業を推進する。また、地震直後の地すべり危険箇所の点検体制及び日頃の地割れ、陥没、隆起、建物や立ち木の傾き、あるいは湧水等の観測体制を整えたと共に、地すべり監視施設等の整備による警戒体制の確立を図る。

(4) 急傾斜地崩壊防止対策

危険度の高い急傾斜地に対しては、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策工事を推進する。また、地震直後の急傾斜地の点検体制の整備及び危険区域内での崩壊を助長し、誘発するような行為の制限を図ると共に、地震による災害の未然防止のため、急傾斜地の周辺に、危険性を示す標識の設置や、住民への危険に対する啓発活動の実施、或いは必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行うなど警戒体制の確立を図る。

(5) 治山施設

山腹崩壊地、山腹崩壊危険地の治山施設の整備により山崩れによる被害の防止を図る。治山ダムの設計において一定規模以上については地震過重を考慮する一方、既設については点検し、亀裂や洗掘を早急に補修する。

3 ダム

実施機関 県（土木部河川課、農林水産部農地整備課、企業局経営課）

(1) 現況

県が所管しているダム及びダムゲートは、「河川管理施設等構造令」をはじめとした諸設計基準により設計しているが、耐震設計については同法令に基づき「震度法」により設計している。

(2) 保守管理

県が所管しているダム施設については、河川法及び河川法施行令に基づいて定めたダム操作規則により施設の点検を行う。地震が発生したときは、「地震発生後のダム臨時点検結果の報告について（平成20年10月28日 国河流第3号 国土交通省河川局河川環境課長通知）」に基づいて県内のダムの点検を行う。

農林水産部所管のダムについては「地震後の農業用ダム臨時点検要領（案）」（平成21年3月

31日 20中整第1532号(防))に基づく点検を行う。企業局所管のダムについては上記点検のほか、電気事業法に基づく点検も行う。

地震の観測については、ダム堤体に設置した地震計により地震の情報を収集し、地震計を設置していないダムについては、順次地震計を設置して地震時の観測体制の強化、充実を図っていく。

4 ため池

実施機関 県(農林水産部農地整備課)、市町村、施設管理者

(1) 現況

県内には多くの農業用のため池があるが、それらの多くは築造年代が古く老朽化している。それらは、地震に対する安全性が考慮されていない場合が多く、地震の際に決壊の危険があり、下流の農家、農作物、人畜、家屋及びその他の公共施設に被害をおよぼす恐れがある。

(2) 対策

農業用ため池は、決壊した場合下流に与える影響が大きいため、「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」を参考に、適正な管理を市町村、ため池管理者に対し指導する。老朽化し、安全性に不安のある農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策への支援を行う。

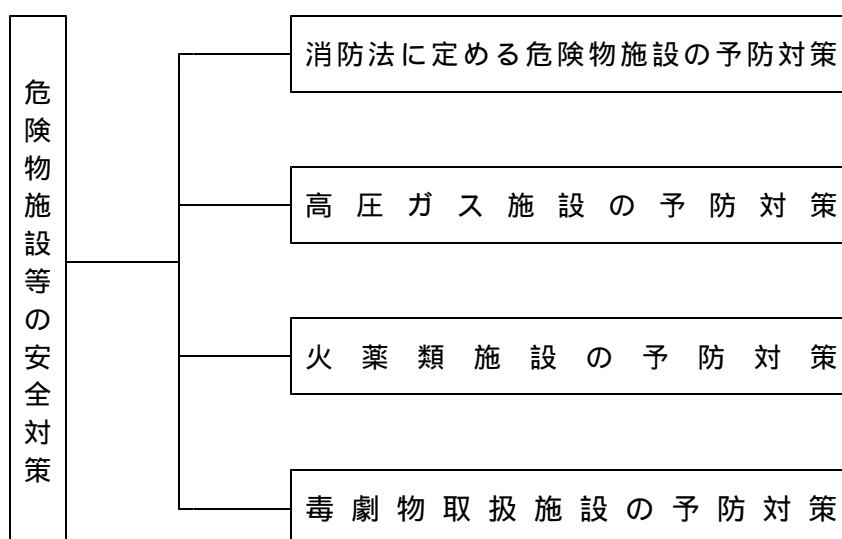
第4節 危険物施設等の安全対策

第1 基本的な考え方

1 趣旨

県及び関係機関は、地震による危険物施設等の災害を未然に防止するとともに、被害の拡大を防止するため、各施設の責任者に対して、施設の安全性、耐震性の向上及び自主保安管理体制の強化を図るよう指導を行うなど、連携して安全対策を推進する。

2 対策の体系



3 留意点

従来、公的機関による法規制を背景に、施設の安全対策が図られてきたが、阪神・淡路大震災の教訓から、各事業者の自主保安管理体制を前提とした法的な規制緩和措置がとられていることから、事業者の主体性を生かした安全対策を推進する必要がある。

第2 消防法に定める危険物施設の予防対策

実施機関 県（総務部消防防災課）、消防本部、各事業者

1 施設の現況

消防法に定める危険物施設の現況は、島根県地域防災計画（資料編）「危険物規制対象数」参照

2 予防計画

過去の地震災害の経験から、消防法をはじめ関係法令の一部が改正され、耐震基準設計の強化が図られている施設もあるが、施設の整備には自ずと限りがある。

特に、軟弱な地盤地域では地震動や液状化の影響を受けやすく、施設が被災する危険性が高いことから、県、消防本部及び各事業者が計画的に防災教育、防災訓練を行うなど、災害対応の強化を図っていく必要がある。

このため、県及び消防本部は、危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。

第3 高圧ガス施設の予防対策

実施機関 県（総務部消防防災課）、消防本部、高圧ガス事業者

1 施設の現況

平成22年3月31日現在高圧ガス保安法に基づく高圧ガス施設は、製造所607事業所、貯蔵所76事業所、特定高圧ガス消費者51事業所である。

2 予防計画

(1) 施設の耐震性強化

ガス導管の施設は、ポリエチレン管、ダクタイル鋳鉄管、鋼管(溶接、又は機械的接合)等耐震性のあるものとする。

(2) 保安指導、保安教育

県及び消防本部は、地震により発生するガス爆発等の災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令(高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)に基づき、保安検査・立入検査等により地震に対する適正な保安管理を、以下の事項について指導する。

ア 高圧ガス製造、販売、貯蔵、移動、消費、容器の製造及び取扱

イ 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス保安統括者・保安係員等が非常時にとるべき措置

(3) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

ア 定期自主検査を行い、必要事項を保存

イ 防災設備の維持管理、整備及び点検

ウ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

エ 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

第4 火薬類施設の予防対策

実施機関 県（総務部消防防災課、警察本部生活環境課）、消防本部、各取扱業者

1 施設の現況

火薬類施設の現況は島根県地域防災計画(資料編)「消防本部管内別火薬庫数」参照。

2 予防計画

(1) 保安指導、保安教育

県及び消防本部は、地震により発生する火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づく保安検査・立入検査等により地震に対する適正な保安管理を指導する。

ア 島根県火薬類保安協会連合会の協力のもとに、火薬類取扱保安責任者講習会等を随時開催し、非常時にとるべき措置等災害対応及び予防の教育に努める。

イ 火薬類取扱業者が定める保安教育計画の認可に際し、災害対応及び予防の観点から十分な指導を行う。

(2) 自主保安体制の確立

火薬類取扱業者は、災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

- ア 火薬庫の所有(占有)者は、年2回以上定期自主検査を実施
- イ 緊急時の関係機関に対する通報体制の確立
- ウ 防災設備の維持管理、整備予備点検
- エ 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

第5 毒劇物取扱施設の予防対策

実施機関 県(健康福祉部薬事衛生課)、市町村

1 施設の現況

毒劇物取扱施設の現況は次のとおりである。

保健所別毒劇物取扱施設数

(平成22年3月31日現在)

	製 造 業	一 般 販 売 業	農 業 用 品 目 販 売 業	特 定 品 目 販 売 業	小 計	業 務 上 取 扱 者
松 江	2	131	73	5	211	1
雲 南	1	23	24		48	
出 雲	1	78	73	5	157	
県 央		27	29		56	
浜 田		55	20	2	77	
益 田		61	26	4	91	
隠 岐		8	13	1	22	
合 計	4	383	258	17	662	1

2 予防計画

県・市町村は、毒劇物取扱施設の実態把握に努める。県は立入検査等法令に基づく規制の強化に努めるとともに事業者に対して耐震対策の強化を指導する。

- (1) 研修会等での耐震教育の徹底
- (2) 立入検査時の耐震措置及び施設の耐震化の指導
- (3) 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備
- (4) 緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備
- (5) 治療方法を記した書類の整備

第5節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法（平成8年7月18日施行）により、都道府県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

そこで、本県では、平成8年度から地震防災緊急事業五箇年計画（現在、第三次計画（平成18年度から））を作成し、以下の施設等について、事業を選定して整備を図っている。

1 対象地区

想定地震に基づき、全県とした。

2 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法第2条第5項第2号の外かく施設、同項第3号のけい留施設及び同項第4号の臨港交通施設に限る。）又は、漁港施設（漁港法第3条第1項イの外郭施設、同号口の係留施設及び同条第2号イの輸送施設に限る。）
- (6) 共同溝、電線共同溝の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は、補強を要するもの
- (12) (7)から(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (13) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設
- (14) 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (15) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (16) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (17) 地震発生時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (18) 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (19) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (20) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (21) その他、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

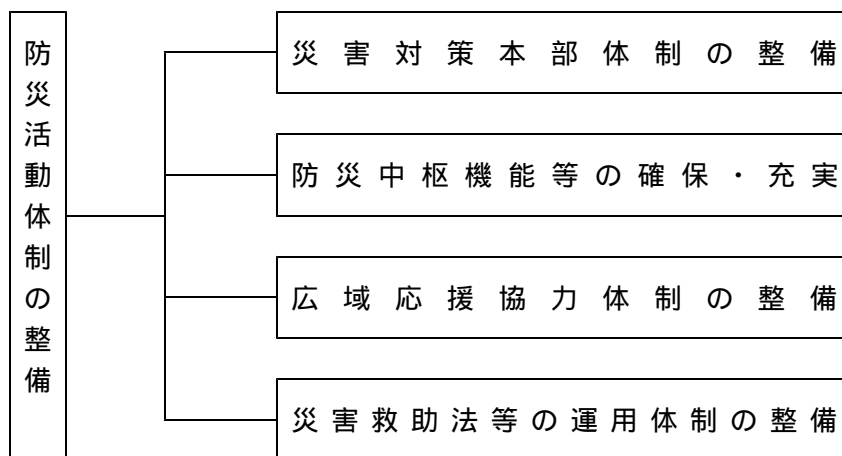
第6節 防災活動体制の整備

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、県、市町村及び防災関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。そのため、地震災害時の災害対策本部及び初動体制の確立要領、登庁までの協議体制、災害対策本部室の施設・設備等を整備しておくとともに、県、市町村、防災関係機関相互の連携体制及び広域緊急援助隊、緊急消防援助隊等、広域応援体制の整備（組織整備、協定締結、運用細則の整備含む）、災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

2 対策の体系



3 留意点

防災組織及び防災体制の整備に際しては、各々の組織の特性を踏まえ災害時の迅速な初動体制を確立できるようにしておく必要がある。

第2 災害対策本部体制の整備

実施機関 県（総務部消防防災課）、市町村、防災関係機関

1 趣旨

県、市町村及び防災関係機関は、地震災害時に効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図るものとする。

2 初動体制の整備

(1) 動員計画の策定

県、市町村及び防災関係機関は、地震災害時における職員の動員配備計画を定めておく。

県においては、本庁の各部（局）長、教育長及び地方機関の長が、あらかじめ定めた動員計画に従って、責任者を定め、動員系統、動員順位、連絡方法、体制別動員対象要員を指名するなど各災害体制別の具体的な動員計画を定めて知事に提出する。また、変更した場合は、その都度届け出るものとする。

市町村及び防災関係機関においては、所属長等があらかじめ職員のうちから対策要員を指名し、動員の系統、動員順位、連絡方法等について具体的に計画しておく。

(2) 非常参集体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関において参集基準を明確化し、実情に応じ職員の非常招集体制の整備を図るものとする。

県においては、総合防災情報システムによる震度速報及び津波予警報の電子メール配信により、招集対象職員が迅速に参集基準を確認できるようにしておく。

また、連絡手段や参集手段の確保及び携帯電話等の参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。

なお、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努めるものとする。

(3) 24時間体制の整備

県は、災害時の迅速・的確な初動体制を確保するため、平成18年度から、県庁において職員による宿直、日直による当直体制を整備することにより、24時間即応可能な体制を確保する。

(4) 活動マニュアル等の整備

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

3 登庁までの協議体制の整備

県及び市町村は、勤務時間外に大規模な地震災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能なように幹部職員に携帯電話を配備するものとする。

4 災害対策本部室等の整備

県、市町村及び関係機関は、以下の点に留意して対策本部室等の整備を行うものとする。

- (1) 災害対策本部室・本部事務室の確保・整備、本部室の設営体制の整備
- (2) 災害時に備えた非常電源・自家発電機及び電話の余裕回線の確保
- (3) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制
- (4) 応急対策用地図

第3 防災中枢機能等の確保・充実

1 趣旨

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備に努める。また、県及び市町村は緊急輸送のための拠点整備を行う。

2 防災中枢機能の整備

実施機関 県（総務部消防防災課）

防災中枢機能を果たす施設、設備等の整備に当たっては、施設等の整備に加え、地震災害に伴う耐震化及び停電対策を施すとともに、物資の供給が困難となる場合を想定した防災要員用の食

糧、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。

3 防災輸送拠点の整備

実施機関 県（土木部道路維持課）、市町村

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、平成20年度改訂）により、緊急輸送のための防災拠点を整備する。

第4 広域応援協力体制の整備

実施機関 県（各部局）、市町村、消防本部、防災関係機関

1 趣旨

大規模地震災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど平常時より体制を整備しておく。

2 国との協力体制の整備

中国5県、政令指定都市（岡山市、広島市）及び中国地方整備局との「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」や中国地方整備局との「災害時における相互協力に関する基本協定」など相互情報連絡に関する協定を活用し、保有する災害用資機材等に関する情報を共有するなど、県と国出先機関との協力体制の整備を推進する。

- ・中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ（平成21年6月17日締結）
- ・災害時における相互協力に関する基本協定（平成22年10月5日締結）

.....島根県地域防災計画（資料編）参照

3 他都道府県等との相互協力体制の整備

県は、「災害時の相互応援に関する協定書」「中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定書」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、平常時から関係各県と連携を図り、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう体制整備を推進するとともに、可能な限りその運用計画の具体化に努める。

- ・災害時の相互応援に関する協定書（平成7年7月13日締結）
- ・中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定書（平成7年12月5日締結）
- ・全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（平成8年7月18日締結）

.....島根県地域防災計画（資料編）参照

4 市町村・消防本部間の相互協力体制の整備

市町村は平常時から相互応援協定に基づく消防相互応援体制の整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。

- ・災害時の相互応援に関する協定書（平成8年2月1日締結）

.....島根県地域防災計画（資料編）参照

5 県、市町村と自衛隊との連携体制の整備

県、市町村と自衛隊は、平常時における協議や防災訓練の実施等を通じた連携体制の強化を図り、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連

絡体制、災害派遣要請の手順等を取り決めておく。

6 防災関係機関の連携体制の整備

(1) 共通

地震災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市町村及び防災関係機関は機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

また、県及び市町村等は、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

(2) 警察

県警察本部は、広域緊急援助隊の運用に関し、平素から警察庁及び中国管区警察局と緊密な連携を図り、大規模地震災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

(3) 消防機関

消防機関は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(4) 建設業協会

建設業協会は、国、県、市町村との協定等を整備し、水防、土砂災害対策等の災害応急対策の支援体制の整備に努める。

(5) 日本赤十字社島根県支部

日本赤十字社島根県支部は、県と締結している「災害救助に基づく救助業務委託契約書」を踏まえ、医療、助産、死体の処理等の災害救助活動の支援体制の整備に努める。

第5 災害救助法等の運用体制の整備

実施機関 県（総務部消防防災課）

1 災害救助法等への習熟

(1) 趣旨

大規模地震災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、県、市町村の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等を習熟しておく。

(2) 災害救助法等の運用への習熟

ア 災害救助法運用要領への習熟

県及び市町村は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

イ 災害救助実務研修会等

県は、地震災害発生時における災害救助法に基づく業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、災害救助法実務研修会を実施する。

県及び市町村の担当者は、自己研さん等により、その内容に充分習熟しておく。

ウ 必要資料の整備

県及び市町村は、「災害救助の実務」（厚生労働省社会局施設課監修）、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておくものとする。

(3) 運用マニュアルの整備

市町村は、災害救助法等の適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成するものとする。

(4) 意思決定の支援体制の整備

県は、災害時に被災市町村の災害救助法の運用を支援するための体制を整備するものとする。

2 災害救助基金の確保

県は災害救助法第38条の規定により、災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、以下の方法により災害救助基金を積立てるものとする。

(1) 基金の積立額

当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の5/1000に相当する額以上とする。

災害救助基金から生じる収入はすべて災害救助基金に繰り入れるものとする。

(2) 基金運用の方法

ア 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金

イ 国債証券、地方債証券、勸業債券その他確実な債券の応募又は買入れ

ウ 救助法第23条第1項に規定する被服、寝具等給与品の事前購入

第7節 情報管理体制の整備

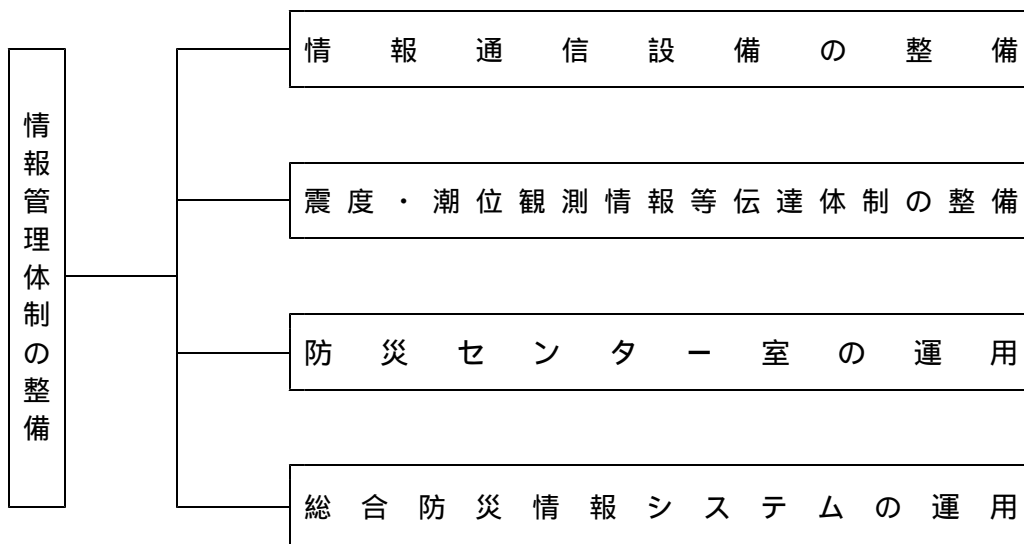
第1 基本的な考え方

1 趣旨

大規模地震災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。県、市町村及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・共有するとともに県民に提供するため、ソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

そのため、県は平成11年度に総合防災情報システムを導入し、平成20年度には多様化する通信メディアへの対応、県民への情報提供手段の強化等を図るため、システムの更新を実施しており、県、市町村及び防災関係機関により、今後も活用を図る。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 総合防災情報システムの活用

島根県総合防災情報システムの防災端末は、県、市町村及び防災関係機関へ設置され、気象情報、被害情報等の防災情報を収集、伝達するシステムが構築されている。このシステムを活用することにより、総合的な災害情報管理体制の整備に活かしていく。

(2) 被災に備えた通信機器の運用

被災による停電等に備えて通信機器のための非常用電源の確保と適切な保守点検を実施するとともに、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

第2 情報通信設備の整備

実施機関 県（総務部消防防災課）、市町村、防災関係機関

1 防災行政無線

(1) 県

特に県内地方機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を結ぶ無線網で、災害情報の通信に

はこの防災行政無線を用いる。

なお、通信の輻輳により通信の確保が困難となる場合は、通信回線の統制、強制切断等の通信統制を行う。

(2) 市町村

市町村防災行政無線が設置されている市町村においては当該地域内における災害情報の通信にこの防災行政無線を用いる。設置されていない市町村においては、防災行政無線の整備に努める。

2 非常通信

県、市町村及び防災関係機関は、通信事業者一般回線や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、中国地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の有線・無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

3 地域衛星通信ネットワーク

通信衛星を利用し、国、都道府県、市町村及び防災関係機関相互を結ぶ通信網で、消防防災無線及び都道府県防災行政無線等の機能を補完するとともに、地上系と衛星系による伝送路の2重化を図る。

なお、災害時における回線の優先割付、ホットライン機能を有するとともに、音声やファクシミリ電送のほか画像やデータ機能を有する。

第3 震度・潮位観測情報等伝達体制の整備

実施機関 県（総務部消防防災課）、市町村

1 震度・潮位観測システム

(1) 震度情報ネットワークシステム

県内全21市町村に震度計（県設置分57箇所、気象庁設置分2箇所、防災科学技術研究所設置分4箇所、市町村設置分1箇所）を設置し、震度情報の収集・伝達を行うシステムで、国、県及び市町村の初動体制の早期確立を図るとともにその情報を気象庁に提供している。なお、気象庁設置の震度計は県内8ヶ所（うち2ヶ所を本システムに活用）、防災科学技術研究所設置の震度計は県内9ヶ所（うち4ヶ所を本システムに活用）である。

(2) 検潮所及び巨大津波計の整備

気象庁は、浜田市と隠岐の島町にそれぞれ検潮所及び巨大津波計を整備して運用中である。

(3) 波高計の整備

中国地方整備局境港湾・空港整備事務所が管理する波高計が浜田港に設置され、昭和49年3月から観測が開始されている。

2 注意報・警報等伝達体制の整備

(1) 気象庁は、地震・津波に関する予警報に加えて、より詳細な画情報を迅速に送るよう防災情報提供システムを整備した。

(2) 関係機関においては、地震・津波に関する情報が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう、予警報等取扱責任者を定めるとともに伝達体制の整備を図る。

(3) 県、市町村、報道機関等は、相互に協力し、地震・津波に関する予警報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定を結び、その円滑化を期するものとする。

また、伝達徹底のため、非常の場合の無線通信の利用（電波法第74条、災害対策基本法第57条）についても考慮し、体制の整備を図る。

第4 防災センター室の運用

実施機関 県（総務部消防防災課）

島根県総合防災情報システムに合わせて整備された防災センター室の活用について習熟する。その際、災害状況の把握、対策の意思決定、情報発信が迅速かつ優先的に実施できるようハード面でも十分に配慮する。

[防災センター室の機能]

1 災害対策本部機能

- (1) 災害対策活動の検討、決定、指示、命令を行う。
- (2) 総合防災情報システム等と接続された各種映像表示装置を備え、現場映像等を受信する。

2 災害情報連絡機能

- (1) 県内各地の災害対策本部等との通信、被害情報の集約を行う。
- (2) 庁内各部局との連絡拠点とする。
- (3) 現地災害対策本部との連絡拠点とする。
- (4) 自衛隊、海上保安部、ライフライン機関等防災関係機関との連絡拠点とする。

3 通信指令機能

- (1) 災害対策本部からの指示、命令等を防災端末、FAX等により伝達する拠点とする。
- (2) 国（消防庁、気象庁等）からの情報を県地方機関、市町村等へ伝達する。
- (3) 災害対策本部設置前の災害発生の受付拠点とする。
- (4) 非常時の災害情報の受付・発信拠点とする。

4 情報通信設備

- (1) 防災行政無線の統制装置を設置する。
- (2) マルチ映像情報システムを設置する。
- (3) ヘリコプターテレビ電送システム、震度情報ネットワークシステムを設置する。

第5 総合防災情報システムの運用

実施機関 県（総務部消防防災課、各部局）、市町村、防災関係機関

1 総合防災情報システムの全体構成

総合防災情報システムは、以下のサブシステムから構成されており、県内各種観測情報や災害情報を収集し、市町村及び関係機関へ的確に伝達できるようになっている。本システムを運用することにより、大規模地震災害が発生した際の災害情報の共有を図り、災害の規模の迅速な把握及び的確な情報提供が可能となっている。

(1) 気象情報等提供システム

気象庁、水防情報システム、土砂災害予警報システム、消防庁 J - A L E R T システム等と接続し、震度情報や気象情報その他の防災情報を、関係機関に迅速に提供する。

(2) 災害対策支援システム

被害状況の報告や対応情報の入力により、関係機関の間で情報を迅速に共有する。また、携帯電話への電子メールを利用して、職員に休日・夜間を含めて緊急情報を伝達する。

(3) 県民情報提供システム

気象情報や防災情報を集約し、しまね防災ポータルを通じて県民に提供するとともに、電子メールにより、県民に気象情報等を配信する。

(4) 映像情報提供システム

県防災ヘリコプター等の収集した映像や、河川カメラ等の映像を関係機関で共有するとともに、県民に提供する。

2 総合防災情報システムの運用体制の充実

防災センター室及び総合防災情報システムにより、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

(1) 総合防災情報システムの習熟

総合防災情報システムの訓練や研修のメニューを活用して関係職員の操作の習熟を図り、地震災害時における円滑な運用ができるようにしておく。

(2) 基礎情報のメンテナンス

総合防災情報システムにおける基礎情報（関係機関の連絡先、常備資機材の増減等）に変更が生じた場合、随時、更新を行い、常に最新の基礎情報となるように努める。

(3) 総合防災情報システムのバックアップ体制の整備

総合防災情報システムは、基幹部分を耐災性に優れたデータセンターに設置するとともに、一般端末の回線障害時にも、専用回線と専用端末を通じて最小限必要な情報伝達経路を確保するなど、耐災害性を十分考慮して整備されているが、障害発生時に備えて、防災行政無線 F A X など代替手段による運用についても習熟を図っておく。

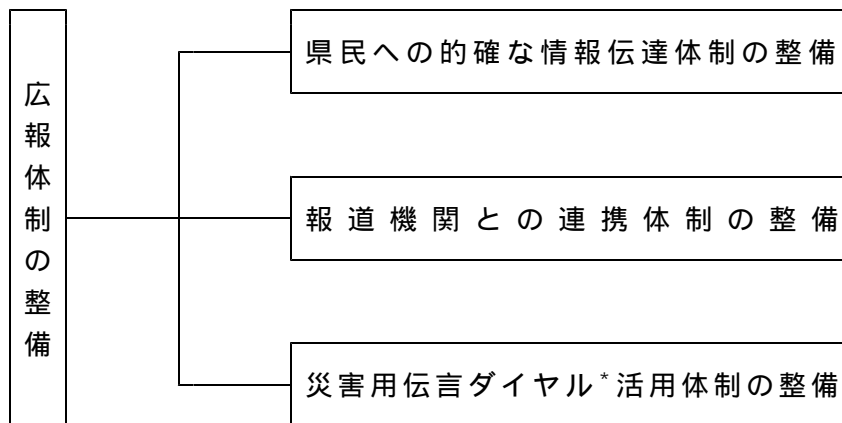
第8節 広報体制の整備

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、県民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や一般県民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

2 対策の体系



第2 県民への的確な情報伝達体制の整備

実施機関 県（政策企画局広聴広報課、総務部消防防災課、地域振興部情報政策課）、市町村、西日本電信電話株式会社、防災関係機関）

(1) 市町村は、被災者への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線の整備を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。

なお、地震災害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、外部の通信確保が最重要であり、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

(2) 放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、被害に関する情報や安否確認等の情報など、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

(3) 県、市町村及びケーブルテレビ事業者は、ケーブルテレビの特性を活かした災害情報の広報等について検討し、災害広報体制の整備を図る。

(4) 県と放送事業者は、地上デジタル放送の特性を活かした災害情報の広報について検討し、災害広報体制の整備を図る。

(5) 県、市町村及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報

等を的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。

- (6) 広報の実施に当たって、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。
- (7) 県は、総合防災情報システムにより、気象情報や各種観測情報を、しまね防災ポータルホームページを通じて一元的に提供する。
提供する情報については、県・関係機関において予め準備しておく。
- (8) 県は、総合防災情報システムから、電子メールの配信により、登録を行った県民に気象情報や防災情報を提供する。

第3 報道機関等との連携体制の整備

実施機関 県（政策企画局広聴広報課、総務部消防防災課）、市町村、防災関係機関

県、市町村及び各防災機関は、災害時の広報について協定の締結を促進するほか、これらの協定にもとづく放送要請の具体的な手続きの方法について事前に申し合わせを行う他、被害、被災者の安否情報等の情報について、事前の申し合わせを行うなど、報道機関、放送事業者及び通信事業者との連携体制を構築しておく。

第4 災害用伝言ダイヤル活用体制の整備

実施機関 県（政策企画局広聴広報課、総務部消防防災課、地域振興部情報政策課）、市町村、西日本電信電話株式会社

一定規模の地震災害にともない被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社の「災害用伝言ダイヤル」について、県民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、県及び市町村は、西日本電信電話株式会社と連携して、平常時から広報誌やホームページなど、各々が保有する広報手段を活用し普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において西日本電信電話株式会社が「災害用伝言ダイヤル」の運用を開始した場合における広報体制について、県及び市町村は西日本電信電話株式会社と協議しておく。

(注) 災害用伝言ダイヤル: 災害時の安否確認等の通信を全国に分散させることにより円滑な伝達を確保し、災害時の輻輳を緩和するとともに、災害救援・復旧用の通信を確保することを目的に、日本電信電話株式会社がボイスメールやネットワーク制御技術をもとに開発し、平成10年3月31日より運用を開始したシステム。災害発生後、家庭のダイヤル式電話、公衆電話、携帯電話等から「171」通話により伝言登録を行う仕組みとなっており、被災地内外の家族・親戚・知人間や企業の職員への伝言通知など様々な用途がある。

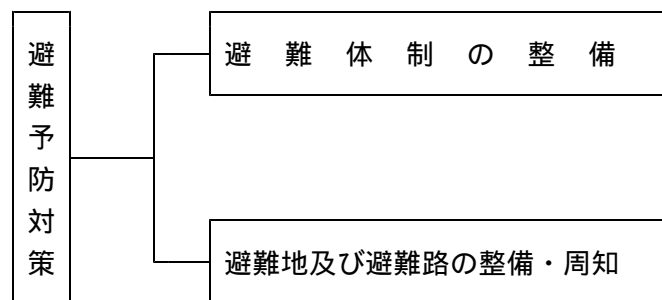
第9節 避難予防対策

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害時には、津波、地震火災、土砂災害等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。県、市町村及び防災関係機関はこのような事態に備えて、あらかじめ避難計画を定めるとともに、市町村は、災害時において住民等が安全・的確に避難行動や避難活動を行うように平常時から必要な体制を整備しておく必要がある。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 住民、行政及び防災関係機関の連携

避難計画の策定に当たって、住民、行政及び防災関係機関と事前に十分協議しておく必要がある。また、避難地及び避難路は、日頃から標識等により分かりやすく標示し、住民に周知徹底しておくことが重要である。

(2) 駅、ショッピングセンター等の都市施設の避難予防対策の推進

駅、ショッピングセンター等の不特定多数の都市施設について、災害時の混乱を防止し、的確な避難誘導等を図るため、事業所や行政等と連携した避難予防対策を進める必要がある。

(3) 夜間・停電時等の避難への備え

夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられる。そのため、日頃から懐中電灯、非常灯及び自家発電設備等の照明対策を進めておくとともに、そのような状況に備えた訓練及び普及啓発が必要である。

第2 避難体制の整備

1 避難計画の策定

(1) 市町村の避難計画

実施機関 市町村

市町村は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。

- ア 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- イ 避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 避難地への経路及び誘導方法
- エ 避難所（被災者収容施設）開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - （ア）給水措置
 - （イ）給食措置
 - （ウ）毛布、寝具等の支給
 - （エ）衣料、生活必需品の支給
 - （オ）負傷者に対する応急救護
- オ 避難所の管理に関する事項
 - （ア）避難所の秩序保持
 - （イ）収容者に対する災害情報の伝達
 - （ウ）収容者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - （エ）収容者に対する各種相談業務
 - （オ）避難が長期化した場合のプライバシーの確保、年齢・性別によるニーズの違いへの配慮、要援護者への配慮、その他避難場所における生活環境の確保
- カ 広域避難地等の整備に関する事項
 - （ア）避難者収容施設
 - （イ）給水施設
 - （ウ）情報伝達施設
- キ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - （ア）平常時における広報
 - ・ 掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行
 - ・ 住民に対する巡回指導
 - ・ 防災訓練等
 - （イ）災害時における広報
 - ・ 広報車による周知
 - ・ 避難誘導員による現地広報
 - ・ 住民組織を通じた広報
- ク 要援護者の避難支援に関する事項（第2章第23節を参照）
 - （ア）要援護者への情報伝達方法
 - （イ）要援護者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
 - （ウ）要援護者の支援における市町村、町内会、自主防災組織、福祉関係者等の関係者の役割分担

(2) 防災上重要な施設の避難計画

実施機関 各施設管理者

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする駅、ショッピングセンターなどの都市施設等、防災上重要な施設の管理者は、市町村の作成する避難計画を踏まえ、以下のように避難計画を作成し、避難の万全を期する。市町村は、防災上重要な施設の管理者が避難計画を作成するに際して必要な指導・援助を行う。

ア 病院

病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方

法等に留意する。

イ 社会福祉施設等

高齢者、障がい者及び児童福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導方法ならびに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。

ウ 不特定多数の者が出入りする都市施設等

駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする都市施設等においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導方法ならびに指示伝達の方法等に留意する。

(3) 学校等の避難計画

実施機関 県（総務部総務課、教育庁）、市町村

県及び市町村は、震災後所管する学校等がとるべき行動を防災計画に明記するよう指導を行うとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進するものとする。震災後は、通信手段の途絶が予想されるので、複数の通信手段を準備し、児童等の安全な避難を支援できるように努める。

学校等においては、多数の児童等を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

ア 防災体制の確立

(ア) 防災計画

地震災害が発生した場合に児童等の生命の安全を確保するため、毎年度防災計画を作成する。計画作成に当たっては、授業中、休憩時間、校外活動、放課後、登下校時などを想定した地震発生時における教職員の参集体制、初動体制（児童等の安全確認、校内外との連絡体制、施設の安全確認等）、避難所の運営に係る体制などについて、具体的に作成しておく必要がある。

また、地震発生時、児童等が自らの判断で一次避難ができるように防災教育を充実させるとともに、二次避難に当たっての連絡体制の整備等には、特に留意する。

沿岸部にある学校等においては、津波災害を想定した対応策も計画に加えておく必要がある。

なお、震災後は電話などの連絡手段が途絶することが予想されるため、災害発生時の児童等の引き渡し方法等、学校の防災計画についてPTA総会等の場や、学校の広報紙等を利用し、あらかじめ保護者の理解を得ておく必要がある。

(イ) 防災組織

学校等においては、様々な場面を想定した教職員の参集体制・地震発生直後の初動体制・応急教育の立案・実施、避難所の運営などについて、教職員個人の役割分担を明確にしておく必要がある。

また、校長等が不在の場合も想定し、指揮系統を作成しておくことが重要である。

(ウ) 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物理的側面から、その本来の機能を十分発揮するよう適切に行う。特に、施設及び設備の管理は以下の事項に留意する。

日常点検の実施

敷地・施設内を日常点検し、危険箇所の把握に努めるとともに、避難経路の障害物を撤去するなどの対策を講じておくこと。

安全点検日

毎学期一回以上「安全点検日」を定めて、防災の視点からすべての施設及び設備を各担当

者がチェックする。

(エ) 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、ガス器具類やストーブ等の防火管理に万全を期する。

イ 避難誘導

学校等は、授業中、休憩時間、放課後、登下校時・校外活動時など災害の発生時間帯別における児童等行動パターンを想定し、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるように、児童等に避難方法・避難路を周知徹底するとともに、それぞれの場面での教職員の役割分担を明らかにしておく。

ウ その他

私立学校については、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導するものとする。

2 避難誘導體制の整備

実施機関 市町村

(1) 避難計画の習熟と訓練

市町村は、あらかじめ定めた避難計画及び第3章「震災応急対策計画」第8節「避難活動」に示す活動方法・内容等に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

(2) 避難勧告・指示等の実施要領の明確化

市町村長による避難の勧告・指示等が、迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施基準を明確化し、あらかじめ市町村地域防災計画、避難計画等において実施要領を定めておく。

(3) 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、障がい者等のいわゆる災害時要援護者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は、津波による浸水、火災、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

(4) 自主避難体制の整備

市町村は、沿岸部において住民が強い地震に遭遇したり津波警報や津波注意報の発表を覚知したとき、又は土砂災害や危険物の漏洩等のため自ら危険と判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう指導に努めるものとする。

(5) 避難指示等の伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第7節「情報管理体制の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ テレビ、ラジオ、有線放送、電話等の利用により伝達する。

市町村長は、市町村の避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、あらかじめ危険地域の住民に周知徹底を図る。

なお、地震災害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

(6) 災害時要援護者に対する避難誘導體制の整備

市町村は、高齢者、障がい者、妊婦、乳児等のいわゆる災害時要援護者を適切に避難誘導するため、避難計画等に基づき、平常時から災害時要援護者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

ア 避難指示等の伝達体制の確立

市町村長は、日頃から災害時要援護者の掌握に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

イ 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

市町村長は、災害時要援護者が避難するに当たって、地域住民をはじめ、避難誘導員、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法をあらかじめ具体的に定めておくものとする。

ウ 災害時要援護者の特性に合わせた避難所等の指定・整備

避難所や避難経路の設定に当たっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

なお、避難所においては、高齢者や障がい者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に配慮するものとする。

第3 避難地及び避難路の整備・周知

1 避難地の選定と確保

実施機関 県（総務部消防防災課）、市町村

(1) 避難場所の選定

密集市街地をかかえる市町村においては、要避難地区の住民を対象に、次の基準によりあらかじめ広域避難地を選定確保し、その他の市町村においてもこれらの事項を参考にして避難場所の開設を行うものとする。

ア 広域避難地における避難者1人当たりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。

イ 広域避難地は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配慮する。

ウ 広域避難地内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。

エ 広域避難地は、津波、土砂災害、浸水等の危険のないところとする。

オ 広域避難地は、純木造密集市街地から270m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では、200m以上、耐火建築物からは、50m以上離れているところとする。

なお、広域災害に備え、県は市町村間の避難地の相互利用の推進を図るよう指導する。

(2) 避難所の指定及び整備

ア 避難所の指定

市町村は、各種災害時における条件を考慮して、地区ごと、災害種別ごとの避難所を定め、その所在、名称、概況、収容可能人員等の把握に努める。避難所の指定に当たっては、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。さらに、大規模災害時にも対応できるよう量的な確保に努めるとともに、あわせて、避難所である旨を明確に示しておく。

なお、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。

イ 避難所の整備

避難所に指定した建物には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等を整備しておく。

また、避難所における救護施設、通信機器（電話、パソコン通信等）、ラジオ・テレビ等の確保についても考慮しておく。

ウ 避難所における備蓄等の推進

避難所に、食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し器具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

また、孤立予想地区の避難所については、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

2 避難地区分けの実施

実施機関 市町村

市町村は、次の事項を勘案して避難地の区分けを実施し住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

- (1) 避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
- (2) 避難地区分けに当たっては、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
- (3) 避難人口は、夜間人口によるが、避難地収容力に余裕をもたせておく。

3 避難路の選定と確保

実施機関 県（警察本部交通企画課）、市町村

市町村職員、警察官及び消防職員等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難路の通行確保に努める。

(1) 避難路の選定と確保

市町村は市街地の状況に応じて次の基準を参考に避難路を選定し、確保に努める。

ア 避難路は、概ね8 m以上の幅員を有するものとする。

- イ 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ウ 避難路は、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。
- エ 避難路沿いには、火災や爆発などの危険性がある工場がないよう配慮する。
- オ 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- カ 避難路については、複数の経路を選定しておく。

(2) 広域避難地及び周辺道路の交通規制

災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため県警察は次により広域避難地及びその周辺道路における交通規制を平常時から実施する。

- ア 広域避難地にある道路は、終日全域駐車禁止とする。
- イ 広域避難地周辺の道路で避難者の通行に支障があると認められる道路は駐車禁止とする。
- ウ 上記以外の道路については、避難地から流出方向への一方通行や指定方向外進行禁止等の車両通行抑制とするが、可能な限り車両通行禁止の歩行者用道路とする。

4 避難場所等の住民への周知

実施機関 市町村

市町村は、避難場所・避難所、避難路等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

- (1) 市町村の広報紙等
- (2) 案内板等の設置
 - ア 避難場所・避難所案内図
 - イ 避難場所・避難所表示板
- (3) 防災訓練
- (4) 防災啓発パンフレットの作成、配布

5 避難誘導標識の整備及び住民への周知

実施機関 市町村

市町村は、避難場所・避難所への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難場所等の周知方法に準じて関係住民に対する周知徹底を図る。

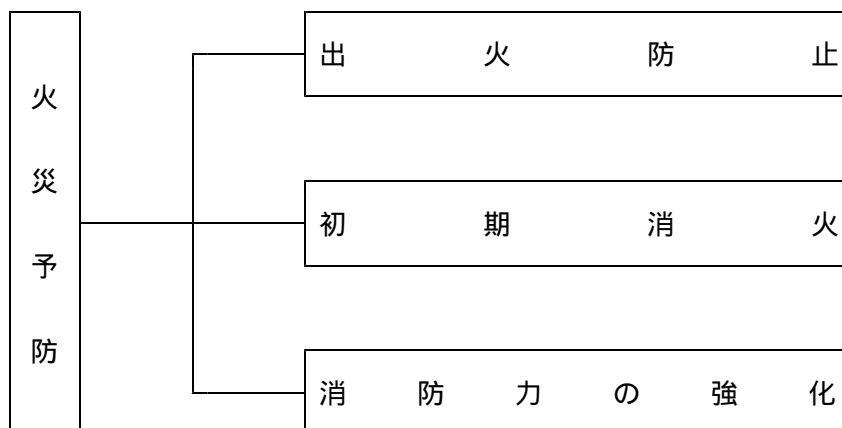
第10節 火災予防

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震による被害のうち、火災は発災時の気象条件、時刻や市街地の状況によっては甚大な被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、出火防止等に万全を期する。

2 対策の体系



3 留意点

県、市町村及び消防本部は、耐震自動ガス遮断装置、耐震自動消火装置などの器具の普及に努めるとともに、発災時の出火防止措置の徹底などの防災教育を推進する。

阪神・淡路大震災では、電動器具、電源コード類の発火を原因とする通電火災が発生したので、今までと異なる出火防止対策への配慮が必要である。

第2 出火防止

実施機関 県（総務部消防防災課）、市町村、消防本部

1 全体計画

地震時の出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。そのため、県、市町村、消防本部は、耐震装置の普及に努めるとともに、地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かない等出火防止措置の徹底など防災教育を推進する。

また、電熱器具、電気器具、屋内外配線を出火原因とする火災が発生する場合があるので、加熱防止機構等の普及を図るとともに、地震後は、プレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

2 現状と短期計画

地震が発生したらガス、ストーブ等の火はすぐ消すという意識は普及している。また、耐震自動ガス遮断装置、耐震自動消火装置等の器具も普及している。

今後、出火防止措置の徹底など防災教育を一層推進する。特に新たな出火要因である通電火災や出火危険の高い油鍋等からの出火防止について啓発する。

第3 初期消火

実施機関 県（総務部消防防災課）、市町村、消防本部、自主防災組織、住民、事業所

1 全体計画

地震発生時は、同時多発火災が予想され、消防機関は全力をあげて消防活動を展開するが、限界があることから地域の住民、事業所による自主防災体制を充実する必要がある。

そのため、地震時に有効に機能するよう組織と活動力の充実を図り、住民、従業員による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防機関と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

2 現状と短期計画

地域及び事業所の自主防災体制の整備は充分とはいいがたく、初期消火能力についても地域や事業所によって差がある。

今後とも地域、事業所での自主防災体制を整備強化し、総合防災訓練等を通じて初期消火力の向上を図る。

第4 消防力の強化

実施機関 消防本部

1 全体計画

震災時に予想される同時多発火災に備え、消防機関は、震災対策として化学消防車、はしご付き消防ポンプ車、救助工作車等特殊車両の整備、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫などの諸施設を整備していく。

また、広域消防相互応援協定に基づき、大規模災害に対する備えを強化する。

2 現状と短期計画

震災対策として、計画的に消防用資機材の整備を推進する。また、緊急消防援助隊を中心に、応援及び受援を円滑に実施するために必要な準備と訓練を実施する。

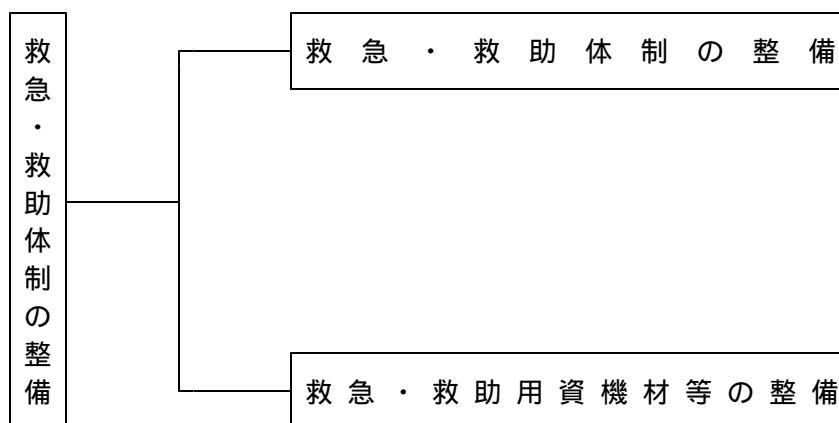
第11節 救急・救助体制の整備

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害時は、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等による被害の危険性があり、多数の救急・救助事象が発生すると予想される。このため、災害発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

2 対策の体系



3 留意点

市町村は、高齢者や障がい者等いわゆる災害時要援護者に対する人命の安全確保を念頭に置き、救急・救助体制の整備、充実を図る。また、県及び市町村は、医療機関等と連携した救急・救助体制を整備するものとする。

第2 救急・救助体制の整備

実施機関 県（健康福祉部医療政策課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、自衛隊、第八管区海上保安本部

1 関係機関等による救急・救助体制の整備

地震災害発生時は、家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救急・救助体制の整備に努める。

(1) 市町村、消防本部の救急・救助体制の整備

ア 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ 市町村は、当該市町村内で予想される災害のうち、特に家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な装備・資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

また、島しょ地域や土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、事前に、関係機関と当該地域における救出方法や市町村との間の情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互連絡体制等について、十分に検討しておく。

ウ 救急救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

- エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、広域災害・救急医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。
- オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- カ 家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等からの救急・救助事象に対応するとともに、救急・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。
- キ 災害の急性期（48時間以内）における救助活動について、災害派遣医療チーム（略称DMAT。次節を参照）や日本赤十字社医療救護班との連携体制の確立を図る。

(2) 警察の救急・救助体制の整備

- ア 県警察本部及び各警察署救助部隊の編成計画の整備に努める。
- イ 県警ヘリコプター、車両及び舟艇等警察が保有する装備資機材の整備、充実に努める。
- ウ 市町村や関係機関等と、日頃から、相互連絡体制等について十分に検討しておく。

(3) 消防団の救急・救助体制の整備

消防団は、日頃から、地域の災害時要援護者等の把握を行うとともに、救急・救助の訓練や救急・救助用資機材の整備・点検に努める。

(4) 自衛隊の救急・救助体制の整備

自衛隊は、日頃から市町村や関係機関等との相互連絡体制等について十分に検討する。

(5) 海上保安本部の救急・救助体制の整備

海上保安本部は、市町村や関係機関等と、日頃から、相互連絡体制等について十分に検討しておく。

2 住民、自主防災組織等の救急・救助への協力

地震災害時には、地域ぐるみの救急・救助活動が必要になる。このため、住民、自主防災組織等は、日頃から、必要な体制を検討しておくとともに、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。市町村は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

3 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

市町村及び消防機関は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、救急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

県は、市町村及び消防機関が行うこれらの活動等を支援する。

4 災害救援ボランティア組織との連携

市町村や関係機関と日頃から相互連絡体制等について十分検討するとともに、県や市町村が実施する防災訓練等において相互の連携を図る。

第3 救急・救助用資機材等の整備

実施機関 県（総務部消防防災課、健康福祉部医療政策課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、自衛隊、第八管区海上保安本部

1 救急用装備・資機材等の整備方針

(1) 県及び市町村、消防本部

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

・車両

救急車、特殊救急車（スーパーアンビュランス）

・救急資機材

高度救急資機材、非常用救急資機材、消防隊用救護資機材、トリアージ・タッグ

* トリアージ・タッグ：多数の傷病者が発生する医療救護現場において、傷病の程度に応じて優先的に搬送し治療を受けさせる者を選別するために使用する用具（タッグの見本は、第3章第11節「医療救護」資料3-11-1を参照。）。

(2) 警察、自衛隊、海上保安本部

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用資機材や搬送に使用する車、舟艇等の整備・点検に努める。

2 救助用資機材等の整備方針

(1) 県及び市町村、消防本部

ア 家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め者等の救出、救助事象に対応するため、各消防署、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材等の整備を次のとおり図る。

(ア) 消防署等

・ 高度救助用資機材（ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機）、熱画像直視装置

・ 救助用ユニット

画像探索装置、油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機（鉄筋カッター）

・ 消防隊員用救助用資機材

大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）等救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第4条別表による。削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）

(イ) 消防団

・ 消防団員用救助用資機材

大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）等救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第2条別表による。

・ 担架（毛布・枕を含む）

・ 救急カバン

(ウ) 自主防災組織

・ 担架（毛布・枕を含む）

・ 救急カバン

・ 簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップほか）

・ 防災資機材倉庫等

イ 災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

(2) 警察

ア 県下警察署の各地域の中心となる警察署に、最小限度必要と認められる救助用資機材を集中的に配置して、活用するように努める。

・救助用資機材（例）

（例）救命ボート、エンジンカッター、ボルトクリッパー、大型バール、チェーンソー、車両移動器具、削岩機、投光機、大型ハンマー

イ 道路等の障害物の除去や、がけ崩れ現場、倒壊家屋等からの救出・救助に強力な力を発揮する災害活動用車両の整備を図る。

・災害活動用車両（例）

災害用強力投光車、クレーンレッカー車、多目的災害活動車、災害用レッカー車、災害用ショベル車、給水車、クレーン付ダンプ車

(3) 自衛隊、海上保安本部、

災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、救助用資機材や車両、救助用舟艇等の整備・点検に努める。

第12節 医療体制の整備

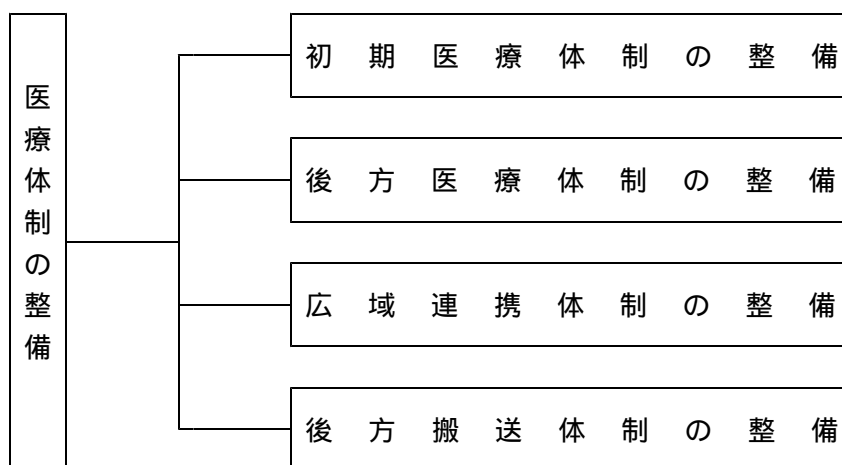
第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、被災地の数多くの医療施設が被害を受け、診療機能の確保が困難な状況になることが予想される。

このため、地震災害時の初期医療体制、後方医療体制、国及び他の都道府県等との広域的な連携体制など、震災時の緊急医療体制の整備を図るとともに、医療用資器材・医薬品等の整備を推進しておく必要がある。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 初期医療体制の充実

地震発生直後は、電話回線の不通又は輻輳や交通混雑など救急車による搬送や被災地における医療施設の被害など初期医療体制が十分に機能しないことが考えられる。このため、初期段階における災害時の医療体制の充実を図る必要がある。

(2) 後方医療体制の充実

主に重傷者に対しての後方医療体制は、ヘリコプターによる傷病者の受入れ体制も含め、災害拠点病院を中心とし、独立行政法人国立病院機構、公的医療機関、救急告示病院等との密接な連携体制など後方医療機能の確保のための計画の整備が必要である。

(3) 広域連携体制の充実

大規模災害の場合、県内の医療機関等だけでは医療救護需要に対応することが困難な状況に陥ることが考えられることから、隣接県をはじめとした他の自治体等との連携など災害時の広域的な連携体制の整備が必要である。

(4) 医療情報網の充実

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うためには、正しい情報を速やかに把握することが重要である。このため、広域災害及び救急医療に関する情報システムの整備が必要である。

第2 初期医療体制の整備

実施機関 市町村

市町村は、現地における応急的な医療を施すために救護班を編成し、あらかじめ市町村地域防災計画に定めるとともに、救護所の設置等の医療救護活動を速やかに実施するため、地元医師会、日本赤十字社島根県支部及び各地域の医療機関との協力・連携体制を整備するものとする。

第3 後方医療体制の整備

実施機関 県（健康福祉部医療政策課）、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、各医療機関

1 後方医療機関

後方医療機関は、災害拠点病院、公的医療機関、独立行政法人国立病院機構、救急告示病院等とし、救護所等では対応できない重症患者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行うものとする。

2 災害拠点病院

災害拠点病院は、全県的視野の下、災害時の搬送受入機能、災害医療の研修機能、水・医薬品・医療材料の備蓄等の機能を併せ持つ基幹災害医療センター（県内に1カ所）と二次医療圏に1カ所を原則として、災害時の搬送受入機能、災害医療の研修機能、水・医薬品・医療材料の備蓄等の機能を併せ持つ地域災害医療センターとがある。

区 分	医 療 圏	災害拠点病院	病床数	指定日
基幹災害医療センター		県立中央病院	679	H 8.11.29
地域災害医療センター	松江圏	松江赤十字病院	730	H 8.11.29
	松江圏	松江市立病院	470	H15.12.17
	雲南圏	雲南総合病院	334	H 8.11.29
	出雲圏	（県立中央病院）	687	H 8.11.29
	大田圏	大田市立病院	339	H11. 2. 1
	浜田圏	済生会江津総合病院	300	H 8.11.29
	益田圏	益田赤十字病院	327	H 8.11.29
	隠岐圏	隠岐病院	150	H 8.11.29

3 後方医療機関の連携

災害拠点病院とその他後方医療機関は、密接な連携のもと後方医療機能の確保を図る。

4 後方医療機関としての機能

震災時、後方医療機関に求められる主な機能は、次のとおりである。

- (1) 震災地における既存入院患者などの受入れ及び治療の継続
- (2) 震災による傷病者の受入れ
- (3) 救護班の派遣

5 後方医療機関としての機能の確保

震災時、後方医療機関として医療機能を確保するために、各々の医療機関は、主に以下の防災措置について整備を図る。

- (1) 医療施設等の耐震化及び不燃化
- (2) 医薬品・医療材料の備蓄及び配備

- (3) 水・食糧の備蓄及び配備
- (4) 自家発電装置等の整備
- (5) 医療要員の非常参集体制の整備
- (6) 救護班の編成
- (7) 傷病者の円滑な受入れ体制の整備

6 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等の被害に対応するため、医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成・習熟し、応急措置、緊急復旧等について関係事業者と協議するなど、平素から体制を整備しておくものとする。

7 災害派遣医療チーム(DMAT)

災害派遣医療チーム(Disaster Medical Assistance Team。略称DMAT。)は、災害の急性期(48時間以内)において、救助活動と連携して活動を行うものであり、現在、県立中央病院に2チーム、島根大学医学部附属病院、松江赤十字病院、益田赤十字病院に各1チームが組織され、県はこの4病院をDMAT指定医療機関として指定している。

なお、日本赤十字社島根県支部による医療救護班も、災害派遣医療チームと同様に、救助活動と連携して活動を行うよう組織されている。

第4 広域連携体制の整備

1 広域医療支援の強化

大規模地震時においては、広域にわたって多くの負傷者が出ることから、医師をはじめとした医療要員の不足及び医薬品や医療材料の不足等の問題が生じる可能性がある。このため、広域かつ多量の救護需要に対応するため、県内他地域はもとより、県外地域からの支援を得るための広域的な医療協力体制の整備を進める。

そのため、中国5県、中・四国9県の災害時相互応援協定に基づく医療支援の円滑な実施のための関係者との協議、及び被災患者受入れのための医療機関調査の実施などを行う。

「災害時の相互応援に関する協定書」(中国5県)

「中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定書」(中・四国9県)

.....島根県地域防災計画(資料編)参照。

2 情報連絡体制の充実

地震災害時に迅速かつ的確に医療情報を把握するため、各医療機関、消防組織等のネットワークによる医療機関の案内、当番医の状況及び患者搬送支援の情報等からなる救急医療情報と県、保健所、市町村、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、医療施設、国、他の都道府県間等の災害時における応需情報などからなる災害医療情報を併せ持つ、広域災害・救急医療情報システムの整備を進める。

第5 後方搬送体制の整備

1 トリアージの訓練・習熟

各救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動について、日頃から

訓練し、習熟に努める。

2 透析患者や在宅難病患者等への対応

定期的な人工透析が必要な慢性腎不全患者や災害による急性腎不全患者に対する人工透析等の適切な医療を確保するための体制を整備する。

また、在宅難病患者等の搬送・救護体制を整備しておく。

第13節 交通確保、規制体制の整備

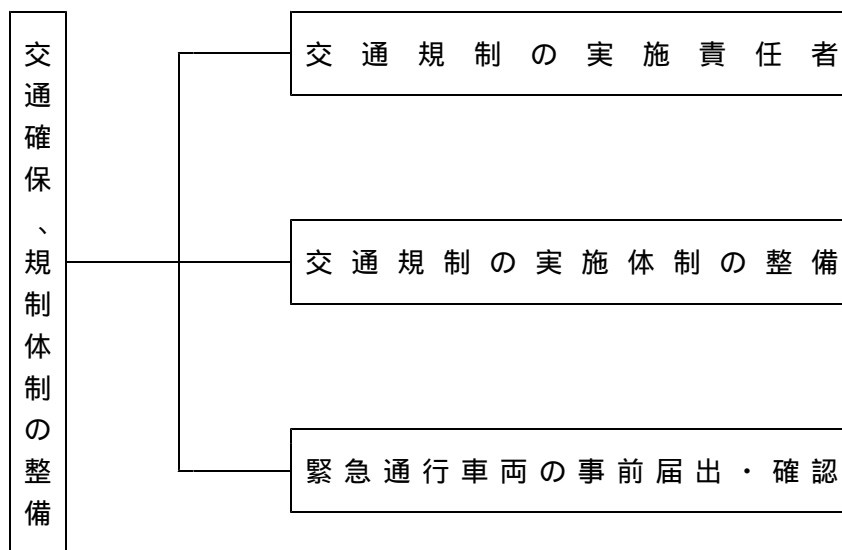
第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送や必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急通行路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

2 対策の体系



3 留意点

県は、道路管理者と連絡を取りながら警察本部と協議して、交通規制及び緊急通行等を実施する体制を確立しておく。

第2 交通規制の実施責任者

実施機関 県（土木部道路維持課、道路建設課、警察本部交通企画課）、市町村、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、第八管区海上保安本部

1 交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者及びその範囲は、以下のとおりである。

区分	実施責任者	範囲
道路管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道及び県道) 市町村長 (市町村道) 西日本高速道路株式会社 (西日本高速道路株式会社が管理する道路)	(道路法第46条) 1 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会・警察機関	公安委員会 警察署長 高速道路交通警察隊長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 本県又はこれに隣接し、若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき(道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事 市町村長	(港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設(航路、泊地及び船どまり)の使用に関し必要な規則
海上保安機関	港長 (海上保安部署長) 海上保安官	(港則法第37条) 1 船舶交通の安全のため、必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認められるとき (海上保安庁法第18条) 3 海上における犯罪がまさに行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき

第3 交通規制の実施体制の整備

実施機関 県(土木部道路維持課、道路建設課、警察本部交通企画課)、市町村、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、第八管区海上保安本部

交通規制の実施体制は、以下の方針により整備する。

区 分	整 備 方 針
道路管理者	<p>道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。</p> <p>また、警察等関係機関と連携を図るとともに道路情報を迅速に伝達できる体制を整備する。</p>
公安委員会 ・警察機関	<p>警察機関は、大震災発生時における交通確保のため、次の事項を推進する。</p> <p>ア 交通規制計画の作成 大地震における交通の混乱を防止し、避難路及び緊急交通路を早期に確保するため、交通規制計画を策定する。</p> <p>イ 装備資機材・交通管制施設の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材及び災害対応型信号機や交通情報板等の交通管制施設の整備に努める。</p> <p>ウ 運転者の取るべき措置の周知徹底 災害発生時における運転者の取るべき措置について、各種講習、会合等の機会を活用し、周知徹底を図る。</p> <p>エ 隣接県警察等との協力体制の確立 大震災発生時の相互支援、広域交通規制等について、隣接・近接県警察と事前に協力体制を確立する。</p> <p>オ 関係機関等との連携 緊急交通路等の道路機能を確保するため、道路管理者、防災関係機関・団体等との協力体制を確立するとともに、道路交通情報センターや報道機関等との連携を日頃から図っておく。</p> <p>また、島根県警備業協会との支援協定が有効適切に機能するよう、連携を強化するとともに交通指導員との連携にも配慮する。</p>
港湾管理者 及び海上 保安機関	<p>港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。</p>

第4 緊急通行車両の事前届出・確認

実施機関 県（公安委員会、総務部消防防災課）

公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施する。

1 緊急通行車両の事前届出

(1) 事前届出の対象とする車両

知事又は公安委員会が行う災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく確認の対象と

なる車両は、同施行令第32条の2第2号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されている。

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両は、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。

- ア 警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、県警察本部を経由して、県公安委員会に対し、「緊急通行車両等事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等。）を添付して事前届出を行う。

2 届出済証の交付と確認

(1) 審査

県公安委員会は、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を交付する。「緊急通行車両等事前届出済証」は、附属資料の様式を参照。

(2) 届出済証の交付を受けた車両の確認

届出済証の交付を受けた車両については、総務部消防防災課、支庁・各県民センター・県央県土整備事務所、警察本部、各警察署、高速道路交通警察隊又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両である旨の確認を受けることができる。この場合において、確認審査を省略して、災害対策基本法施行規則様式第3の「標章」及び様式第4の「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」については、第3章第13節「交通確保、規制」参照。

(3) 県公安委員会は、確認手続きの具体的な運用については、総務部消防防災課と所要の調整を図っておくものとする。

第14節 輸送体制の整備

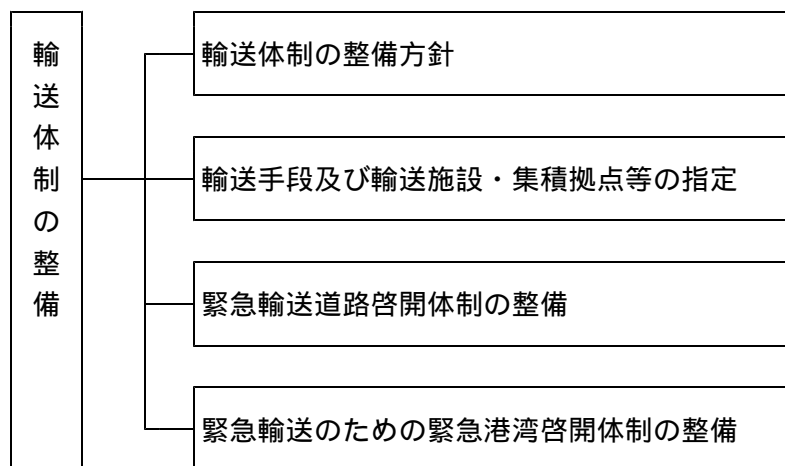
第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害時には、被害者の避難ならびに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、舟艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

2 対策の体系



3 留意点

島根県地域防災計画（震災編）別添資料「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、平成20年度改訂）を基本に輸送体制の整備を図っていくものとする。

第2 輸送体制の整備方針

実施機関 県（地域振興部交通対策課）、市町村、自衛隊、第八管区海上保安本部、中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本通運株式会社、県トラック協会

1 輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートを選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、舟艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

2 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、県及び市町村をはじめ、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。このため、日頃から以下について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

(1) 輸送業者等と緊急輸送に係る協力協定の締結を図る。

(2) 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

第3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

実施機関 県（地域振興部交通対策課、農林水産部水産課、漁港漁場整備課、土木部港湾空港課）、自衛隊、第八管区海上保安本部、中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本通運株式会社、県トラック協会

1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

(1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する以下の輸送手段を確保しておく。

ア 自動車による輸送

- (ア) 災害応急対策実施機関所有の車両等
- (イ) 公共団体等の車両等
- (ウ) 貨物自動車運送事業者所有の営業用車両等
- (エ) その他の民間の車両等

イ 鉄道による輸送

ウ 船舶等による輸送（島根県地域防災計画（資料編）「輸送」参照）

- (ア) 県有船舶等
- (イ) 漁船等
- (ウ) 民間船舶等
- (エ) 海上保安本部所属の船舶等
- (オ) 自衛隊所属の船舶等

エ 航空機による輸送

(2) 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

2 輸送施設・集積拠点等の指定

(1) 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、以下のとおり指定しておく。

なお、県、市町村及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、輸送施設及び輸送拠点については、災害時の安全性の確保に配慮する。

ア 緊急輸送道路の指定

（指定箇所については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、平成20年度改定）参照。）

イ 港湾・漁港、空港、臨時ヘリポート等の指定

（指定箇所については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、平成20年度改定）参照。）

(2) 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、以下のとおり指定しておく。なお、県、市町村及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、集積拠点については、災害時の安全性の確保に配慮する。

ア 救援物資等の備蓄・集積拠点

(指定箇所については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」(平成9年3月策定、平成20年度改定)参照。)

イ トラックターミナル等の指定

ウ 卸売市場等の指定

第4 緊急輸送道路啓開体制の整備

実施機関 県(土木部道路維持課、警察本部交通企画課)、市町村、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社

1 啓開道路の選定基準の設定

地震災害時において、道路啓開(道路上の土砂、瓦礫等を除去し、交通確保を図ること)を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り選定基準を設け、あらかじめ定めておく。

2 道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業を実施できるよう、効率的な道路啓開体制の整備を図る。

3 道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

4 関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、地震災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第5 緊急輸送のための港湾啓開体制の整備

実施機関 県(土木部港湾空港課)、市町村

1 港湾啓開の作業体制の充実

港湾管理者は、平素から、災害時において、関係機関・団体と協力して迅速かつ的確な協力体制を確立して港湾及び臨港道路の啓開作業を実施できるよう、効率的な啓開体制の整備を図る。

2 港湾啓開用装備・資機材の整備

港湾管理者は、平素から啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、使用できる建設機械等の把握を行う。

3 関係団体等との協力関係の強化

港湾管理者は、迅速かつ的確な啓開作業が実施できるように、関係機関・団体との協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

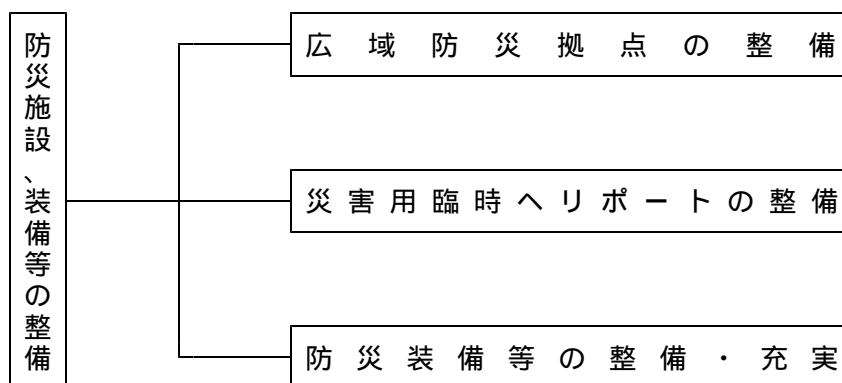
第15節 防災施設、装備等の整備

第1 基本的な考え方

1 趣旨

大規模地震災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点施設となる広域防災拠点を整備するとともに、県内各地に災害用臨時ヘリポートを整備する。また、県及び市町村は、各種防災装備・資機材等を整備する。

2 対策の体系



3 留意点

- (1) 広域防災拠点施設は、東西に長く地形地質特性より災害により交通が寸断されやすい県の地域特性を考慮し、複数の地域ブロック単位で整備するものとする。
- (2) 防災装備・資機材は、災害用臨時ヘリポート及び緊急輸送ネットワークの輸送拠点を活用し、県内各防災拠点を陸路・空路で有機的に結び、災害時に効果的に活用できるよう整備を図る必要がある。
- (3) 防災施設・装備等は、災害発生初期段階においてその効果を最大限に発揮できるよう、立地、活用方法その他を考慮しつつ整備する。

第2 広域防災拠点の整備

1 趣旨

大規模地震災害時において効率的な災害支援活動を行えるよう、平常時において広域航空応援のベースキャンプ及び緊急物資、資機材の集積配給基地となる広域防災拠点の整備を図る。

2 広域防災拠点の整備

実施機関 県（総務部消防防災課）

県東部消防学校隣接地（松江市）に、広域防災拠点を消防学校と一体として整備し、次の機能を担わせる。また、県西部（浜田市）に、備蓄機能のみ有する備蓄倉庫を整備する。

(1) 災害時広域航空応援のベースキャンプ機能

大規模災害時においては、航空機を用いた広域航空応援が不可欠となるが、県東部広域防災

拠点は災害支援活動の中央基地となるため、防災航空隊員等災害対策要員のベースキャンプ機能を設ける。

(2) 緊急物資、資機材の集積配給基地機能

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、県民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食糧、生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施するため、緊急物資・資機材の集積配給基地機能を設ける。

3 広域防災拠点の管理・運営

実施機関 県（総務部消防防災課）

県は、広域防災拠点の管理・運営を行う。

第3 災害用臨時ヘリポートの整備

1 趣旨

市町村は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努めるものとする。

なお、孤立可能性のある地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保に努めるものとする。

2 臨時ヘリポートの選定

実施機関 県（総務部消防防災課）、市町村

市町村は、県と協議のうえ、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から選定しておく。

3 県への報告

実施機関 市町村

市町村は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、市町村地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) 臨時ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

4 臨時ヘリポートの管理

実施機関 市町村

市町村は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配意しなければならない。

第4 防災装備等の整備・充実

1 趣旨

防災関係機関は、応急対策の実施のため、防災用装備等をあらかじめ整備・充実しておく。保有装備等は、随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

県、市町村（消防機関）が災害時の地域における防災拠点施設を整備するにあたっては、施設の建設にあわせ、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。

2 各種防災装備等の整備

実施機関 県（総務部消防防災課、警察本部）、市町村、消防本部、防災関係機関

- (1) ヘリコプター
- (2) 特殊車両
- (3) その他（可搬式標識・標示板等交通確保、規制対策用資機材等）

3 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておくものとする。

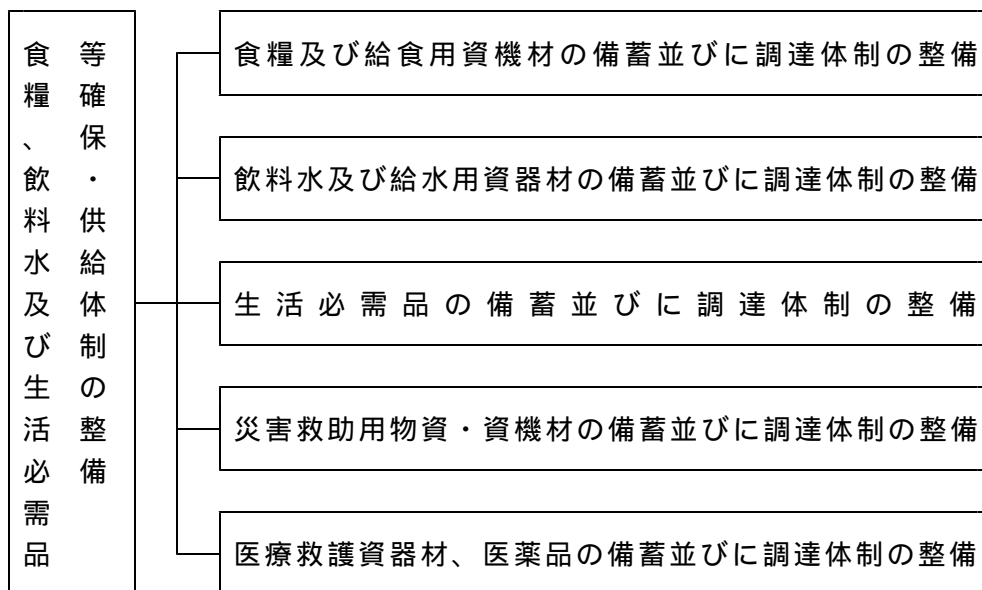
第16節 食糧、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害時の県民の生活を確保するため、食糧、飲料水、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進する。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 想定される災害の種類と対策

備蓄数量の目標値は、県内での被害が最大となる災害に基づき設定する。

本計画で想定する被害は、第1章第4節「地震被害想定」に示すように、松江南方地震による想定被害を最大の被害とみなす。

また、被害が一部の地域に限られる災害についても、有効に対応できるよう、各地域の備蓄物資による相互応援が円滑にできるような緊急輸送体制を整備しておくことが必要である。

(2) 発災時の人口分布と対策

公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を対象として設定を行うが、昼間人口が大きい地域等の就業者に対しては、個々の企業等における備蓄対策の推進を促していくことが必要である。

(3) 発災時間と備蓄品目との対応

災害発生の季節及び時間帯等の発生時期は、考える最悪のケースにも対応できるように品目を選定する。(冬期用の防寒用品、夜間用の照明等)

(4) 災害時要援護者への配慮

食糧、生活必需品等の備蓄・調達品目は、災害時要援護者に十分配慮して選定する。

(5) 孤立予想地区における備蓄

孤立の可能性のある地区においては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

第2 食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア 対象者

災害時の食糧給与の対象者は、避難者（り災者）及び災害救助従事者とする。

イ 品目

避難者のための食糧としては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳等の調理不要の品目が望ましい。

それ以降は、炊き出し用の米、即席麺、レトルト食品等調理の容易な品目とし、合わせて食塩、味噌、醤油等の調味料とし、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。また、乳児食は、調整粉乳とし、哺乳ビンも併せ確保・調達する。

なお、備蓄は乾パン、アルファ米、即席粥、缶詰、乳児食（粉ミルク、調整粉乳）等調理不要で保存期間の長い品目とする。

ウ 食糧の調達、給与は市町村長が行うことを基本とするが、必要な場合には知事が行う。

(2) 食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定

実施機関1 県（総務部消防防災課）

県は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画として策定する。

実施機関2 市町村

市町村は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を、食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画として策定する。

2 食糧及び給食用資機材の備蓄

《備蓄目標数量》

県、市町村及び県民は全体で、被害想定に基づく最大り災人口（約12万人）の概ね3日分に相当する量为目标に食糧及び給食用資機材の備蓄体制の整備を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

この内訳は、県、市町村、県民がそれぞれ1日ずつの備蓄を行うことを目標とする。

（ここでいう県民の備蓄食糧とは、避難時に持出し可能なものをいう）

項目	避難者(罹災者)		災害救助従事者
	一般食	乳児食	
給与対象者(人)	114,000人	1,140人	4,200人
給与食数 (1日3食)	342,000食	3,420食	37,800食

実施機関1 県(総務部消防防災課)

県は、1(2)の食糧の備蓄並びに調達計画に基づき、罹災者及び災害救助従事者(4,200人)を対象とする食糧及び給食用資機材の備蓄を行う。

実施機関2 市町村

市町村は、1(2)の食糧の備蓄並びに調達計画に基づき、罹災者及び災害救助従事者を対象とする食糧及び給食用資機材の備蓄を行う。

実施機関3 民間事業所

民間事業所は、県及び市町村からの要請に基づき、昼間人口の多い地域における事業所勤務者のための食糧備蓄体制及び休日における近隣住民への給与体制の整備を推進しておく。

3 食糧及び給食用資機材の調達体制の整備

実施機関1 県(総務部消防防災課、農林水産部農畜産振興課)

県は、食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者並びに市町村、近隣県、国(農林水産省)との協定の締結等に努め、その協力を得て食糧等の調達を行う。

実施機関2 市町村

市町村は食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者並びに近隣市町村、県の協力を得て食糧等の調達を行う。

4 食糧及び給食用資機材の輸送体制の整備

実施機関1 県(総務部消防防災課、地域振興部交通対策課、農林水産部農畜産振興課)

県は、食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、食糧等の輸送体制の整備方法についてトラック協会や輸送業者と協定の締結に努める。

実施機関2 市町村

市町村は食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、食糧等の輸送体制の整備方法

について輸送業者と十分協議しておく。

5 食糧及び給食用資機材の集積地の指定

実施機関1 県（総務部消防防災課）

県は、災害発生後の調達食糧及び給食用資機材の広域集積地をあらかじめ指定しておく。

実施機関2 市町村

市町村は、集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておく。

第3 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア 対象者

給水対象者は、避難者（り災者）及び災害救助従事者とする。

イ 品目

り災者及び災害救助従事者のための飲料水及び給水用資器材を確保する。

(2) 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画の策定

実施機関1 県（総務部消防防災課）

県は被害想定に基づき、市町村の対策を補完する立場から、県の備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画として策定する。

実施機関2 市町村

市町村は、被害想定に基づき、市町村の備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画として策定する。

2 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達

《備蓄目標数量》

県、市町村及び県民は全体で、被害想定に基づく最大断水人口（約41万人）の概ね2日分に相当する量を目標に、飲料水及び給水用資器材の備蓄を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

実施機関1 県（総務部消防防災課）

県は、飲料水（保存水）及び給水用資器材（給水タンク、組立式貯水槽、ろ水器）の備蓄並びに調達計画に基づき、これらの円滑な確保・調達体制を整備する。

実施機関2 市町村

市町村は、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画に基づき、迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水及び給水用資器材（給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資器材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力を得ておく。

第4 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア 生活必需品の給（貸）与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又は棄損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 品目

(ア)寝具 (イ)外衣 (ウ)肌着 (エ)身回り品 (オ)炊事用具 (カ)食器 (キ)日用品
(ク)光熱材料 (ケ)簡易トイレ (コ)情報機器 (サ)災害時要援護者向け用品
(シ)女性用衛生用品 (ス)紙おむつ

ウ 民間事業等への協力の要請

県及び市町村は、特に昼間人口の多い地域においては、事業所在勤者のための生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

(2) 生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

実施機関1 県（総務部消防防災課）

県は、被害想定に基づき各市町村が策定した生活必需品の備蓄並びに調達計画を受け、市町村の計画を補完する立場から、県の必要備蓄品目、数量、並びに災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法並びにその他必要事項を、生活必需品の備蓄並びに調達計画として策定する。

実施機関2 市町村

市町村は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法並びにその他必要事項を、生活必需品の備蓄並びに調達計画として策定する。

2 生活必需品の備蓄

《備蓄目標数量》

県及び市町村は、被害想定に基づく最大り災人口（約12万人）の概ね2日分に相当する量を目標に生活必需品の備蓄を行う。備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて各市町村が決める。

実施機関1 県（総務部消防防災課）

県は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、市町村を補完する立場から避難者のための

生活必需品の備蓄に努める。

実施機関2 市町村

市町村は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、避難者のための生活必需品等の備蓄及び更新を行う。

3 生活必需品の調達体制の整備

実施機関1 県（総務部消防防災課、商工労働部中小企業課）

県は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議し、協定の締結に努める。

実施機関2 市町村

市町村は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議しておく。

4 生活必需品の輸送体制の整備

実施機関1 県（総務部消防防災課、地域振興部交通対策課、商工労働部中小企業課）

県は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、県が備蓄並びに調達を行う生活必需品の市町村集積地までの輸送に関して、業者と協定の締結に努め、輸送体制を整備しておく。また、これらの輸送力が不足した場合、自衛隊へ要請することにより輸送力を確保できるよう事前に協議しておく。

実施機関2 市町村

市町村は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、市町村が備蓄並びに調達を行う生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努めるものとする。

第5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本事項

(1) 対象者及び品目等

ア 対象者

災害救助用物資・資機材の備蓄の対象者は、災害時に県及び市町村が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に、避難所及び広域避難地において一時的に収容・保護した避難者（り災者）とする。

イ 品目

（ア）ヘルメット、安全靴・中敷き、安全手袋

（イ）バール、ジャッキ、のこぎり

（ウ）発電器、投光器

- (エ) ハンドマイク
- (オ) 移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等）
- (カ) テント、防水シート
- (キ) 懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池
- (ク) 仮設トイレ（簡易トイレ）
- (ケ) 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材

(2) 防災用資機材等の備蓄計画の策定

実施機関1 県（総務部消防防災課）

県は、被害想定に基づき、市町村を補完する立場から、県の必要備蓄品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等について災害救助用物資・資機材備蓄計画を策定しておく。

実施機関2 市町村

市町村は、被害想定及び各避難所・広域避難地の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等について災害救助用物資・資機材備蓄計画を策定しておく。

2 災害救助用物資・資機材の備蓄

《備蓄目標数量》

県及び市町村は、被害想定に基づく要救助活動の指標（倒壊建物数、り災者数、負傷者数等）に相当する量を目標に災害救助用物資・資機材の備蓄を行う。災害直後の救助活動の緊急度を考慮し、基本的に市町村を中心として備蓄を推進する。備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて各市町村が決める。

実施機関1 県（総務部消防防災課）

県は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、災害救助用物資・資機材の備蓄を行う。

実施機関2 市町村

市町村は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、救助用物資・資機材の備蓄を行う。

3 災害救助用物資・資機材の調達体制の整備

実施機関1 県（総務部消防防災課）

県は、災害時において救助用物資・資機材を調達できるよう、物資等を保有する業者と協定の締結に努める。

実施機関2 市町村

市町村は、災害時において救助用物資・資機材を調達できるよう、物資等を保有する業者と協定の締結に努める。

4 災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

実施機関1 県（総務部消防防災課）

県は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、広域防災拠点における備蓄物資等の拠出、仕分け、輸送に関し担当課等と十分協議しておく他、これらの物資等を必要とする地方機関や市町村の集積地までの輸送に関し輸送業者と協定の締結に努める。

実施機関2 市町村

市町村は、災害救助用物資・資機材等の拠出、仕分け、輸送に関し担当課と十分協議しておく他、災害救助用物資・資機材の輸送に関し輸送業者と協定の締結に努める。

第6 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本事項

(1) 対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う県、市町村及び県、市町村が要請した機関とする。

(2) 品目及び目標数量

品目は、災害用医療セット（救急箱）、ベット兼用担架等の応急医療用資器材並びに消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等とする。（資料2 - 16 - 1参照）

2 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達

《備蓄目標数量》

備蓄を必要とする品目及び数量は、被害想定に基づく負傷者数を目安とする。

実施機関1 県（総務部消防防災課、健康福祉部医療政策課、薬事衛生課）

県は、被害想定に基づき、備蓄すべき医療救護資器材並びに流通在庫から調達すべき医薬品の品目、数量、輸送方法及びその他必要事項等を策定する。

実施機関2 市町村

市町村は、被害想定結果に基づく人的被害（負傷者）数及び医療関連機関における現在のストックの状況を把握の上、市町村が備蓄すべき医療救護資器材、医薬品の品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等の策定に努める。

(1) 災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄及び更新に努める。

(2) 医薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にするなど自主対策の推進に努める。

3 医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

実施機関1 県（健康福祉部薬事衛生課）

県は、医療資器材の集積所、救護所、避難所等における医薬品等の輸送について担当課と協議しておくとともに、医薬品等の仕分け、管理について薬剤師等専門知識を持ったマンパワーが必要であることから、薬剤師会等に協力を求めるなど医薬品管理体制の整備を図る。

実施機関2 市町村

市町村は、医療用資器材の集積所、救護所、避難所等における輸送について担当課と協議しておく他、輸送業者と協定の締結に努める。

資料2 - 16 - 1

大規模災害時に需要が見込まれる医薬品等

1. 発災から3日間<主に外科系措置(重症患者は医療機関へ搬送までの応急処置)用>の医薬品等

予想される傷病・障がい	多発外傷、熱傷、挫滅創、切創、打撲、骨折 等
-------------	------------------------

<医療用>

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
医療材料 (小外科セット、縫合セット、包帯等)	体外出血を伴う各種外傷	<ul style="list-style-type: none"> ・大量需要が予測される(被害想定以上の確保が必要) ・保管は容易 ・ディスプレイ製品が適当
細胞外液補充液 維持液 代用血漿液	大量出血 ショック 等	<ul style="list-style-type: none"> ・大量需要が予測される(被害想定以上の確保が必要) ・嵩張るもの多く、保管場所の確保が困難 ・保管は常温可 ・保管数量と同数の点滴セットが必要
血液製剤	大量出血、特殊疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・日赤血液センターの対応が期待できる ・有効期限が短く迅速な対応が必要
薬剤 ・解熱鎮痛消炎剤 (小児用含む)	多発外傷、熱傷、挫滅創、切創、打撲、骨折 等	<ul style="list-style-type: none"> ・大量需要が予測される(被害想定以上の確保が必要) ・冷所保存薬剤は不適(常温品が適当)
・抗生物質製剤 (小児用含む)	多発外傷、二次感染予防、各種感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・大量需要が予測される(被害想定以上の確保が必要) ・適応症が多様であり3日目以降も高需要が予想される ・保管は常温可
・滅菌消毒剤	各種外傷	<ul style="list-style-type: none"> ・大量需要が予測される(被害想定以上の確保が必要) ・嵩張るもの多く、保管場所の確保が困難 ・保管は常温可
・外皮用薬	各種外傷、各種皮膚疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・初期には大量需要が予測される ・保管は常温可
・止血剤	各種出血性疾患	同 上
・強心剤、昇圧剤	心疾患(心不全等)、低血圧	同 上
・局所麻酔剤	外傷等(外科措置用)	<ul style="list-style-type: none"> ・外科措置用剤として必要性は高い ・保管は常温可

< 一般用 >

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・シップ薬 (鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤) { 冷シップ 温シップ	打撲、筋肉痛、腰痛	・初期には特に冷シップの需要が増す ・嵩張るが保管は容易 ・保管は常温可
・殺菌消毒薬 (その他の外皮用薬)	外傷全般	・特に初期に大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ・プラスチックボトル(100ml入)が保管、 使用に便利 ・希釈不要のものが適当・保管は常温可
・衛生材料 (ガーゼ、包帯、脱脂綿、 紙おむつ等)	外傷全般	・特に初期に大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ・保管時はセットにしておくとも便利 ・保管は常温可
・ストマ用装具 (蓄便袋、蓄尿袋)	オストメイト	・対象者数を把握可 ・保管は常温可

2. 外部からの救援が見込まれる3日目以降<主に急性疾患措置用>の医薬品等

予想される傷病	心的外傷後ストレス障がい(PTSD)、不安症、不眠症、過労、便秘症、食欲不振、腰痛、感冒、消化器疾患、外傷の二次感染症 等
季節的な疾病	インフルエンザ、食中毒等

< 医療用 > 1の他

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・鎮咳剤、去たん剤 (小児用含む)	感冒、慢性疾患 等	・特に冬期に大量需要が予測される ・集団避難生活への気遣いからも多く求められる ・保温は常温可
・止しゃ剤、整腸剤 (小児用含む)	下痢、その他	・体力の低下に伴い多発(=需要大) ・保温は常温可
・便秘薬 (下剤、浣腸剤)	便秘	・水分の接種不良等から多発 (=需要大) ・多種類の剤型あり(坐剤は冷所保存) ・飲み下し困難者は浣腸が必要
・催眠鎮静剤、抗不安剤	不眠症、不安症、神経症、PTSD	・避難所生活長期化に伴い多発 (=需要大) ・向精神薬については保管対策必要 ・保管は常温可
・口腔用塗布剤 (その他の消化器用薬)	口内炎、舌炎	・栄養摂取不良から多発(=需要大) ・保管が容易な外用薬が適当 ・保管は常温可

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・消化性潰瘍用剤	胃、十二指腸潰瘍	・慢性疾患患者及び災害後ストレスによる新規患者の多発が予測される ・保管は常温可
・健胃消化剤	消化不良、胃部不快感、 食欲不振	・避難所生活長期化に伴い多発 (=需要大) ・種類は豊富 ・保管は常温可
・総合感冒剤 (小児用含む)	感冒	・特に冬期に大量需要が予測される ・避難生活長期化に伴い多発 (=需要大) ・小児用にはシロップが適当 ・保管は常温可

<一般用> 1の他

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・催眠鎮静剤、強心剤	不眠、動悸、めまい	・中期以降に多発(=需要大) ・特に医師、薬剤師の指示が必要 ・保管は常温可(保管対策は必要)
・便秘薬 (下剤、浣腸剤)	便秘	・中期以降に多発(=需要大) ・保管は常温可
・ビタミンB剤	栄養補給、肉体疲労、 眼精疲労	・避難生活長期化に伴い多発 (=需要大) ・嵩張るがドリンク剤は便利 ・保管は常温可
・絆創膏	各種外傷	・各種サイズが必要 ・保管は容易
・目薬 (眼科用剤)	充血、抗炎症、眼精疲労、 アレルギー、抗菌等	・埃、粉塵による障がい多発(=需要大) ・有効期限短いので要注意 ・保管は容易
・マスク	感冒、その他予防	・埃、粉塵が多い場合必要性が高い (阪神では一時的に不足した)
・うがい薬 (含嗽剤)	感染予防、口内殺菌	・避難生活長期化に伴い多発 (=需要大) ・特に冬期に需要が高まると予測される ・溶解の必要な散剤は不適 ・保管は常温可
・一般用総合感冒剤	感冒	・特に冬期に大量需要が予測される ・小児用にはシロップが適当 ・保管は常温可

3. 避難所生活が長期化する頃<主に慢性疾患措置用>の医薬品等 = 医療機関へ引継ぐまでの応急的措置

予想される傷病	急性疾患の他、高血圧、呼吸器官疾患、糖尿病、心臓病 等
---------	-----------------------------

季節的な疾病	花粉症、喘息、真菌症 等
--------	--------------

<医療用> 1, 2 の他

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・降圧剤	高血圧	・高血圧疾患患者はかなり多い (=需要大) ・保管は常温可
・抗血栓用剤	各種血栓、塞栓症	・治療継続中の慢性疾患患者に必要 ・医師の指示のもとに使用 (中断は危険) ・保管は常温可
・糖尿病用剤 (インスリン注射 経口糖尿病治療剤)	糖尿病	・糖尿病患者は以外に多く、患者に合った剤型が必要 ・剤型により保管条件は異なる
・心疾患用剤	心疾患 (狭心症、心不全、心筋 梗塞、不整脈)	・心疾患は広範囲にわたり各種薬が必要 ・心疾患患者には緊急の対応が必要 ・外用剤(貼付剤)もある ・避難所生活長期化に伴い発作多発
・喘息治療剤	喘息 (気管支喘息含む)	・エアゾール吸入型が便利 ・保管は常温可
・抗ヒスタミン剤 (小児用含む)	アレルギー諸症状	・季節によっては大量需要が予測される ・一般的なもので対応可 ・小児はドライシロップが適当 ・点鼻薬、点眼薬も有効
・寄生性皮膚疾患剤	真菌症 他	・特に夏期に需要が増すと予測される ・保管は容易

<一般用> 1, 2 の他

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・胃腸薬 (消化性潰瘍用剤、健胃消 化剤、制酸剤、複合胃腸剤、 その他の消化器官用薬)	消化不良、 胃腸痛、 胃部不快感	・避難所生活長期化に伴い大量需要が予 測される ・保管は常温可
・止しゃ剤、整腸剤	下痢	同 上
・鼻炎薬(耳鼻科用剤)	鼻炎 (鼻水、鼻閉 等)	・季節によっては大量需要が予測される ・保管は常温可
・アレルギー用薬	アレルギー性疾患 (じんましん、花粉症)	同 上
・公衆衛生用薬	<用途> ・防疫活動用	・季節によっては大量需要が予測される ・消毒液散布用の器具が必要 ・保管は常温可

第17節 廃棄物等の処理体制の整備

第1 基本的な考え方

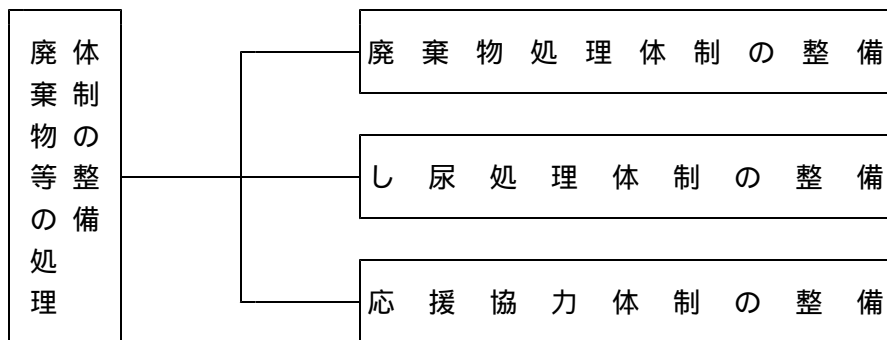
1 趣旨

地震災害時には、建物の倒壊、焼失等により、大量の廃棄物が発生するおそれがある。

また、トイレの使用ができないことにより、し尿処理の問題が生じる。特に、多くの被災者が生活している避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、廃棄物等の処理体制を整備しておくことにより、効果的に廃棄物を処理できるようにしておく。

2 対策の体系



3 留意点

地震災害時において、廃棄物等は、時間経過とともに、主な生活上の制約（障害）となるため、災害廃棄物等の効果的な処理体制の整備を図る。

第2 廃棄物処理体制の整備

実施機関 市町村、廃棄物処理関係一部事務組合、県（環境生活部廃棄物対策課）

1 趣旨

震災にともない大量に発生した瓦礫、廃木材等の災害廃棄物を適正に処理する体制を整備する。

2 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備

市町村等（市町村及び一部事務組合。以下同じ。）は、第3章「第22節 廃棄物等の処理」に示される廃棄物等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。地震災害により発生する災害廃棄物等を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画（震災編）を一般廃棄物処理計画の特別計画編として策定しておく。策定にあたっては、平成10年10月22日厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知による「震災廃棄物対策指針」を参考にする。

また、県及び市町村等は、あらかじめ民間のごみ処理関連業者・団体を把握し、震災時において迅速に収集運搬ができるようまた、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておくことが必要である。

3 維持管理対策

市町村等は、廃棄物の適正処理に影響が生じないよう、普段より施設の維持管理を十分に行う。

4 災害廃棄物の仮置場の選定

災害時における災害廃棄物等の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。選定の基準は以下のとおりとする。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別等適正処理の対応が出来ること。

第3 し尿処理体制の整備

実施機関 市町村、し尿処理関係一部事務組合、県（環境生活部廃棄物対策課）

1 趣旨

震災時に発生した、し尿を適正に処理する体制を整備する。

2 し尿処理要領の習熟と体制の整備

市町村等は、第3章「第22節 廃棄物等の処理」に示される廃棄物等の処理活動の要領及び内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

震災時においてし尿を迅速に処理するため、災害廃棄物等と同様に、廃棄物処理計画（震災編）を一般廃棄物処理計画の特別計画編として策定しておく。

また、県及び市町村等は、あらかじめ民間のし尿処理関連業者・団体を把握し、震災時において迅速に収集運搬ができるようまた、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておくことが必要である。

3 災害用仮設トイレの整備

県及び市町村等は、あらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業者・団体を把握し、震災時に積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておくとともに、ライフラインの被災を想定して対応を検討しておくことが必要である。

4 し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるため、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があるものと考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場においてもそれに対応できるようにしておく。なお、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わるものと想定しておく。

第4 応援協力体制の整備

実施機関 県（環境生活部廃棄物対策課）、市町村、廃棄物等処理関係一部事務組合

県は、市町村等における廃棄物処理体制への指導・助言・広域的な協力体制の確保・被害情報収集体制の確保のため、市町村等・他県・廃棄物関係団体・関係省庁との連絡調整等をスムーズに実施できる体制を整備しておく。

廃棄物の処理は各市町村等が個別に行っている事業であるため、被災地域が局所的となるような直下型地震に対しては、市町村等間での廃棄物等の収集運搬体制の整備、被災した処理施設の復旧

作業期間における廃棄物等の処理に関する応援協力体制の整備が必要となる。

そのため、市町村等は、災害廃棄物等の処理の応援を要請する相手方の業者、各団体について、あらかじめその応援能力等について十分調査のうえ、応援協定の締結を図ること等により体制を整えておく。

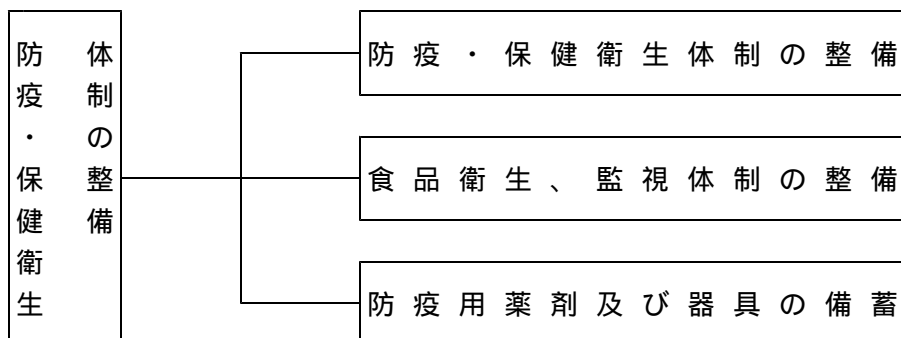
第18節 防疫・保健衛生体制の整備

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害時の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備しておく。

2 対策の体系



第2 防疫・保健衛生体制の整備

実施機関 県（健康福祉部薬事衛生課）、市町村

県（保健所）及び市町村における災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ、以下の体制を整備しておく。

1 県の検病調査班の編成

県（保健所）は、検病調査のための検病調査班の編成計画を作成する。

検病調査班は、各保健所1班とし、1班の編成は医師1名、保健師又は看護師1名、検査技師1名、事務連絡員1名の4名を基準とする。

2 市町村の防疫班の編成

市町村は、防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。

防疫班は、市町村の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

3 防疫・保健衛生活動要領の習熟

県、市町村及び関係機関は、本編第3章「第23節 防疫及び保健衛生」に示す活動方法・内容に習熟する。

第3 食品衛生、監視体制の整備

実施機関 県（健康福祉部薬事衛生課）、市町村

地震災害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携の強化に努める。

第4 防疫用薬剤及び器具の備蓄

実施機関 県（健康福祉部薬事衛生課）、市町村

県及び市町村は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

島根県地域防災計画（資料編）「備蓄薬品の在庫場所、品名」参照

第19節 消防団及び自主防災組織の育成強化

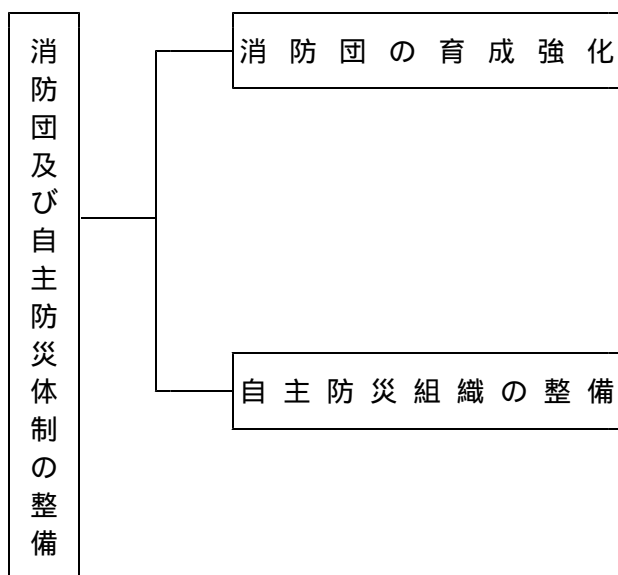
第1 基本的な考え方

1 趣旨

広域にわたり甚大な被害をもたらす地震災害による被害を軽減するためには、県民自らが警戒避難活動や救出・救助などの災害防止活動に取り組む必要がある。

そこで、県、市町村は、消防団及び自主防災組織の育成強化を図るとともにこれらの組織の活動環境を整備することにより防災体制の強化を図る。

2 対策の体系



第2 消防団の育成強化

実施機関 県（総務部消防防災課）、市町村

1 基本方針

消防団は、災害時における水防、救助、災害復旧等の第一線での活動や平常時におけるコミュニティ活動の中心的役割等地域社会の中で重要な役割を果たしている。

このため、消防団を地域防災の中核団体と位置づけ、育成強化を促進する。

2 現状及び短期計画

近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動にも影響を及ぼしており、

- (1) 過疎化・高齢化の進展に伴う、団員数の減少、団員の高齢化に伴う消防力の低下
- (2) 就業構造の変化に伴う、団員のサラリーマン化による昼間消防力の低下といった課題を抱えており、今後は、県及び市町村において、次のような点に留意し、地域の実情に応じて、消防団の育成強化を図り地域社会における防災体制の確立を図っていく。
- (3) 消防施設、設備のより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。
- (4) 団員の処遇改善を図る等活性化対策を推進する。
- (5) 公募制の導入等入団募集方法の検討や事業所への働きかけなどいわゆる「サラリーマン」対策を実施し青年層の入団促進を図る。

(6) 女性消防団員活動の積極的推進を図る。

第3 自主防災組織の育成強化

実施機関 県（総務部消防防災課）、市町村

1 地域の自主防災組織の育成強化

(1) 全体計画

ア 基本方針

地震災害に際して、被害を防止し、軽減するためには、住民の自主的な防災活動が必要不可欠となる。住民自らが初期消火活動や自主避難等を行い、被災者を救出・救護することなどで、これらの防災活動を行うときは、住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによって、その効果が最大限に発揮できる。

このため、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。

イ 自主防災組織の編成

以下の点に留意して、自主防災組織の編成を行う。

- (ア) 町内会等に防災部を設置している場合等、すでに自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実、強化を図る。
- (イ) 町内会等があるが、特に防災活動を行っていない場合は、町内会活動の一環として防災訓練等防災活動を取り上げることにより、自主防災体制の整備を推進する。
- (ウ) 町内会等がなく、新たに自主防災組織を設ける場合においても、その地域で活動している何らかの組織の話合いの場や防災訓練等を通じて、自主防災組織の設置を推進する。

ウ 自主防災組織の平常時の活動

(ア) コミュニティ活動

災害時要援護者を含めた自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯意識の醸成

(イ) 防災知識の普及

災害の心得、応急手当の方法、避難の方法、消防水利の所在等防災に関する正確な知識の習得

(ウ) 防災訓練

情報連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練の実施

(エ) 防災資機材等の備蓄等

消火用資機材、応急手当用医薬品等の整備、点検等

エ 自主防災組織の災害時の活動

(ア) 情報の収集・伝達

(イ) 出火防止、初期消火

(ウ) 避難誘導

(エ) 救出救護

(オ) 給食給水

(カ) 災害時要援護者の安全確保 等

オ 自主防災組織等の育成

住民の自主防災組織に対する関心を高めるため、県、市町村、消防本部、関係団体が協力して、啓発活動を展開し防火防災意識を高め、組織化を図る。

市町村、消防本部は、リーダーの養成、組織への指導、助言を行うとともに、助成の実施等組織の活性化を推進する。

カ 民間防火組織の育成

日頃から火災予防に関する知識を身につけ、出火防止、初期消火方法、避難等の行動・知識を習得することは、安全な地域社会づくりに必要なことである。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの育成強化を図る。

(2) 現況及び短期計画

ア 自主防災の育成

県内の自主防災組織数は、1,115団体(平成21年4月1日現在)であるが、未組織の市町村もあり、引き続き県は、市町村、消防本部への指導・助言や各種訓練への自主防災組織の参加などを通じて、自主防災組織の育成・強化を図る。

イ 民間防火組織の育成

県内の民間防火組織の結成状況(平成21年4月1日現在)は次のとおりである。

- | | | |
|-------------|-------|---------|
| (ア) 幼年消防クラブ | 265団体 | 15,116人 |
| (イ) 少年消防クラブ | 80団体 | 4,308人 |
| (ウ) 婦人防火クラブ | 521団体 | 23,354人 |

第20節 企業（事業所）における防災の促進

第1 基本的な考え方

企業（事業所）には、地域の一員として、防災体制の整備や事業継続のための取組が求められており、県及び市町村は、企業（事業所）における防災組織の整備や事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定などを推進する必要がある。

第2 防災体制の整備

実施機関1 県（総務部消防防災課、商工労働部商工政策課）

県は、企業（事業所）における防災組織の整備の促進を目的として、市町村とともに関係機関の協力体制の確立に努めるとともに、市町村が行う防災組織整備の支援を行う。

実施機関2 市町村

市町村は、消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられている企業（事業所）に対して、自衛消防組織の整備・充実を支援するとともに、地域住民の自主防災組織との連携強化を図る。また、設置が義務づけられていない企業（事業所）についても、自主的な防災組織の設置を促進する。

実施機関3 企業（事業所）

企業（事業所）においては、防災組織の整備や防災訓練の実施、事業所の耐震化などの防災体制の整備に努める。

第3 事業継続の取組の推進

実施機関1 県（総務部消防防災課、商工労働部商工政策課）、市町村

県及び市町村は、企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供など、企業（事業所）の事業継続に向けた取組を推進する。

実施機関2 企業（事業所）

企業（事業所）は、災害時にも重要業務が継続できるよう事業継続計画を策定することなどにより、防災対策の充実を図る。

第21節 災害ボランティアの活動環境の整備

第1 基本的な考え方

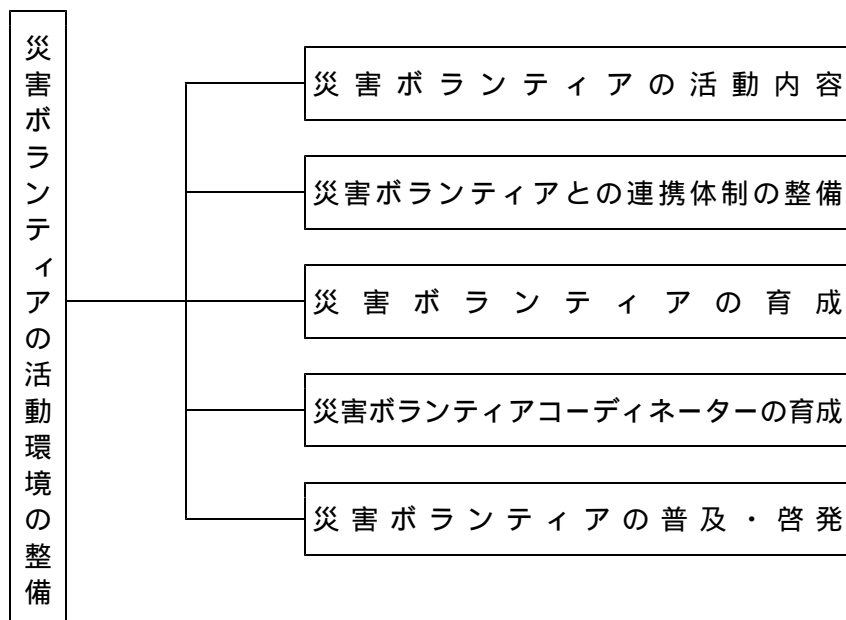
1 趣旨

大規模災害発生時には、救護活動をはじめ各種の支援活動が必要となり、公的機関の応急・復旧活動とともに、ボランティアによる被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援が求められる。

災害発生時に被災者の支援を目的とした善意の活動を無償で行う個人・団体をここでは「災害ボランティア」という。

県及び市町村は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会等関係機関と連携し、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受け付け、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から活動環境の整備を行う。

2 対策の体系



第2 災害ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティア活動には、以下に例示するような被災者の生活支援を目的とする一般ボランティアの活動と専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアの活動とがある。

また、これらの災害ボランティアが活動しやすいように、ボランティアニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行うボランティア・コーディネーターの活動がある。

一般ボランティア

- (1) 災害情報・生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援
- (3) 救援物資、資器材の仕分け・配給
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受入業務

第3 災害ボランティアとの連携体制の整備

実施機関 県（総務部、地域振興部、環境生活部、健康福祉部、農林水産部、土木部関係各課）、市町村

県は、市町村、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、災害時の意思の疎通を円滑にするために、災害ボランティアの情報（活動内容、規模、連絡先等）を把握するよう努める。

第4 災害ボランティアの育成

実施機関 県（総務部、環境生活部、健康福祉部、農林水産部、土木部関係各課）、市町村、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、ボランティア関係機関

県及び市町村は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会等関係機関と連携し、災害ボランティア活動に必要な知識についての講習や訓練の実施に努める。

第5 災害ボランティアコーディネーターの育成

実施機関 県（環境生活部環境生活総務課、健康福祉部地域福祉課）、市町村、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、ボランティア関係機関

県は、市町村、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会等関係機関と連携し、災害ボランティアコーディネーターの育成に努める。

第6 災害ボランティアの普及・啓発

実施機関 県（総務部、地域振興部、環境生活部、健康福祉部、農林水産部、土木部関係各課）、市町村、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、ボランティア関係機関

県及び市町村は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会等関係機関と連携し、災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民にも災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発に努める。

第2.2節 防災教育

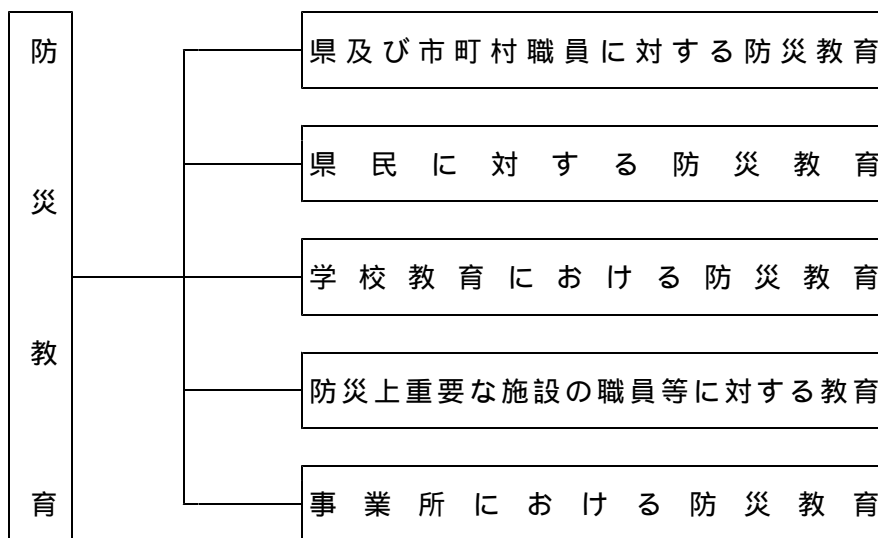
第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害による被害を未然に防止し最小限にとどめるには、県民をはじめ各防災関係機関等が、地震及び津波に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

2 対策の体系



3 留意点

- (1) 本県においては、昭和58年日本海中部地震、平成5年北海道南西沖地震において津波による負傷者や家屋の浸水が生じたほか、平成12年鳥取県西部地震を経験したが、県民の地震災害に対する認識は高くないため、より一層の防災教育を推進する。
- (2) 「第1章第4節 地震被害想定」の結果、及び平成7年阪神・淡路大震災、平成12年鳥取県西部地震をはじめ全国各地で発生した地震災害による教訓・課題を最大限反映した防災教育とする。
- (3) 本県が全国一の高齢化傾向にある特性を踏まえ、特に高齢者等の災害時要援護者に配慮するとともに、災害時の男女のニーズの違い等にも配慮のうえ、防災教育を系統的に推進する。
- (4) 平成16年新潟県中越地震における教訓等を踏まえ、孤立時の対応及び安否情報の発信等、地震が発生した場合の対応について、パンフレットの作成などにより、平常時から啓発に努める。
- (5) 緊急地震速報の正確な理解を促し、地震による被害を軽減するため、緊急地震速報及び当該情報を受けたときの適切な対応行動について普及、啓発に努める。

第2 県及び市町村職員に対する防災教育

実施機関 県（総務部消防防災課）、市町村、防災関係機関

県及び市町村等の職員に対し、地震災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

1 教育の方法

- (1) 講習会、研修会の実施（自治研修所等で実施する県職員向け研修等）
- (2) 各種防災訓練への積極的参加の促進
- (3) 職員用防災活動マニュアル（活動手引き）や啓発用資料の作成・配布
- (4) 過去の災害現場の現地視察・調査の実施

2 教育内容

- (1) 地震、津波についての一般的知識
- (2) 防災対策の現況と課題
- (3) 地域防災計画、防災業務計画の内容
- (4) 各機関の防災体制と各自の役割分担
- (5) 職員のとるべき行動
- (6) 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用方法等）、及び医療・救護等の技能修得
- (7) 総合防災情報システムの操作方法等
- (8) その他必要な事項

第3 県民に対する防災教育

実施機関 県（総務部消防防災課、教育庁社会教育課）、市町村、防災関係機関

県、市町村及び防災関係機関は、県民に対し、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、3日分の食糧・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。

1 普及の方法

- (1) 社会教育事業、各種団体、地域コミュニティを通じた普及・啓発

自主防災組織、PTA、成人学級、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催、ビデオ、映画フィルムの貸出、自主的な防災マップづくりや防災資料の提供等を通じて災害に関する知識を普及啓発するとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での防災活動を促進し、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の地震防災活動に寄与する意識を高める。

- (2) 広報媒体による普及

県及び市町村は、以下に示す多様な広報媒体により、防災知識の普及に努める。

- ア ラジオ、テレビ、CATV、県ホームページ（防災に関するページの活用）等
- イ 新聞、雑誌
- ウ 広報紙やパンフレット等の印刷物
- エ 防災ビデオ
- オ 講演会・映画上映会等の開催
- カ 防災マップ

2 周知内容

- (1) 県内の防災対策
- (2) 地震災害に関する一般的知識と過去の災害事例

(3) 地震災害に対する平素の心得

- ア 周辺地域における災害危険性（地盤災害、津波、火災、危険物災害等）の把握
- イ 家屋等の点検や家具類の転倒防止等室内の整理点検
- ウ 家族内の連絡体制の確保
- エ 火災の予防
- オ 応急救護等の習得
- カ 避難の方法（避難路、避難場所の確認）
- キ 食糧、飲料水、物資の備蓄（3日分程度）
- ク 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）
- ケ 自主防災組織の結成
- コ 災害時要援護者及び外国人への配慮
- サ ボランティア活動への参加

(4) 災害発生時の心得

- ア 地震発生直後にとるべき行動（場所別）
- イ 出火防止と初期消火
- ウ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
- エ 救助活動
- オ テレビ・ラジオ等による情報の収集
- カ 避難実施時に必要な措置
- キ 避難場所での行動
- ク 自主防災組織の活動
- ケ 自動車運転中及び旅行中等の心得
- コ 災害用伝言ダイヤルによる安否情報等の登録（運用開始時）

第4 学校教育における防災教育

実施機関 県（教育庁）、市町村

1 趣旨

学校における防災教育は安全教育の一環として、幼児、児童及び生徒等（以下児童等）の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、下記の点をねらいとして、教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

- (1) 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- (2) 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。
- (3) 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、地震災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

2 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間における防災教育

体育・保健体育科、理科、社会科、生活科などの関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制など、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようにする防災学習を行う。

学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事等の特別活動を中心に課外活動や日常の学校生活での指導なども含めた幅広い機会をとらえて、災害時に起こる様々な危険を理解して的確な判断のもとに安全に行動できるようにする防災指導を行う。

防災学習及び防災指導の基盤となる生命尊重や思いやりなどの心情や態度を育てるため、道徳

の時間の指導との密接な関連を図る。

総合的な学習の時間において、学校の実状に応じて、教科などの発展として、防災に関する課題を設定し取り組む。

3 学校行事としての防災教育

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定したり、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど適切に行う。

特に、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場になくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切である。教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、地震体験車（起震車）等による地震疑似体験の実施及び県、市町村が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

4 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法、災害時の児童等の心のケアなど災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育

実施機関 県（総務部消防防災課、健康福祉部地域福祉課、医療政策課、健康推進課、青少年家庭課、障がい福祉課、薬事衛生課）、市町村

1 防災上重要な施設が行う防災教育

施設管理者等は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図ることとする。

2 防災関係機関が行う防災教育

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努めることとする。

第6 事業所における防災教育等

実施機関 1 県（総務部消防防災課）、市町村

事業所の防災担当者は、災害時の企業の役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員教育等を積極的に進めるとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めることが必要である。

県及び市町村は、事業所におけるこうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）策定支援等に取り組むものとする。さらに事業所職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災活動を積極的に評価する等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びか

け、防災に関するアドバイスを行うものとする。

実施機関2 事業所

事業所の事業形態、規模、立地条件等により必要な防災教育や事業継続計画の内容は異なるが、すべての事業所において従業員教育を進めるとともに、可能なところから防災体制の整備に努める。

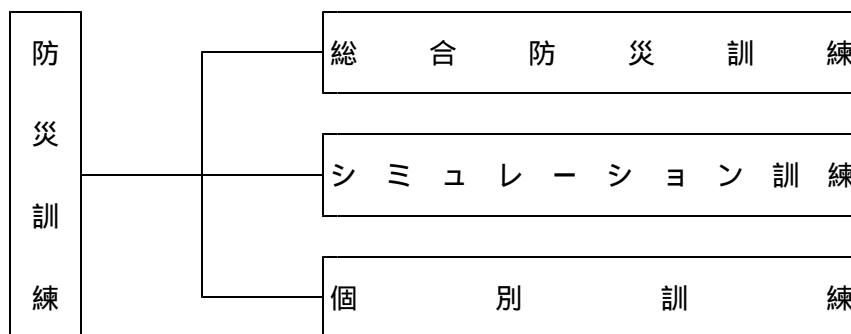
第23節 防災訓練

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害時には、県、市町村及び各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等と自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア団体並びに住民が緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を実施し、災害に備えておく。

2 対策の体系



3 留意点

- (1) 県、市町村及び各防災関係機関等は、防災訓練を実施するにあたっては、基本法の定めるところにより、それぞれに課せられた防災上の責務、役割（基本法第4条、第5条、第6条及び第7条）に即した内容となる訓練を行う。また、緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
- (2) 救出・救護等における高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
- (4) 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う等事後評価を行う。そのため、「第1章第4節 地震被害想定」に示した地震災害時の防災関係機関及び住民の警戒避難活動上の基本的な傾向及び課題を踏まえ、地震災害時の時間経過とともに生じ得る様々な事象等に対応した効果的な防災訓練を推進しておく。

第2 総合防災訓練

実施機関 県、市町村、防災関係機関

1 県

県は、広域市町村が連携して行う防災訓練に参加し、県災対本部、地区災対本部の設置・運営

訓練など県自らの訓練を実施するとともに、災害救助法の実地訓練など、市町村を包括する広域の地方公共団体として、総合調整機能を確立するための訓練を実施する。

2 市町村（広域連携）

各市町村は、県（各地区）、防災関係機関、住民、企業等と一体となって、初動活動訓練や各防災機関の連携訓練など災害応急対策について実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これにより各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

3 市町村（単独又は隣接市町村と共同）

市町村は、地域における第一次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織及び住民の協力を得て、総合訓練を反復して実施する。

4 防災関係機関及び県民等

陸上自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自主防災組織及び県民は、総合訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努めるものとする。

第3 シミュレーション訓練（図上訓練）

実施機関 県、市町村、防災関係機関

県、市町村、防災関係機関は、それぞれ定められた災害応急対策計画や活動マニュアルに基づき、シミュレーション訓練（図上訓練）による各種訓練を実施する。シミュレーション訓練は、様々な想定地震・想定事象のもとで図上で実施し、災害応急対策上の問題点・課題を明らかにすることを目的として、概ね以下に示す訓練実施項目を実施し、訓練後は、適宜、評価・検討を実施する。

- 1 応急対策に従事し、又は協力する者等の動員・配備、指揮命令、情報収集・伝達
- 2 緊急避難等住民への救援活動及びこれに伴う措置
- 3 応急・復旧用資機材、救助物資等の緊急輸送

第4 個別訓練

実施機関 県、市町村、防災関係機関

県、市町村及び各防災関係機関等は、総合防災訓練のほか訓練種目を選定し、個別的な訓練を実施する。

1 予警報の伝達及び通信訓練

気象業務法、消防法に定める予警報等の発表、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定のもとに無線通信による訓練を行う。

予警報等の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練も必要によりこれを実施する。

2 災害防御訓練

災害による被害の拡大を防御するための訓練は、概ね次のとおりとする。

(1) 災害対策本部設置訓練

県及び市町村は、災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置・設営及び運営訓練を実施する。

(2) 非常参集訓練

県及び市町村は、災害時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づいて非常参集訓練を実施する。

(3) 情報収集・非常通信訓練

県及び市町村は、災害時には、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信が輻輳したり途絶する事態が予想されるので、このような事態に対処するため、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。

(4) 消防、救急・救助訓練

消防機関は、消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。

また、県及び消防機関は、中国四国ブロックでの緊急消防援助隊合同訓練等により、緊急消防援助隊の授援体制及び支援体制の習熟を図る。

(5) 避難訓練

学校、病院、社会福祉施設等では、災害時における避難勧告等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。

(6) 医療救護訓練

県、市町村及び医師会、日赤、薬剤師会等の医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。

(7) 津波防災訓練

県、市町村及び関係機関は、津波災害時に迅速・確実な情報伝達、住民避難等を実施するため、実践的な津波防災訓練を実施し、津波防災体制の強化に努める。

(8) その他の訓練

県、市町村および防災関係機関は、それぞれ定められた災害応急対策計画や活動マニュアルに基づき、図上訓練や防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練などの各種訓練を実施する。

市町村は、定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難場所等を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の地盤災害等による孤立可能性などの情報を提供するとともに、DIG (Disaster Imagination Game 図上訓練ゲーム)の使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。

3 災害応急復旧訓練

災害の応急復旧を実施するための訓練は、概ね次の項目について行う。

(1) 鉄道、道路の交通確保

- (2) 復旧資材、人員の緊急輸送
- (3) 決壊堤防の応急修復
- (4) 電力、通信施設の応急修復

4 防災訓練時の交通規制

実施機関 県（公安委員会）

県公安委員会は、県、市町村が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該訓練に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における交通規制を行うことができる（災害対策基本法第48条2項）。

なお、交通規制を実施する場合は、総理府令で定める様式の標示（規制標識）を設置しなければならないが、これが困難な場合は警察官の現場の指示により交通規制を行わなければならない（規制の標識の様式は別記のとおり）。

災対法施行規則別記様式第1



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

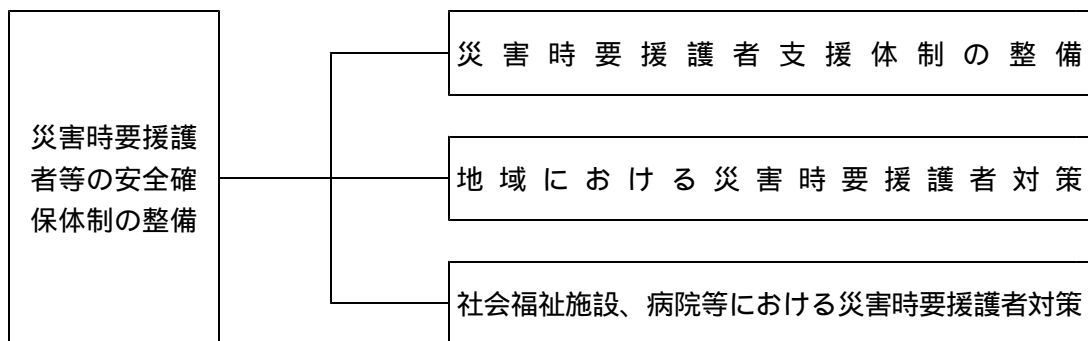
第24節 災害時要援護者等安全確保体制の整備

第1 基本的な考え方

1 趣旨

高齢者、病弱者、障がい者、児童（乳幼児含む）、妊婦、外国人、観光客・旅行者等の災害時に迅速・的確な行動が取りにくく被害を受けやすい災害時要援護者は、本県の高齢化や国際化の進展に伴い、今後増加することが予想される。このため、県、市町村及び防災関係機関は、平素より災害時要援護者の安全を確保するための対策を推進する。

2 対策の体系



3 留意点

災害時要援護者の防災対策の実施に当たっては、次の事項に留意し対策を進めていく。

(1) 発災時間と対策との対応

地震災害発生の季節、時間等については、冬期、夏期、夜間など条件の悪い時期を想定する。また、平日でも住民の少ない時間帯において災害が発生したときの災害時要援護者の安全確保体制の整備を行う必要がある。

(2) 行政と地域住民との協力体制の整備

広域な地域にわたって被害をもたらす大規模災害には、行政とともに、近隣住民、自主防災組織など地域の住民が協力し、一体となって災害時要援護者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。

(3) 外国人に対する配慮の必要性

国際化の進展に伴い、本県に居住あるいは来訪する外国人の数は増加してきている。こうした状況の中、災害時においても外国人が被災する危険性は高まってきており、言葉や文化の違いを考慮し、外国人に対する情報提供や防災教育及び防災訓練等を実施していく必要がある。

第2 災害時要援護者支援体制の整備

実施機関 県（総務部消防防災課、健康福祉部健康福祉総務課、地域福祉課、医療政策課、健康推進課、高齢者福祉課、障がい福祉課、青少年家庭課）、市町村、防災関係機関

1 市町村の要援護者支援体制

市町村は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者支援体制の整備に努めるものとする。

(1) 災害時要援護者に配慮した避難計画の策定

市町村は、避難計画（第2章第9節）の策定にあたっては、特に以下の点に留意するものとする。

- ・要援護者への避難準備情報、避難勧告・避難指示等の伝達方法
- ・要援護者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- ・要援護者の支援における市町村、町内会、自主防災組織、福祉関係者等の関係者の役割分担

(2) 個別の要援護者の避難支援

市町村は、個々の災害時要援護者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、避難支援プラン等の作成に努めるものとする。

2 県の要援護者支援体制

県は、市町村による災害時要援護者に配慮した避難計画等の策定を支援するため、必要な情報提供等に努めるとともに、災害時要援護者避難支援のためのガイドラインを作成する。また、災害時要援護者の避難等を広域的に支援するため、関係機関、団体等との協力体制を整備するものとする。

第3 地域における災害時要援護者対策

実施機関 県（総務部消防防災課、健康福祉部地域福祉課、医療政策課、健康推進課、高齢者福祉課、障がい福祉課）、市町村、防災関係機関

1 災害時要援護者の実態把握

市町村は、災害時要援護者について、自主防災組織や町内会等の範囲ごとに把握しておく。

なお、把握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、個人情報保護には十分留意するものとする。

2 緊急連絡体制の整備

市町村は、災害時要援護者が地震災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の災害時要援護者の実態に合わせ、家族に加え、地域ぐるみの協力のもとで、手話通訳者の派遣等を含め災害時要援護者ごとのきめ細かな緊急連絡体制の整備に努める。

3 防災設備、物資、資機材等の整備

市町村は、地震災害発生直後の食糧・飲料水等については住民自らの個人備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進する一方、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

また、一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及、在宅の災害時要援護者に対する自動消火器、住宅用火災警報器の設置の推進等に努める。

4 在宅の災害時要援護者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市町村は、災害時要援護者が地震災害時に火災防止や円滑な避難を行うことにより被害をでき

るだけ被らないよう、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布など災害時要援護者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。さらに、地域における防災訓練においては、災害時要援護者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施するものとする。

また、市町村は、ホームヘルパーや民生委員など高齢者、障がい者の居宅の状況に接することができる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

5 防災基盤の整備

県及び市町村は、災害時要援護者自身の災害対応能力及び地域の災害時要援護者の分布等を考慮し、避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、避難所については、段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。

また、あらかじめ福祉避難所を指定し、一般の避難所での生活が困難となる避難者を円滑に移送・収容できる環境を整備する。

社会福祉施設設置者へも、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備）制度の周知を図る。

6 外国人対策

外国人に対しては、外国人登録の際などに、居住地の災害危険性及び防災体制等について十分に説明を行うとともに、地域で生活する外国人に対して、英語等の外国語のパンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行う。

また、災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や外国語による広報体制の整備、避難所・災害危険地区等に対する英語等外国語表示の付記などを推進する。

第4 社会福祉施設、病院等における災害時要援護者対策

実施機関 県（総務部消防防災課、健康福祉部地域福祉課、医療政策課、健康推進課、高齢者福祉課、青少年家庭課、障がい福祉課）、市町村、社会福祉施設・病院等の施設管理者、防災関係機関

1 防災設備等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者等が「災害時要援護者」であることから、施設及びその周辺環境の安全性を高めるよう努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲科水、介護用品、医薬品・医療用資機材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の備蓄・整備に努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制、病院等から避難した患者・入所者の転院・受入れ方策等に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日ごろから、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、地震災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通

報装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

また、社会福祉施設管理者は災害発生時には多数の避難者の緊急入所や他被災施設からの移送が必要となることから、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備）の活用等を図り、災害時要援護者の処遇の確保に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、地震災害時において適切な行動がとれるよう、防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

5 防災基盤の整備

県及び市町村は、災害時要援護者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

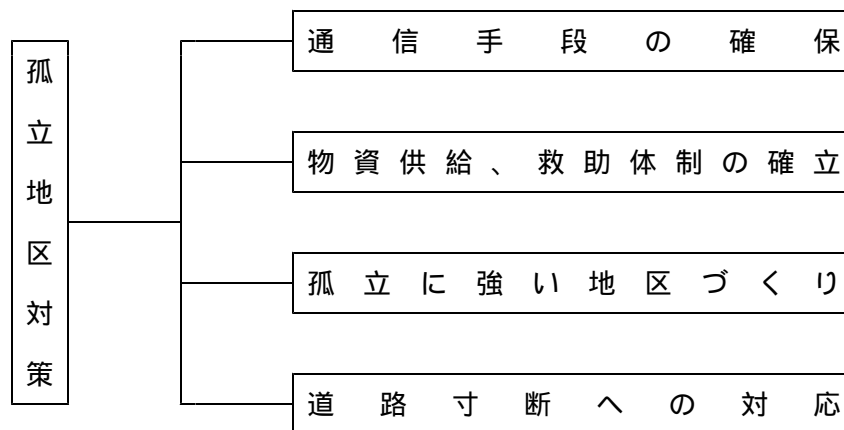
第25節 孤立地区対策

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震の際には、地震動による土砂災害又は津波による漂流物の堆積等により交通が寸断され、集落が孤立するおそれがあるため、孤立が予想される地区については、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

2 対策の体系



3 留意点

市町村は、地震又は津波の際に、孤立する可能性のある地区を特定し、実態を詳細に把握しておく。特に、孤立時に、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある災害時要援護者については平素から把握し、孤立発生時に備えるものとする。

第2 通信手段の確保

実施機関 市町村

1 多様な通信手段の確保

発災時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話等による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障を来すことが考えられる。

そのため、市町村、孤立予想地区において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市町村防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

2 地震の発生を前提とした通信設備の運用

市町村及び孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の確保を図る。設備面での対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

3 通信設備障害時におけるバックアップ体制

通信設備障害により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、自主防災組織、

消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

第3 物資供給、救助体制の確立

実施機関 県、市町村

1 孤立地区の住民ニーズの適切な把握

住民の救出や物資の適切な供給にあたり、伝えるべき項目を予め整理し、孤立予想地区や市町村、県等で共有するよう努める。

伝達項目例：負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内の人数、要援護者の有無、備蓄状況（食糧、水、医薬品、毛布）等

2 ヘリコプター離着陸適地の確保

孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、孤立可能性のある地区へのヘリコプター離着陸適地を選定・確保する。

第4 孤立に強い地区づくり

実施機関 市町村

1 備蓄の整備・拡充

孤立の可能性のある地区においては、備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化する必要がある。

備蓄にあたっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具など、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

2 避難体制の強化

地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、当該施設の耐震化の推進や少なくとも72時間は連続運転可能な非常用電源の整備を行う。

また、防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民への危険箇所、避難場所等を周知徹底する。

3 マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等の策定を進め、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

第5 道路寸断への対応

実施機関 中国地方整備局、県（農林水産部農地整備課、森林整備課、漁港漁場整備課、土木部道路維持課、道路建設課、高速道路推進課、港湾空港課、警察本部交通企画課）、市町村

1 対策工事の実施

緊急輸送道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、必要な対策を実施する。

2 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う。

第26節 調査研究

第1 基本的な考え方

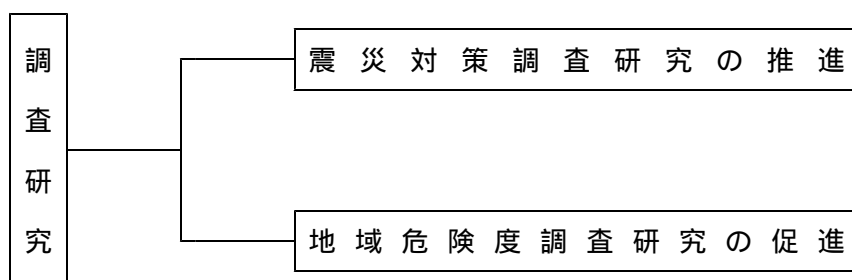
1 趣旨

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究が重要となる。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、地震被害とその対策のあり方等について、総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

また、市町村においては、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施するものとする。

2 対策の体系



第2 震災対策調査研究の推進

実施機関 県（各部局）、市町村、防災関係機関

1 被害想定に関する調査研究

震災に関する総合的な被害想定は、震災対策を有効に具体化するための目標を設定することを目的とするため、実際の災害により近いことが適切である。したがって、被害想定調査は、工学的、実験実証等をおりませた、科学的な想定とし、対策の万全を確保するため最悪の条件下における災害を考慮して行う。

また、地震による被害が、どこでどの程度の規模で起こりうるかを究明し、応急対策の事前準備の指標とするとともに、被害の発生要因を検討し、改善事項を指摘してとるべき予防対策及び応急対策に資するものとする。

県では平成7年度及び平成8年度の2カ年にわたり島根県地震被害想定調査を実施し、4つの想定地震に対する被害予測を行った。

なお、被害想定は、社会的条件の変化等によりその内容の更新が必要となるため、必要に応じ想定項目の追加、見直しを図るものとする。

2 シミュレーション訓練手法の開発

実践的なシミュレーション訓練の実施要領（訓練の想定条件やシナリオの付与方法、シミュレーション訓練テーマの抽出方法、訓練参加組織間の連携・調整方法等）、並びに訓練により得られた結果を防災施策に反映する方法を研究する。

3 その他の調査研究

過去の災害記録の作成、資料化・データベース化に係る調査研究等

第3 地域危険度調査研究の促進

実施機関 市町村

市町村は、防災アセスメント¹を実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位）でのきめ細かな地区別防災カルテ²等の作成を積極的に推進するものとする。

その他、地震被害軽減のための各種調査研究が求められる。

（注）

- *1 防災アセスメント：当該市町村等の地形分類資料等による航空写真判読や過去の災害履歴等の資料をもとにした調査により、地域の災害危険性を総合的・科学的に明らかにする作業。
- *2 地区別防災カルテ：防災アセスメントによって得られた災害危険地図に住家や防災施設を加え、コミュニティレベルでの総合的危険度を判別しうる大縮尺の防災地図

第3章 震災応急対策計画

第3章 震災応急対策計画

島根県における迅速かつ円滑な震災応急対策を実施するための計画の構成は、以下のとおりである。

第1 活動体制の確立に関する対策

地震・津波による災害が発生し、又は発生することが予想される段階において、迅速・的確な応急対策を実施するため、県、市町村及び防災関係機関は、まず第一に各々の活動体制を早急に確立する必要がある。

そのため、県は、県職員を動員し、災害状況に応じ災害対策本部等を設置し、防災ヘリ運用体制、情報管理体制等を迅速に確立する。必要に応じて、他の都道府県・市町村・消防機関への広域応援要請、自衛隊災害派遣要請等を行うことにより防災体制を強化する。また、災害救助法の適用により、救助体制を確立する。

また、市町村、防災関係機関においては、各々の活動体制を早急に確立する。

第2 被害の拡大を防止するための応急対策の実施

地震災害発生直後において、人命の安全を確保し、被害の拡大を防止するため、緊急度・重要度の高い各種応急対策活動を実施する。

そのため、まず、地震・津波警報及び被害情報等の収集・伝達を的確に実施する。併せて、地震・津波、火災、土砂災害等からの避難活動、消防活動による被害の拡大防止、被災者の救急・救助、医療救護、警備活動、交通確保、規制、道路啓開、緊急輸送等の一連の応急対策を実施する。

なお、これらの活動に際しては、特に高齢者、身障者、幼児等災害時要援護者への支援に留意する。

第3 被災者の保護と社会秩序の安定を図るための応急対策の実施

地震災害による被害が一段落した状況のもとで、引き続き、被災者の保護と社会秩序の安定を図るための各種応急対策を実施する。

そのため、被災者の生活確保に資する各種ライフライン・交通関係機関は、施設の応急対策を推進する。

また、被災者の生活維持に必要な食糧・飲料水及び生活必需品等を供給するため、備蓄物資を活用するほか、年齢・性別によるニーズの違いや要援護者に配慮しながら、必要物資を調達する。さらに、地震災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理、防疫・保健衛生活動、遺体の処理・埋火葬、住宅確保、文教対策等を行う。なお、これらの応急対策の準備自体は、地震発生の早い段階から着手する必要があることに留意する。

第1節 応急活動体制

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県、市町村、防災関係機関及び県民は一致協力して、災害の拡大防止及び発生防止並びに被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、県、市町村、防災関係機関は、組織、動員その他の応急活動体制を速やかに確立する。

(1) 県

県下に地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるとの警報が発表された場合、県は総合防災情報システムによる携帯メールや個別連絡網を活用し職員を動員するとともに、災害対策本部を設置するなど災害初動体制を確立し、災害応急対策に着手する。特に、県内の全体状況を的確に把握し、市町村が防災活動を円滑かつ迅速に実施出来るよう支援するとともに、関係機関の防災活動を総合調整する。

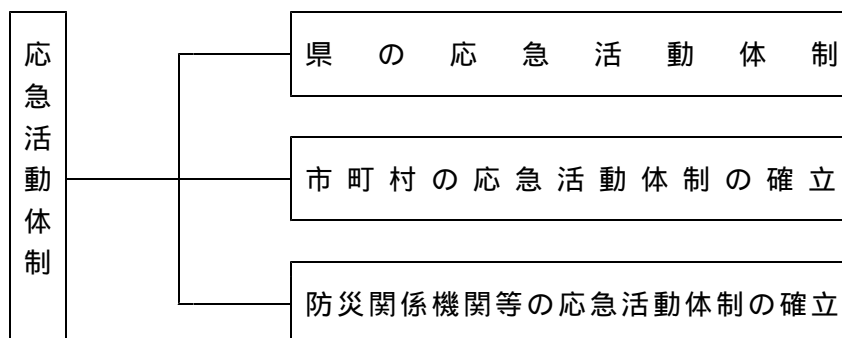
(2) 市町村

県下に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市町村は第一次的な防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施出来るよう、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置など災害初動体制を確立する。

(3) 防災関係機関等

県下に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関はそれぞれの機関等で定めるところにより、職員の動員、災害対策本部の設置等災害応急対策活動を実施する。

2 対策の体系



3 留意点

地震災害時に迅速・的確な応急対策を実施するためには、地震発生直後から情報収集、動員配備に着手するとともに、災害初動体制等を早期確立するための意思決定が重要となる。

県民に対する防災対策は、第一次的には市町村が実施者となるが、大規模な地震災害は、被災市町村と応援市町村・防災関係機関の活動にかかる相互の連携が重要となる。

そのため、県、市町村、防災関係機関は、各々の機関の役割を踏まえた災害応急対策を的確に実施出来るよう、組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

特に、県は、地震に際して、被害が激甚な被災市町村に対する支援体制を早急に確立する。

第2 県の応急活動体制

実施機関 県（全部局）

1 災害時の県の役割

地震災害時において県が果たす役割は次のとおりである。

(1) 県内外の防災機関の活動喚起

ア 県内の防災機関の活動喚起

県内市町村の防災体制の早期確立を促す。特に、甚大な被害を被っている被災市町村の活動体制確立を喚起するとともに、県民、県内企業・団体・ボランティア等の救援活動の協力体制の確立を促す。

イ 県外の防災力要請について必要性の判断

災害状況を踏まえ、自衛隊の派遣や都道府県、市町村・消防機関への応援要請の必要性を早い段階から検討し、災害派遣要請や応援要請に備える（県外の企業・団体等も同様。）。

(2) 関係機関・団体、県民に対する災害時の活動・行動ルールの徹底

広報活動を早い段階から実施することなどにより、防災機関への不要不急な問い合わせの自粛、救援物資の適切な方法による送付など関係機関・団体、県民が地震災害時において遵守すべき防災活動・行動ルールを徹底する。

(3) 広域的な防災活動の総合調整

ア 県内市町村の防災活動の統制

相互応援協定を活用し応援を必要とする市町村を把握し、必要な防災力を投入する。

イ 応援自治体・自衛隊の派遣先等の調整

複数の被災市町村に対する他県の応援部隊、自衛隊等の派遣先や活動内容を調整し、効果的な救援活動を実施出来るようにする。

ウ 災害現場での活動調整

現地災害対策本部や地方機関が活動調整することにより、関係機関相互の組織的連携を確立し、災害現場での混乱を回避し、効果的な活動が出来るようにする。

(4) 市町村の防災活動の支援

ア 市町村の活動環境の改善

地震発生直後から市町村の活動状況を把握し、活動環境の悪化を防ぐとともに、その改善を促すため、以下に示す後方支援を行う。

- ・震度5弱以上を観測した市町村への県職員派遣による被災状況等の情報収集
- ・主な被災地、被害概況、二次災害危険情報など応急対策の必要情報の伝達・提供
- ・重要施設の機能確保等のためのライフラインの緊急復旧要請
- ・効果的な広報による混乱防止
- ・災害救助法の早期適用等による財政負担に対する不安の早期解消

イ 被災地への県職員の派遣

震度5弱以上の地震を観測したとき、支庁、県民センター等の職員を被災市町村に派遣し、情報収集や連絡調整等活動支援に当たらせる他、必要に応じ本庁職員の派遣を検討する。

また、危険施設や危険箇所の対策など県との協議を必要とする業務、あるいは市町村単独では意思決定が困難な業務について、市町村が現場で即決即断出来るよう、必要に応じて現地の状況を把握する能力・技術を有した県職員を被災地に派遣する。

ウ 激甚な被災市町村の業務の代行

災害救助法による事務は、法定受託事務として県が実施するものであるが、多くの事務は市町村に事前に委任されている。ただし、委任された市町村が激甚な被害を受け、委任事務を遂行するのに支障がある場合には、県がそれを執行する必要がある。

(5) 県本来の防災業務の遂行

(1)～(4)以外の県が管轄する施設、道路・港湾、災害危険箇所等の災害対策、自衛隊災害派遣要請、広域応援要請、放送要請等の県本来の防災業務を遂行する。

2 震災体制の決定、動員及び本部等の運営

(1) 災害体制及び動員の決定

地震災害の防止軽減並びに災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、本庁各部（局）、教育委員会及び地方機関は、震災体制に従って災害対策要員である関係職員を動員する。

地震災害、津波災害が発生した場合は、次頁の「震災体制の基準」に示す体制の基準に基づき、体制及び動員方法を決定し、災害対策活動を実施する。

(2) 職員の招集方法

職員は、テレビ・ラジオや総合防災情報システムの電子メール等の様々な手段で地震情報を認知し、緊急事態の発生あるいはその恐れがあると判断したときは、連絡の有無にかかわらず自主的に登庁するものとするが、必要に応じて電話等により個別に招集を行う。

ただし、通信施設の途絶等により通知が著しく困難な場合又は緊急非常の場合は、NHK松江放送局、山陰放送、山陰中央テレビ、日本海テレビ放送及びエフエム山陰に要請するものとする。

(3) 登庁が困難な職員の参集方法

災害による交通のしや断のため所属する課又は地方機関（以下「課等」という。）に登庁することが困難な場合には、参集可能な最寄りの県機関のいずれか（原則として下の順序による）に登庁し、申告のうえ当該課等の長の指揮下に入るものとする。

ア 本庁職員

所属する部の地方機関

隠岐支庁県民局、県民センター（本所又は各事務所）又は県央県土整備事務所

その他の最寄りの県機関

イ 地方機関の職員

所属する部の地方機関（松江地区に参集する場合は所属する部の本庁主管課）

隠岐支庁県民局、県民センター（本所又は各事務所）又は県央県土整備事務所

その他の最寄りの県機関

当該課等の長は、所属、氏名、参集時間等を確認のうえ、当該地方機関等において災害対策に従事させるものとする。

震災体制の基準

1 地震

体制	震 度 等	体 制 の 決 定		動 員
		本 庁	地 方 機 関	
警戒体制	1 県内の地域で震度3の地震が観測されたとき。	自動配備。	配備なし。	消防防災課の指定された職員を配備。
災害警戒本部	1 県内の地域で震度4の地震が観測されたとき。	自動設置。	自動設置。 (震度4を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)	震災第1動員を配備。 (本庁及び震度4を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	2 県内の地域で震度5弱の地震が観測されたとき。	自動設置。	自動設置。 (震度5弱を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)	震災第2動員を配備。 (本庁及び震度5弱を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	3 総務部危機管理監が必要と認めたととき。	総務部危機管理監が決定し、設置する。	総務部危機管理監が決定し、指示する。	総務部危機管理監が決定し、指示する。 (本庁及び地区警戒本部が設置された地区)
災害対策本部	1 県内の地域で震度5強以上の地震が観測されたとき。	自動設置。	自動設置。 (震度5強以上を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)	震災第3動員を配備。 (本庁及び震度5強以上を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	2 知事が必要と認めたととき。	知事が決定し、設置する。	知事が決定し、指示する。	知事が決定し、指示する。

2 津波

体制	津波予警報	体 制 の 決 定		動 員
		本 庁	地 方 機 関	
災害警戒本部	1 県沿岸に津波注意報が発表されたとき。	自動設置。	自動設置。 (津波予報区に該当する海岸線を有する地区)	震災第1動員を配備。 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)
災害対策本部	1 県沿岸に津波警報(津波)が発表されたとき。	自動設置。	自動設置。 (津波予報区に該当する海岸線を有する地区)	震災第2動員を配備。 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)
	2 県沿岸に津波警報(大津波)が発表されたとき。			震災第3動員を配備。 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)

- 1 地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、そのなかから最上位の基準を適用する。
- 2 地区の区域及び隣接地区については、別紙のとおり。
- 3 震災第1～第3動員の人員は別に定めるところによる。
- 4 県警察本部の災害体制は島根県警察本部長の定めるところによる。

別紙 隣接地区一覧表

地区名	隣 接 地 区			
松江地区 松江市、安来市、八束郡	雲南地区	出雲地区		
雲南地区 雲南市、仁多郡、飯石郡	松江地区	出雲地区	大田地区	川本地区
出雲地区 出雲市、簸川郡	松江地区	雲南地区	大田地区	
大田地区 大田市	雲南地区	出雲地区	川本地区	浜田地区
川本地区 邑智郡	雲南地区	大田地区	浜田地区	
浜田地区 浜田市、江津市	大田地区	川本地区	益田地区	
益田地区 益田市、鹿足郡	浜田地区			
隠岐地区 隠岐郡	松江地区			

震度階級関連解説表

※出典：気象庁震度階級関連解説表(H21.3.31改訂版)(一部改変あり)

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって表状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない、めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

計測震度	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物(住宅)	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。						
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。						
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)	揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い建物では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。断水、停電が発生することがある。地震管制装置付きのエレベーターは、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	地盤に亀裂※1や液状化※2が生じることがある。斜面等では、落石やがけ崩れが発生することがある。

第3章 震災応急対策計画
第1節 応急活動体制

計測震度	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物(住宅)	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
5強	大半の人が、物につかまらないうち歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多い。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い建物では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。	
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い建物では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性の高い建物でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物でも、壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。	地割れが生じることがある。斜面等では、がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうさず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い建物では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。傾くものや、倒れるものが多い。耐震性の高い建物でも、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。	大きな地割れが生じることがある。斜面等では、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされるものもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の低い建物では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。耐震性の高い建物でも、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。耐震性の高い建物でも、壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。		

(注1) 木造建物の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注2) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(注3) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうち、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源地から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

(4) 警戒体制

地震災害時において災害警戒本部を設置する前の体制として、以下の体制を確立する。

ア 体制の基準、決定、設置の手続

県内の地域で震度3の地震が観測されたとき、本庁において消防防災課の指定された職員により災害警戒本部設置前の警戒体制をとる。地方機関においては、本体制の配備はとらない。

イ 動員

県内の地域で震度3の地震が観測されたとき、消防防災課の指定された職員を自動配備する。あらかじめ指定された関係職員は直ちに登庁し、災害情報の収集等、初期の災害応急対策に従事する。

ウ 廃止の基準

初期の災害応急対策を実施し、特に本体制を要しないと認めたとき、消防防災課長の判断により廃止を決定する。

(5) 災害警戒本部及び地区災害警戒本部体制

震災体制の基準に基づく、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）及び地区災害警戒本部（以下「地区警戒本部」という。）の体制等については以下のとおりとする。

ア 警戒本部

（ア）体制の基準、決定、設置の手続、公表

以下の基準のいずれかに該当するとき、本庁において警戒本部を設置し、警戒本部を設置したことを、本部員である関係課長に通知するとともに、関係機関等に公表する。

- a 県内の地域で震度4の地震が観測されたとき（自動設置）。
- b 県内の地域で震度5弱の地震が観測されたとき（自動設置）。
- c 県沿岸に津波注意報が発表されたとき（自動設置）。
- d 総務部危機管理監が必要と認めたとき。

（イ）動員

以下の基準のいずれかに該当するとき、本庁において該当する関係職員を動員する。

- a 県内の地域で震度4の地震が観測されたとき（震災第1動員）。
- b 県内の地域で震度5弱の地震が観測されたとき（震災第2動員）。
- c 県沿岸に津波注意報が発表されたとき（震災第1動員）。
- d 総務部危機管理監が必要と認めたとき（必要な動員）。

（ウ）警戒本部の組織

a 警戒本部等

（a）警戒本部の概要

災害対策本部の設置に至るまでの措置及び災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を機動的かつ総合的に行うため警戒本部を設置する。警戒本部は、消防防災課に併設される防災センター内に設置する。

（b）警戒本部の構成

警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長及び本部員を置く。警戒本部長は、総務部危機管理監、警戒副本部長は消防防災課長をもって充てる。警戒本部長は、震災初動体制について指示又は要請するものとする。警戒副本部長は、警戒本部長を助け、警戒本部長が不在のときは警戒副本部長がその職務を代理する。

警戒本部会議の構成員である各課長は、次の表に示すとおりであり、必要に応じ関係課長を加え、災害対策に必要な所要の措置を講ずるものとする。

警戒本部の構成員

構 成 員
総務部危機管理監、消防防災課長、政策企画監（総務担当）、広聴広報課長、総務課長、地域政策課長、交通対策課長、環境生活総務課長、健康福祉総務課長、農林水産総務課長、農地整備課長、森林整備課長、水産課長、商工政策課長、土木総務課長、道路維持課長、河川課長、港湾空港課長、砂防課長、建築住宅課長、出納局会計課長、企業局総務課長、病院局県立病院課長、教育庁総務課長、警察本部警備第二課長

(c) 警戒本部会議の協議事項等

警戒本部において本部会議を置き、地震・津波による被害その他の災害情報の収集及び連絡並びに、災害対策その他防災に関する事項等について協議する。

b 警戒本部の所掌業務

警戒本部設置時の所掌業務は、島根県災害対策本部規程（以下、「本部規程」という。）別表第1を準用する。

(エ) 廃止の基準

警戒本部は、警戒本部長が、災害に係る危険がなくなると認めるとき、又は災害が発生するおそれなくなると認めるとき、又は災害対策本部が設置されたとき、これを廃止する。

イ 地区警戒本部

(ア) 体制の基準、決定、設置の手續、公表

以下の基準のいずれかに該当する地区においては、地区警戒本部を設置し、この体制をとったことを関係方面に公表する。

- a 地区内の市町村又は隣接する地区で震度4の地震が観測されたとき（自動設置）。
- b 地区内の市町村又は隣接する地区で震度5弱の地震が観測されたとき（自動設置）。
- c 県沿岸に津波注意報が発表され、地区内に津波予報区に該当する海岸線を有するとき（自動設置）。
- d 総務部危機管理監が必要と認めるとき。

(イ) 動員

以下の基準のいずれかに該当するとき、関係職員を動員する。

- a 地区内の市町村又は隣接する地区で震度4の地震が観測されたとき（震災第1動員）。
- b 地区内の市町村又は隣接する地区で震度5弱の地震が観測されたとき（震災第2動員）。
- c 県沿岸に津波注意報が発表され、地区内に津波予報区に該当する海岸線を有するとき（震災第1動員）。
- d 総務部危機管理監が必要と認めるとき（必要な動員）。

(ウ) 地区警戒本部の組織

a 地区警戒本部等

(a) 地区警戒本部の概要

地区災害対策本部の設置に至るまでの措置及び地区災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を機動的かつ総合的に行うため、地区警戒本部を設置する。

(b) 地区警戒本部の構成

地区警戒本部には地区警戒本部長を置き、地区警戒本部長は、支庁長、県民センター所長、県央県土整備事務所長をもって充て、地区警戒本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。雲南・出雲・大田・益田地区警戒本部長の職務については、地

区警戒本部の設置、解散の他、予め当該地区警戒本部長が定めるものを除き、県民センター雲南・出雲・県央・益田事務所長が代理する。

地区警戒副本部長は、以下のとおりとする。

- 隠岐地区 隠岐支庁県民局長
- 松江地区 東部県民センター総務管理部長
- 浜田地区 西部県民センター総務企画部長
- 雲南、出雲、大田、益田地区 県民センター雲南・出雲・県央・益田事務所長
- 川本地区 県央県土整備事務所業務部長

地区警戒副本部長は、地区警戒本部長を助け、地区警戒本部長不在のときはその職務を代理する。地区災害警戒副本部長を代理するものの順位は、各地区であらかじめ定めるものとする。

地区警戒本部員は、地区警戒本部長があらかじめ指名した者をもって充て、地区警戒本部の事務に従事する。

(c) 地区警戒本部会議の協議事項等

地区警戒本部に地区警戒本部会議を置き、地震・津波による被害その他の災害情報の収集及び連絡並びに、災害対策その他防災に関する事項等について協議する。

b 地区警戒本部の所掌事務

地区警戒本部設置時の所掌業務は、本部規程別表第4を準用する。

(エ) 廃止の基準

地区警戒本部は、地区警戒本部長が、災害に係る危険がなくなると認めるとき、又は災害が発生するおそれなくなると認めるとき、警戒本部長と協議のうえ廃止する。また、地区災害対策本部が設置されたときは、地区警戒本部を廃止する。

(6) 災害対策本部及び地区災害対策本部体制

震災体制の基準に基づく災害対策本部（以下「対策本部」という。）及び地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）の体制等については以下のとおりとする。

ア 対策本部体制

(ア) 体制の基準、決定、設置の手続、公表

以下の基準のいずれかに該当するとき、本庁において対策本部を設置する。

- a 県内の地域で震度5強以上の地震が観測されたとき（自動設置）。
- b 県沿岸に津波警報（津波）が発表されたとき（自動設置）。
- c 県沿岸に津波警報（大津波）が発表されたとき（自動設置）。
- d 知事が必要と認めるとき。

対策本部を設置した場合、電話等を通じて本部員である関係部局長に通知するとともに、以下の表に示す方法により関係機関等に公表する。また、対策本部については、県本部の標識を県庁正面玄関前及び本部室前に掲示する。

県対策本部設置及び廃止の公表先及び公表方法

公 表 先	担 当 課 等	方 法
内閣府(大臣官房総務課)	東京事務所又は消防防災課	電話
総務省消防庁(応急対策室)	消防防災課	無線(ファックス)電話
報道機関	〃	口頭、文書、電話
関係市町村	〃	無線、電話
松江地方气象台	〃	〃
陸上自衛隊出雲駐屯地	〃	〃
日赤島根県支部	〃	電話
防災会議構成機関	〃	電話
県の機関(庁内を含む)	庁内は庁内放送	無線、電話

その他の機関	各関係出先機関には各主管課 各関係課	〃
--------	-----------------------	---

(イ) 動員

以下の基準のいずれかに該当するとき、関係職員を動員する。

- a 県内の地域で5強以上の地震が観測されたとき（震災第3動員）。
- b 県沿岸に津波警報（津波）が発表されたとき（震災第2動員）。
- c 県沿岸に津波警報（大津波）が発表されたとき（震災第3動員）。
- d 知事が必要と認めたととき（震災第3動員）。

(ウ) 対策本部の組織

a 対策本部等

(a) 対策本部の概要

県下に地震災害が発生し、統一的な災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、対策本部を設置する。県対策本部と市町村及び関係機関の対策本部等との関係は「関係機関の組織図（図1）」、県対策本部の組織の概要は「県本部（図2）」に示すとおりである。

対策本部が設置されたときは、災害対策本部室を防災センター室及び6階講堂に設営する。ただし、震災の程度により、消防防災課内に置くことが出来る。また、県庁舎が被災することも考慮して代替施設の確保も考慮する。

(b) 対策本部の構成

対策本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

本部長は、知事をもって充てる。副本部長は副知事をもって充て、本部長に事故あるときはその職務を代理する。副知事不在等の場合は、総務部危機管理監、総務部長の順位でその職務を代理する。

(c) 対策本部の事務局

対策本部の事務局は総務部消防防災課に置き、総務部危機管理監が総括する。事務局は本部規程別表第2に掲げる事務を所握する。

(d) 本部会議の協議事項等

本部長は、対策本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を召集する。部長は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を事務局長（消防防災課長）に申し出るものとする。

本部規程に定めるもののほか次のことを協議する。本部会議の決定事項については、関係部長は、他の部長と緊密な連絡のもとにその実施を図る。

対策本部の災害体制に関すること。

災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

市町村長に対する災害対策の指示に関すること。

指定行政機関、指定地方公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び他県に対する応援の要求に関すること。

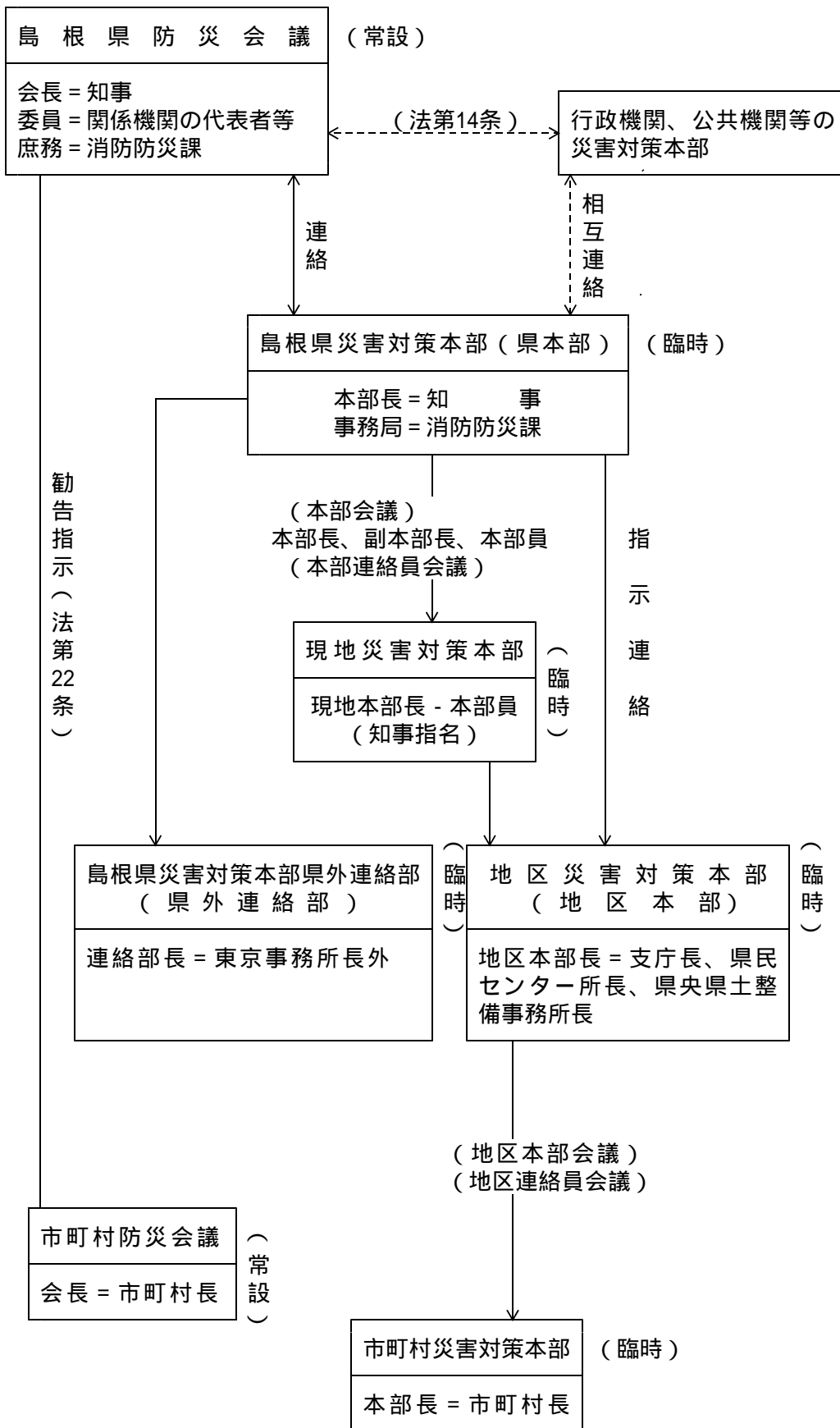
その他災害対策に関する重要事項

b 対策本部の所掌業務

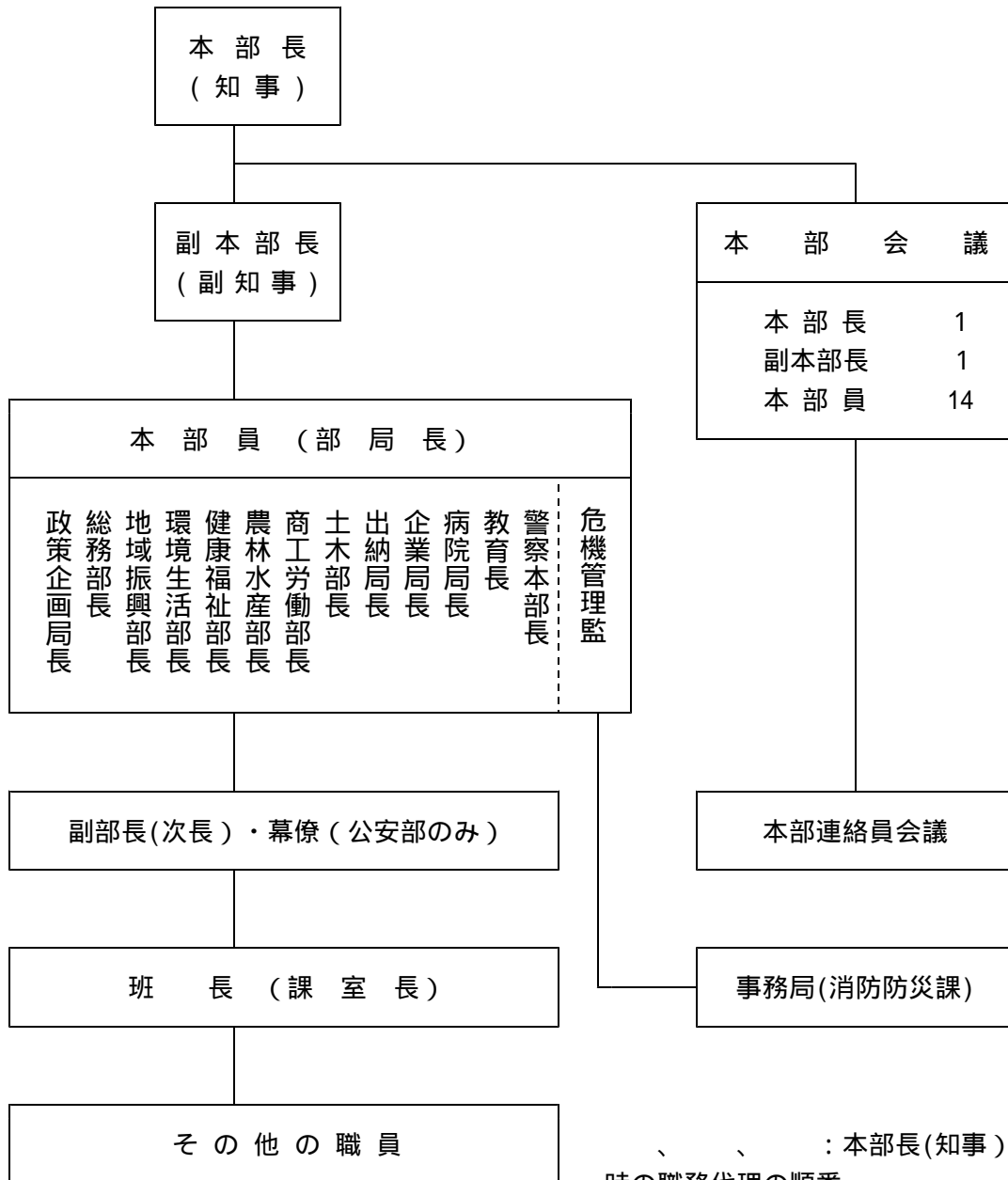
対策本部に設置する部及び班の所掌業務は、本部規程別表第1のとおりとする。なお、対策本部が設置されていないときであっても、各部は、別表第1の所掌事務に従って防災対策を実施する。

国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置されたときは、緊密な連携を図るものとする。

関係機関の組織の概要(図1)



島根県災害対策本部（本庁）（図2）



c 本部連絡員会議

(a) 本部連絡員の構成及び所掌事務

本部会議に本部連絡員会議を置く。本部連絡員会議は、本部規程第7条第3項に定める者をもって構成し、本部会議の補助機関として災害対策に関する事項を処理する。本部連絡員正副2人のうち1人は、本部室に常駐するものとする。

本部連絡員会議が本部設置前に開設されたときは、本部連絡員会議室(防災センター室)を設営する。

(b) 本部連絡員の任務

本部会議の開催、本部長の命令、本部会議決定事項等を所属の部及び班に連絡するものとする。

各班で得た情報、各部で決定若しくは処理した事項等で、本部又は他の部班でも承知しておく必要があると認められる事項については、本部連絡員を通じ本部に報告若しくは連絡するものとする。

本部連絡員が、本部で得た情報等で、その所掌事項と関係があると認められる事項については、速やかに関係部及び班に連絡する等、時宜に即した措置をとるものとする。

軽易な事項で、本部各部及び班の所掌が明らかでないもの又は2つ以上の部班にまたがるものの調整等については、本部連絡員においてこれを行うものとする。

本部連絡員は、本部室において部外からの照会等について、所掌事項に関し処理するものとする。

(エ) 廃止の基準

対策本部は、本部長が、発生の予想された災害に係る危険がなくなると認めたとき、又は当該災害に係る応急対策が概ね終了したと認めたとき、これを廃止する。

イ 地区本部

(ア) 体制の基準、決定、設置の手續、公表

以下の基準のいずれかに該当する地区においては、地区本部を設置し、地区本部を設置したことを県本部(事務局=消防防災課)に対し速やかに報告するものとする。

- a 地区内の市町村又は隣接する地区で震度5強以上の地震が観測されたとき(自動設置)。
- b 県沿岸に津波警報(津波)が発表され、地区内に津波予報区に該当する海岸線を有するとき(自動設置)。
- c 県沿岸に津波警報(大津波)が発表され、地区内に津波予報区に該当する海岸線を有するとき(自動設置)。
- d 知事が必要と認めたとき。

(イ) 動員

以下の基準のいずれかに該当する地区においては、該当する関係職員を動員する。

- a 地区内の市町村又は隣接する地区で震度5強以上の地震が観測されたとき(震災第3動員)。
- b 県沿岸に津波警報(津波)が発表され、地区内に津波予報区に該当する海岸線を有するとき(震災第2動員)。
- c 県沿岸に津波警報(大津波)が発表され、地区内に津波予報区に該当する海岸線を有するとき(震災第3動員)。
- d 知事が必要と認めたとき。(震災第3動員)。

(ウ) 地区本部の組織

a 地区本部会議等

(a) 地区本部の概要

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、適切な措置を行うため必要に応じ、地区本部を設置する。地区本部は、以下に設置する。

隠岐地区	隠岐支庁県民局
松江地区、浜田地区	東部、西部県民センター
雲南、出雲、大田、益田地区	東部県民センター雲南、出雲事務所 西部県民センター大田、益田事務所
邑智地区	県央県土整備事務所

(b) 地区本部の組織の構成

地区本部の組織は、概ね次図に示すとおりである。

地区本部には地区本部長を置き、地区本部長は、支庁、県民センター所長、県央県土整備事務所所長をもって充てる。地区本部長は、地区本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

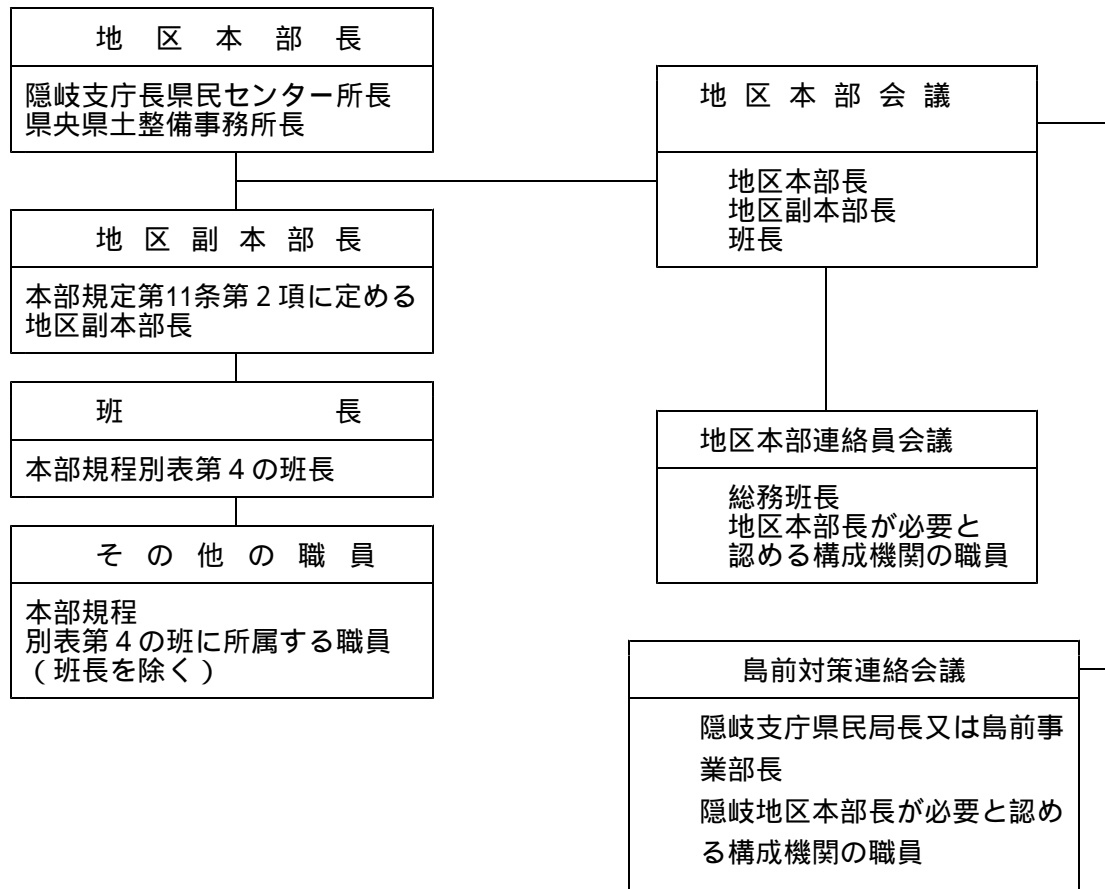
雲南、出雲、大田、益田地区本部長の職務は、地区本部の設置、解散その他予め県民センター所長が定めるものを除いて、それぞれ県民センター雲南、出雲、大田、益田事務所所長が代理する。

地区副本部長は次のとおりとし、地区本部長を補佐する。地区本部長に事故あるときなど、地区副本部長を代理するものの順位は、各地区で予め定めるものとする。

隠岐地区本部	隠岐支庁県民局長、隠岐支庁隠岐保健所長、隠岐支庁農林局長、 隠岐支庁県土整備局長、警察署長
松江、浜田地区本部	東部県民センター総務管理部長、西部県民センター総務企画部長、保健所長、農林振興センター所長、県土整備事務所長及び警察署長
雲南、出雲、大田、益田地区本部	県民センター雲南・出雲・県央・益田事務所長、保健所長、農林振興センター雲南・出雲・県央・益田事務所長、県土整備事務所長、県央県土整備事務所大田事業所長及び警察署長
川本地区本部	保健所長、農林振興センター県央事務所長及び警察署長

地区本部員は、地区本部長が予め指名した者をもって充て、地区本部の事務に従事する。

地 区 本 部



(c) 地区本部会議の開催協議事項等

地区本部会議を置き、地震・津波による被害その他の災害情報の収集及び連絡並びに災害対策その他防災に関する事項等について協議する。

b 地区本部の所掌事務

地区本部に設置する班の所掌事務は、本部規程別表第4のとおりとする。

市町村の被害程度によっては、地区本部は本庁と連携して当該区域の災害対策の調整に当たる他、激甚な被害となった市町村に代わり災害救助活動を実施する必要がある場合がある。また、地区本部は、情報の内容により、個別の被害情報を市町村から収集・集約し、本庁対策本部に報告する。

c 地区本部連絡員会議

地区本部長は、必要に応じ地区本部連絡員会議を置くことができる。地区本部連絡員会議は、地区本部会議の補助機関として災害対策に関する事項を処理するものとし、本部規程別表第3に掲げる構成機関のうち地区本部長が必要と認める機関の職員をもって構成する。

d 島前対策連絡会議

隠岐地区本部長は、島前地域における災害対策の調整を図るため、必要に応じ島前対策連絡会議を置くことができる。島前対策連絡会議は、隠岐地区本部長が必要と認める機関の職員をもって構成する。

(エ) 廃止の基準

地区本部は、地区本部長が発生の予想された災害に係る危険がなくなつたと認めるとき、又は当該災害に係る応急対策が概ね終了したと認めるとき、本部長と協議のうえこれを廃止する。

ウ 現地本部

(ア) 体制の基準、決定、設置の手續、公表

本部長は、被災地における機動的かつ迅速な災害応急対策推進体制の確立及び被災地と対策本部との連絡調整のために現地本部を置くことが特に必要であると認める場合に、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することが出来る。

(イ) 動員

現地本部を設置した場合、必要の都度関係職員を動員するものとする。

(ウ) 現地本部の組織

a 現地本部

現地本部は、現地本部長、現地本部員をもって組織する。

(a) 現地本部長は、副本部長及び本部員の中から本部長が指名する。

(b) 現地本部長は、本部長の命を受けて、現地本部の事務を掌理する。

b 現地本部の所掌業務

現地本部員その他、必要な事項は、その都度本部長又は現地本部長が定めるものとする。

(エ) 廃止の基準

現地本部は、本部長又は現地本部長が当該災害に係る応急対策が概ね終了し、また、被災地と対策本部の連絡調整の必要性がなくなつたと認めるときはこれを廃止する。

エ 県外連絡部

(ア) 体制の基準、決定、設置の手續、公表

本部長が必要と認めるとき、県外連絡部を設置することが出来る。

(イ) 動員

県外連絡部を設置した場合、必要の都度関係職員を動員するものとする。

(ウ) 県外連絡部の組織

a 県外連絡部

県外連絡部は県外連絡部長及びその他の職員をもって組織する。

(a) 県外連絡部長は、本部規程別表第5に掲げるそれぞれの機関の長の職にある者をもって充てる。

(b) 県外連絡部長は、県外連絡部の事務を掌理する。

b 県外連絡部の所掌業務

県外連絡部の名称、及び機関は本部規程別表第5に掲げる事務を所掌する。

(エ) 廃止の基準

県外連絡部は、対策本部が廃止されたときは、これを廃止する。

オ 標識

知事、部長その他の職員は、災害時において防災活動に従事するときは、規則等において別段の定めがある場合の他は、腕章を帯用するものとする。

カ 職員の応援

本部長、地区本部長等が職員の応援を受けようとするときは、以下の要請先に、応援条件を示して応援を要請するものとする。

要請を受けた本部長又は地区本部長は、速やかに応援の可否を決定し、応援を行う各部、各地区本部又は各班に必要な指示を行う。

(ア) 応援要請先

- ・ 県本部内の各部から他部への応援要請...県本部長
- ・ 地区本部から県本部又は他の地区本部への要請...県本部長
- ・ 地区本部内の各班...地区本部長

(イ) 応援条件

- ・ 作業（勤務）の内容
- ・ 就労（勤務）の場所
- ・ 応援の職種及び男女の別（特に必要があれば職員の氏名）
- ・ 携帯品その他必要事項

(ウ) 職員の応援のうち、予め必要となることが見込まれるものについては、応援条件及び対象職員について予め定めておくものとする。

3 奉仕団の応援協力、労務雇用体制

実施機関 県（総務部消防防災課）

(1) 応援要請事項

関係機関において災害応急対策を実施するために当該機関の災害応急対策要員のみによって災害応急対策を実施出来ないときの必要な人員の動員は、それぞれの応急対策実施機関において行うことを原則とするが、不可能な場所においては、次の応援要請事項を示して、対策本部へ要請するものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請（自衛隊法第83条）については、本章「第5節 自衛隊の災害派遣体制」において定めるとおりとする。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 従事場所
- ウ 作業内容
- エ 人員
- オ 従事期間
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

(2) 奉仕団の応援協力

知事は、関係機関からの要請に基づき、必要と認めたときは、協力要請対象団体のうち適宜団体の責任者若しくは管理者に要請する。

ア 協力要請対象団体

- (ア) 青年団
- (イ) 婦人団体
- (ウ) 大学生、高専生及び高校生
- (エ) 県立各種教習所及び訓練校等の生徒
- (オ) 日本赤十字社奉仕団その他勤労奉仕を申し出た団体

イ 奉仕団の作業内容

奉仕団の作業内容は、危険を伴わない比較的軽易な作業とし、概ね次のとおりとする。

- (ア) 炊出し、保育その他災害救助活動の協力
- (イ) 清掃及び防疫
- (ウ) 災害応急対策用物資、資材等の輸送

(工) 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

ウ 労務者の雇用

災害応急対策実施のために必要な労務者雇用供給は、関係機関の要請により、対策本部において調整のうえ実施するが、この場合賃金等費用は、要請機関において負担するものとし、申込手続は、次のとおりとする。

(3) 申込手続

ア 求人者名

イ 求人数及び作業内容

ウ 就労現場名及び場所

エ 就労期日

オ 賃金

カ 就労現場責任者名

キ 就労現場が徒歩通勤距離2km以上のときの労務者の輸送方法

(注)

- ・交通機関を利用して輸送するときは、交通費を支給のこと。
- ・賃金は、現場で作業終了後本人に支払うこと。(日払とする。)
- ・日雇雇用保険、健康保険印紙を貼付すること。(本人負担分保険料は、賃金から差し引くこと。)

応援協力団体等人員.....島根県地域防災計画(資料編)参照

4 従事命令、協力命令の実施体制(災害対策基本法第71条等)

実施機関 県(総務部消防防災課)

大規模地震災害時において、通常の職員の動員、召集では必要人員が確保出来ない場合、各種法令に基づく従事命令、協力命令等の方法により必要な労務確保を図る。

大規模地震災害時に必要人員が不足する場合、対策本部事務局と連携し、適切な方法を選択し、必要人員の確保を図るものとする。

(1) 従事命令、協力命令の種類と執行者

従事命令、協力命令の種類、執行者等は、次の表に掲げるとおりである。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事	水防法第24条	水防管理者、水防団長又は消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助のため)	従事	災害救助法第24条	知事
	協力	" 第25条	知事
災害応急対策作業 (災害救助を除く)	従事	災害対策基本法第71条第1項	知事
	協力	" "	知事
災害応急対策作業 (全般)	従事	" 第65条第1項	市町村長
		" 第65条第2項	警察官又は海上保安官

(2) 従事命令、協力命令の対象者

従事命令、協力命令の種別による従事等対象者は、次の表に掲げるとおりとする。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消 防 作 業	火災の現場付近にある者
水 防 作 業	区域内にある者又は水防の現場にある者
災 害 救 助 そ の 他 の 作 業 (災 害 救 助 法 及 び 災 害 対 策 基 本 法 よ り の 知 事 の 従 事 命 令)	1. 医師、歯科医師又は薬剤師
	2. 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
	3. 土木技術者又は建築技術者
	4. 大工、左官又はとび職
	5. 土木業者又は建築業及びこれらの者の従業者
	6. 鉄道事業者及びその従業者
	7. 軌道経営者及びその従業者
	8. 自動車運送事業者及びその従業者
	9. 船舶運送業者及びその従業者
	10. 港湾運送業者及びその従業者
災害救助その他の作業(協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般(災害対策基本法)による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

(3) 従事命令、協力命令の施行

対策本部における従事命令、協力命令の執行については、災害救助法に基づく災害救助のための従事命令及び協力命令並びに災害対策基本法に基づくその他災害応急対策のための従事命令及び協力命令とする。

なお、警察官、海上保安官が災害対策基本法第65条第2項に基づいて従事命令を執行したときは、所轄警察署長、海上保安官署の長に報告するとともに直ちに市町村長に通知する。

(4) 公用令書の交付(災害対策基本法第81条、災害救助法第24条、第25条)

従事命令又は協力命令を発するとき及び発した命令を変更し又は取消すときは、次の令書を交付する。

なお、知事(知事が市町村長に委任した場合は、当該市町村長を含む。)が発する以外の従事命令については、令書の交付の必要ない。

- ア 災害救助法による従事、協力命令
- イ 同上命令の変更命令
- ウ 同上命令の取消命令
- エ 災害対策基本法による従事、協力命令
- オ 同上命令の変更命令
- カ 同上命令の取消命令

(5) 従事出来ない場合の届出(災害救助法施行規則第4条)

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事又は協力することが出来ない場合には、次に掲げる書類を添付して知事に届け出る。

ア 負傷又は疾病により従事することが出来ない場合においては、医師の診断書

イ 前号以外の事故により従事することが出来ない場合においては、市町村長、その他適当な公務員の証明書

(6) 損害補償（災害対策基本法第82条、災害救助法第29条、消防法第36条の2、水防法第34条）

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給するものとする。

区分	災害救助(知事命令)	災害対策基本法(知事命令)	市町村長等の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	「非常勤消防団員等」および「災害に伴う応急措置に従事した者」にかかる損害補償の各条例
補償等の種類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償 打切補償	療養補償 休業補償 第1種障害補償 第2種障害補償 遺族補償 葬祭補償
支給額	施行令で定める額	条例で定める額	条例で定める額

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例

.....島根県地域防災計画（資料編）参照

5 防災ヘリの活用

実施機関 県（総務部消防防災課）

大規模地震災害時には、以下の要領で臨機応変に県防災ヘリを運用し、その機動性を最大限に発揮出来るようにしておく。災害状況によっては、県警、自衛隊、消防機関等と緊密に連携することにより、防災ヘリを活用した効果的な救援体制の確立に努める。

(1) 県防災ヘリの活用体制の確立

ア 活動体制

県防災ヘリの活用体制を確立するに当たっては、関係法令によるもののほか、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定めるところによる。

イ 市町村等からの応援要請

市町村等（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合含む）の長は、県知事に対して、「島根県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことが出来る。

ウ 関係機関との調整合体制の確立

県は、災害時において、自衛隊、海上保安本部のほか、ヘリコプターを保有する他の都道

府県、警察本部、消防本部と調整することにより、効果的かつ機動的なヘリの運航体制を確立する。

(2) 県防災ヘリの運用

ア 活動内容

県防災ヘリを活用した防災活動の内容としては、次のものが該当する。

- (ア) 災害対策活動（被害状況等の情報収集・伝達、避難指示、緊急輸送等）
- (イ) 火災防御活動（空中消火、消火資機材搬送等）
- (ウ) 救助活動（事故等による捜索・救助等）
- (エ) 救急活動（傷病者の救急搬送、転院搬送等）
- (オ) その他

イ ヘリの運用

原則として、「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定める上記アの該当事由について、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定める運航要領に基づき運用する。

また、県下の市町村等が、災害による被害を最小限に防止するために、県が所有する防災ヘリの応援を求めた場合は、その方法等について定めた「島根県防災ヘリコプター応援協定」に基づく運用を徹底する。

特に、県の地域に震度5弱以上の地震を観測し、又は県沿岸に津波警報が発表されたときは、直ちに防災ヘリコプターを投入して、ヘリTV映像等による災害情報を収集することにより、より迅速かつ機動的な情報収集を行う。

なお、これらの要綱や協定に定めのない事由については、関係機関相互の協議により適切な運用方法を検討する。

ウ 離発着場の選定

災害時においては、事前に整備・指定済みの離発着場（ヘリポート）の中から、適当な場所を選定し、活用する。離発着場の選定後は、速やかに関係者・機関にその旨を周知する。

参考：島根県防災ヘリコプター運航管理要綱
島根県防災ヘリコプター緊急運航要領
島根県防災ヘリコプター緊急運航基準
島根県防災ヘリコプター応援協定

.....島根県地域防災計画（資料編）参照

第3 市町村の応急活動体制の確立

実施機関 市町村

1 応急活動体制

市町村は、住民に対する災害対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性にかんがみ、市町村地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立し災害応急対策に着手する。

(1) 市町村災害初動体制

市町村は、住民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、災害発生直後に災害初動体制を確立して災害応急対策に着手する。

(2) 市町村災害対策本部等

市町村は、市町村地域防災計画に規定された設置基準に基づき、災害対策本部を早急に確立して応急対策に着手する。本部を設置した場合は、その旨を総合防災情報システム等により県等に報告する。

また、市町村は、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において国・関係機関等と連携をとって災害応急対策活動を推進する。

(3) 職員の動員配備

市町村は、地震災害に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定められた職員の配備基準（津波警報等の発表状況、震度情報等による）に基づき配備体制を決定し、決定後は保有する情報・連絡手段を活用し速やかに関係職員に伝達し、職員を迅速かつ効果的に動員配備する。

2 消防組織の活動体制

(1) 消防組織の初動体制

消防機関及び消防団は、大規模地震災害発生時に一次的な責任を有する機関の一つである。そのため、地震発生直後の人命救出活動等において率先して地域住民の救助活動等に協力出来る初動体制を確立する（第3章「震災応急対策計画」第9節「消防活動」参照。）

(2) 消火活動体制

地震による火災は地震の規模、発生時期、時間帯、気象条件などによって発生件数、延焼拡大要素も大きく変わることから、消火活動については、時間経過による火災状況に応じた部隊の投入、優先活動の実施、延焼阻止線の設定等柔軟な対応が出来る体制を確立する。

(3) 救助・救急活動体制

地震発生時においては、火災をはじめ建築物の倒壊等により広域的に多数の救助・救急事案が発生することが予測される。一方、傷病者を収容すべき医療機関も建築物の倒壊、医療機器の破損、ライフラインの機能停止等による診療機能の低下、さらには救急車等の出動、傷病者の搬送についても交通渋滞等による道路障害によりその活動が制約されることが予測される。

そのため、民生部局、衛生部局、保健所、医師会、歯科医師会、医療機関、日本赤十字社、警察等関係機関との協力・連絡体制を確保し、消防職団員による救助活動、衛生部局との連携による救護所の開設、医療機関への搬送など迅速、的確な救助・救急活動を行う体制を確立する。

(4) 消防広域応援体制

地震被害が数市町村の区域にまたがる場合は、県災害対策本部が情報収集・分析を積極的に行い、消防組織による広域応援活動が有効に実施されるように総合調整を図る。

被害が複数の市町村の区域にまたがり、又は市町村のみの消防力をもっては対処することが出来ない場合は、消防組織法第39条の規定に基づく市町村間の相互応援又は消防組織法第39条の規定に基づく非常事態の場合の知事の指示権により、県内の広域的な消防応援を実施する。

また、災害の規模、緊急度に応じて緊急消防援助隊等の派遣要請を行うとともに、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に従い消防庁長官へ派遣要請するとともに、派遣が決定した際は関係市町村にその旨を連絡し、応援受入体制を確立する。

第4 防災関係機関等の応急活動体制の確立

実施機関 防災関係機関等

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、各々の防災業務計画に定めた応急活動体制を迅速に確立する。また、その他の公共的団体、防災上の重要施設の管理者及び県民は、各々の防災上の責務を踏まえ、応急活動体制を確立する。

1 防災関係機関

(1) 応急活動体制

防災関係機関は、地震災害の発生に際して、各々の防災業務計画に規定された応急活動体制を確立し、防災対策を実施する。

(2) 職員の動員配備

防災関係機関は、地震災害に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定められた職員の配備基準（津波警報等の発表状況、震度情報等による）に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

2 公共的団体・組織等

県内の公共的団体、防災上の重要施設の管理者や、生活協同組合、スーパーなど物資流通のネットワークを有する企業・事業所、婦人会、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となる。そのため、これらの団体・組織は、各々の組織ごとにあらかじめ定めた方法により応急活動体制を確立する。

地震災害発生直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織に依拠する必要があるが、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜これらの団体・組織間で相互に連携して活動体制を確立することに努める。

3 県民

県民自身は自らの生命・財産・安全を確保する責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応も含め、地震発生直後の災害初動段階において自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力出来る体制の確立に努める。

第2節 災害情報の収集・伝達

第1 基本的な考え方

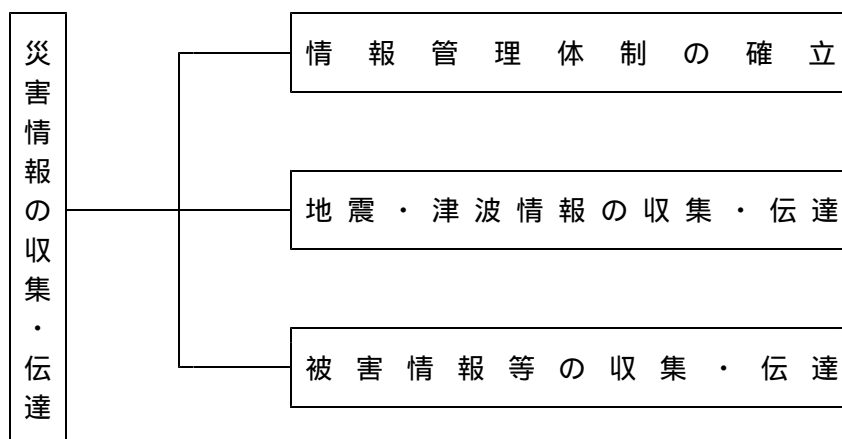
1 趣旨

地震災害時において県、市町村及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要がある。

そのため、各機関は、情報収集・伝達体制を確立するに当たって、保有している情報伝達手段を効果的に運用するほか、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保する。

また、被災地域の災害状況の実態を迅速・的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握するため、各機関は、各々の情報収集・伝達体制確立要領に従い、相互に密接な連携をとり災害情報等を収集・伝達することに努める。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 被害状況の全体把握

地震災害時は、地震・津波発生直後の被災地の詳細情報を把握することは困難であるが、被害状況の概況を把握し、対策の重点を意思決定できるようにすることが重要である。そのため、県防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク及び総合防災情報システムを最大限活用した概況把握に努めるほか、各機関との情報ネットワークを活用した情報収集・伝達体制を確立する。また、震度5弱以上の地震を観測した場合等は、直ちに防災ヘリコプター等による上空からの偵察等を行う。

(2) 被災地の情報収集支援

震災時における被災地の状況は刻々と変化するうえ、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。そのため、県防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク及び総合防災情報システムを活用し、初動期における市町村・地方機関からの被害情報等の伝達を重視する。震度5弱以上の地震を観測した場合等は、直ちに該当市町村に対し、支庁・県民センター等の職員を派遣し、情報収集に当たらせる。状況によっては、本庁から職員の派遣を行うほか、周辺の関係機関又は市町村等の職員派遣を要請し、現地災害対策本部等を通して積極的に情報収集支援を行う。

(3) 収集した災害情報の伝達

収集した災害情報を各種応急対策活動に活かすため、関係機関相互において情報の共有化に

努める。また、災害状況が甚大な場合、衛星通信、インターネット等を利用し、県外にも被災情報を発信する。

(4) 災害情報の共有、管理体制

収集した災害情報を各種応急対策に活かすためには、総合防災情報システム等を活用して迅速、的確に情報を伝達することにより、県、市町村及び防災関係機関との間で情報の共有化を図る。

また、必要に応じ民間事業者（西日本電信電話株式会社等）又は自治体衛星通信機構へ要請したり、消防防災無線やインターネット等を利用した県内外への情報通信ルートを確認し、災害情報を発信できるようにする。

第2 情報管理体制の確立

実施機関 県（政策企画局広聴広報課、総務部消防防災課、地域振興部情報政策課）、市町村、防災関係機関

震災時における迅速、的確な情報の収集及び伝達を図るための通信手段の確保については、総合防災情報システム、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、一般加入電話、携帯電話等の通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、電話の優先利用、各防災関係機関の専用電話及び無線通信施設等を利用し、防災関係機関相互の震災応急対策活動の円滑な遂行を図るものとする。

1 県の情報管理体制の確立

(1) 運用体制の確立

県内市町村、防災関係機関との通信は、主として県防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク及び総合防災情報システムを用い、地震・津波警報等の伝達、被害報告、各種防災対策情報を伝達する。また、国と他都道府県との通信は、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク及び中央防災無線を用いる。これらの通信機器及びシステムを起動し、通信の運用体制を確立する。

(2) 防災端末一斉通知

総合防災情報システムにおいて、消防防災課は、災害発生時の緊急連絡等のため、一斉通知を行うことができる。一斉通知した場合、防災端末には一斉通知のポップアップ画面が表示されるので、関係職員は確認作業を行い、一斉通知を受信する。

県は、一斉通知を活用し、災害時において必要な情報を関係機関に適宜配信する。

(3) 情報の共有、管理体制

地震災害時においては、総合防災情報システム、防災行政無線等を活用し収集、処理・伝達された情報を管理するとともに、関係機関との間で災害情報の共有体制を確立する。

また、災害情報の重要性に鑑み、震度5弱以上の地震を観測した場合、直ちに該当市町村に対し、支庁・県民センター等の職員を派遣し、総合防災情報システム端末のデータ入力業務を支援するほか、災害情報や被害情報を集約し、県に報告する業務を支援する。

2 電話の優先利用

地震時の予警報等の伝達、通知又は警告等防災対策実施上の必要な通信を迅速に行うため、一般電話を優先利用することができる。

ア 非常電話・緊急通話用電話の承認（102番）

各防災関係機関は、災害時における非常電話等が迅速、円滑に行われ、かつ輻輳を避けるため、非常通話・緊急通話用電話（有線電話）をあらかじめ西日本電信電話株式会社の事業所に申請し、承認を受けたうえ、次の非常通話及び緊急通話の申込みをするものとする。

イ 非常通話

非常通話は、地震・津波その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合で、災害の予防及び救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話であって、他の通話に優先して接続される。

ウ 緊急通話

緊急通話は、火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合で、公共の利益のため、緊急に通話することを要する事項を内容とする通話（非常通話を除く）であって、非常通話以外の通話に優先して接続される。

3 非常通信

(1) 非常事態における通信の確保（有線通信関係）及び非常の場合の無線通信

有線電気通信法第8条第1項の規定により災害時の通信連絡等の緊急を要するときは、有線電気通信法第3条第4項に掲げる機関の所有する有線通信設備を利用することができる。

また、電波法第74条第1項の規定により有線通信が途絶し、利用できないときは他機関の無線通信施設に協力を求めることができる。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、海上保安電話、気象電話、鉄道電話、電気事業電話等があり、その利用方法についてあらかじめ協議しておくものとする。

(2) 非常通信協議会

電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図るために構成され、有線、無線を問わず、以下に定める条件、通信内容において、協議会構成員に非常通信を依頼することができる。

ア 非常通信利用上の基本条件

(ア) 非常通信は、人命財産の危急に関するとき等災害の事態に際して発動し得る連絡方法である。

(イ) 非常通信の依頼を受けた協議会構成機関は、これを疎通させる義務を有するとはいえ、災害時においては各構成機関の疎通能力も相当低下するうえに、当該通信系本来の災害対策通信が輻輳し、構成機関はこれらの通信確保に全力を挙げなければならない状況にあるので、依頼にかかる非常通信を取扱う余裕のない場合もあり得る。

(ウ) 非常通信の実施を要する者は、公衆通信施設が利用できない条件にあることを確認しなければならないが、非常通信を実施すべきか否かの判断は、原則として依頼を受けた構成機関の免許人がなすべきものである。

(エ) 非常通信の依頼は、中国地方非常通信協議会において構成機関及び市町村に配布した頼信紙を使用することを原則とするが、急を要する場合は、普通の電報依頼形式を整えることを必要とする。

イ 非常通信の内容

非常通信における通信の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準じるものとする。

(ア) 人命の救助に関するもの

(イ) 災害の予報（主要河川の水位に関するものを含む。）及び天災その他災害の状況に関するもの

(ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料

- (エ) 非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、総務大臣が命令を発して無線局に非常通信を行わせるときの指令及びその他の指令
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の維持、又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (ク) 遭難者救護に関するもの
- (ケ) 非常災害事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (コ) 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (サ) 防災機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (シ) 災害救助法、災害対策基本法等の規定に基づき、知事から発する従事又は協力命令に関するもの
- (ス) 災害の救援に重大な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発受するもの

(3) 非常通信取扱機関への依頼

どの通信取扱機関とでも自由に交信できないが、中継する機関によって処理するので、地域防災計画（資料編）に掲げる機関、又は非常通信協議会構成員へ依頼するものとする。

(4) 移動無線局の派遣

非常災害に際して、通信途絶のため特に必要が認められる場合は、関係機関に常備している移動無線局の派遣も可能であるので、この場合においては中国総合通信局（窓口：県消防防災課）へ要請するものとする。

4 アマチュア無線

地震災害時における一般加入電話の途絶時の通信手段のひとつとなるため、事前に登録されている県内の地区別アマチュア無線局と連携し、アマチュア無線による通信及び情報提供の協力を求める。

5 市町村の情報管理体制の確立

(1) 市町村の情報管理体制の確立

地震災害時の市町村の通信連絡系統として市町村防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、防災活動用の電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む）については、関係機関等との連絡用電話を指定して連絡窓口を明確化したり、不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの措置を講ずることにより効果的な災害情報の管理体制を確立する。

(2) 市町村の情報連絡手段の確保

市町村は、地震災害時の市町村の無線通信連絡体制として、市町村防災行政無線等をはじめ、防災相互無線等を含めた効果的な運用体制を確立する。

また、N T T一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているC A T V、有線放送電話、農協・漁業電話、アマチュア無線等を含むその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、地震災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

(3) 市町村における総合防災情報システムの活用

市町村は、地震災害時において、被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信・連絡、震度・潮位等観測情報・基礎情報等の各種情報の収集・検索、災害発生即報等の登録等総合防災情報システムを効果的に活用することが可能であるため、平常時からシステムの防災端末を立ち上げ、運用体制を確立する。

6 防災関係機関等の情報管理体制の確立

(1) 関係機関等の情報管理体制

関係機関等は、地震災害に迅速・的確に対処するため、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に運用し、災害情報を収集・伝達できる体制を確立する。

(2) 関係機関等の情報連絡手段の確保

関係機関等は、関係機関相互で通信可能な連絡手段である総合防災情報システムや防災行政無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

特に、総合防災情報システムの利用機関相互においては、システムを活用し、被害情報等の情報を共有化し、関係機関相互の連携を図る。

第3 地震・津波情報の収集・伝達

実施機関 県（総務部消防防災課、全部局）、市町村、関係機関

震災時において、防災関係機関が災害対策の初動対応及び震災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、震度速報、津波警報等、地震及び津波に関する情報、その他地震に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

1 津波警報等の発表基準及び種類・区分・伝達

津波警報等とは津波予報、津波注意報及び津波警報をいう。

(1) 発表基準

ア 津波警報 担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

イ 津波注意報 担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ 津波予報 津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 区分及び種類

津波警報等は次の表の区分により実施するものとする。

ア 大阪管区気象台が担当する津波予報区

担 当 津 波 予 報 区
京都府、兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県出雲・石見、隠岐、岡山県、広島県、香川県、愛媛県瀬戸内海沿岸、愛媛県宇和海沿岸、徳島県、高知県

イ 津波警報等海域区分図



津波警報は、予想される津波の高さにより「大津波」、「津波」の2種類に区分される。津波警報等の発表基準、解説及び発表される津波の高さは、次の表のとおりである。

津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ

ア 津波警報・注意報

種類		発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3 m以上である場合	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3 m、4 m、6 m、8 m、10 m以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1 m以上3 m未満である場合	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1 m、2 m
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、0.2 m以上1 m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5 m

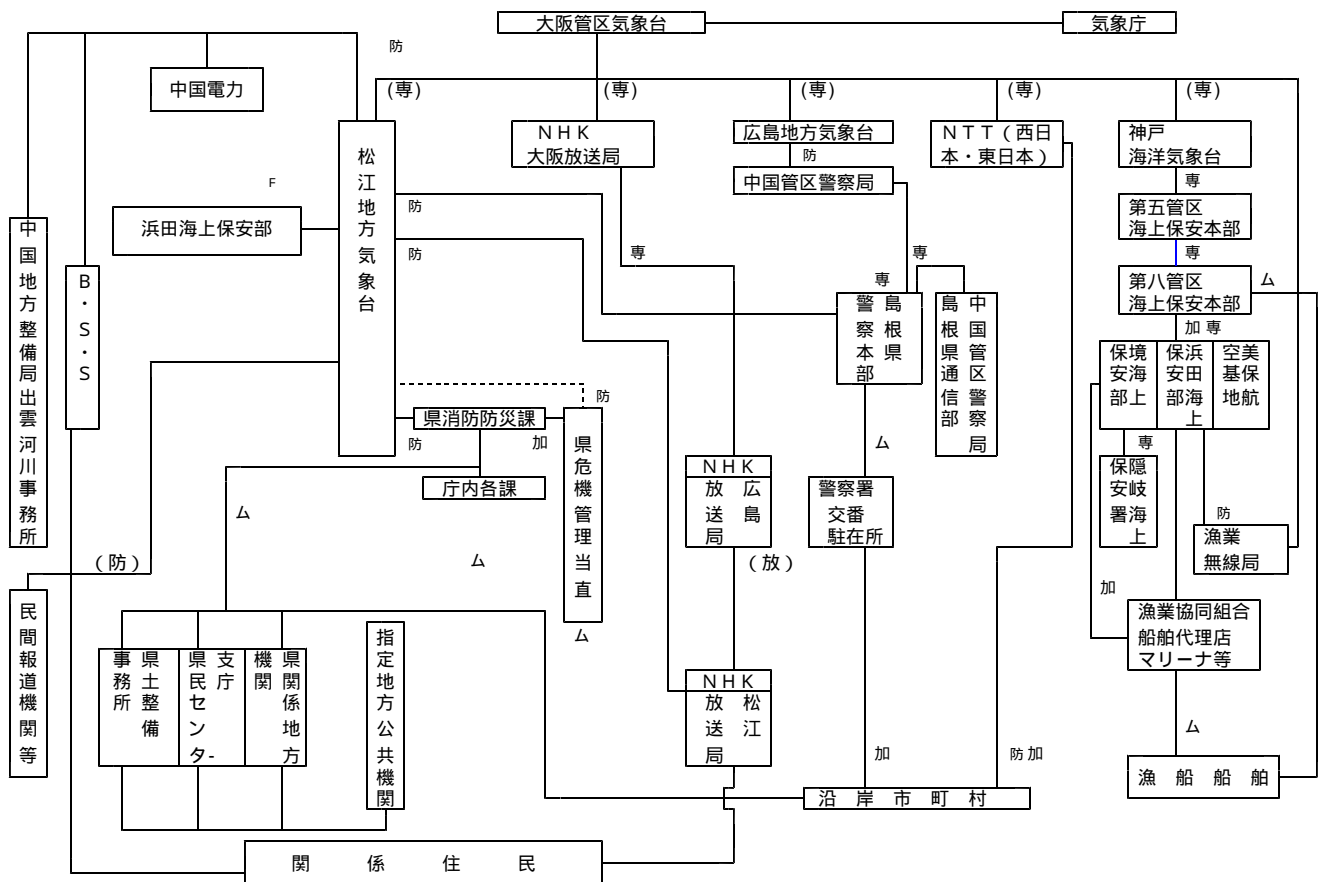
(注) 1 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観察状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波予報

種 類	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

津波警報等伝達経路図



(注1) 西日本電信電話㈱の機関による伝達は、津波警報(津波、大津波)及び津波注意報(のうち津波警報解除)に限る。線は通報の時間帯を示す。

昼夜とも

勤務時間外のみ
勤務時間内のみ

- 専.....専用電話
- 直.....直通電話
- 加.....加入電話
- (専).....専用回線
- 防.....防災情報提供システム
- 防加.....防災情報提供システム(専用回線以外)
- 無線通信
- 警察電話
- 放.....放送

[勤務時間外の定義]

勤務時間外とは、次の時間帯をいうものとする。

- ア 平日
0時00分から8時30分まで及び17時00分から24時00分までの間
- イ 土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに振替休日
全日
- ウ 年末、年始(12月28日~1月3日)
全日

(注2) NHK松江放送局は、津波警報を緊急警報システム(EWS)により放送する。民間報道機関等は山陰放送テレビ、山陰中央テレビ、日本海テレビ、記者クラブ、J R米子支店、日本気象協会中国センターである。

この他に、気象庁より衛星防災情報受信装置により、地方気象台等への伝達経路もある。

(沿岸市町村)

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、東出雲町、斐川町、
隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
津波警報等の伝達は次のとおり行うものとする。

(3) 伝達先の区分

ア 気象官署

大阪管区気象台は、津波警報等を発表又は解除したときは、津波警報等の内容を周知のため、次の各防災関係機関に速やかに通知するものとする。

(ア) 中国管区警察局（広島地方気象台経由）

(イ) 第五管区海上保安本部（神戸海洋気象台経由）

(ウ) 西日本電信電話㈱・東日本電信電話㈱＜但し、津波警報（津波、大津波）、津波注意報（但し津波警報解除のみ）に限る＞

(エ) 日本放送協会大阪放送局

(オ) 松江地方気象台

イ 受報機関の措置

大阪管区気象台から通知を受けた各防災関係機関及び更に通知を受けた各防災関係機関は、速やかにそれぞれ次のとおり措置する。

(ア) 中国管区警察局関係

中国管区警察局は、島根県警察本部へ、島根県警察本部は更に中国管区警察局島根県通信部及び沿岸区域を管轄する警察署へ、警察署はそれぞれの定めるところに従い直ちに沿岸市町村へ通知する。

(イ) 海上保安庁関係

第五管区海上保安本部は、第八管区海上保安本部へ、第八管区海上保安本部は、島根県沿岸を管轄する浜田・境海上保安部・美保航空基地へ通知し、更に境海上保安部は、隠岐海上保安署に対して通知する。浜田・境海上保安部及び隠岐海上保安署は、直ちに入港中の船舶に周知し巡視船艇により被害状況等の情報収集を実施する。また、美保航空基地は、航空機により同様の情報収集を実施する。

(ウ) 西日本電信電話株式会社関係

一般通信に優先して速やかに沿岸市町村へ通知する。

(エ) 日本放送協会

大阪放送局は、直ちに広島放送局へ通知し、広島放送局は松江放送局へ通知するとともにラジオ・テレビの放送を中断し、又は字幕によってその周知を図る。松江放送局も同様の方法で周知を図る。

(オ) 気象官署

松江地方気象台は、直ちに島根県消防防災課他、防災関係機関等へ通知する。

(カ) 島根県

津波警報等の通知を受けた県は、直ちに沿岸市町村及び県関係地方機関等へ通知する。なお、本庁内及び県関係地方機関における取扱いは、気象等予警報の取扱いの例による。

(キ) 漁業無線局

津波警報等の通知を受けた漁業無線局は、航行中又は入港中の漁船に速やかに連絡する。

(ク) 沿岸市町村

津波警報等の通知を受けた沿岸市町村は、気象等警報受報の取扱いと同様とし、打鐘、サイレン吹鳴、その他市町村地域防災計画の定めるところに従って措置するものとする。

2 地震及び津波に関する情報の発表、伝達及び種類

(1) 発表基準

- ア 県内で震度1以上を観測したとき。
- イ 県内の沿岸（島根県出雲・石見、隠岐）に津波警報等が発表されたとき。
- ウ その他、地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

(2) 発表・伝達

気象庁は発表基準により「震度速報」以外の情報を津波警報等伝達経路に準じ、関係地方公共団体の機関、関係警察機関及び報道機関等に発表、伝達する。

松江地方気象台は、知事から津波警報等及び地震・津波の現象の状況に関する解説について要請があった場合、職員を派遣する。

(3) 種類及び内容

ア 津波に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

情報の種類		発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	島根県出雲・石見及び隠岐に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻及び津波の高さを発表するほか、震源要素を併せて発表する。
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	各検潮所における満潮時刻及び最も早く到達すると予想される津波の到達時刻を発表するほか、島根県出雲・石見及び隠岐に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻も発表する。また、震源要素も併せて発表する。
	津波観測に関する情報	各検潮所に最も早く到達した津波の到達時刻と初動方向及び到達した津波の高さの最大値を発表するほか、震源要素も併せて発表する。
	津波に関するその他の情報	上記の情報で発表できない防災上有効な情報を発表する。 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表する。

島根県内の検潮所（気象庁所管）及び巨大津波計は浜田と隠岐西郷に整備されている。

イ 地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

情報の種類種類		発表内容
地震情報	震度速報	震度3以上が観測されている地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表する。
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。また、津波警報等の有無も併せて発表する。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。また、津波警報等の有無も併せて発表する。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場

合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(4) 緊急警報放送システム (EWS)

NHKは緊急警報放送システムにより「津波警報」を放送する。

地震情報 (震源・震度に関する情報) の例

地震情報 (震源・震度に関する情報)
平成16年 4月20日22時30分 大阪管区気象台発表
きょう20日22時23分頃地震がありました。
震源地は、島根半島沖 (北緯35.7度、東経133.2度、松江市の北40km付近) で、震源の深さは30km
地震の規模 (マグニチュード) は7.0と推定されます。

[震度3以上が観測された地域]
震度6弱 島根県東部 島根県隠岐
震度5強 鳥取県中・西部
震度5弱 島根県西部
震度4 鳥取県東部 岡山県北部
震度3 広島県北部

[震度5弱以上が観測された市町村]
震度6弱 松江市 出雲市 西郷町 その他の市町村名
震度5強 平田市 米子市 境港市 その他の市町村名
震度5弱 安来市 宍道町 大田市 その他の市町村名

[震度5弱以上と考えられるが現在震度を入手していない市町村]
島根大東町

津波警報等 (警報あるいは注意報) を発表中です。
情報 第 号 =

地震情報 (各地の震度に関する情報) の例

各地の震度に関する情報
平成16年 4月20日22時45分 松江地方気象台発表
きょう20日22時23分頃地震がありました。
震源地は、島根半島沖 (北緯35.7度、東経133.2度、松江市の北40km付近) で、震源の深さは30km
地震の規模 (マグニチュード) は6.8と推定されます。
各地の震度は次のとおりです。
なお、*印は気象庁以外の震度観測点の情報です。

島根県 震度6弱 松江市西生馬町 出雲市今市町 その他の観測点名
震度5強 松江市西津田 平田市平田町* その他の観測点名
震度5弱 安来市安来町* その他の観測点名
震度4 浜田市大辻町 島根旭町今市* その他の観測点名
震度3 匹見町後谷 その他の観測点名

[震度5弱以上と考えられるが現在震度を入手していない観測点]
島根大東町大東

鳥取県 震度5強 米子市博労町 境港市東本町 その他の観測点名
震度5弱 倉吉市岩倉氷峯 淀江町西町* その他の観測点名
震度4 鳥取市吉方 鳥取岩美町浦富 その他の観測点名
震度3 智頭町 青谷町青谷* その他の観測点名

岡山県 震度4 岡山川上村上福田* 八束村上長田* その他の観測点名

	震度3	新庄村役場*	中和村下和*	その他の観測点名
	震度2	美甘村美甘*	岡山加茂町塔中*	その他の観測点名
	震度1	津山市林田	津山市山北*	その他の観測点名
広島県	震度3	三次市十日市中	西城町熊野	その他の観測点名
	震度2	豊平町都志見	上下町矢多田嶽山	その他の観測点名
	震度1	広島千代田町有田	福山市松永町	その他の観測点名

津波警報等（警報あるいは注意報）を発表中です。

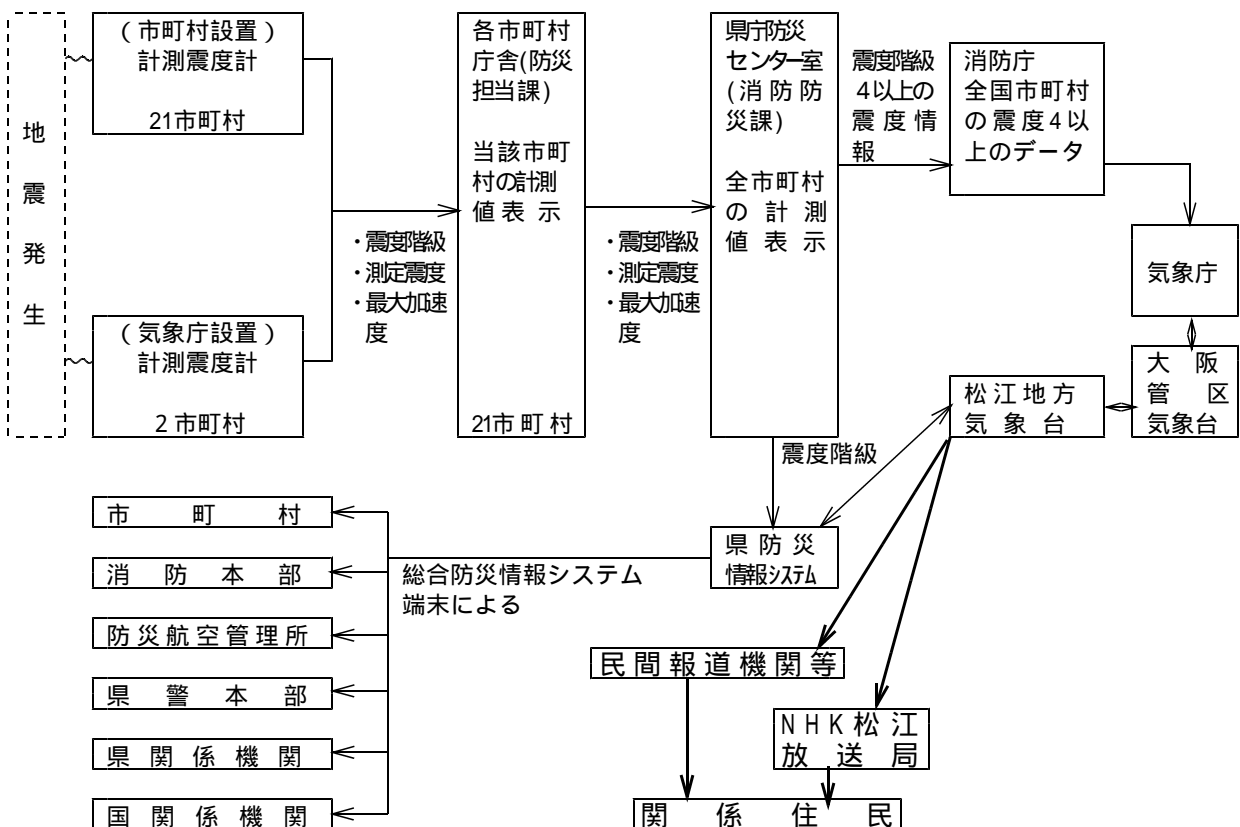
(5) 震度情報ネットワークシステム

県は、地震による被害状況を早期に把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内の各市町村に整備した計測震度計により、市町村から震度情報等を収集するとともに、その情報を消防庁に発信する。

また、当システムにより得られた県内全体の震度情報等を、総合防災情報システムを利用し、各市町村・消防本部、県及び国の関係機関等に提供する。

更に震度情報を有効活用する観点から、松江地方気象台とオンライン接続し、気象庁の震度情報に含めて発表する。

島根県震度情報ネットワーク



島根県内の震度観測地点 一覧表

	震度観測点名称	設置者	観測点所在地
1	松江市末次町	島根県	松江市末次町86松江市役所敷地内
2	松江市鹿島町佐陀本郷	島根県	松江市鹿島町佐陀本郷640-1鹿島支所敷地内
3	松江市島根町加賀	島根県	松江市島根町加賀1175-1島根支所敷地内
4	松江市美保関支所	島根県	松江市美保関町下宇部尾61-2美保関支所敷地内
5	松江市八雲町西岩坂	島根県	松江市八雲町西岩坂316八雲支所敷地内
6	松江市玉湯町湯町	島根県	松江市玉湯町湯町1793玉湯支所敷地内
7	松江市宍道町昭和	島根県	松江市宍道町昭和1宍道支所敷地内
8	松江市八束町波入	島根県	松江市八束町波入2060番地八束支所敷地内
9	安来市安来町	島根県	安来市安来町878-2安来市役所敷地内
10	安来市広瀬町広瀬	島根県	安来市広瀬町広瀬703安来市役所広瀬庁舎敷地内
11	安来市伯太町東母里	島根県	安来市伯太町東母里572-2わかさ会館敷地内
12	東出雲町揖屋町	島根県	東出雲町大字揖屋町1142東出雲町役場敷地内
13	雲南市加茂町加茂中	島根県	雲南市加茂町加茂中972-5 加茂総合センター敷地内
14	雲南市木次町木次	島根県	雲南市木次町木次1013-1 雲南市役所敷地内
15	雲南市三刀屋町三刀屋	島根県	雲南市三刀屋町三刀屋144-1 三刀屋総合センター敷地内
16	雲南市吉田町吉田	島根県	雲南市吉田町吉田1066 吉田総合センター敷地内
17	雲南市掛合町掛合	島根県	雲南市掛合町掛合1262-1 掛合総合センター敷地内
18	奥出雲町三成	島根県	奥出雲町三成358-1奥出雲町役場仁多庁舎敷地内
19	奥出雲町横田	島根県	奥出雲町横田1037 奥出雲町役場横田庁舎敷地内
20	飯南町頓原	島根県	飯南町頓原2319飯南町頓原庁舎敷地内
21	飯南町下赤名	島根県	飯南町下赤名890飯南町赤名庁舎敷地内
22	島根斐川町莊原町	島根県	斐川町大字莊原町2172斐川町役場敷地内
23	出雲市平田町	島根県	出雲市平田町951の1平田支所敷地内
24	出雲市佐田町反辺	島根県	出雲市佐田町反辺1747-6佐田支所敷地内
25	出雲市多伎町小田	島根県	出雲市多伎町小田74-1多伎支所敷地内
26	出雲市湖陵町二部	島根県	出雲市湖陵町二部1320湖陵支所敷地内
27	出雲市大社町杵築南	島根県	出雲市大社町杵築南1395大社支所敷地内
28	大田市大田町	島根県	大田市大田町大田口1111大田市役所敷地内
29	大田市温泉津町小浜	島根県	大田市温泉津町小浜イ486大田市温泉津支所敷地内
30	大田市仁摩町仁万	島根県	大田市仁摩町仁万562-3大田市仁摩支所敷地内
31	川本町川本	島根県	川本町大字川本545-1川本町役場敷地内
32	島根美郷町粕淵	島根県	美郷町粕淵168美郷町役場敷地内
33	島根美郷町都賀本郷	島根県	美郷町都賀本郷43-1美郷町役場大和事務所敷地内
34	邑南町下口羽	島根県	邑南町下口羽484-1邑南町役場羽須美支所敷地内
35	邑南町三日市	島根県	邑南町三日市32邑南町役場瑞穂支所敷地内
36	邑南町矢上	島根県	邑南町矢上6000邑南町役場敷地内
37	江津市江津町	島根県	江津市江津町1525江津市役所敷地内
38	江津市桜江町川戸	島根県	江津市桜江町川戸15-4川戸生涯学習センター敷地内
39	浜田市殿町	島根県	浜田市殿町浜田市役所敷地内
40	浜田市金城町下来原	島根県	浜田市金城町下来原171浜田市金城支所敷地内
41	浜田市旭町今市	島根県	浜田市旭町今市637浜田市旭支所敷地内
42	浜田市弥栄町長安本郷	島根県	浜田市弥栄町長安本郷542浜田市弥栄支所敷地内
43	浜田市三隅町三隅	島根県	浜田市三隅町三隅1434浜田市三隅支所敷地内
44	益田市常盤町	島根県	益田市常盤町1-1益田市役所敷地内
45	益田市美都町都茂	島根県	益田市美都町都茂1803-1 美都総合支所
46	益田市匹見町匹見	島根県	益田市匹見町匹見イ1260 匹見総合支所
47	津和野町後田	島根県	津和野町後田口64-1津和野町津和野庁舎敷地内
48	津和野町日原	島根県	津和野町日原54-25津和野町役場敷地内
49	吉賀町柿木村柿木	島根県	吉賀町柿木村柿木500-1吉賀町柿木庁舎敷地内
50	吉賀町六日市	島根県	吉賀町六日市750吉賀町役場敷地内
51	隠岐の島町城北町	島根県	隠岐の島町城北町1隠岐の島町役場敷地内
52	隠岐の島町布施	島根県	隠岐の島町布施218-24隠岐の島町役場布施支所敷地内
53	隠岐の島町北方	島根県	隠岐の島町北方901-1隠岐の島町役場五箇支所敷地内
54	隠岐の島町都万	島根県	隠岐の島町都万2016隠岐の島町役場都万支所敷地内
55	海士町海士	島根県	海士町大字海士1490海士町役場敷地内
56	西ノ島町浦郷	島根県	西ノ島町大字浦郷534西ノ島町役場敷地内
57	知夫村役場	島根県	知夫村1065知夫村役場敷地内
58	安来市島田町	安来市	安来市島田町45-2島田コミュニティセンター敷地内
59	松江市西津田	気:官署	松江市西津田7-1-11(松江地方気象台)
60	松江市西生馬町	気:多機能	松江市西生馬町14-4
61	雲南市大東町大東	気:都部	雲南市大東町大東1405
62	出雲市今市町	気:都市部	出雲市今市町106-1
63	江津市波積町	気:多機能	江津市波積町本郷489
64	浜田市大辻町	気:官署/特別地域	浜田市大辻町235-3(浜田特別地域気象観測所)
65	益田市匹見町石谷	気:多機能	益田市匹見町石谷口3751
66	隠岐の島町西町	気:官署/特別地域	隠岐の島町西町大城の一、2(西郷特別地域気象観測所)
67	松江市学園南	防災科研	松江市学園南1-427
68	松江市美保関総合運動公園	防災科研	松江市美保関町下宇部尾556-1
69	安来市広瀬町広瀬祖父谷丁	防災科研	安来市広瀬町広瀬753-13
70	出雲市塩冶有原町	防災科研	出雲市塩冶有原町2-20
71	島根美郷町邑智中学校	防災科研	美郷町粕淵184-2
72	邑南町淀原	防災科研	邑南町大字淀原818-10
73	浜田市野原町	防災科研	浜田市 野原町859-1
74	益田市水分町	防災科研	益田市水分町488-172
75	西ノ島町浦郷小学校	防災科研	隠岐郡西ノ島町大字浦郷1379

気 = 気象庁、 防災科研 = 独立行政法人防災科学技術研究所

第4 被害情報等の収集・伝達

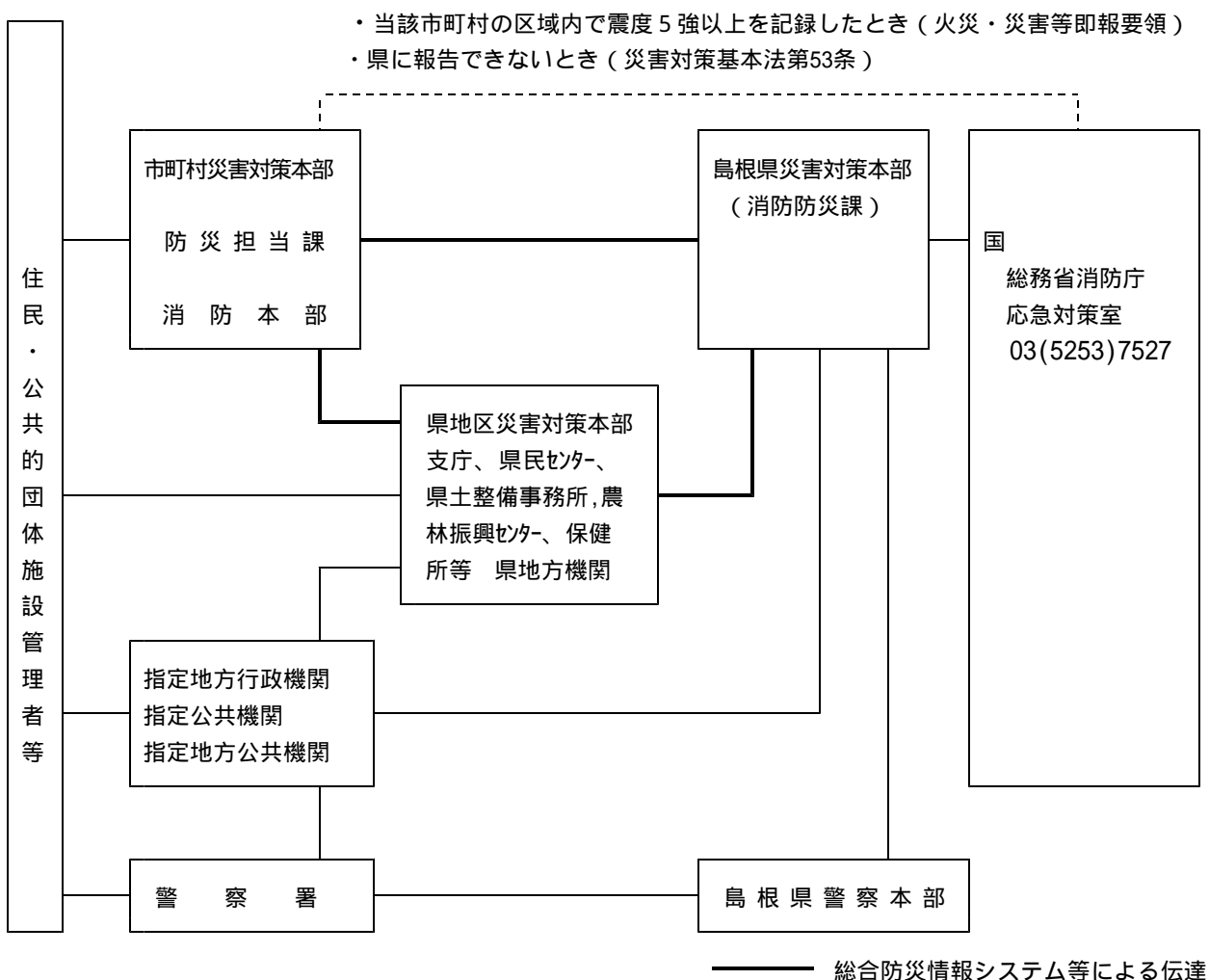
実施機関 県（総務部消防防災課、全部局）、市町村、防災関係機関

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

そのため、市町村をはじめ防災関係機関は、地震災害の発生に際して、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する必要がある。

1 被害情報等の収集・伝達系統

県は、概ね次図に示す災害情報及び被害情報の収集、伝達の系統図に基づき（災害対策基本法第51条、消防組織法第40条）、被害情報等を収集・伝達する。



2 被害情報の収集・把握

概括的な情報も含め、多くの災害情報を収集し、災害の規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。このため、県は、県総合防災情報システムの活用を基本として、以下に示す可能な限り多様な方法による情報収集に努める。

(1) 市町村、消防本部からの情報収集

県は、被災市町村（消防本部等含む）又は被災周辺市町村から総合防災情報システム等による報告を受信するほか、電話（119番通報含む）、FAX等により情報収集する。特に、震度5弱以上の地震を観測した場合、又は津波警報が発表された場合、直ちに該当市町村に対し、支庁・県民センター等の職員を派遣し、情報収集に当たらせる。状況によっては、本庁から職員の派遣を行う

(2) 防災関係機関からの情報収集

県は、ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を電話、FAX等により収集する。

(3) ヘリコプター等による情報収集

県は、震度5弱以上の地震を観測した場合、又は津波警報が発表された場合、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、直ちに防災ヘリコプターによる上空からの偵察等を行い、被災地のヘリテレ映像を県庁及び合同庁舎等に一齐放送する。また、県警ヘリコプターのヘリテレシステム、高所カメラ、商用テレビ放送及びビデオカメラ、職員等のデジタルカメラ等による画像情報、自衛隊や海上保安庁の航空機等の上空からの目視情報等と併せて情報収集する。また、衛星車載局により地上からの情報も収集する。

(4) 現地災害対策本部からの情報収集

県は、現地災害対策本部を設置したとき、被災市町村又は関係機関から得られた情報を、派遣職員等が携帯電話、県防災行政無線等を活用して報告することにより情報収集する。

3 被害状況の調査

被害状況の調査は、的確な状況判断のもとに、適切な対策実施を行うための基本的条件となるので、迅速確実に行わなければならない。

(1) 関係機関における調査

災害応急対策実施機関においては、それぞれの機関の業務に関わる事項について、それぞれの機関において被害状況の把握に努めるが、関係機関における調査の方法等については、あらかじめ災害応急対策責任者において体制を整備しておく。

(2) 県及び市町村における調査

ア 調査の実施者

(ア) 県が管理する施設の災害については、県の関係地方機関又は所管部課において調査を実施する。（但し、私立学校も含む。）

(イ) 県管理以外の被害については、市町村において行う。市町村は、市町村地域防災計画の定めるところによって調査を実施する。調査の実施が困難な市町村は、県に協力を要請することができる。

(ウ) 市町村は、県管理の施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。

イ 調査の種類

調査の種類は、災害時期別に次のとおり行う。

(発生調査)

災害の発生についての通報を受けた関係機関は直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、出来る限り短時間にその概況を調査する。

(中間調査)

災害発生後の状況の変化に伴い、出来る限り詳細に調査する。

本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従って出来る限りその都度行う。

(確定調査)

災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期する。

ウ 調査事項

島根県地域防災計画(資料編)において定める被害報告様式の内容について調査する。

エ 被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害のうち、人的被害、建物被害、農地被害、漁船被害等については、判定基準(1)による。但し、発生即報にかかる被害については、判定基準(2)による。

判定基準 (1)

被害等区分		判定基準
人的被害	(1)死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	(2)行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	(3)重傷者、軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのある者のうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
	(4)罹災者	罹災世帯の構成員
	(5)罹災世帯	住家に(8)(9)(11)の被害を受けた世帯
	(6)世帯	生計を一つにしている実際の生活単位 (同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となり、また主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を1世帯とし取扱う。)
建物被害	(7)住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(8)住家全壊 (全焼、全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 住家被害戸数については「孤立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。(半壊、半焼も同様)

被害者区分		判定基準
建築物被害	(9) 住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	(10) 一部破損	(8)、(9)、(11)及び(12)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 家屋の一部が破損した状態をいう。(窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含まない。)
	(11) 床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの及び(8)、(9)に該当しないが土砂、竹木の堆積等のため一時的に居住することができないもの。但し、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、半壊又は全壊として取扱う。
	(12) 床下浸水	前各項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達しないもの。
	(13) 非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。但し、これらの施設に、常時人が居住している場合は、当該部分は住家とする。
農業被害	(14) 流失	その筆における耕土の10%以上が流失した状態のもの。
	(15) 埋没	土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの。
	(16) 流入	平均粒径0.25mm以上の土砂が、筆別に2cm以上流入したもの、又は平均粒径0.25mm以下の土砂が、筆別に5cm以上流入したもの。
	(17) 冠水	作物全部が水中に没した状態のもの。
	(18) 浸水	作物が平常時必要とする水量以上に浸水し、かつ冠水に至らない状態のもの。
漁船被害	(19) 大破	復旧経費が、被災前におけるその物の価値の1/2以上に達するもの。
	(20) 中破	復旧経費が大破には達しないが、被災前におけるその物の価値の1/10以上に達するもの。
	(21) 小破	復旧経費が中破には達しないが、平常時における維持修理経費では復旧できない程度のもの。

判定基準 (2) (即報にかかる被害のみ適用)

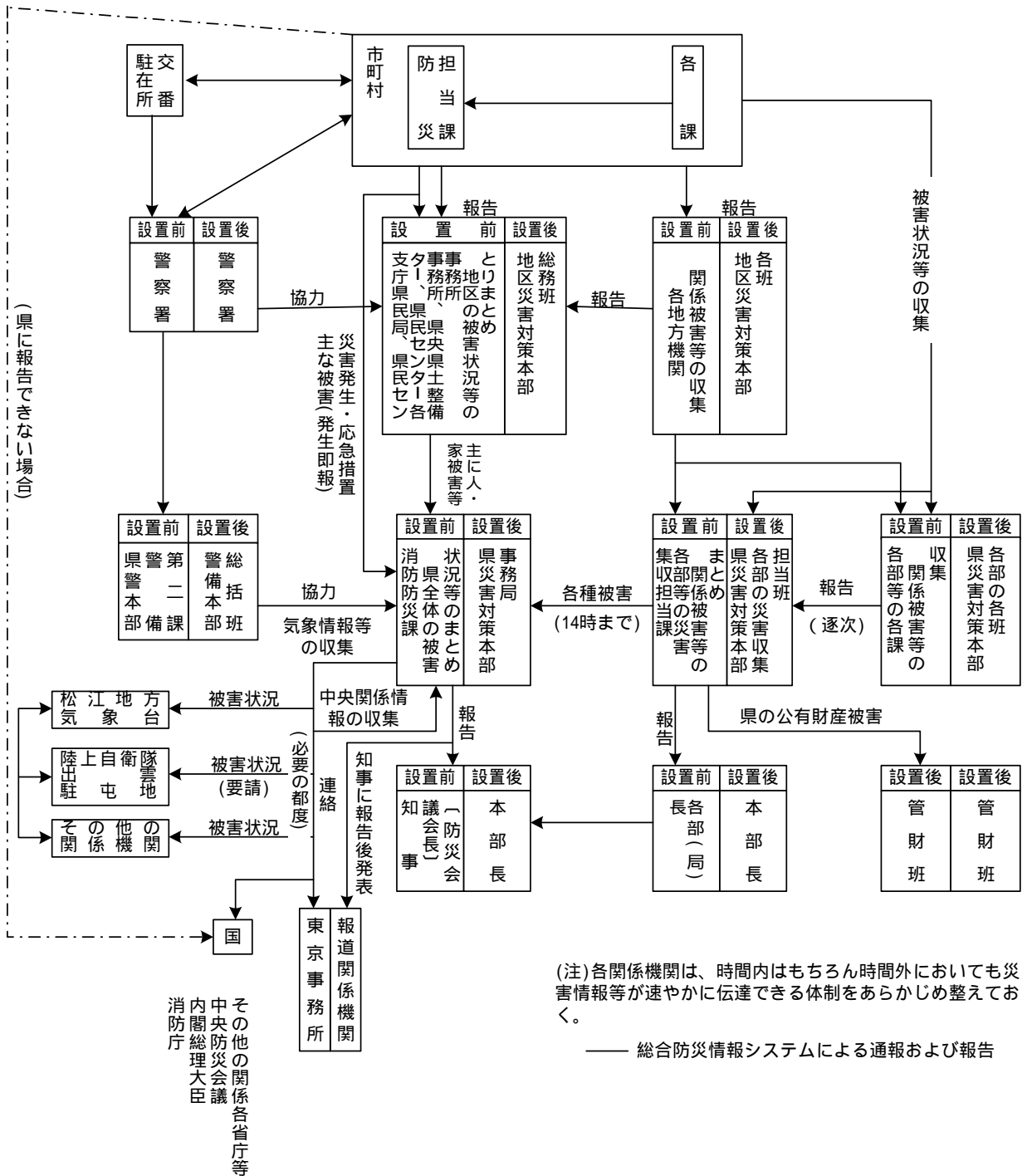
被害者区分		判定基準
人的被害 住家の被害 農地の被害		判定基準(1)と同じ
非住家		住家以外の建物で、半壊以上の被害を受けたもの。
道路損壊		国道、県道、市町村道、及び大型農道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度
橋梁流失		市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度

被害者区分	判定基準
山、崖崩れ	崖崩れ、地すべり等によって、負傷者以上の人的被害、公共建物および住宅に一部破損以上の損害を与えたもの。
船舶被害 (沈没・流失、破損)	櫓のみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明となったもの。 修理しなければ航行できない程度のもの。
櫓等による舟	破損以上の被害を受けたもの。
鉄道不通箇所	汽車、電車などの通行が不能となった箇所
通信施設の破損	電信、電話が故障し、通信不能となった回線
有線放送	市町村、農協等が設置した有線放送が破損し、通信不能となった世帯数
水道障害	水道法に定める水道事業及び水道用水供給事業の水道施設が破損し、給水が不能となったもの。
溜池水路決壊	溜池及び水路が決壊し、応急復旧を要する程度のもの。
堤防の決壊	河川(湖)等の堤防護岸が決壊し、応急復旧を要する程度
清掃施設	ごみ処理及び尿処理施設で、機能に支障をきたす程度の被害
その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾及び漁港施設、農作物の被害で特に報告を必要とするもの。

4 災害状況の通報及び被害状況報告

関係機関において調査された被害状況等は、次のとおり通報又は報告する。

災害状況及び被害状況報告の系統図



(注)各関係機関は、時間内はもちろん時間外においても災害情報等が速やかに伝達できる体制をあらかじめ整えておく。

—— 総合防災情報システムによる通報および報告

連絡先 総務省消防庁応急対策室
()内は、平日以外

NTT回線

消防防災無線
地域衛星通信ネットワーク

電話 03-5253-7527(03-5253-7777)
FAX 03-5253-7537(03-5253-7553)
電話 7527(7782) FAX 7537(7789)
電話 発信特番-048-500-7527(7782)
FAX 発信特番-048-500-7537(7789)

(1) 関係機関の行う通報及び報告

ア 関係機関がその所掌事務又は業務に関し収集した災害情報等の報告は、各機関において定められた基準に従って系統機関に行う。県の防災会議を構成する機関においては、総合防災情報システム等により掌握した県内の災害状況等により速やかに県（消防防災課Tel 0852-22-5885）に通報する。

通報事項

- a 災害の原因
 - b 災害発生の日時
 - c 災害発生場所又は地域
 - d 災害の程度（事項別内訳被害程度）
 - e 応急措置（事前措置を含む）の概要
 - f 復旧状況
 - g 今後の措置方針
 - h 災害対策本部設置の有無
 - i その他必要と認める事項
- イ 県は、収集した情報のうち関係機関の業務等に関連するものは関係機関の災害応急対策責任者へ通報する。防災端末の設置してある関係機関は、必要に応じ情報を検索するよう指示し、設置していない機関については適宜FAXで伝達する。

(2) 県及び市町村における通報及び報告

ア 通報責任者

県本庁、地方機関、県警察本部、各警察署、県教育委員会及び市町村は、あらかじめそれぞれ通報責任者を定め、総合防災情報システム等による相互の情報伝達を円滑に行う。

イ 被害状況等の取りまとめ及び報告

市町村から県への報告

市町村は人的被害の状況、建築物の被害状況の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から総合防災情報システム等により直ちに県へ連絡するものとする。

（ア）各所掌事務に係る報告は、所轄各部課に対し所轄の地方機関を通じ総合防災情報システム等による所定の様式により行うものとする。

（イ）災害発生即報については、総合防災情報システムによる所定の様式により消防防災課（本部設置後は、事務局）及び支庁県民局・県民センター・県民センター各事務所・県央県土整備事務所（地区本部設置後は地区本部総務班）に報告するものとする。

但し、システムによる報告ができない場合は、FAX又は電話による。

（ウ）被害状況の報告に当たっては、可能な範囲内で現場写真などの画像資料を添付するものとする。

（エ）被害規模を早期に把握するため、市町村（消防本部）は情報（119番通報が殺到する状況等）を積極的に収集し、県及び国に報告するものとする。

市町村から国への報告

市町村が県に報告できない場合または特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、市町村は直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。但し、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行うものとする。

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合、市町村は、第一報を

県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行うものとする（第3直接即報基準）。

県における情報収集要領

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも地方機関や現地派遣職員からの報告に基づき、被害規模に関する概括的な情報を把握する。

なお、情報の収集は総合防災情報システムを活用したものとする。

- (ア) 地震災害が発生したときは、各課長等は、所掌事務に関する被害の状況及び応急措置を調査し、直ちに当該部等の災害情報収集担当課長に報告するとともに、その後の状況についても逐次報告するものとする。
- (イ) 各部等の収集担当課長は、(ア)により報告を受けた被害の状況等を部長に報告するとともに、県の公有財産に係る被害については、総務部管財課長にその状況を通知するものとする。
- (ウ) 各部等の災害情報収集担当課長は、(イ)の報告を取りまとめ14時までに消防防災課長（本部設置後は、事務局長）に報告するものとする。
但し、災害の状況によっては、必要の都度報告するものとする。
県警察本部にあっては、これに積極的に協力するものとする。
- (エ) 消防防災課長（事務局長）は、各部等の災害情報収集担当課長に対し、各部等の所管に係る災害状況等について必要な報告を求めることができる。
- (オ) 消防防災課長（事務局長）は、各部等の災害情報収集担当課長からの報告を取りまとめ、知事（本部長）に報告するとともに、広聴広報課と連携し報道関係機関に発表するものとする。但し、消防防災課長が指示した場合には、各部等の災害情報収集担当課長が報告又は発表できるものとする。
なお、関係機関及び東京事務所等へは、法律その他政令等に定めるもののほか必要に応じ通報連絡するものとする。
- (カ) 被害状況の報告に当たっては、必要と考えられる被害については防災端末に配備されているデジタルカメラにより現場写真を撮影し、その写真データを地図情報とともに総合防災情報システムの被害地点報告として登録し、報告するものとする。

県から国への報告

県は収集した情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡するものとする。

- (ア) 県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は、以下のとおりである。
 - 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
 - 災害による被害が当初は軽微であっても、今後～の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
 - 地震が発生し、県の区域内で震度4以上を記録したもの
 - その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て、報告する必要があると認められるもの
- (イ) 消防庁への報告については、消防組織法第40条の規定に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防災第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第2

67号) により行う。

但し、県が行う災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法第53条第2項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第40条に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ消防庁に提出する必要がある。

ウ 報告の種類及び時間等

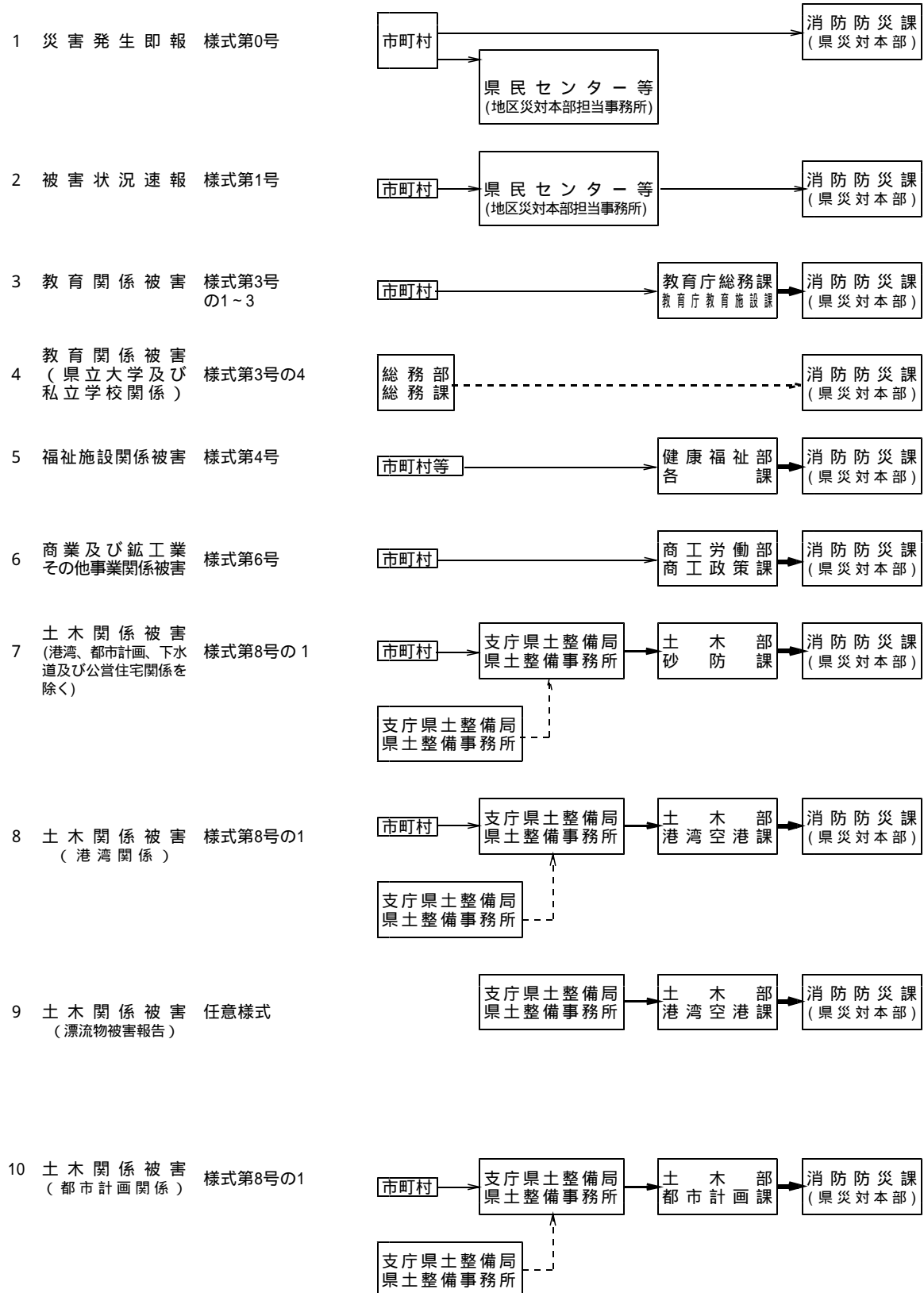
報告の種類及び時間等は原則として次表によるものとする。

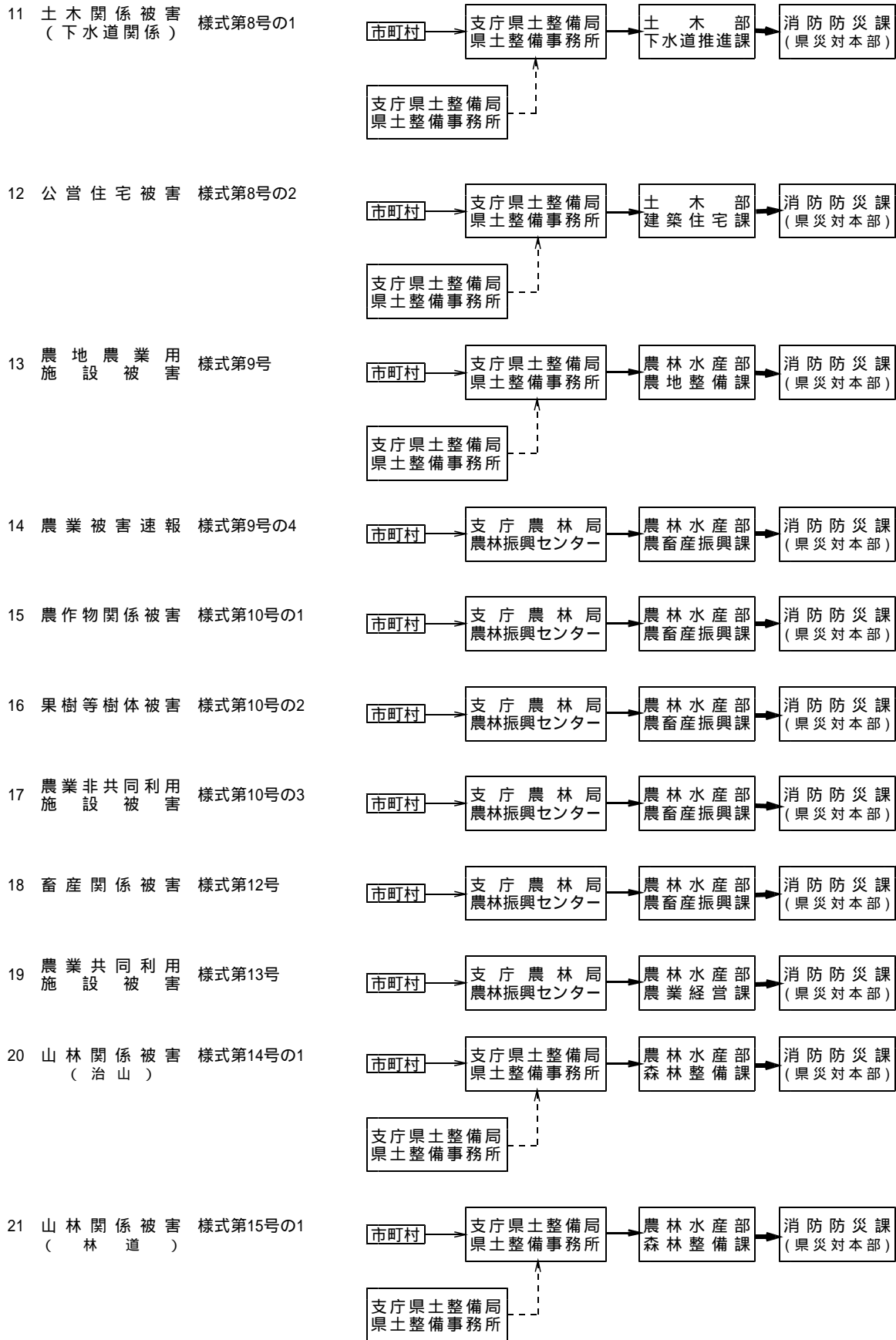
区 別	報 告 内 容	報 告 の 時 期 及 び 経 路	連 絡 方 法 等
災 害 発 生 報 告	災害の発生状況 災害に対してとった措置の状況 県等に対する応援要求 被害の概要(判定基準(即報用)以上のもの) 様式第0号による	市町村 県民センター等・消防防災課 のいずれかが判明次第、直ちに	緊急を要するものであるため昼夜間を問わず電話電報、無線等を利用して報告すること。
速 報	各種被害等の概況 様式第1号による	市町村 県民センター等 消防防災課 概況が判明次第、随時 ただし、県民センター等が行う集計確認の時期については、被害の発生状況により消防防災課より別途指示するものとする。	
詳 報	各種被害等の状況 様式第2号～様式第23号による	市町村、県の出先機関 関係課 消防防災課 被害等の状況が判明次第逐次報告 ただし、県の出先機関が行う集約報告は13時まで、関係課が行う県計報告は、14時までに行う。	被害等の状況は諸応急対策の決定等のもとなるものであるため関係課等は迅速に被害等の収集ができるよう平素から体制を整えておくものとする。
確 定 報 告	同 上	市町村、県の出先機関 関係課 消防防災課 災害に対する応急措置を完了した後20日以内に報告	災害復旧計画などのもとなるので正確を期すること。
災 害 対 策 本 部 被 害 地 点 報 告	災害対策本部の設置 災害対策本部の解散 被害現場の状況 被害現場の位置 被害現場の画像	市町村、県民センター等、関係課 消防防災課 全ての防災端末設置機関 消防防災課 被害の状況が判明次第、直ちに	
ラ イ フ ン	電気、都市ガス、エルピーガス、電信電話、上水道、簡易水道被害の状況	市町村、関係課 消防防災課 販売事業者 エルピーガス協会 消防防災課 被害の状況が判明次第、直ちに	
交 通 情 報	道路(高速道路、国道、一般県道の全面通行止め)、の被害状況及び運行状況	西日本高速道路株式会社、中国地方整備局、隣接県、県土整備事務所 道路維持課 消防防災課 被害の状況が判明次第、直ちに	
	鉄道、バス、空港、船舶の被害及び運行状況	各交通会社・事務所 交通対策課 消防防災課 被害の状況が判明次第、直ちに	
林 野 火 災	林野焼損面積20ヘクタール以上の火災	各消防本部 消防防災課 鎮火した月の翌月末日までに報告	

エ 報告様式及び様式別報告系統

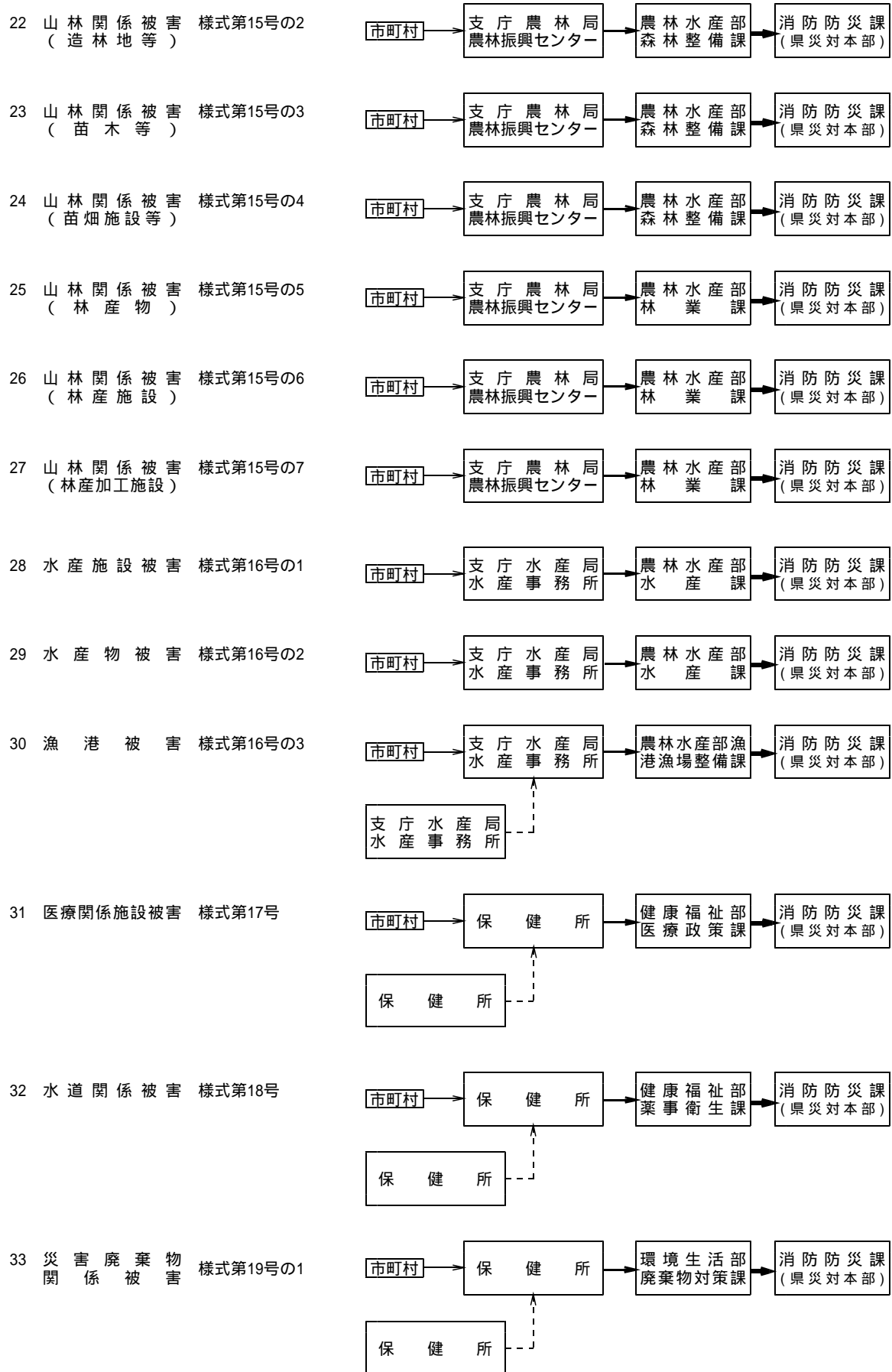
速報、詳報及び確定報告の様式は、資料編に定めるとおりである。

報告様式別報告系統は次のとおりである。なお、県民センター等とは、地区災害対策本部担当事務所（隠岐地区では支庁県民局、松江・浜田地区では県民センター、雲南・出雲・大田、益田地区では県民センター各事務所、川本地区では県央県土整備事務所）を指す。

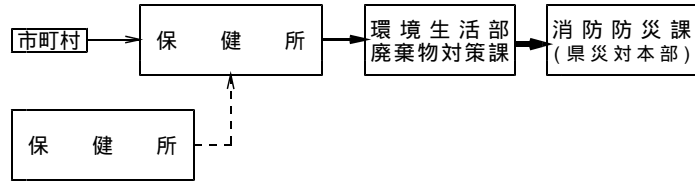




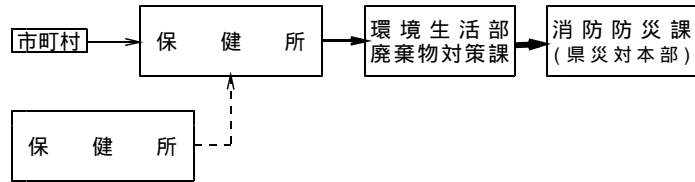
第3章 震災応急対策計画
第2節 災害情報の収集・伝達



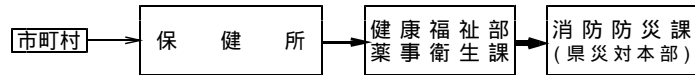
34 一般廃棄物処理場
関係被害 様式第19号の2



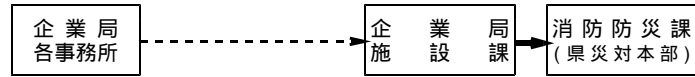
35 産業廃棄物処理場
関係被害 様式第19号の3



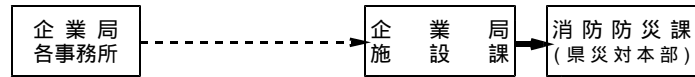
36 火葬場施設被害 様式第20号



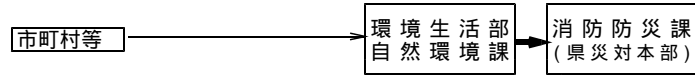
37 県企業局関係被害 様式第21号



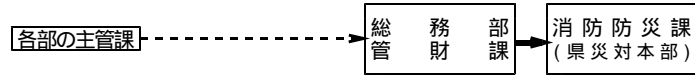
38 工業用水道被害
状況報告書 様式第21号の2



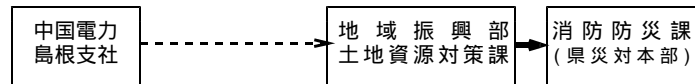
39 自然公園関係被害 様式第22号



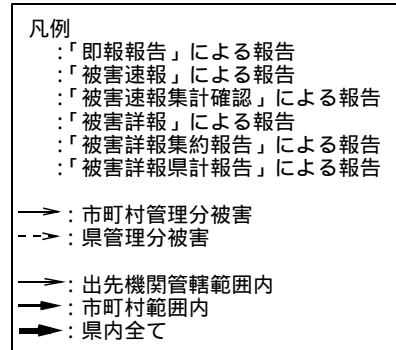
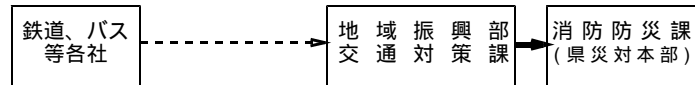
40 公有財産被害 様式第23号



41 停電情報
(状況一覧) 任意様式



42 公共交通機関
運行状況 任意様式



オ 災害名称の決定

県災害対策本部は、速報並びに詳報により被害状況報告を受けた場合には、災害名称の統一を図るため、速やかに松江地方気象台と協議の上災害名称を決定し、関係機関へ通報する。

- (3) 関係機関は、被害状況等の報告に係る被害が非常災害であると認められる時は、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いることとする。

第3節 災害広報

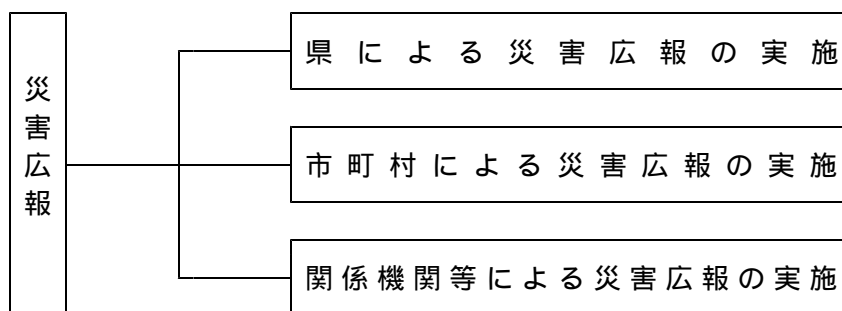
第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害発生時においては、被災地や隣接地域の県民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、様々な情報を迅速かつ的確に提供し、市町村・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、県、市町村、防災関係機関は、各々が保有する広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関に放送要請するなど関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

2 対策の体系



3 留意点

- (1) 地震による被害が激甚であり、特に人心の安定を必要とするときは、県、市町村、防災関係機関は、各々の役割を踏まえ、互いに連携を図りながら、保有する広報媒体を総動員して災害広報を実施する。
- (2) 各防災機関は、災害時の広報について、報道機関との連携体制を確立する。
- (3) 広報に当たっては、県民から求められた情報を提供するだけでなく、不要不急の電話の自粛、救援物資の送り方など県民が守るべき防災活動上のルールについての広報を徹底することに留意する。

第2 県による災害広報の実施

実施機関 県（政策企画局広聴広報課、総務部消防防災課、地域振興部情報政策課）

県は、地震災害時において県民に対し必要な情報を提供することにより人心の安定を図るとともに、救援体制の強化等を図るため、報道機関、市町村広報組織等との協力体制を確立し、広報活動に万全を期する。

1 広報の内容

(1) 県民に対する広報

ア 広域災害広報

県は、県全域にわたる広域的な地震災害に関する県民への広報並びに県内外への支援要請の災害広報を、防災関係機関と連携して実施する。その際、以下に示す地震災害時の時系列に対応した災害広報を実施する。

(ア) 地震発生直後の広報

- a 地震に関する情報（地震の規模、震度等の概要、余震の発生等今後の地震への警戒）
- b 津波に関する情報（津波発生の有無、規模等、警報発表状況）
- c 避難の必要の有無等（津波警報や避難勧告・指示発令を察知した場合は、即時広報）

(イ) 地震による被害発生時の広報

- a 災害発生状況（死傷者数、倒壊家屋数、出火件数等の人命に係る概括的被害状況）
- b 道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）
- c 公共交通機関の状況（鉄道・バスの被害、運行状況）
- d 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- e 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- f 応急危険度判定体制設置の状況（必要性和要請方法）

(ウ) 応急復旧活動段階の広報

- a 被害発生状況（人的被害、住家被害等市町村より報告された被害状況の集計値）
- b 安否情報及びその確認方法（市町村ごとの被災者数等。災害用伝言ダイヤル等の案内）
- c 食糧、飲料水、生活必需品、医薬品等の供給状況（被災市町村・県民への支援内容等）
- d その他生活に密着した情報（県による被災者相談窓口の開設等県全域にわたる情報等）
- e 河川・港湾・橋梁等公共土木施設等の被災状況、復旧状況

(エ) 外部からの支援の受入れに関する広報

- a ボランティア情報（県内外からの支援者の受入れ調整等に関する情報）
- b 県外からの食糧、飲料水、生活必需品、医薬品等の支援情報（広域応援協定による）
- c 義援金・救援物資の受入れ方法・窓口等に関する情報

(オ) 被災者及び県民等に対する注意・行動喚起情報

大規模地震災害時において、特に被災市町村が災害広報を的確に実施することは困難な場合が多い。県は、県民に対する注意・行動喚起に関する広報を実施することにより、市町村の応急対策活動を後方支援する。

- a 地震時の行動に当たっての心得（出火防止、周辺危険箇所の二次災害への警戒、近隣の被災者救出活動への行動喚起、災害時要援護者に配慮した救援活動の呼びかけ等）
- b 民心の安定及び社会秩序保持のため県民が取るべき措置等（乗用車の使用自粛、避難時のブレーカ切断、安否情報等についての災害用伝言ダイヤルの登録・利用呼びかけ等）
- c 防災機関に対する不要不急の電話を自粛する旨の要望
- d 被災地への救援物資等の発送に当たっての要望（送り先、内容明示等）
- e その他県民等（県外の住民含む）に対する要望事項

イ 地域災害広報

地震に伴う土砂災害、孤立地区の発生、危険物災害の発生など、被害が局地的に限定される場合、関係市町村が主体的に広報を実施するが、県は、緊急度・重要度を考慮し、必要に応じて被災市町村に代わり当該被災地の状況に応じた災害広報を実施する。

(2) 報道機関に対する広報（記者発表）

上記の県民に対する広報と同様の内容の広報を報道機関に対して実施する。

2 広報の方法

(1) 一般広報

県は、関係各課の保有する以下の広報媒体等を活用するほか、関係各課、関係機関が連携することにより効果的な広報活動を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十

分配慮するものとする。

ア 県広報車による広報（広報車保有課。局地的災害の場合）

イ 県防災ヘリコプターによる広報（総務部消防防災課）

ウ 県広報誌など活字媒体による広報（政策企画局広聴広報課）

エ ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ等放送媒体による広報（政策企画局広聴広報課）

オ 新聞・通信等の紙面の買い取りによる広報（政策企画局広聴広報課）

カ インターネットによる広報

（ア）総合防災情報システム及び報道発表資料による県のホームページを活用した広報（政策企画局広聴広報課、総務部消防防災課、地域振興部情報政策課）

（イ）携帯電話を活用した情報提供

(2) 緊急広報

ア 放送媒体による広報

「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき、知事から次の報道機関に緊急広報の放送を要請する。

（ア）ラジオ...NHK松江放送局、山陰放送、エフエム山陰

（イ）テレビ...NHK松江放送局、山陰放送、山陰中央テレビ、日本海テレビ

イ 新聞・通信等による広報

新聞社・通信社（11社）との協定に基づき、知事から緊急広報の報道を要請する。

(3) 報道機関への発表

ア 発表内容

県は、関係各課と連携して、被災市町村から報告された被害情報、災害危険情報及び応急対策情報等の情報や広聴活動で独自に集約・整理した情報のうち、災害対策本部長が必要と認める情報について記者発表資料をとりまとめ、報道機関への発表を実施する。

イ 発表の実施

報道機関への発表は、発表者が災害対策本部広報班長立ち会いのもとに、県政記者会において実施することを原則とするが、被害が激甚な場合、県幹部（知事等）が進んで報道機関の前で、県の防災施策に取り組む姿勢や対策内容を説明する。

なお、他の場所や部署で発表する必要がある場合は、あらかじめ災害対策本部広報班長に発表事項及び発表場所等について協議するものとする。但し、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を災害対策本部広報班長に報告するものとする。

第3 市町村による災害広報の実施

実施機関 市町村

1 基本事項

市町村は、市町村が保有する媒体を活用して災害広報を実施する。被害状況を勘案し必要と認める場合は、県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請はやむを得ない場合を除き、知事から行うものとする。

2 広報の内容及び方法

市町村は独自に、あるいは警察・ライフライン関係機関等と連携し、次の事項を中心に災害広報を実施する。

(1) 一般広報

ア 広報内容

(ア) 地震発生直後の広報

- a 地震に関する情報（気象庁発表の地震の規模、震度等の概要、余震の発生等今後の地震への警戒）
- b 津波に関する情報（津波発生の有無、規模等、警報発表状況）
- c 避難の必要の有無等（津波警報を覚知し、避難勧告・指示を実施した場合、即時広報等）

(イ) 地震による被害発生時の広報

- a 災害発生状況（死傷者数、倒壊家屋数、出火件数等の人命に係る概括的被害状況）
- b 災害応急対策の状況（地域ごとの取組状況等）
- c 道路交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、復旧状況等）
- d 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- e 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- f 応急危険度判定実施体制設置の状況（必要性と要請方法）

(ウ) 応急復旧活動段階の広報

- a 県民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- b 給食・給水・生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

(エ) 支援受入れに関する広報

- a 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
- b 義援金・救援物資の受入れ方法・窓口等に関する情報

(オ) 被災者に対する広報

市町村による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

(カ) その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言ダイヤルの登録・利用呼びかけなど

イ 広報の方法

市町村が保有する以下の広報手段を最大限活用した災害広報を実施する。なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮するものとする。

- (ア) 市町村防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）、有線放送、CATV等による広報
- (イ) 広報車による広報
- (ウ) ハンドマイクによる広報
- (エ) 広報誌紙、掲示板による広報
- (オ) インターネットによる広報

(2) 報道機関への広報

県と同様、市町村広報担当課が定期的に記者発表の場を設け、広報を実施する。但し、複数の市町村にまたがる広域的かつ大規模な災害時は、県による報道機関調整を要請する。

第4 関係機関等による災害広報の実施

実施機関 防災関係機関

1 基本事項

防災関係機関は、事前に定めた地震災害時の広報計画に基づき、県民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、市町村及び報道機関に要請して広報を依頼する。

2 広報の方法

(1) 広報の内容

県及び市町村の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急・復旧対策状況等に関する広報事項とする。

(2) 広報の方法

各防災関係機関は、保有する広報手段を活用し、相互に連携を取りながら広報活動を実施する。

防災関係機関は、報道機関に対して広報を実施した場合、発表後速やかにその内容を県本部広報班長に報告するものとする。

また、県災害対策本部に定期的に所管施設の被害、復旧見通し等の情報を提供するなど、情報の共有に努める。

広報の実施に当たっては、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮するものとする。

第4節 広域応援体制

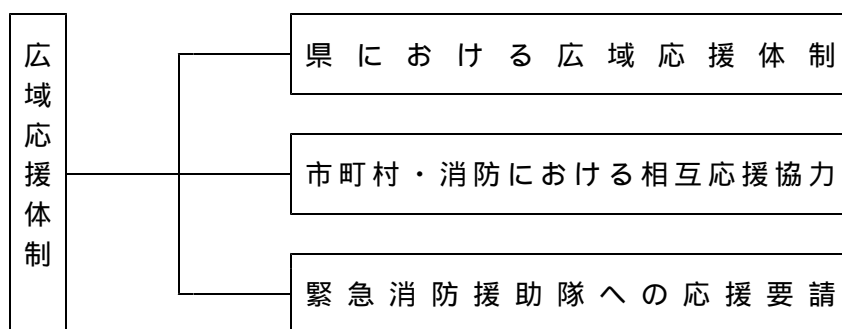
第1 基本的な考え方

1 趣旨

大規模地震災害が発生し、被害が広範囲に拡大して県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、被災していない他の都道府県、市町村、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実していく。

2 対策の体系



3 留意点

地震災害時に協定等に基づく応援要請が迅速に行えるよう、職員の研修、訓練等を実施し協定の有効性を担保しておく。

第2 県における広域応援体制

実施機関 県（総務部人事課、消防防災課、関係各課）

1 災害情報・被害情報の収集・分析

(1) 情報の収集

災害対策本部の各部は、所管業務に係る市町村からの応援要請の受付と、本部事務局（消防防災課）で把握した災害状況、被害状況、市町村の応急対策の状況等の情報を収集する。

(2) 情報の分析・検討

各部は、収集した情報の分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。

応援要請先

- ア 被災地外の県内市町村
- イ 本県を所管する指定地方行政機関及び指定公共機関
- ウ 県内の指定地方公共機関
- エ その他の県内の公共的団体等
- オ 協定を締結している中国、四国地方各県
- カ オ以外の都道府県
- キ 消防庁（緊急消防援助隊等）

- ク 他の都道府県警察広域緊急援助隊等
- ケ その他の国の機関
- コ その他の公的防災関係機関
- サ 協定を締結している民間企業・団体等

(3) 検討結果の報告

各部は、検討結果について、本部人事班（人事課）を經由して本部会議に報告する。

2 応援の要請

(1) 応援受け入れの決定

本部会議は、他の都道府県等への応援要請、あるいは応援の申し出に対し、応援内容を所管する各部からの検討結果の報告に基づいて意思決定を行う。

(2) 受け入れる際の留意事項

応援の受け入れを決定した場合、各部は、受け入れルートや応援活動の拠点となる施設、応援に係る人員の集結場所・宿泊場所・給食等の受け入れ体制について整備し、必要があれば協議する。

(3) 応援要請の連絡

ア 各部は、要請先に応援要請の連絡を行う。その際、必要に応じ下記に掲げる事項についてとりあえず口頭又は電話等をもって要請し、後日、文書によりあらためて処理する。

また、上記(2)の内容も併せて伝えておく。

- (ア) 災害の状況及び応援を求める理由
- (イ) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (ウ) 応援を必要とする場所、期間
- (エ) 応援を必要とする活動内容
- (オ) その他必要な事項

イ 各部は、関係市町村、防災関係機関等へ応援要請を行った旨を連絡する。

(4) 国との調整

国において、被災地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置がなされた場合は、本部事務局（消防防災課）が調整窓口となって必要な調整を行うものとする。

3 職員の派遣又は派遣斡旋の要請

国や他の都道府県の職員の派遣又は派遣斡旋の要請については、以下の方法により、本部人事班（人事課）が実施する。

(1) 国の職員の派遣又は派遣斡旋の要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の派遣又は派遣斡旋の要請は、それぞれ災害対策基本法第29条、第30条の規定に基づいて行う。

なお、中国地方整備局に対する応援要請については「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」及び「災害時における相互協力に関する基本協定」（島根県地域防災計画（資料編）参照）により行う。

(2) 中国・四国地方各県の職員に対する職員の派遣要請

ア 中国5県災害時相互応援協定

県は、災害が発生し県独自では十分な応急対策を実施できない場合には、中国地方の5県で締結している災害時相互応援協定に基づき応援要請する。

鳥根県地域防災計画（資料編）「災害時の相互応援に関する協定書（中国5県）」参照

イ 中国・四国地方災害時相互応援協定

県は、災害が発生し県独自では十分な応急対策を実施できない場合には、中国・四国地方の9県で締結している災害時相互応援協定に基づき応援要請する。

鳥根県地域防災計画（資料編）「中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定書」参照

表 各県担当課の連絡先

各 県 担 当 課	連 絡 先 (電 話 番 号 等)
鳥取県 防災チーム	電話 0857-26-7111(代) 0857-26-7584(直) F A X 0857-26-8137 消防防災行政無線 31-306 FAX 31-311
岡山県総務部 危機管理課	電話 086-224-2111(代) 086-226-7293(直) F A X 086-225-4659 消防防災行政無線 33-2575 FAX 33-5730
広島県危機管理監 危機管理課	電話 082-228-2111(代) 082-511-6720(直) F A X 082-227-2122 消防防災行政無線 34-89 FAX 34-84
山口県総務部 防災危機管理課	電話 083-933-3111(代) 083-933-2367(直) F A X 083-933-2408 消防防災行政無線 35-821 FAX 35-868
徳島県危機管理局 危機管理政策課	電話 088-621-2500(代) 088-621-2280(直) F A X 088-621-2849 消防防災行政無線 36-56 FAX 36-57
香川県総務部 危機管理課	電話 087-831-1111(代) 087-832-3187(直) F A X 087-831-3602 消防防災行政無線 37-2484 FAX 37-2479
愛媛県民環境部 防災局危機管理課	電話 089-941-2111(代) 089-912-2317(直) F A X 089-941-0119 消防防災行政無線 38-2317 FAX 38-2328
高知県危機管理部 地震・防災課	電話 088-823-1111(代) 088-823-9798(直) F A X 088-823-9253 消防防災行政無線 39-11 FAX 39-11

(3) 他の都道府県職員に対する職員の派遣又は派遣斡旋の要請

県は、大規模災害が発生し、上記(1)(2)では、被災者の救助等の対策が十分に実施できないため他の都道府県に対して職員の派遣又は派遣斡旋を要請する場合は、全都道府県により締結している「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」又は地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第30条の規定に基づき、中国ブロックの幹事県及び全国知事会を通じて各都道府県に対して応援要請をする。

島根県地域防災計画（資料編）「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定書」参照

(4) 職員の派遣又は派遣斡旋の要請の方法

(1)～(3)ともに職員の派遣の要請及び斡旋を求めるときは、次の事項を明示して行う。

- ア 派遣を要請する（斡旋を求める）理由
- イ 派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

第3 市町村・消防における相互応援協力

実施機関 市町村、消防本部、県（総務部消防防災課）

1 市町村相互の応援

(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

ア 地震災害が発生した場合、隣接する市町村は、応急措置の実施について相互に応援協力を行うものとする。

イ 被害が更に拡大した場合、同一ブロック（県の地区本部の管轄区域）内の市町村は、被災市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力を行うものとする。

また、必要な場合、被災市町村は、県に対し応援を要請する。この場合、基本的に地区本部を窓口にして応援を要請する。

ウ 災害が大規模となりブロックを越える応援が必要と判断される場合、被災市町村は県に対して応援要請又は県内市町村の相互応援の調整を要請する。

また、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

島根県地域防災計画（資料編）「（島根県内市町村の）災害時の相互応援に関する協定書」参照

(2) 市町村内所在機関相互の応援協力

市町村の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市町村の区域を活動領域とする公共的団体等は、地震災害が発生し又は発生しようとする場合は、市町村が実施する応急措置について、応援協力を行うものとする。

2 県内消防本部の応援

(1) 島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定による応援

大規模地震災害の発生により所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合には、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防本部による応援の要請をする。

島根県地域防災計画（資料編）「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定書」参照

第4 緊急消防援助隊による応援

実施機関 市町村、各消防本部、県（総務部消防防災課）

1 概要

大規模災害及び特殊災害の発生により、県内の消防力を結集しても十分な災害対応が困難な場合は、島根県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防庁長官に、全国の消防機関の相互

応援による緊急消防援助隊の応援を要請するとともに、受援体制を整備する。

2 応援要請

- (1) 災害発生市町村長は、必要と判断したときは、速やかに知事に緊急消防援助隊の応援を要請する。この場合で知事と連絡が取れないときは、直接消防庁長官に対して要請を行う。
- (2) 知事は、要請を受けて、又は自らの判断により消防庁長官に応援要請を行う。
- (3) 知事は、要請にあたって事前に代表消防機関（松江市消防本部。被災等により松江市消防本部による連絡調整が困難な時は浜田市消防本部。）及び消防庁との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は速やかにその旨を代表消防機関及び災害発生市町村長に連絡する。
- (4) 知事は、消防庁長官から応援決定の通知を受けたときは、速やかに代表消防機関及び災害発生市町村長に連絡する。代表消防機関は必要な事項を県内すべての消防本部に伝達する。

3 調整本部の設置

知事は、緊急消防援助隊が出動した場合で、災害発生市町村が2以上ある場合は、直ちに島根県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。

また、被災地が一の市町村の場合であっても、知事が必要と認める場合は、調整本部を設置することができる。

調整本部の名称	消防応援活動調整本部
設置場所	島根県庁 本庁舎6階講堂
調整本部長	島根県知事
調整本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県総務部消防防災課長、同課職員、島根県防災航空隊職員 ・ 代表消防機関の職員 ・ 現地消防本部の職員 ・ 出動した指揮支援部隊長
調整本部の業務	<p>緊急消防援助隊の部隊移動に関すること</p> <p>現地消防本部の消防隊、島根県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急、後方支援等の活動の調整に関すること</p> <p>各種情報の集約・整理に関すること</p> <p>消防庁災害対策本部との調整に関すること</p> <p>県災害対策本部との連絡調整に関すること</p> <p>自衛隊、島根県警察本部、医療機関等関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>その他必要な事項に関すること</p>

4 緊急消防援助隊の指揮体制

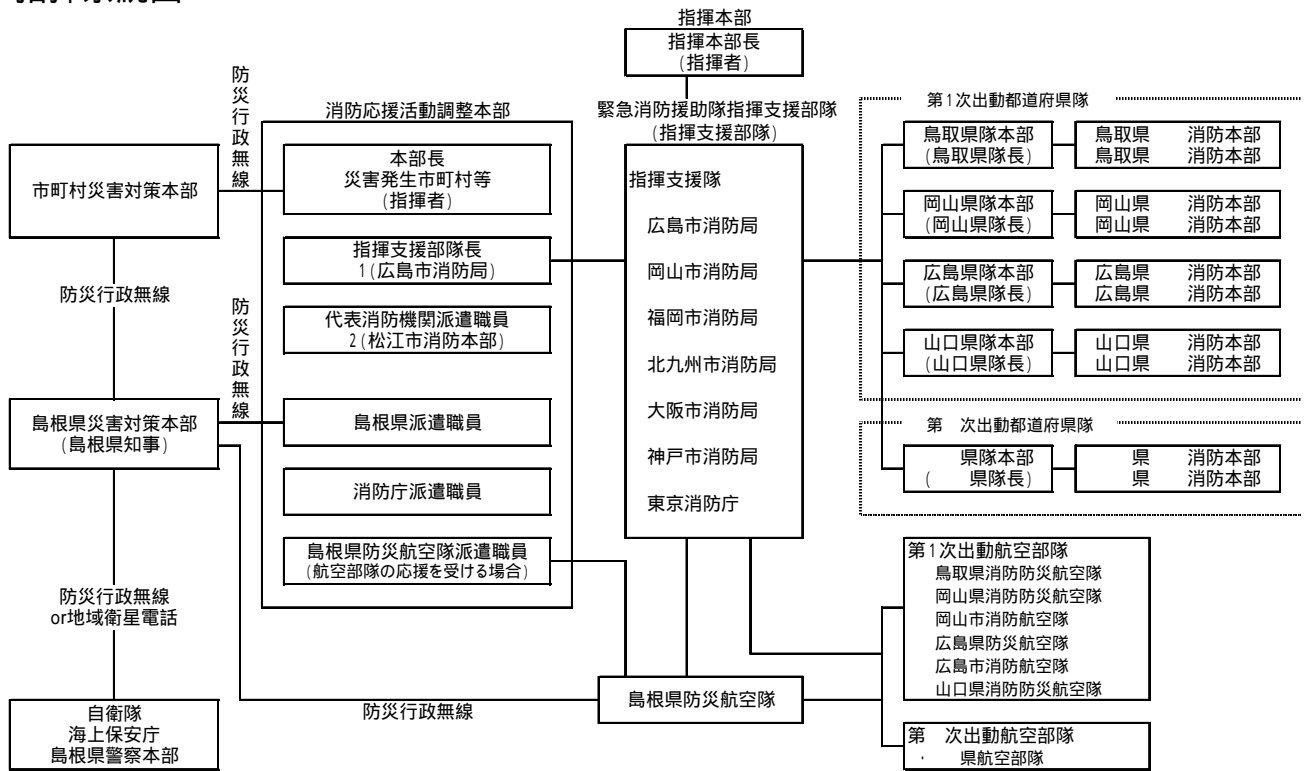
指揮本部は災害発生地消防本部ごとに設置し、災害発生市町村の市町村長が指揮者として県内応援部隊と緊急消防援助隊の活動を統括管理する。

指揮支援部隊長（広島市消防局の職員があたる）は、指揮者の補佐と緊急消防援助隊の活動の管理を行うとともに、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部を設置し、指揮支援本部長として、配属された都道府県隊及び航空部隊の活動管理にあたる（次頁の指揮系統図を参照）。

5 緊急消防援助隊の経費負担

緊急消防援助隊の経費負担については「緊急消防援助隊の活動に係る経費の負担について（平成8年消防救第59号消防庁救急救助課長通知）に基づき決定する。

指揮系統図



- 1 広島市消防局が被災等により指揮支援を行うことが出来ない場合は、福岡市消防局がその任に当たる。
- 2 松江市消防本部が被災等により連絡調整が出来ない場合は、代表消防機関代行(浜田市消防本部)がその任に当たる。

第5節 自衛隊の災害派遣体制

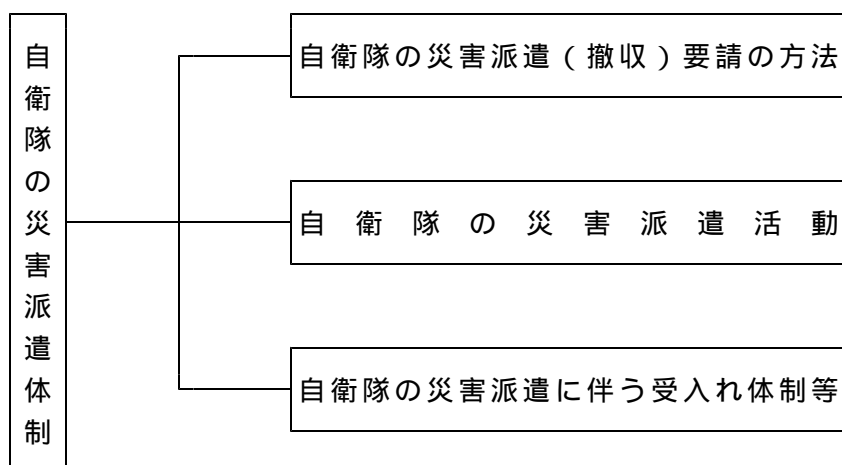
第1 基本的な考え方

1 趣旨

大規模地震災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。そのような場合において、知事は、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする必要がある。

このため自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣要請及びその受入れ体制を整える。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 県（総務部）は、災害時に派遣要請が迅速に実施できるよう意思決定システムを整備し、担当職員に対し必要な研修、訓練等を実施して災害派遣要請手続きに習熟しておく必要がある。

(2) 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。（公共性の原則）

イ 差し迫った必要があること。（緊急性の原則）

ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。（非代替性の原則）

第2 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

実施機関 自衛隊、県（総務部消防防災課）、市町村

1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

(2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請の要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長等からの災害の状況等の通知を受けて、直ちに救援の措置をとる必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- (7) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (8) 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続き

(1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市町村長の派遣要請の要求により行う。

(2) 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する（別紙3「自衛隊災害派遣要請書」参照）。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(3) 要請文書のあて先

要請文書のあて先は、次のとおりである。

機 関 名	所 在 地	電 話
陸上自衛隊出雲駐屯地第13偵察隊	出雲市松寄下町1142-1	0853(21)1045(代)
海上自衛隊舞鶴地方隊 (海上自衛隊舞鶴地方総監部)	京都府舞鶴市字余部下1190	0773(62)2255(代)
航空自衛隊第3輸送航空隊	鳥取県境港市小篠津町2258	0859(45)0211(代)

3 知事に対する災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請の要求者

市町村長又は防災関係機関の長は、知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う（別紙1「自衛隊災害派遣要請依頼書」参照）。

(2) 要求手続

市町村長又は防災関係機関の長が知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う場合は、次の事項を明記した文書を県総務部危機管理監あてに送達する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

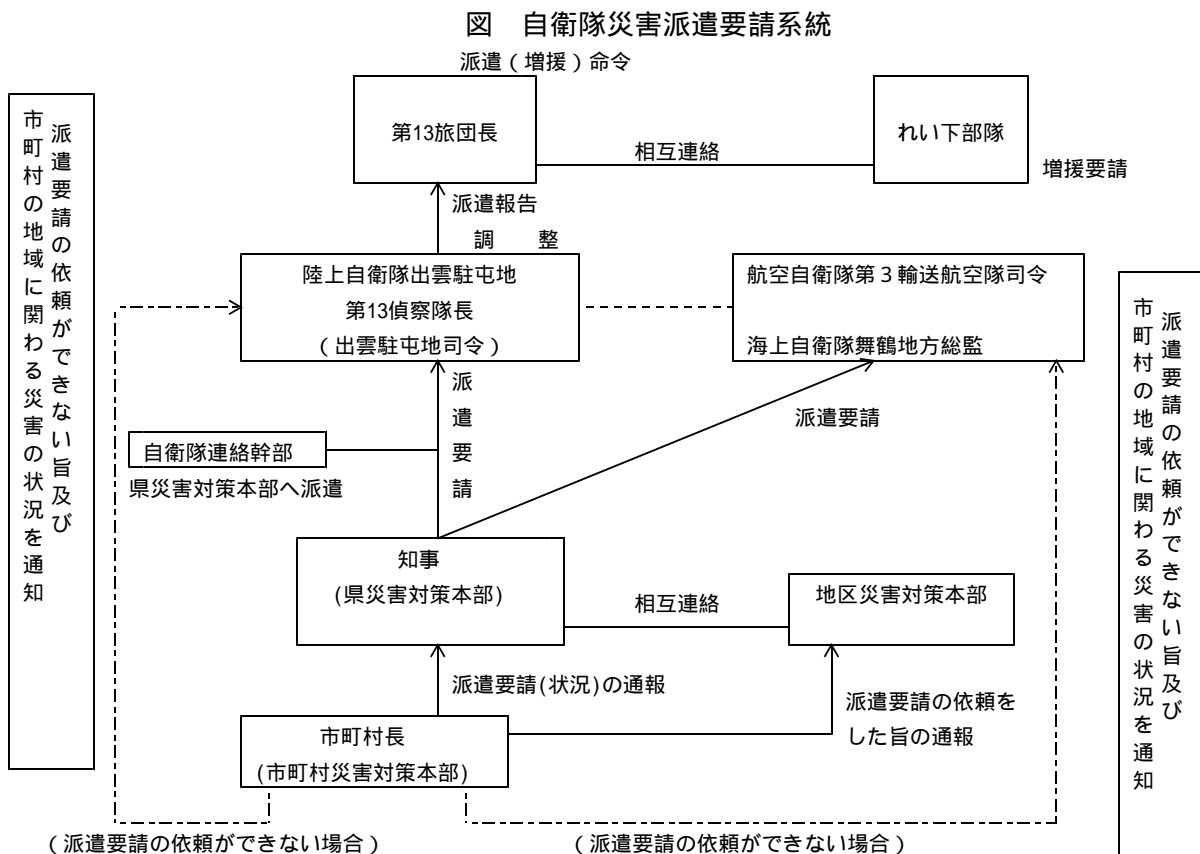
市町村長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事への要求ができないときは、その旨及び市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊要請先の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知するものとする。ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

4 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の災害派遣要請又は自衛隊の自主的決定により部隊を派遣した場合は、自衛隊は、速やかに知事に対し派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知するものとする。

5 災害派遣部隊の撤収要請

知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう当該市町村及び派遣部隊の長と協議して行う（別紙4「自衛隊災害派遣撤収要請書」及び別紙2「自衛隊災害派遣撤収要請依頼書」参照）。



第3 自衛隊の災害派遣活動

実施機関 自衛隊、県（総務部消防防災課）

1 自衛隊との連絡

(1) 情報の交換

県（総務部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、自衛隊と相互に絶えず情報を交換するものとする。

(2) 連絡員等の相互派遣

県に災害対策本部が設置されたとき、知事が要請したとき、又は自衛隊が必要と認めたときは、県（総務部又は災害対策本部）に連絡幹部が派遣される。

連絡幹部は原則として陸上自衛隊出雲駐屯地から派遣されるが、状況に応じて航空自衛隊、海上自衛隊等からも派遣される場合がある。

連絡幹部は、災害状況等の部隊への連絡、災害派遣に関する知事からの協議に対する必要措置等の任務を遂行する。

また、県は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係職員を県の連絡員として自衛隊の主要な活動地区へ派遣し、派遣部隊と市町村又は関係機関の連絡に当たらせ、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がなされるようにするものとする。

2 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容はおおむね次のとおりである。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防本部に協力して消火に当たる。 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、防疫等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

区 分	活 動 内 容
被災者生活支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、被災者に対し炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救助物資の無償貸付または譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通がふくそうする地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項および第65条第3項に基づく警戒区域の設定等の措置

なお、自衛隊の装備・救援態勢については、島根県地域防災計画（資料編）「自衛隊の災害派遣」参照。

3 災害派遣部隊の自衛官の権限等

- (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通報する。

なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。

ア 警戒区域の設定ならびにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）

イ 他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第64条第8項）

ウ 現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）

エ 住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）

- (2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる（災害対策基本法第76条の3第3項）。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

第4 自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等

実施機関 県（総務部消防防災課）、市町村

1 派遣部隊の受入れ体制

- (1) 県及び市町村は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意する（地積、出入りの便を考慮する。）。
(2) 県及び市町村は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
(3) 災害地における作業等に関しては、県及び市町村当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。

(4) その他派遣部隊の便宜を図るよう留意する。

2 使用資器材の準備

(1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する資器材類は、以下の物を除き市町村、県又は関係公共機関において準備する。

ア 部隊等装備資材（島根県地域防災計画（資料編）「自衛隊が災害時において使用し得る資器材」のとおり）

イ 食糧

ウ 燃料

エ 衛生資材等

(2) 市町村、県又は関係公共機関において必要な資器材が調達不能な場合において、派遣部隊が訓練用物品等携行している材料、消耗品等を使用したときは、市町村等は、原則として部隊撤収後において部隊に返還又は代品弁償する。

島根県地域防災計画（資料編）「自衛隊が災害時において使用し得る資器材」参照。

(3) 使用資器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦をさけるため、できる限り事前に受入れ側の準備する資器材の品目、数量、集積場所及び使用ならびに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協議を行うものとする。

3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した以下のような経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

(4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）

(5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

4 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資、人員の輸送が考えられるので、市町村において次の条件を考慮し、地域ごとに適地を選定し、市町村地域防災計画において定めるとともに、陸上自衛隊出雲駐屯地司令に通報しておくものとする。

島根県地域防災計画（資料編）「市町村別ヘリポート予定地」「離着陸場の基準及び表示要領」参照

(別紙1) 自衛隊災害派遣要請依頼書様式

島根県知事あて

文書番号
平成 年 月 日
発信者名

自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1. 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

(1) 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)

(2) 派遣を要請する事由

2. 派遣を希望する期間

3. 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4. その他参考となるべき事項

(1) 連絡場所及び連絡責任者

5. 要請日時

平成 年 月 日 時 分

(別紙2) 災害派遣撤収要請依頼書様式

島根県知事あて

文書番号
平成 年 月 日
発信者名

自衛隊の災害派遣撤収要請について(依頼)

このことについて、下記のとおり、撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収要請を依頼する事由

2. 任務完了(予定)日時

平成 年 月 日 時 分

3. 撤収要請日時

平成 年 月 日 時 分

4. その他必要な事項

(別紙3) 自衛隊災害派遣要請書(記入例)

消 防 第 号 平成 年 月 日
陸上自衛隊出雲駐屯地司令 殿
島根県知事 溝 口 善 兵 衛 (総 務 部 消 防 防 災 課)
自 衛 隊 災 害 派 遣 に つ い て (要 請)
地震により家屋が倒壊し、行方不明となった地域住民の捜索救助のため、自衛隊法第83条の規定によって、次のとおり貴隊の派遣を要請します。
1 災害の状況 月 日午前 時頃、 郡 町付近を震源として発生した地震により、 町内では家屋約500戸が倒壊し、多くの住民が倒壊した家屋に下敷きになった模様と、 町災害対策本部からの報告があった。
2 派遣を要請する理由 町は消防団員、近隣住民を総動員し、県警機動隊の応援を得て捜索救助活動を展開しているが、捜索救助に要する人員が不足する状況にあるため、同町から要請があったもの。
3 派遣を要請する期間 月 日 時 分から捜索救助完了まで
4 派遣を要請する区域及び活動内容 (1) 区域 町 (2) 活動の内容 町内で倒壊家屋の下敷きとなった地域住民の捜索救助

(別紙4) 災害派遣撤収要請書(記入例)

消 防 第 号 平成 年 月 日
陸上自衛隊出雲駐屯地司令 殿
島根県知事 溝 口 善 兵 衛 (総 務 部 消 防 防 災 課)
自 衛 隊 災 害 派 遣 部 隊 の 撤 収 に つ い て (要 請)
平成 年 月 日付け消防第 号で要請した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり撤収を要請します。
1 撤収要請理由 地震により倒壊した、 郡 町の家屋の下敷きとなった住民の捜索救助活動完了の見込みが立ったため。
2 撤収要請日時 平成 年 月 日 時 分

第6節 海上保安庁への応援協力要請

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震津波災害時の災害救援、応急・復旧活動において、被害が拡大し、県等で保有する船艇、航空機では対応が出来なくなり、海上保安庁が保有する巡視船艇・航空機による救援活動が必要となる場合が考えられる。

県は、このような場合において、海上保安庁に対し、効率的かつ迅速に救援協力要請を行うことが出来るよう、救援協力要請要領及びその受け入れ体制を整える。

2 留意点

県は、地震災害時に救援協力要請が迅速に実施できるよう応援協力要請手続きの要領を整備し、担当職員に対し必要な研修、訓練等を実施して要請手続きに習熟しておく必要がある。また、救援協力の要請に当たっては、消防本部、警察機関、自衛隊等と活動の調整を図る必要がある。

第2 救援協力要請の方法

実施機関 県（総務部消防防災課）

1 救援協力の要請

災害救援、応急・復旧活動等において、海上保安庁の巡視船艇・航空機を必要とする場合は、次の事項を記載した文書により要請するものとする。

なお、文書を送付するいとまがない場合は、口頭又は電話等で要請を行い、事後速やかに文書での要請を行うものとする。

2 記載する内容

- (1) 要請者の氏名（職業、地位）
- (2) 災害の概要及び救援活動を要請する理由
- (3) 救援活動を必要とする期間
- (4) 救援活動を必要とする区域及び活動内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、救援活動に必要な事項

3 要請先

機 関 名	所 在 地	電 話
浜田海上保安部(警備救難課)	浜田市長浜町1785 - 16	0855-27-0771
境海上保安部(警備救難課)	境港市昭和町9-1	0859-42-2531
隠岐海上保安署	隠岐郡隠岐の島町東町字宇屋ノ下99-2	08512-2-4999

4 救援活動の内容

- (1) 被害状況等の調査及び情報収集
- (2) 避難勧告、避難者の誘導
- (3) 陸上孤立者の救助
- (4) 救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員及び物資の輸送
- (5) その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動

第7節 災害救助法の適用

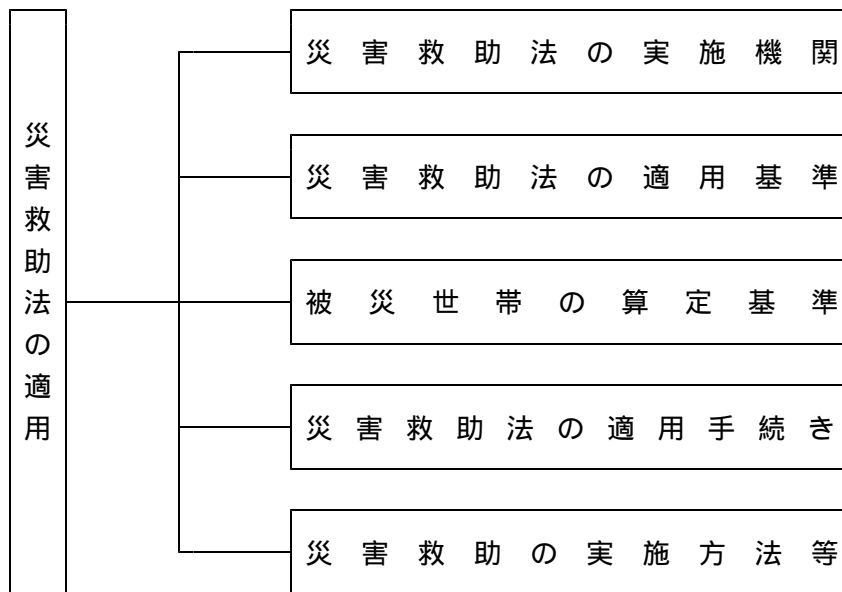
第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて県、市町村は災害救助法を運用する。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 被害情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

災害救助法適用の判断及びその手続きは、迅速かつ的確に行われる必要があるが、そのためには被害の把握及び認定の作業を迅速かつ正確に行うことが前提となる。したがって災害時の被害情報の収集及び伝達体制の整備が極めて重要である。

(2) 対策の実施体制の確保

建築物等の被害認定には、専門技術的な視野からの処理が必要なため、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことと、実施体制を確立しておくことが必要である。

第2 災害救助法の実施機関

実施機関 県（総務部消防防災課）、市町村

知事は、災害救助法による救助を法定受託事務として実施し、市町村長は知事を補助するが、知事は救助を迅速に行うために救助の実施に関する権限の一部を市町村長に委任している（災害救助法第30条、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条及び島根県災害救助法施行細則第29条）。

- (1) 「市町村への委任事項」避難所の供与
- (2) 「市町村への委任事項」応急仮設住宅入居者の決定
- (3) 「市町村への委任事項」炊き出しそのほかによる食品の給与
- (4) 「市町村への委任事項」飲料水の供給
- (5) 「市町村への委任事項」被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 「市町村への委任事項」災害にかかった者の救出
- (7) 「市町村への委任事項」住宅の応急修理
- (8) 「市町村への委任事項」学用品の給与
- (9) 「市町村への委任事項」埋葬
- (10) 「市町村への委任事項」死体の搜索
- (11) 「市町村への委任事項」死体の処理
- (12) 「市町村への委任事項」障害物の除去

第3 災害救助法の適用基準

実施機関 県（総務部消防防災課）、市町村

1 災害救助法適用基準（災害救助法施行令第1条）

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域内において被災し、現に救助を必要とする者に対して行う。

県及び市町村は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は第5に示す災害救助法の適用手続きを行う。

- (1) 市町村の区域内の人口に応じ住家が滅失した世帯が、それぞれ次の表に掲げる世帯数以上に達したとき（1号基準）。

市 町 村 の 人 口	住家が滅失した世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上15,000 "	40 "
15,000 " 30,000 "	50 "
30,000 " 50,000 "	60 "
50,000 " 100,000 "	80 "
100,000 " 300,000 "	100 "
300,000 "	150 "

別表「市町村別災害救助法適用基準一覧表」参照

(2) 島根県の区域内の住家が滅失した世帯が 1,000世帯以上の場合で、当該市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯がそれぞれ次の表に掲げる世帯数以上に達したとき(2号基準)。

市 町 村 の 人 口	住家が滅失した世帯数
5,000人未満	15世帯
5,000人以上15,000 "	20 "
15,000 " 30,000 "	25 "
30,000 " 50,000 "	30 "
50,000 " 100,000 "	40 "
100,000 " 300,000 "	50 "
300,000 "	75 "

別表「市町村別災害救助法適用基準一覧表」参照

(3) 島根県の区域内の住家が滅失した世帯が 5,000世帯以上に達した場合(3号前段基準)。

(4) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと(3号後段基準)。

[省令]災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出に特殊の技術を必要とすること。

[厚生省社会局通知(S40.5.11 社施第99号)]

令第1条第1項第3号に定める災害

災害救助法施行令第1条第1項第3号の厚生省令で定める特別の事情及び同項第4号の厚生省令で定める基準を定める省令(平成12年3月31日厚生省令第86号。以下「省令」という。)第1条の「災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要都市、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること。

ア 被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法等を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、省令で定める基準に該当すること(4号基準)。

[省令]次のいずれかに該当すること。

- 一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に居住する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- 二 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

[厚生省社会局通知（S40.5.11 社施第99号）]

令第1条第1項第4号に定める災害

ア 同号の基準は、災害による被害の発生前に適用することができるものであり、この場合においては、省令の定めるところにより、生命又は身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討の上、法の適用について判断されたいこと。

イ 省令第2条第1号の「災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」とは、次のような場合であること。

(ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

(イ) 紫雲丸事件等船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合

ウ 省令第2条第2号の「災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること。

(ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

(イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

別表 市町村別災害救助法適用基準一覧表

市町村名	人口 (人)	災害救助法 1号基準 (世帯)	災害救助法 2号基準 (世帯)	市町村名	人口 (人)	災害救助法 1号基準 (世帯)	災害救助法 2号基準 (世帯)
松江市	196,603	100	50	美郷町	5,911	40	20
浜田市	63,046	80	40	邑南町	12,944	40	20
出雲市	146,307	100	50	津和野町	9,515	40	20
益田市	52,368	80	40	吉賀町	7,362	40	20
大田市	40,703	60	30	海士町	2,581	30	15
安来市	43,839	60	30	西ノ島町	3,486	30	15
江津市	27,774	50	25	知夫村	725	30	15
雲南市	44,403	60	30	隠岐の島町	16,904	50	25
東出雲町	14,193	40	20				
奥出雲町	15,812	50	25				
飯南町	5,979	40	20				
斐川町	27,444	50	25				
川本町	4,324	30	15				
				計	742,223		

- (注) 1. 人口は、H17国調
 2. 2号基準は、県下の住家滅失世帯が1,000世帯を超えた場合に適用
 3. この表の世帯数は、半壊、半焼した世帯は2世帯をもって、床上浸水世帯は3世帯をもって、1世帯とする

第4 被災世帯の算定基準

実施機関 県（総務部消防防災課）、市町村

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 住家の滅失等の認定（内閣府政策統括官通知「災害の被害認定基準」）

(1) 住家が全壊・全焼、流失したもの

住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

3 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(2) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

第5 災害救助法の適用手続き

実施機関 県（総務部消防防災課）、市町村

1 市町村

市町村における災害が、第3に示した災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：島根県総務部消防防災課防災グループ 電話：0852-22-5885

2 県

(1) 知事は、市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、厚生労働大臣に情報提供する。

関係機関	窓口の課名	連絡先（電話番号等）
厚生労働省	社会・援護局 総務課災害救助・救援 対策室	電話 03-3595-2614 中央防災無線 8-13-8090-5511・5512 (本庁のみ)

(2) 災害救助法を適用したときは、速やかに告示する。

(3) 知事は、第3に示した災害救助法の適用基準のうち(4)及び(5)に該当する場合に、災害救助法を適用しようとするときは、必要に応じ厚生労働省社会・援護局長(総務課災害救助・救援対策室)に技術的助言を求めるものとする。

(4) 災害対策本部が設置されている場合は、本部会議の審議を経て災害救助法を適用するものとする。

第6 災害救助の実施方法等

実施機関 県（総務部消防防災課）、市町村

1 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告するものとする。

2 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

3 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は次の別表のとおりとする。基準額については、厚生労働省告示を受けて、県規則により原則として毎年改定する。

なお、迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、災害救助法に基づき、知事には、従事命令（一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限）等の権限が付与されている。

従事命令を受けた者の実費弁償

(H22.7.23改正)

範 囲	限度額(1人1日当たり)	期 間	備 考	
災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	ア 医師、歯科医師 -----	21,600円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当および旅費は、別途定める額
	イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 -----	15,800 "		
	ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師 -----	16,300 "		
	エ 土木技術者、建築技術者 -----	15,100 "		
	オ 救急救命士 -----	16,300 "		
	カ 大 工 -----	15,500 "		
	キ 左 官 -----	14,100 "		
	ク とび職 -----	14,500 "		

別表 災害救助法による救助の種類、対象、期間

救助の種類	対 象	期 間	備 考
応急仮設住宅の供給	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることが出来ない者	災害発生の日から20日以内着工	1. 基準面積は平均1戸当たり29.7㎡であればよい。 2. 供与期間 2年以内 3. 県外からの輸送費は別枠とする。 4. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	災害発生の日から7日以内	1. 避難所設置費には天幕借上仮設便所設置費等一切の経費を含むものとする。 2. 輸送費は別途計上
炊き出しそのほかによる食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3. 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水および炊事のための水であること。)	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、または棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。

救助の種類	対 象	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	災害発生の日から14 日以内	患者等の移送費は別 途計上
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分娩し た者であって災害のた め助産の途を失った者 (出産のみならず、死 産及び流産を含み現に 助産を要する状態にあ る者)	分娩した日から7日 以内	妊婦等の移送費は、 別途計上
災害にかかっ た者の救出	1 . 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 . 生死不明な状態に ある者	災害発生の日から3 日以内	1 . 期間内に生死が 明らかにならない 場合は、以後「死 体の捜索」として 取り扱う 2 . 輸送費、人件費 は別途計上
災害にかかっ た住宅の応急 修理	住家が半壊(焼) し、自 らの資力により応急修理 をすることができない者	災害発生の日から1 か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、 半壊(焼) 又は床上浸 水により学用品を喪失 又はき損し、就学上支 障のある小学校児童、 中学校生徒及び高等学 校等生徒	災害発生の日から、 教科書及び教材は1 か月以内、文房具及 び通学用品は15日以 内	1 . 備蓄物資は評価 額 2 . 入進学時の場合 は個々の実情に応 じて給与する。
埋 葬	1 . 災害の際死亡した 者 2 . 実際に埋葬を実施 する者に支給	災害発生の日から10 日以内	災害発生の日以前に 死亡した者であって も対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10 日以内	1 . 輸送費、人件費 は別途計上 2 . 災害発生後3日 を経過した者は一 応死亡した者と推 定している。
死 体 の 処 理	災害の際に死亡した者 について、死体に関す る処理(埋葬を除く) を する。	災害発生の日から10 日以内	1 . 検案は原則とし て救護班 2 . 輸送費、人件費 は別途計上
障害物の除去	1 . 自分では除去する ことのできない者 2 . 居室、炊事場、玄 関等に障害物が運び 込まれているため生 活に支障をきたして いる場合	災害発生の日から10 日以内	

(注) 期間については、厚生労働大臣に協議し、同意を得た上で期間延長することができる。

4 応急救助の実施方法

災害救助法の適用とともに応急救助を実施するが、具体的な実施方法は、本計画の各節に定めるところによる。

救助の種類	本計画の該当章、節
救助の総括	第3章第7節 災害救助法の適用
被害状況等の調査・報告	〃 第2節 災害情報の収集・伝達
応急仮設住宅の供給	〃 第24節 住宅確保及び応急対策
避難所の設置運営	〃 第8節 避難活動
炊き出等食品の給与	〃 第19節 食糧、飲料水及び生活必需品等の供給
飲料水の供給	〃
生活必需品の給与	〃
応急医療の実施、助産	〃 第11節 医療救護
救出	〃 第10節 救急・救助活動
被災住宅の応急修理	〃 第25節 住宅確保及び応急対策
教科書・学用品等の供与	〃 第21節 文教対策
死体の埋火葬	〃 第24節 死体の搜索、処理及び埋・火葬
死体等の搜索	〃
検案等死体の処理	〃
障害物の除去	〃 第25節 住宅確保及び応急対策
輸送（輸送費）	第3章第14節 緊急輸送
労務供給（賃金職員等雇 上費）	〃 第1節 応急活動体制
・被災者の避難	〃 第8節 避難活動
・医療及び助産	〃 第11節 医療救護
・被災者の救出	〃 第10節 救急・救助活動
・飲料水の供給	〃 第19節 食糧、飲料水及び生活必需品等の供給
・死体の搜索	〃 第24節 死体の搜索、処理及び埋・火葬
・死体の処理	〃
・救済用物資の整理配分	第4章第2節 生活再建等支援対策の実施

5 災害救助基金の積み立て

災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするので、県はその財源に充てるため災害救助基金（法定積立最小額は、当該年度の前年度前3か年間における地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の5/1000相当額）を積み立てている（災害救助法第37条）。

平成22年4月1日現在の本県の法定積立額は290,458,890円、積立現在高は318,445,420円である。

第8節 避難活動

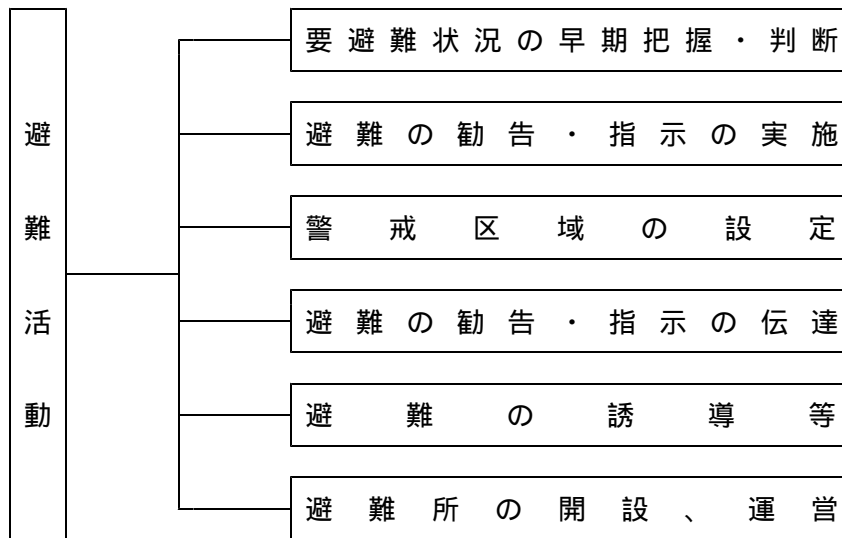
第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震時の津波、火災、土砂災害等の発生に際して危険があると認められる場合、関係法令に基づき避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう避難のための立ち退きを勧告し又は指示する等の措置を取る必要が生じる。

特に、市町村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講じるものとする。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 迅速かつ的確な災害情報の収集

避難の勧告又は指示の決定に際し最も重要なことは、地震に伴う津波、火災、土砂災害に伴う要避難状況（被害状況等）に関する情報の迅速・的確な収集である。これらの情報は、発災時には消防本部や警察に集中することが多いので、市町村等はこれらの機関と緊密な連携を保つとともに、自主防災組織や地域住民の積極的な協力を得るよう努める。

更に、市町村長が不在の時の対応についても十分留意する。

(2) 住民を考慮した警戒区域の設定

警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定する。又、警戒区域の設定は住民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することのないよう留意する。

(3) 災害時要援護者等を考慮した避難誘導の実施

避難誘導に当たり、高齢者、障がい者、病弱者及び乳幼児等の災害時要援護者を十分考慮し避難させる。又、避難誘導員は群衆避難による混乱を避け、毅然たる態度で冷静に対応する。キャンプ地や行楽地など地理不案内な場所での避難に際しては、関係機関と連携した適切な避難誘導を行う。

(4) 学校等と連携した避難所の設置

避難所として学校などを指定しているところが多いが、休日や夜間等の学校管理は無人化しているところも多いので、鍵の管理や受け渡し方法等について市町村と学校等とであらかじめ定めておく。

(5) 効率的な出動・搬送体制の整備

地震災害時は、救命処置を必要とする者から軽傷者まで、緊急度に対応した迅速かつ的確な判断と行動が要求されるため、救急救命士や高規格救急車の多様で効果的な出動体制・搬送体制を整備する。

第2 要避難状況の早期把握・判断

実施機関 県（総務部消防防災課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、関係機関等

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し又は指示する等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置を取らなければならない。

特に市町村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手出来るようにする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、市町村、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 津波への自衛措置

近海で地震が発生した場合には、津波警報・注意報の発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。又、遠方で生じた地震による津波であっても、その対応によっては、人的被害が生じる場合も予想される。そのため、強い地震（震度4程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、沿岸市町村、海上保安官署、及び関係住民等は、地震発生とともに、地域の状況を的確に把握した上、当該地域の住民が適切な避難活動が実施出来るよう、次に掲げる措置を講じる。

ア 市町村

(ア) 沿岸市町村は直ちに海面状態を監視する責任者を身の安全が確保出来る場所におき、海面の異常昇降を監視するとともに津波警報発表以前であっても自らの判断で、住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。

この際、災害時要援護者への情報伝達には特に配慮し、各種伝達手段、機器を活用するほか、地域住民の協力を得て確実にわかりやすい伝達を行うよう努める。

(イ) 沿岸市町村に対する津波警報等の伝達は、ラジオ、TV等の放送による方が早い場合が多いので、発震後少なくとも1時間は当該地方のNHKの放送を聴取する責任者を定めて聴取させ、津波警報が放送された時には住民等に対して直ちに避難のための立ち退きを指示する。このほか県、警察及びNTT事業所等から津波警報が伝達された場合にも同様な措置を取る。

(ウ) 津波警報等及び避難の指示の伝達に洩れがないようにするため港湾、漁港、海水浴場等の海浜の行楽地及び沿岸部で施工されている工事現場等、人の集まる場所について、当該場所

における各種施設の管理者、及び事業者等との協力体制を確立する。

イ 海上保安官署等の取るべき措置

(ア) 海上保安官署の取るべき措置

海上保安官署は津波に伴う在港船舶の転覆、座礁等の事故を防ぐため必要に応じ入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

(イ) 船舶所有者等の取るべき措置

入港中の船舶所有者等は津波対策として、大・中型船については港外（水深の深い広い海域）に退避し、港外退避出来ない小型船については陸上に引揚げ固縛しておく等の措置を講ずる。

ウ 関係住民の取るべき措置

発震後、沿岸付近の住民等は、市町村長の避難の指示の有無にかかわらず、直ちに安全な場所へ避難出来るよう可能な限り、ラジオ、テレビの放送を聴取する。

(2) 火災、危険物等の漏洩からの避難

地震災害時には、同時多発火災による延焼危険、又は危険物等の流出拡散危険が予測される場合に避難が想定されるが、市町村・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

(3) 浸水、土砂災害からの避難

地震災害時には、ダム、護岸、農業用ため池の決壊等による浸水、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所などにおける土砂災害の危険が予測される場合に避難が想定されるが、市町村・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

第3 避難の勧告・指示の実施

実施機関 各避難勧告・指示権者

1 避難の勧告・指示権者及び時期

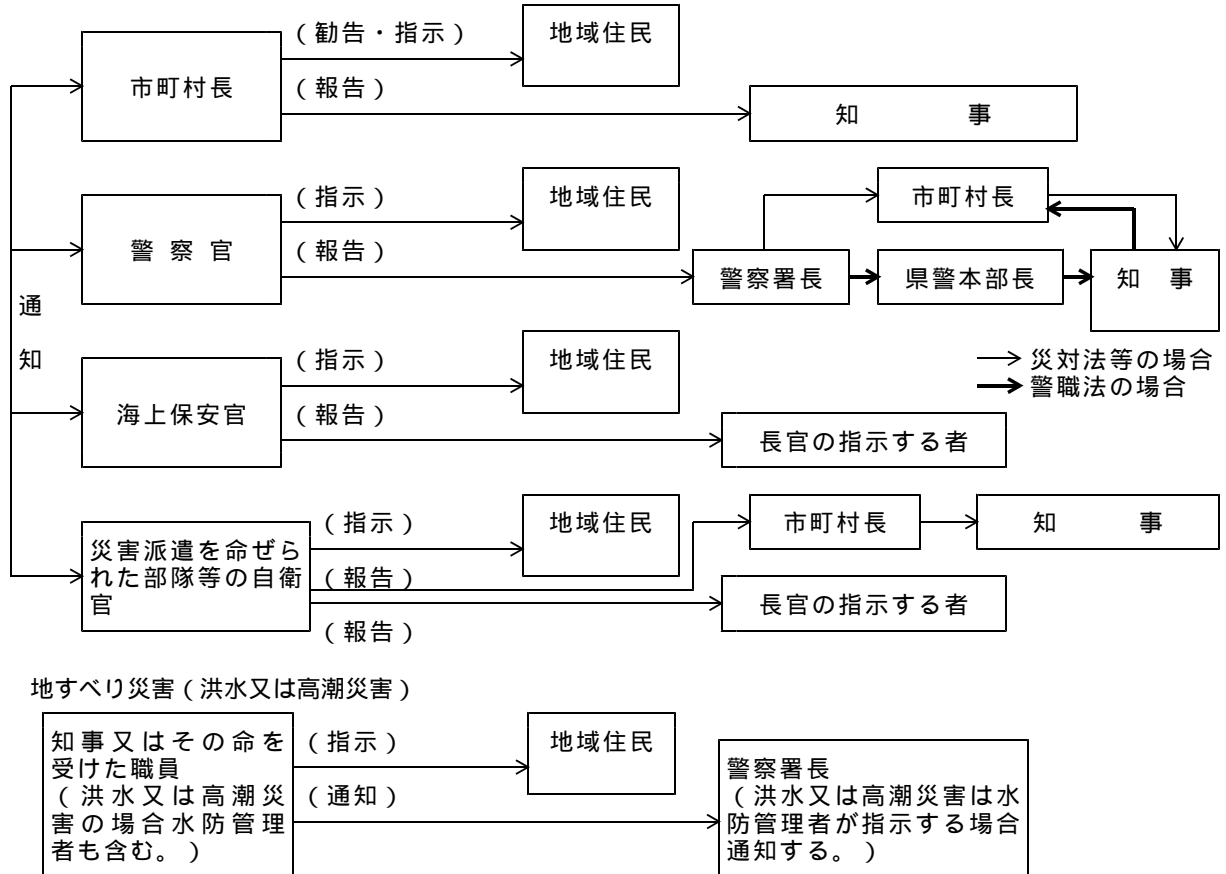
避難の勧告・指示の実施責任者及びその時期については次表に示すとおりである。
なお、孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

表 避難の勧告・指示権者及び時期

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告又は 指示の対象	勧告又は 指示の内容	取るべき 措置
市町村長 (委任を受けた吏員 又は消防職員)	市町村長 (委任を受けた吏員又 は消防職員)	災対法第60条 第1項(市町村長の避難の 指示等)	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立ち退きの勧告・指示 立ち退き先の指示	県知事に報告 (窓口： 消防防災課)
知事 (委任を受けた吏員)		災対法第60条 第5項(知事の代行)	・災害が発生した場合において、当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが出来なくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官		災対法第61条 (警察官等の避難の指示) 警察官職務執行法第4条 (警察官による避難措置)	全災害 ・市町村長が避難のため立ち退きを指示することが出来ないとき又は市町村長から要求があったとき ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 危害を受けるおそれのある者	立ち退きの指示 避難の措置 (特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、市町村長に通知 (市町村長は知事に報告)
海上保安官		災対法第61条 (海上保安官等の避難の指示)	全災害 ・市町村長が避難のため立ち退きを指示することが出来ないとき又は海上保安官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立ち退きの指示	市町村長に通知 (市町村長は知事に報告)
自衛官		自衛隊法第94条 (自衛官による避難措置)	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置(警察官がその場に行かない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第4条の規程の準用
知事 (その命を受けた県職員)		地すべり等防止法第25条 (立ち退きの指示)	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められる時	必要と認める区域内の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
知事 (その命を受けた県職員) 水防管理者		水防法第29条 (立ち退きの指示)	洪水又は高潮による災害・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められる時	同上	同上	同上

(注) 1 「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。
2 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

図 避難勧告及び指示系統図



2 避難の勧告・指示の基準と区分

避難措置は、概ね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

(1) 避難の勧告又は指示の時期

地震災害時に津波が発生した場合、同時多発火災が拡大延焼し危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他土砂災害危険から住民の生命及び身体を保護するため必要とする場合などに発する。

(2) 避難の勧告又は指示の意味

「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退きさせるためのものをいう。

(3) 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想される時、あるいは、避難のための立ち退きの指示、勧告の措置を取った場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、的確に実施されるよう協力する。

3 市町村の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

市町村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示又は勧告を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置
- オ その他

(2) 避難対策の通報・報告

- ア 避難措置を実施しようとする時は、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- イ 避難措置を実施した時は、速やかにその内容を県（総務部消防防災課（県災害対策本部設置時は事務局又は所管地区災害対策本部））に報告しなければならない。
- ウ 避難の必要が無くなった時は、その旨を公示しなければならない。
- エ 市町村は、避難措置の実施に関し「市町村地域防災計画」に、次の事項を定めておく。
 - （ア）避難措置に関する関係機関の連絡方法
 - （イ）避難措置を実施する区域別責任者（市町村職員等の氏名）
 - （ウ）避難の伝達方法
 - （エ）各地域ごとの避難場所及び避難方法
 - （オ）その他の避難措置上必要な事項

4 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

- (1) 警察官又は海上保安官による避難のための立ち退きの指示（災害対策基本法に基づく措置）
警察官 警察署長 市町村長 県知事（総務部消防防災課）
海上保安官 海上保安部署長 市町村長 県知事（総務部消防防災課）
- (2) 警察官の職権に基づく避難の措置（警察官職務執行法第4条）
警察官 警察署長 県警本部長 県知事（総務部消防防災課） 市町村長
- (3) 自衛官の行う避難措置（自衛隊法第94条）
自衛官 市町村長 県知事（総務部消防防災課）

5 県の実施する避難措置

- (1) 知事による避難の指示等の代行
第3の「1 避難の勧告・指示権者及び時期」の表のとおり。
- (2) 重要水防区域及び地すべり区域における立ち退きの指示等
市町村内で浸水、地すべり等の災害が発生した場合、県（土木部）は、二次災害を防止するため、特に重要な水防区域及び地すべり防止区域等に、必要な職員を派遣し危険箇所のパトロールを行うとともに、市町村長若しくはその委任を受けた市町村職員の実施する避難のための立ち退きについて指導し、又は自らが実施する避難措置について協力を求める。
- (3) 市町村が行う避難誘導の指導・応援協力
災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市町村の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置を取る。
 - ア 管内市町村の避難勧告・指示の状況を把握し、県災対本部事務局（消防防災課）に報告する。
 - イ 市町村から資機材、人員の提供等協力要請があった場合、必要な応援を行う。

(4) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者等の避難誘導

県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の所管課は、必要と認める場合、各々の施設管理者等に指示し、入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。避難を行った場合、その旨を所管の各部を通じて県災対本部本部事務局（消防防災課）に通報する。県災対本部、地区災対本部職員は、状況に応じて、避難誘導の指導・応援を行う。

(5) 避難状況等に関する広報

県対策本部事務局（消防防災課）は、地区災害対策本部から避難状況等に関する情報を入手し、広報班（広聴広報課）を通じて報道機関に対して広報を依頼し、一般住民等に対して広報を行う。

6 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者が「災害時要援護者」であることを考慮し、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、地震災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防本部等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立する。

又、社会福祉施設や病院等の管理者は、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、入所者等の早期避難のための協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、地震災害に備え整備されている装置（消防本部等への早期通報が可能な非常通報装置等）や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

7 駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、地震災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防本部等への通報連絡の確保や人間の行動、心理の特性を考慮した利用者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難体制を確立する。

又、施設管理者は、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、地震災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、地震災害発生時においては、消防本部等への緊急通報体制、本社や必要な防災関係機関等に対する緊急連絡体制を早急に確立する。

8 車両等の乗客の避難措置

(1) 地震災害時の公共交通機関車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確に実施する。

(2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保出来ない場合は、当該車両等の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第4 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行う。

なお、知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことが出来なくなった時は、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行する（災害対策基本法第73条第1項）。

災害全般について	市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員（災害対策基本法第63条第1項） 警察官（災害対策基本法第63条第2項） 海上保安官（災害対策基本法第63条第2項） 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）
火災について	消防吏員・消防団員（消防法第28条） 警察官（消防法第28条）
水災について	水防団長・水防団員（水防法第21条） 警察官（水防法第14条） 消防吏員・消防団員（水防法第21条）
火災・水災以外について	消防吏員・消防団員（消防法第36条） 警察官（消防法第36条）

2 警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定

災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

市町村長等は、警戒区域を設定した時は、立入制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定は、避難の指示と異なり、対象を地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするもので、罰則規定があり、災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

- (1) 市町村長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める時は、警戒区域を設定する。
- (2) 警察官若しくは海上保安官は、市町村長（権限の委託を受けた市町村の職員を含む。）が現場にいない時、又は市町村長から要求があった時は警戒区域を設定することとする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知する。
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長その他その職権を行うことが出来る者、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。
この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、市町村長へ通知する。

第5 避難の勧告・指示の伝達

実施機関 県（政策企画局広聴広報課、総務部消防防災課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、関係機関等

1 避難計画に基づく伝達

市町村長は、市町村地域防災計画の避難計画においてあらかじめ定められた避難の勧告・指示の伝達系統及び伝達要領に従って、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

又、状況により県関係各課、警察本部、消防本部等は、必要な協力をする。

2 災害状況に応じた伝達

避難の勧告・指示は、避難を要する状況を的確に把握した上で、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底出来るよう、当該市町村が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。なお、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

(1) 同報無線等無線施設を利用した伝達

(2) あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

(3) サイレン及び鐘による伝達

(4) 広報車からの呼びかけによる伝達

(5) テレビ・ラジオ（県は、市町村から広報に関する応援要請を受けた場合、又は状況により必要と認める場合は放送機関に対する放送要請等必要な措置を講じる。）
有線放送、電話、その他の施設の利用による伝達

3 災害時要援護者への配慮

市町村長等は、情報の伝わりにくい災害時要援護者への避難の勧告・指示の伝達には、特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等を得て確実に伝達出来るように努める。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

4 各種施設等

学校・教育施設、駅・百貨店等不特定多数の者が出入りする施設、医療施設・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、館内放送設備、ハンドマイク等の各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講じる。

第6 避難の誘導等

実施機関 県（警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、施設管理者

1 地域における避難誘導等

(1) 避難誘導の実施

市町村は、地震災害時に津波、浸水、土砂災害、危険物漏洩等が予想され、地域に避難の勧告・指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察や自主防災組織等の協力を得て、次のような方法で避難の誘導體制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導體制の確立

(ア) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者（自主防災組織や消防団員等の中から選ぶ）を定め、警察等の協力も得ながら、できるだけ早めに自動車・船舶等を活用し、集団避難出来るようにする。

(イ) 緊急を要する避難の実施に当たっては、警察等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が十分な連絡の下に強い意思をもって誘導に当たり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難出来るように努める。

イ 避難経路

(ア) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難所への避難経路の周知・徹底を図る。

(イ) 災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ 避難順位

(ア) 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障がい者等の災害時要援護者を優先して行う。

(イ) 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

(ア) 携帯品は、必要最小限の食糧、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。

(イ) 避難が比較的長期にわたる時は、避難中における生活の維持に役立てるため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

(ア) 避難場所の開設に当たって、市町村長は、避難場所の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

(イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

(ウ) 避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする。

カ 避難者の移送

(ア) 市町村は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用出来ない場合、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び隣接市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

(イ) 県は、市町村から協力依頼があった時は、避難者のほか地区への移送等について、関係機関に応援要請を行う。

又、被災者の避難、収容状況等にかんがみ、県の区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて他県、国等に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

(ウ) 警察は、市町村から協力依頼があった時は、避難者を他地区へ移送する等の協力をを行う。

(2) 自主避難の実施

沿岸部で地震に遭遇した場合、危険物の漏洩や土砂災害等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

(3) その他避難誘導に当たっての留意事項

ア 災害時要援護者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する災害時要援護者の避難誘導は、事前に把握された災害時要援護者の居住実態や傷病の程度等に応じた避難誘導を行う。特に、自力で避難出来ない者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保を図るほか、状況に

よっては、市町村が車両、船艇等を手配し、一般の避難施設とは別の介護機能等を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置を取る。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、市町村において処置出来ない時は、直ちに県又はその他の機関に応援を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

2 医療施設・社会福祉施設等における避難誘導

医療施設・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員非常招集計画（以下「招集計画」という）を策定するとともに照明の確保が困難であることから消防本部等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。（夜間における職員の招集計画を策定する等動員に努めることが必要：以下同様）

3 駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、避難誘導體制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員招集計画や照明の確保が困難であることから消防本部等への通報連絡や施設利用者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

第7 避難所の開設、運営

実施機関 県（総務部消防防災課、警察本部警備第二課）、市町村、施設管理者

1 避難所の開設

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

(1) 市町村による避難所の開設

避難所の開設の実施機関は市町村長であり、災害救助法適用時においては、市町村長が知事の委任を受けて行うことになる（「避難所の供与」に係る救助活動の職権は、県知事から市町村長に事前に委任されている。）。避難所の開設に当たっては、事後の事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じて以下のように行う。

(2) 開設の方法

避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、公会堂、公民館等の公共施設、神社及び仏閣等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたい時は、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設するものとする。

又、避難所を開設した時は、市町村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

この場合、市町村は以下の点に留意するものとする。

ア 避難所の立地条件及び建築物の安全の確認

イ 地元警察署等との連携

ウ 開設避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底

エ 避難所責任者の専任とその権限の明確化

- オ 避難者名簿の作成
- カ 災害時要援護者に対する配慮
- キ 次の事項を県への速やかな報告
 - (ア) 避難所開設の目的、日時及び場所
 - (イ) 箇所数、収容状況及び収容人員
 - (ウ) 開設期間の見込み
 - (エ) 避難対象地区名及び災害危険箇所名等

(3) 県の対応

市町村から災害救助法による避難所開設について応援の要請を受けた時は、被災市町村に隣接する市町村に必要な応援等の指示をするとともに、必要に応じ県警察本部に通知する。

2 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

避難所の開設が長期化する見通しの場合、市町村等は以下の点に留意する。

(1) 避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営

- ア グループ分け
- イ プライバシーの確保
- ウ 情報提供体制の整備
- エ 避難所運営ルールの徹底
 - 円滑な避難所運営の行うための避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

オ 避難所のパトロール等

カ 災害時要援護者等の社会福祉施設等への移送等

キ 福祉避難所の開設等

福祉避難所（要援護者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活が出来る体制を整備した避難所）の開設の検討と要援護者の移送・誘導等

ク 年齢性別によるニーズの相違への配慮

(2) 避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営

- ア 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備
- イ 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策
- ウ 避難所の早期閉鎖を考慮した運営

(3) 保健・衛生対策

県及び市町村は以下の点に留意するものとする。

- ア 救護所の設置
- イ 巡回健康相談、栄養相談の実施
- ウ 仮設トイレの確保
- エ 入浴、洗濯対策
- オ 食品衛生対策

(4) 収容施設の確保

大規模地震災害時など、避難者が大量長期化した場合、県及び市町村は、公営住宅、公的宿泊施設の斡旋や体育館、公民館等の施設の提供を実施する。

第9節 消防活動

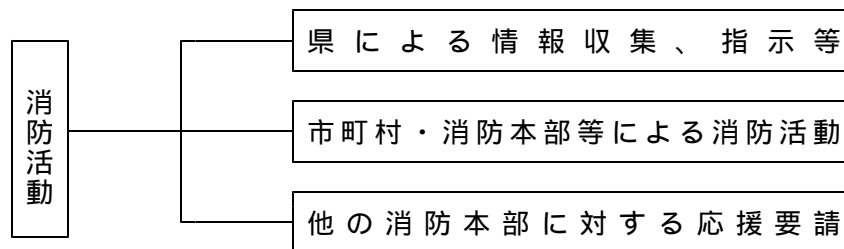
第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震に伴い火災が発生した場合、市町村、消防本部は、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防本部は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 臨機応変な消防活動

地震火災は、発生する時期、気象条件、地域の市街化状況、消防水利や消防ポンプ車等の消防力等により被害の様相が異なり、臨機応変な応急対策が必要となる。

特に、震災時には、断水による消火栓の使用支障、倒壊した建物、道路の陥没等による通行支障及び電話の断線や輻輳による119番通報支障の消防活動の妨げとなる事象が多発するので、それらを考慮した対策を実施する必要がある。

(2) 応援隊との連携

地震火災等が拡大した場合、被災地域のみで対応するのは困難であるため他の地域からの応援隊を要請するが、それらの応援隊といかに連携するかが鍵となる。早期に指揮命令系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な消防活動を行う。

(3) 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。この場合、当該措置を行ったときは、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知しなければならない。

第2 県による情報収集、指示等

実施機関 県（総務部消防防災課）

県は、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、防災ヘリコプターを活用し、上空からの被害調査を行う。その際、テレビ電送システムによる画像情報を活用する。

また、大規模火災等が予想されるときは、直ちに関係市町村に対し、県防災行政無線等を通じて

大火防御の措置を講ずるよう指示する。

火災発生後、県は、ラジオ・テレビ等の放送機関に要請し、あらゆる火源の即時消火について県民への周知・徹底を図るとともに、状況に応じ、被災者に対する電気・ガスの供給の停止を要請する。

第3 市町村・消防本部等による消防活動

実施機関 市町村、消防本部、消防団、県民

1 市町村・消防本部の消火活動

消防本部は、市町村が策定した消防計画に基づき統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。

(1) 災害状況の把握

消防活動に際しては、119番通報、消防用高所監視カメラ、消防無線、参集職員からの情報等を収集し被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

(2) 通信体制の確立

消防・救急無線通信網を効果的に運用し、市町村及び他の消防本部の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

(3) 災害状況の報告

消防長は、地震災害の状況を市町村長に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れないよう働きかける。

(4) 同時多発火災への対応

ア 避難地及び避難路の確保

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保のための消防活動を行う。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に発生した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(5) 火災現場活動

- ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(6) 救急・救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

2 消防団による消火活動

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してはガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動若しくは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行う。

また、損壊家屋、避難後の留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

3 県民の対策

県民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

第4 他の消防本部に対する応援要請

実施機関 県（総務部消防防災課）、市町村、消防本部

1 消防相互応援協定による応援要請

被災市町村長は、自地域の消防力だけで十分な活動が出来ない場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防本部に応援を要請する。

2 知事による応援出動の指示

被害状況を把握した結果、被災地域のみでは十分な対応が出来ないと判断されるとき、知事は県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行う。

被災市町村長は、自地域の消防力だけで十分な活動が出来ない場合には、知事に対して県内の消防本部の応援出動の指示を要請する。

3 緊急かつ広域的な応援要請

(1) 県内で被害が発生した場合

県内に被害が発生した場合、知事は被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってして対応が不可能と認めたときは、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊等を要請するものとする。

(2) 他都道府県で被害が発生した場合

消防庁長官は大規模災害時において被災都道府県知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで応援のための措置を他の都道府県知事に対して求めることができるが、消防庁長官から緊急消防援助隊の派遣等の措置を求められた場合、知事は、県内の市町村長に対し、応援出動等の措置を要求する。

特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合、消防庁長官は直接市町村長に応援出動の措置を求めることができるが、その場合、その旨は関係する都道府県知事に速やかに連絡され、措置を求められた市町村長は、直ちに応援活動を行うものとする。

4 要請上の留意事項

(1) 要請の内容

市町村長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- ア 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 市町村への進入経路及び結集場所（待機場所）
- オ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 応援隊の受入れ体制

他都道府県応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防本部は、連絡係を設け受入れ体制を整えておく。ただし、甚大な被害により次のような準備が困難な場合は、あらかじめその旨連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣についても要請する必要がある。

- ア 応援消防隊の誘導方法
- イ 応援消防隊の人員、機材数、指導者等の確認
- ウ 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

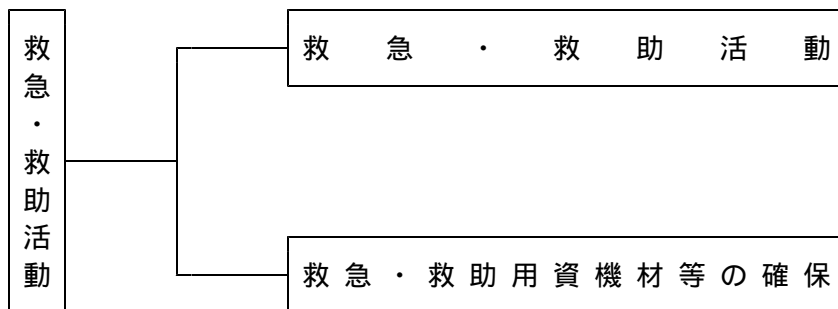
第10節 救急・救助活動

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害時において、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等の発生に際して、多数の救急・救助事象が発生した場合、住民を救出し、救急・救助する必要がある。この際、各関係機関は相互に連携し、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 臨機応変な救急・救助活動

地震災害時は、倒壊家屋、道路の陥没等による通行支障や電話の断線・輻輳による119番通報支障など救急・救助活動の妨げとなる事象が多発するので、それらを考慮した臨機応変な応急対策を実施する必要がある。

(2) 応援隊との連携

地震災害により大規模な被害が生じた場合、被災地域のみで対応するのは困難なため他の地域からの応援隊を要請することとなるが、それらの応援隊が到着するまでには、ある程度の時間を要する。市町村、消防本部は、消防団、自主防災組織等、その他関係機関と連携し、早期に指揮命令系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な救急・救助活動を行う。

第2 救急・救助活動

実施機関 県（健康福祉部医療政策課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、自衛隊、第八管区海上保安本部

1 市町村、関係機関等による救急・救助活動

関係機関名	項目	活動内容
市町村（消防本部を含む）	救急・救助活動	<p>(1) 活動の原則 救急・救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。</p> <p>(2) 出動の原則 救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。</p>

関係機関名	項目	活 動 内 容
市町村(消防本部を含む)	救急・救助活動	<p>ア 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>イ 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。</p> <p>ウ 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p> <p>エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p>
	救急搬送	<p>(1) 傷病者の救急搬送は、重症度に応じて振り分け、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し救命処置を要する者を優先する。 なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班、県等の車両のほか、重症患者などは必要に応じ県、自衛隊の航空機により行う。</p> <p>(2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</p>
	傷病者多数発生時の活動	<p>(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 なお、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。</p> <p>(2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。</p>

関係機関名	活 動 内 容
警 察	<p>(1) 救出地域の範囲や規模に応じ、警察本部及び各警察署に救助部隊を編成し、被災者の救出救助に当たる。</p> <p>(2) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐ。</p> <p>(3) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。</p>
海上保安機関	<p>(1) 海難船舶や高潮等により沿岸において遭難した人等の捜索、救助を行う。</p> <p>(2) 救出活動は、沿岸市町村を始め関係機関と連絡を密にして行う。</p>
自 衛 隊	<p>(1) 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。</p> <p>(2) 救出活動は、当該市町村をはじめ関係機関と連絡を密に協同して行う。</p>

2 住民及び自主防災組織による救急・救助活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第3 救急・救助用資機材等の確保

実施機関 県（健康福祉部医療政策課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、自衛隊、第八管区海上保安本部

1 救急・救助用装備、資機材等の調達

- (1) 初期における救急・救助用装備・資機材等の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救急・救助用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 損壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、所轄消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

2 救急車・救助工作車の配備状況

市町村（消防機関） 救急車71台、救助工作車15台（平成22年4月1日現在）

第11節 医療救護

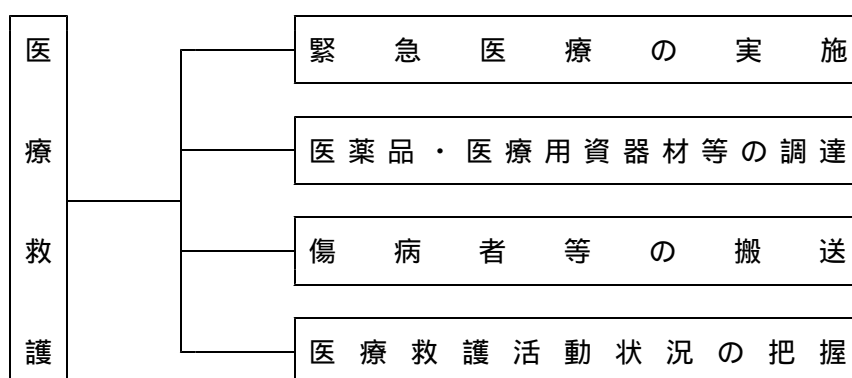
第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が出ることが予想され、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される。

このような状況下で被災者の救護に万全を期すために、県は、医療情報の収集伝達に努め、迅速に初動医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を実施するとともに後方医療体制の確立を図る。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 効率的な出動・搬送体制の整備

地震災害時には、外傷のほか、骨折、失血、火傷等傷害の種類も多く、救命処置を必要とする者から軽傷者まで、様々な様態に応じた迅速かつ確な判断と行動が要求される。

このため、救急救命士の養成や高規格救急車の導入を一層進め、多様で効果的な出動体制・搬送体制を整備しておく。

(2) 柔軟な医療救護の実施

大規模地震災害時には、被災地の数多くの医療機関が被害を受け、医療行為そのものがない状況が予想される。

また、道路の被害等により傷病者の搬送にも支障が生じると考えられることから、医療機関の選定や搬送経路の決定においては、被災状況に応じて柔軟に対応していく。

(3) 消防本部、医師会等との連携

医療活動を効率的かつ効果的に進めるためには、各地域における負傷者・死者の被害状況及び医療機関の被災状況等について、いかに速く正確に把握できるかが重要となるため、保健所、地元医師会、DMAT指定医療機関及び各防災機関との情報交換・収集体制の整備を図る。

第2 緊急医療の実施

1 医療救護活動

実施機関1 市町村

- (1) 災害時における医療救護は、市町村が第一次的に実施する。市町村長は必要に応じて救護所を設置し、医療救護を行う。なお、災害の種類及び程度により郡市医師会の医療救護班の出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。また、災害の程度により、市町村では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。
- (2) 市町村長は、災害救助法適用後、医療救護の必要があると認めるときは、県（健康福祉部）に医療救護についての迅速、的確な要請を行う。

実施機関2 県（健康福祉部医療政策課）

(1) D M A T（災害派遣医療チーム）の派遣・活動

県（健康福祉部）は、自ら必要と判断したとき及び消防本部から要請があったとき、災害派遣医療チーム設置要綱及びD M A Tの派遣に関する協定書に基づき、D M A T指定医療機関の長に対し、D M A Tの派遣要請を行う。派遣されたD M A Tは、災害の急性期において被災地域内で病院支援、広域医療搬送、現場活動等を行う。

(2) 医療救護班

ア 編成、派遣

県（健康福祉部）は、市町村を応援・補完する立場から、市町村長から医療救護に関する協力要請があったとき、又は被災状況により医療救護の必要性を認めるときは、医療救護班を編成し、救護所に派遣するよう、関係機関に協力要請する。

イ 救護所の設置

災害発生の地区を管轄する保健所長は、必要に応じて救護所を設置し、医療救護活動を実施する。

ウ 医療救護班の業務内容

(ア) 診察

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(オ) 看護

(カ) 死体検案

(3) 連絡調整

医療救護班及びD M A Tに関する連絡調整は県が行う。

(4) 他県・国への協力要請

県は、必要に応じ災害時の相互応援に関する協定を締結している中国・四国8県その他の都道府県及び国（厚生労働省）に救護班及びD M A Tの派遣を要請することとする。

実施機関3 独立行政法人国立病院機構

救護班の派遣は知事の要請によることを原則とするが、被災状況により国立病院機構自らの判断により出動するものとする。

実施機関4 日赤島根県支部

医療救護班の出動は、知事の要請によることを原則とするが、被災状況により日本赤十字社島根県支部自らの判断により出動するものとする。

島根県地域防災計画（資料編）「災害救助に基づく救助業務委託契約書（島根県及び日本赤十字社島根県支部の間で昭和40年に締結）」

実施機関5 島根県医師会

(1) 基本方針

- ア 市町村長又は知事から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療救護が必要と認められたときは、被災地等の郡市医師会長に対し医療救護を要請する。ただし、市町村長は緊急の場合には直接所属会員に医療救護を要請することができるものとする。
- イ 被災地の医療救護は、島根県医師会から要請を受けた郡市医師会長の指令で実施するものとする。ただし、緊急の場合市町村長から直接医療救護の要請を受けた所属会員は自らの判断で実施するものとする。

(2) 災害救助法適用後

知事の要請により医療救護を実施することを原則とするが、被災状況及び市町村の要請があった場合において必要であると認められたときは、被災地の郡市医師会長の指令で医療救護活動を実施する。ただし、緊急の場合は所属会員の判断で救護活動を実施する。

実施機関6 後方医療機関

知事の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

実施機関7 医療救護活動の共通事項

(1) 医療救護活動の原則

医療救護活動は、原則として医療救護班による救護所等において行うものとするが、医療救護班を出動させるいとまがない等のやむを得ない事情があるときは、県は病院又は診療所において医療救護を実施することができるものとする。

(2) 医療救護活動の業務内容

県の医療救護班と同じとする。

(3) 帳簿等

この計画により出動した医療救護班は、別紙様式1～3（資料3-21-1）に基づき取扱

患者台帳及び救助実施状況を備えるとともに救護活動終了後、「医療班出動報告書」を提出するものとする。

2 助産救護活動

実施機関1 市町村

市町村は、必要に応じて助産救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により郡市医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した助産救護活動を行う。また、災害の程度により市町村では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。

実施機関2 県（健康福祉部医療政策課）

(1) 助産救護班の編成・派遣

知事は、市町村長からの助産救護に関する協力要請があったとき、又は被災状況により助産救護の必要性を認めるときは、助産救護班を編成し、救護所へ派遣するとともに、必要に応じその他関係機関に協力要請する。

(2) 助産救護班の業務内容

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前及び分娩後の処置
- ウ ガーゼ、その他衛生材料の支給
- エ 新生児のケア

(3) 連絡調整

助産救護班に関する連絡調整は県が行う。

実施機関3 独立行政法人国立病院機構

救護班の派遣は知事の要請によることを原則とするが、被災状況により国立病院機構自らの判断により出動するものとする。

実施機関4 日赤島根県支部

助産救護班の出動は、知事の要請によることを原則とするが、被災状況により日本赤十字社島根県支部自らの判断により出動するものとする。

実施機関5 島根県医師会

島根県医師会長及び郡市医師会長は、知事又は市町村長から助産救護に関する要請があったときは、助産救護班を出動し、又は医療機関及び仮収容施設において助産救護活動を実施するものとする。

実施機関6 後方医療機関

知事の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、助産救護活動を行う。

実施機関7 助産救護活動の共通事項

(1) 助産救護活動の原則

助産救護活動は、原則として助産救護班による救護所等において行うものとするが、助産救護班を出動させるいとまがない等のやむを得ない事情があるときは、県は病院又は診療所において助産救護を実施することができるものとする。

(2) 助産救護班の業務内容

県の助産救護班と同じとする。

(3) 帳簿等

この計画により出動した助産救護班は、別紙様式1～3（資料3-21-1）に基づき取扱患者台帳及び救助実施状況を備えるとともに助産活動終了後、「医療班出動報告書」を提出するものとする。

第3 医薬品・医療用資器材等の調達

実施機関 県（健康福祉部薬事衛生課）、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、市町村

1 医薬品・医療用資器材等の調達

県は、市町村から医療助産活動に必要な医薬品・医療用資器材等の要請があった場合は、健康福祉部薬事衛生班において、医薬品等取扱い業者等から必要な医薬品・医療用資器材等を調達し、緊急輸送する。

（緊急輸送については、本章「第14節 緊急輸送」参照。）

2 保存血液等の供給

(1) 血液等の供給計画

県は、緊急時における血液対策として、血液センター等における保存血液等の備蓄状況を把握し、血液の供給の万全を図るものとする。

(2) 血液確保の手順

被災後直ちに、県内血液センター施設等の被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、日赤島根県支部を中心として、状況に応じた血液の確保を図るため、以下の措置を講ずる。

ア 被害の軽微な地域に採血車を出動させて、献血を受ける。

イ 血液が不足する場合には、近隣の日赤県支部及び血液センターに応援を依頼し、県外からの血液導入によりその確保を図る。

献血受入れ機関

* 島根県赤十字血液センター

名 称	所 在 地	電 話	採血ベッド数	成分採血装置
島根県赤十字血液センター	松江市大輪町420-21	0852-23-9467	9	10
ルームふれあい(出雲保健所内)	出雲市塩冶町223-1	0853-23-4534	5	5

* 移動採血車 3台

移動採血車名	配置	採血区域	採血ベッド
第1まごころ号	松江	松江、雲南、出雲（保健所管内）	4
第3まごころ号	松江		5
第2まごころ号	益田	県央、浜田、益田（保健所管内）	4

- * 血液運搬車 3台（松江2台、益田1台）
- 献血推進車 4台（松江4台）
- 献血広報車 1台（益田1台）
- 検診車 1台（松江1台）

第4 傷病者等の搬送

実施機関 市町村、県（健康福祉部医療政策課、健康推進課）

1 傷病者等の収容施設の確保

傷病者の救護のため収容を必要とする場合は、災害拠点病院を中心に収容することとするが、これが困難な場合はその他の後方医療機関等の協力を求める。

2 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班又は助産救護班の班長は、医療救護及び助産救護を行った者について、重傷度に応じた振り分けを行うトリアージタッグ（資料3 - 11 - 1）を活用し、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

ア 県、市町村及びその他関係機関に搬送車両の手配・配車を要請する。

イ 重傷者等については、必要に応じて、県、自衛隊等の関係機関にヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 医療救護班又は助産救護班が保有している自動車を使用可能な場合は保有する自動車により該当する傷病者を搬送する。

イ 傷病者搬送の要請を受けた県、市町村及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受入れ態勢を十分確認の上、搬送する。

3 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療体制を確立する。

(資料3-11-1 トリアージタグ)

- 1枚目 (災害現場用)
- 2枚目 (搬送機関用)

(給穴の直径は3mm)

1枚目 → (災害現場用)
2枚目 → (搬送機関用)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男(M) 女(F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 A M P M 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 0 I II III	
トリアージ実施機関		医 師 救急救命士 その他	
症状・病名			
特記事項			

11.0

3枚目-裏面 (収容医療機関用)

(給穴の直径は3mm)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男(M) 女(F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 A M P M 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 0 I II III	
トリアージ実施機関		医 師 救急救命士 その他	
症状・病名			
特記事項			
0			
I			
II			
III			

11.0

← 黒色
← 赤色
← 黄色
← 緑色

3枚目-裏面 (収容医療機関用)

(給穴の直径は3mm)

特記事項

0
I
II
III

4 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群に伴う急性腎不全患者に対しても血液透析等適切な医療を行う。

このため、市町村、県は、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し情報提供できる体制を取る。さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

(2) 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着等している難病患者は、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設で救護する必要がある。

このため、県は、平常時から保健所を通じて難病患者の特性に配慮した「災害時個別支援計画」の策定に協力するとともに、必要に応じて、市町村、医療機関及び近江市町村等との連携により、後方医療機関へ搬送する。

第5 医療救護活動状況の把握

実施機関 県（健康福祉部医療政策課）、市町村

1 被災地における医療ニーズの把握

県（健康福祉部）は、次の情報を保健所、市町村、その他関係機関から得て、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関・薬局の情報

2 医療救護活動の集約及び広報活動の実施

県（健康福祉部）は、以下の情報を集約の上、広聴広報課を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に周知する。

- (1) 医療機関の被災状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置状況
- (3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (4) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (5) 透析患者等への医療体制確立状況

資料3 - 21 - 1

様式1

救助実施状況					年月日	医療班			
使用医療用品内訳					救助実施状況				
品名	数量	単価	金額	調整先その他	患者数	内 訳			備 考
						外 科	内 科	眼 科	
計									

様式2

取扱患者台帳								医療班	
年月日	住 所	氏 名	職 業	年 令	性 別	病 名	死 体 検案数	措置概要適用	

様式3

医療班出動報告書				医療班	
班 長		班 員		編成出動状況	
資 格	氏 名	資 格	氏 名		

上記のとおり 月 日に出動したので報告します。
年 月 日

(本隊、支、分隊、関係機関の別)

責任者 印

本 隊
健康福祉部長 様

第12節 警備活動

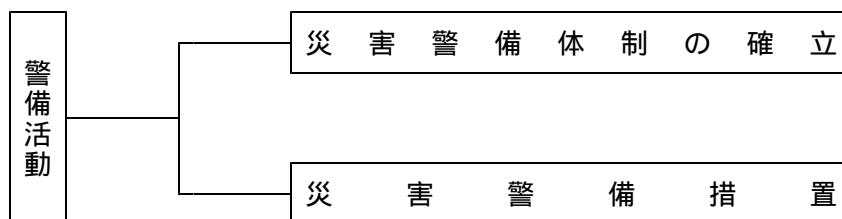
第1 基本的な考え方

1 趣旨

県内に大規模な地震災害が発生した場合には、県民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持並びにその他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

このため、地震災害時には、島根県警察災害警備計画に基づいて早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、避難誘導、救出・救護、交通対策等の災害警備活動に警察の総合力を発揮して対処する。

2 対策の体系



3 留意点

県警察本部の災害警備活動については、県、市町村等関係機関と緊密な連携を図って実施するものとする。

第2 災害警備体制の確立

実施機関 県（警察本部）

1 警備本部の設置

(1) 島根県警察甲号災害警備本部の設置

島根県内で震度5強以上の地震が発生し、若しくは県沿岸に津波警報（大津波）が発表された場合又は大震災が発生し、若しくは発生したと認められる場合、警察本部に甲号災害警備本部を設置し指揮体制を確立する。

(2) 島根県警察乙号災害警備本部の設置

島根県内で震度5弱の地震が発生し、若しくは県沿岸に津波警報（津波）が発表された場合、警察本部に乙号災害警備本部を設置し指揮体制を確立する。

(3) 警察署災害警備本部

震度5弱以上を観測した地域及び津波警報が発表された沿岸部を管轄する警察署並びに被災地を管轄する警察署に、警察本部に準じて警察署災害警備本部を設置する。

2 警察職員の参集、招集

別に定める「島根県警察災害警備計画」による。

3 警備部隊の編成及び運用

別に定める「島根県警察災害警備計画」による。

4 警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときは、警備体制を解除する。

第3 災害警備措置

実施機関 県（警察本部）

1 災害情報の収集

被害の実態を早期に把握・評価し、災害警備諸対策を的確に推進するため、概ね次の事項について情報収集を行う。

(1) 初期段階

- ア 家屋、ビル等の倒壊状況
- イ 主要道路・橋梁の損壊状況
- ウ 火災の発生状況
- エ 津波の来襲状況
- オ 死傷者、行方不明者等の状況
- カ 住民の避難状況
- キ 電話、電気、水道、ガス等のライフライン及び鉄道の被害状況
- ク 重要施設等の被害状況

(2) その後の段階

- ア 被災者の動向
- イ 被災地、避難所等の治安状況
- ウ 流言飛語の発生状況
- エ 交通規制の実施状況
- オ 防災関係機関による災害応急対策の進捗状況
- カ ライフライン等の復旧状況及び見通し

2 避難誘導

(1) 避難誘導措置

避難誘導は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。

ア 大火の発生、津波の来襲等、広域にわたって被害の発生が予想される場合などは、避難の指示を行う前であっても、関係市町村長と協議の上、病人、高齢者、児童乳幼児等の災害弱者に対し、事前に安全な避難場所に避難するよう指導する。

イ 避難対象地域が広範囲にわたるときは、危険性の高い地域から避難誘導を行う。

ウ 町内会、自治会、職場単位等の集団避難を原則とし、統制ある避難誘導を行う。

エ 病院、学校、駅、ショッピングセンターその他多数人が利用する場所については、管理者等の誘導による避難を原則とする。ただし、火災の発生など危険が切迫しているときは、所要の部隊を派遣し、管理者等に協力して安全な場所へ誘導する。

オ 避難場所において、火災の発生や山（崖）崩れ等による二次災害の発生が予想される場合には、機を失することなく避難場所を変更する。

(2) 避難誘導時の広報

避難誘導に当たっては、避難の理由、避難対象地域、避難経路、避難場所、避難上の留意事項等について現場広報を行い、混乱等による事故を防止する。

3 救出・救護

救出・救護は、被害の状況に応じて次により部隊を重点的に投入して行う。

(1) 措置要領

ア 倒壊家屋の密集地域及び病院、学校、駅並びに山（崖）崩れによる家屋埋没箇所等、多数の負傷者が認められる場所を重点に行う。

イ 救出した負傷者は、応急処置を施した後、消防、日赤等の救護機関に引き継ぎ、病院等に収容する。

ウ 救出活動に当たっては、見張り員の配置、装備資機材の活用に細心の注意を払うなど、二次災害の防止措置を講じて行う。

(2) 装備資機材の活用

現有装備資機材を有効に活用するほか、重機保有業者等の協力を得て、迅速かつ効果的な救出活動を行う。

島根県地域防災計画（資料編）「警察が災害時において使用しうる資器材」参照。

4 交通秩序の維持

「第2章 第13節 交通確保、規制体制の整備」を参照。

5 死体の検視、見分

(1) 検視場所等の確保

検視は、市町村との協議及び関係施設管理者の協力を得て、検視場所、遺体安置場所を確保して行う。

(2) 関係機関の協力確保

検視は、島根県医師会、島根県歯科・警察連絡協議会、市町村長その他関係機関の協力を得て行う。

(3) 身元不明死体の措置

身元不明死体は、見分後、事後の身元確認手続きに備えて所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影する等の措置をとった後、当該死亡地を管轄する市町村長に所持金品と共に引き渡す。

6 行方不明者の調査等

(1) 相談所の開設

必要に応じ、警察署、交番その他適当な場所に「行方不明者等相談所」を開設し、届出受理、相談等に対応できる体制を整える。

(2) 行方不明者等の措置

ア 搜索願いを受理したときは、避難場所、病院その他の関係先に必要な手配を行い、該当者の発見に努める。

イ 多数の行方不明事案が発生したときは、必要な捜索班を編成し、大規模な被害が発生した地域を重点的に捜索し、その発見に努める。

7 地域安全対策

(1) 各種パトロール等の実施

暴利取締り及び被災地、避難場所その他警戒を要する施設等に対するパトロールを行い、各種犯罪の予防・検挙に当たる。

(2) 地域安全情報の提供

住民の要望、苦情等を収集・分析し、災害情報、生活関連情報等の必要な情報を広報紙等各種広報媒体を通じて広く住民に提供するとともに、流言飛語を防止する。

(3) 総合相談所の開設

必要により警察本部に「総合相談所」、警察署、交番その他適当な場所に「災害相談所」を開設し、被災者の安否確認等の各種相談に対処する。

8 援助要請

(1) 他の都道府県警察に対する援助要請

地震災害の規模が大きく、県内の警備力では対処できないときは、警察法第60条の規定に基づき、警察庁及び他の都道府県警察に対し、広域緊急援助隊及び資機材等の派遣を要請する。

(2) 関係機関に対する支援要請

災害警備上必要があるときは、自衛隊、警備業協会その他の関係機関・団体等に県災害対策本部を通じ又は直接支援要請等を行う。

第13節 交通確保、規制

第1 基本的な考え方

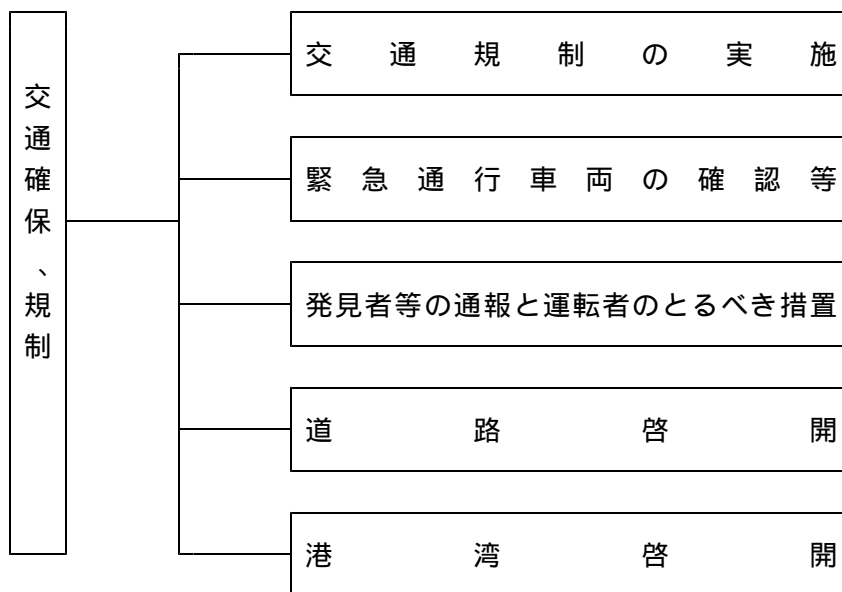
1 趣旨

地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、路面、橋梁等の亀裂、陥没等交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保するとともに、これらの道路啓開（道路上の土砂、流木等の障害物を除去し、交通確保を図ること）し、破損箇所を修復すること（応急復旧）は、救援活動を円滑に行うための必要条件である。

地震後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置付け、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行うものとする。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 地域特性と対策の対応

地域の自然条件や産業・経済、都市構造等の地域特性、被害特性（地域の孤立状況等）を踏まえ、防災拠点等を効率的に連絡し、緊急啓開道路（緊急輸送道路）として有効なネットワークを策定する必要がある。

(2) 想定される地震と対策の対応

被害が広域に及ぶ大規模地震の場合は、県外からの人や物資の輸送路となる広域幹線の確保が重要となり、被害が局所的な直下型地震等においては、県内の地域間の人や物資の輸送路となる県内幹線の啓開が特に重要となる。

特に、直下型の地震等被害が局所的な場合は、道路啓開が緊急輸送対策活動の鍵となる。

(3) 人員及び資機材等の確保のための関連業界等との協力体制の強化

地震災害時の緊急輸送活動を支援するための道路啓開及び規制対策を迅速に行うための人員及び、資機材の確保を目的として、あらかじめ啓開作業と関連する建設業協会や交通規制を実施するための県警備業協会等との協力体制の強化を図っておくなどの対応が必要である。

第2 交通規制の実施

実施機関 県（総務部消防防災課、土木部道路維持課、警察本部交通企画課）、市町村、自衛隊、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、第八管区海上保安本部

1 交通規制の実施方法

交通規制の実施方法は、次表のとおりとする。

実施者	実施の方法
道路管理者	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警察機関	(1) 交通情報の収集 県警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
	(2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。
	(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、円滑な緊急通行を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。 イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。
	(4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、上記(4)のア、イの措置をとることができる。
港湾管理者及び海上保安機関	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは港湾管理者は、港長、海上保安機関と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

2 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を、道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。但し、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、県土整備事務所は土木部道路維持課へ報告するものとする。

3 う回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため交通規制を実施した場合、適当なう回路を指定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、出来る限り支障のないように努める。この際、緊急輸送ルート、道路啓開活動等との調整を図るため、道路管理者と警察との緊密な連携をとること。

4 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。

- ・災害対策基本法施行規則第5条（様式1 災害時における交通の規制に係る標示の様式等）
- ・道路交通法第4条（公安委員会の交通規制）

但し、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たるものとする（災害対策基本法に基づく規制の標識は、様式1 参照。 ）。

5 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、県（土木部道路維持課）、道路情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除を判断し、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに、県の管理する道路内においては、県（土木部道路維持課）に連絡する。

7 緊急道路情報の提供

道路管理者は、災害により高速道路、国道、交通量の多い県道等を全面通行止めとする場合又は解除する場合は、緊急道路情報として、あらかじめ定める方法により、直ちに報道機関への情報提供を行う。

8 医療機関等への情報提供

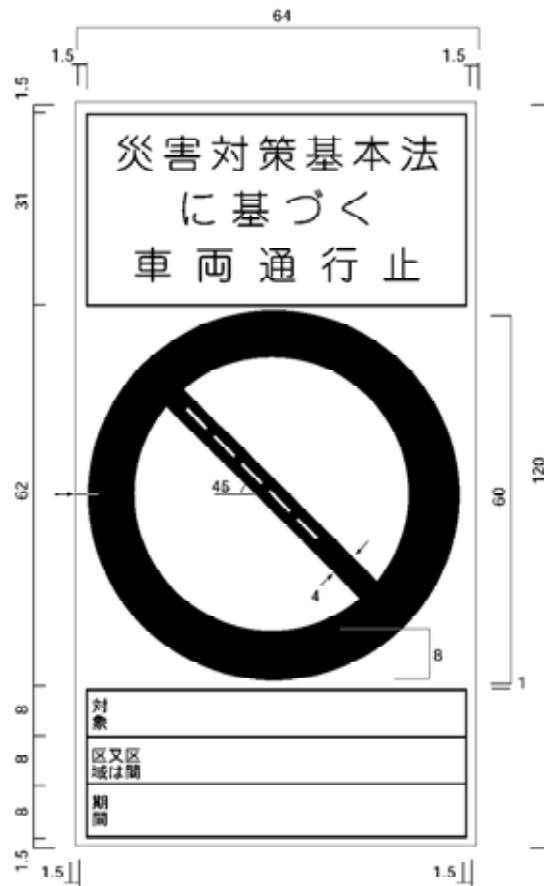
県は、急患搬送等に影響を及ぼすおそれのある通行規制が行われる場合は、各消防本部、各救急告示病院及び島根県赤十字血液センターに情報提供を行う。

9 路上放置車両等に対する措置

(1) 警察官は、災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認められるときは、同法第76条の3 第1項及び第2項の規定に基づき必要な措置を行うものとする。

- (2) 自衛官又は消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第3項又は第4項の規定に基づく措置等をとったときは、直ちに、当該措置等をとった場所を管轄する警察署長に通知するものとする（様式2）。
- (3) 路上放置車両等をより効率的に排除するため、道路管理者等との連携活動に配慮する。

様式1 規制の標示（災害対策基本法施行規則様式第2）



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第3 緊急通行車両の確認等

実施機関 県（総務部消防防災課、警察本部交通企画課、支庁・県民センター・県央県土整備事務所）

災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の確認は、次により行うものとする。

1 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両確認証明書の申請

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）を使用しようとする者は、県（総務部消防防災課、支庁・県民センター・県央県土整備事務所）、又は公安委員会（県警察交通企画課又は所轄警察署）に、緊急通行車両確認証明書の申請をするものとする。

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、災害対策基本法第50条第2項による災害応急対策の実施責任機関（指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた県（総務部消防防災課、警察本部交通企画課）又は所轄警察署は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び証明書を交付する。

（標章及び証明書は、様式3及び様式4参照。）

(4) 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。なお、証明書は必ず携帯し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

自衛隊の災害派遣車両は、白地に黒字で「災害派遣」と車両の前後に標示する。

(5) 標章・証明書等の保管

標章・証明書等は平素から消防防災課及び警察本部に保管しておき災害の発生が予想される場合にこれを関係機関（支庁県民局、県民センター、県央県土整備事務所及び各警察署）に送付し当該業務に支障がないようにする。

様式 2 措置等通知書（災害対策基本法第76条の2 第6 項）
（表）

措置命令 措置通知書		年 月 日
署長殿		
災害対策基本法第76条の3 第3 項及び第4 項の規定において準用する第1 項 の規定により措置命令 第2 項 の規定により措置 第6 項の規定により、下記のとおり 通知します。		
所 属 氏 名		④
1 日 時	年 月 日	午前 午後
2 場 所		
3 (命令・措置) を行った者	所 属 氏 名	
命令の 場合	住 氏 名	住 所
	番号標に表 示されてい る番号	
措置の 場合	住 氏 名	住 所
	番号標に表 示されてい る番号	
4		
5 (命令・措置) の内容		

（裏）

(命令・措置) 6 を行った場所 の前後の状況	
7 備 考	
備考 1 5 には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。 2 () 内については、該当するものを○で囲むこと。 3 破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。	

用紙の大きさは、A4 とする。

様式3 標章（災害対策基本法施行規則様式第3）



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑、及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式4 緊急通行車両確認証明書（災害対策基本法施行規則様式第4）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備 考 用紙は、日本工業規格A5とする。

2 緊急通行車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

（緊急通行車両の事前届出・確認については、第2章第13節「交通確保、規制体制の整備」参照。）

第4 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

実施機関 県（土木部道路維持課、道路建設課、警察本部交通企画課）、市町村、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社

1 発見者等の通報

地震災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また、交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに市町村長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた警察官は、その旨を市町村長及び道路管理者（県では県土整備事務所）に通報、市町村長はその路線を管理する道路管理者及びその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

2 災害発生時において運転者のとるべき措置

(1) 地震災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は、次の要領により行動すること。

(ア) 出来る限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、出来る限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第5 道路啓開

実施機関 県（農林水産部農地整備課、漁港漁場整備課、土木部道路維持課、道路建設課、警察本部交通企画課）、市町村、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社

地震発生直後の道路は自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去（道路啓開）し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（応急復旧）は、救援活動を円滑に行うための必要条件である。

地震後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置付け、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行うものとする。

1 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定

(1) 緊急啓開道路の情報収集

緊急啓開道路（緊急輸送道路）に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、市町村は、緊急輸送道路の状況について情報提供を行うなど、各道路管理者の情報収集に協力する。

(2) 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

2 道路啓開作業の実施

(1) 啓開資機材等の確保

中国地方整備局、県及び市町村は、あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定の締結等により確保した人員及び資機材等を活用し、道路啓開を的確、迅速に行う。

西日本高速道路株式会社では、応急復旧のため整備した資機材及び応急復旧業務に関する確認書により確保した協力会社の人員及び資機材等を活用する。

また、必要に応じて国土交通省が所有する災害用機械の要請を行う。

(2) 啓開作業

道路啓開に当たっては、関係機関等が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。国、県、市町村及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて啓開作業を実施する。

なお、道路啓開に当たっては、以下の事項に留意する。

ア 道路啓開は原則として第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路（第3章「第14節 緊急輸送」参照。）の順で行うものとするが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。

イ 警察、自衛隊、消防本部等と協議し、人命救助を最優先させた道路啓開を行う。

ウ 道路啓開に際しては、2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差・融合ができる待避所を設ける。

エ 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

オ 啓開作業時においては、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整した上で、重複等のないように調達する。

カ 道路啓開及び応急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図るものとする。

キ 道路啓開で発生した土砂・流木・瓦礫の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

ク 中国地方整備局は、被害を受けた道路の状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報の収集に努め、これらの情報を基に啓開作業を実施する。

ケ 西日本高速道路株式会社は、災害の規模その他の状況に応じ、速やかに啓開作業を実施する。

第6 港湾啓開

実施機関 県（土木部港湾空港課）、市町村

1 緊急に啓開すべき港湾の把握と優先順位の決定

輸送拠点に指定された港湾の各港湾管理者は、啓開が必要な港湾について情報収集を行い、優先順位を決めて港湾の啓開を実施する。

2 港湾啓開作業の実施

県及び市町村は、港湾及び臨港道路の啓開を的確、迅速に行う。

啓開で発生した土砂・流木・がれき等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

第14節 緊急輸送

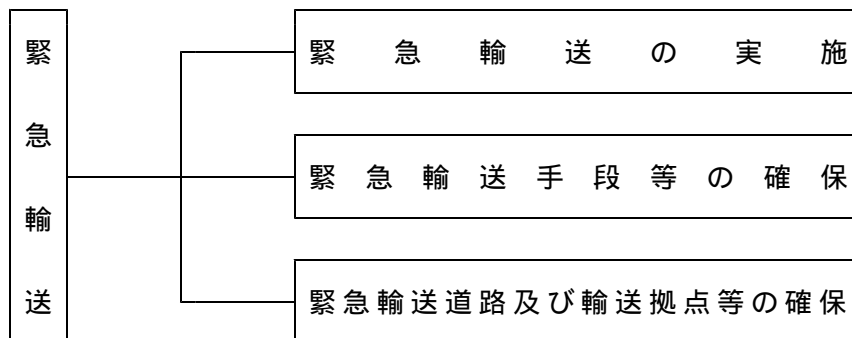
第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害時には、避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講じる。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 想定される地震災害の種類と対策

被害が全県に及ぶ地震災害の場合は、県外からの人や物資の輸送が重要となるが、被害が局所的な直下型地震などにおいては、県内の地域間の人や物資の輸送が特に重要となる。

(2) 陸上、海上・河川及び空の交通手段を用いた総合的なネットワークの構築

県内の道路、港湾・漁港、河川及び空港・ヘリポート等を総合的に活用し、災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送路ネットワークの整備を図り、緊急輸送を実施する必要がある。また、震災時の物流拠点となる施設については、こうした陸上、海上・河川及び空の各輸送手段の連結性を考慮し整備を進め、対応していく必要がある。

(3) 地域特性と対策

地域の社会特性（人口、交通施設の整備状況、交通利便性等）や被害特性を考慮し、輸送拠点の整備を行い対策を実施していく。

第2 緊急輸送の実施

実施機関 県（関係各課）、市町村、自衛隊、第八管区海上保安本部、中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、県トラック協会、一畑電車株式会社、一畑バス株式会社、石見交通株式会社、隠岐汽船株式会社、漁業協同組合JFしまね

1 緊急輸送の実施責任者

緊急輸送の実施責任者は、次のとおりとする。

輸送対象	実施責任者	輸送に当たっての配慮事項
被災者の輸送	市町村長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	(3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段階	輸送対象
第1段階 避難救援期	(1) 救助・救急、医療従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 事態安定期	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食糧、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 復旧期	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第3 緊急輸送手段等の確保

実施機関 県（総務部消防防災課、地域振興部交通対策課、農林水産部水産課、教育庁高校教育課、警察本部交通企画課）、市町村、自衛隊、第八管区海上保安本部、中国運輸局、中国地方整備局（境港湾・空港整備事務所）、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、県トラック協会、一畑電車株式会社、一畑バス株式会社、石見交通株式会社、隠岐汽船株式会社、漁業協同組合JFしまね

1 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものによる。

輸送手段	輸送力の確保等	関係連絡先
自動車	(1) 確保順位 ア 応急対策実施機関所有の車両等 イ 公共的団体の車両等 ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 エ その他の自家用車両等 (2) 災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請をする。	協力先 県トラック協会 (電話 0852-21-4272) 一畑バス株式会社 (電話 0852-20-5200) 石見交通株式会社 (電話 0856-22-1100)

輸送手段	輸送力の確保等	関係連絡先
鉄道	道路の被害などによって自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他県等遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適切な場合、それぞれの実施機関において直接応援要請する。	人員輸送 西日本旅客鉄道株式会社 (電話 0859-32-0255) (夜0859-32-8062) 一畑電車株式会社 (電話 0853-62-3383) 物資輸送 日本貨物鉄道株式会社 (電話 0859-22-5487) (夜0859-22-5487)
船舶等	(1) 県有船舶等の活用 海上輸送を必要とするときは、県はできるかぎり県有船舶の活用を図る。 また、県は必要に応じて漁船の活用について関係漁業協同組合に対し要請する。 (2) 民間船舶等の活用 県は、離島における災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは、中国運輸局に応援要請する。 (3) 海上保安本部所属の船舶の活用 市町村及び防災関係機関は、緊急に海上輸送を必要とするとき又は(1)、(2)による輸送が困難であるときは、輸送条件を明示し県(総務部消防防災課 電話0852-22-5885)に巡視船艇による輸送を要請するものとし、県は直ちに海上保安機関に出動を要請する。 (4) 県は、必要に応じて、中国地方整備局(境港湾・空港整備事務所)が保有する船舶の派遣を要請する。 (5) 自衛隊所属船舶の活用 (1)～(4)以外に更に輸送手段として必要な場合、県は関係自衛隊に船舶の派遣を要請するものとする。	県(教育庁・農林水産部) 隠岐汽船株式会社 (電話 08512-2-1122) 中国運輸局 島根運輸支局 (電話 0852-38-8111) 漁業協同組合JFしまね (電話 0852-21-0001) 第八管区海上保安本部 (電話 0773-76-4100) 中国地方整備局境港湾 ・空港整備事務所 (電話0859-42-3145) 「第5節 自衛隊の災害派遣」参照。
航空機	災害応急対策実施機関の長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、県(総務部消防防災課電話0852-22-5885)に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。 県は直ちに海上保安機関及び自衛隊の機関に航空機の出動、派遣を要請する。	第八管区海上保安本部 (電話0773-76-4100) 「第5節 自衛隊の災害派遣体制」参照。

各災害応急対策実施機関は、所管にかかる車両、船舶等の状況を十分に把握しておく。
島根県地域防災計画(資料編)「輸送」参照。

2 輸送条件

災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量(重量を含む) (2) 輸送を必要とする区間 (3) 輸送の予定日時 (4) その他必要な事項 |
|--|

3 強制確保

(1) 輸送命令等による方法

県は、震災時輸送手段の確保が著しく困難になったときは、中国運輸局による災害時における自動車応援手配及び自動車運送業者に対する輸送命令等の緊急措置を要請する。

(2) 従事命令等による方法

県は、災害救助法及び災害対策基本法に基づく知事の従事命令により、自動車運送業者及びその従業者に対して輸送業務への従事を命令し、輸送手段、輸送人員等を確保する。

4 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出するものとする。

第4 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

実施機関 県（地域振興部交通対策課、農林水産部農地整備課、漁港漁場整備課、土木部道路維持課、道路建設課、港湾空港課）、市町村、自衛隊、第八管区海上保安本部、中国運輸局、道路管理者、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

1 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。

なお、緊急輸送道路については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、平成20年度改訂）により次のように定められている。

区 分	緊 急 輸 送 道 路 の 内 容
第1次 緊急輸送道路	県内及び隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路。 東西、南北方向の広域的な連携を確保する高規格幹線道路、及び主要な一般国道を設定する。また、これらの路線と1次拠点を連絡する路線を設定する。
第2次 緊急輸送道路	県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路を補完し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路。 第1次緊急輸送道路と2次拠点を連絡する路線を設定する。また、第1次緊急輸送道路を補完する路線を設定する。
第3次 緊急輸送道路	第1次及び第2次緊急輸送道路と3次拠点を連絡する路線を設定する。

2 輸送拠点等の確保

重要な防災上の拠点や各種輸送拠点、緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。

拠点的種類	内 容
県庁、市町村役場その他防災関係機関の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁 [第1次]、地方機関 [第2次] ・市町村役場 [第1次] ~ [第2次]、市町村支所 [第2次] ・防災関係機関の所在地 [第2次] ~ [第3次]
空港	<ul style="list-style-type: none"> ・第3種空港 / 共同利用空港 (出雲空港、石見空港、米子空港、隠岐空港) [第1次]
ヘリポート 場外離着陸場	<ul style="list-style-type: none"> ・離島ヘリポート (海士町、知夫村、西ノ島町) [第2次] ・県立中央病院ヘリポート [第2次] ・場外離着陸場 [第3次]
港湾、漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な港湾 (境港、浜田港、西郷港、三隅港、別府港、七類港) [第1次] ・重要な港湾及び漁港 (河下港、久手港、江津港、益田港、海士港、来居港、浜田漁港、恵曇漁港、和江漁港、菱浦漁港) [第2次]
鉄道駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・中心都市駅前広場、その他駅広場 (JR松江駅、出雲市駅、大田市駅、浜田駅、益田駅、東松江駅、西出雲駅、松江しんじ湖温泉駅) [第3次]
広域防災拠点 (備蓄基地)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防学校及び広域防災拠点備蓄倉庫 (松江市乃木福富)、浜田防災備蓄倉庫 (浜田市野原町) [第1次]
市町村物資集積予定地	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村物資集積予定地 [第2次]
道路空間を利用した防災 拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・インターチェンジ等 [第2次] ・道の駅 [第2次]
災害医療拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹災害医療センター (県立中央病院) [第1次] ・地域災害医療センター (松江赤十字病院、公立雲南総合病院、大田市立病院、島根県済生会江津総合病院、益田赤十字病院、隠岐広域連合隠岐病院、松江市立病院) [第2次] ・救急告示病院 [第2次] ・島根県赤十字血液センター [第2次]
災害応急対策・復旧拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・県立都市公園 (浜山公園、石見海浜公園、万葉公園) [第2次]

[第1次] 第1次緊急輸送道路に接続する防災拠点

[第2次] 第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点

[第3次] 第3次緊急輸送道路に接続する防災拠点

斜体の施設は県外の防災拠点

3 関係機関及び住民等への周知

災害時において実施責任者は、緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等について、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を通じて周知する。

第15節 浸水、土砂災害対策

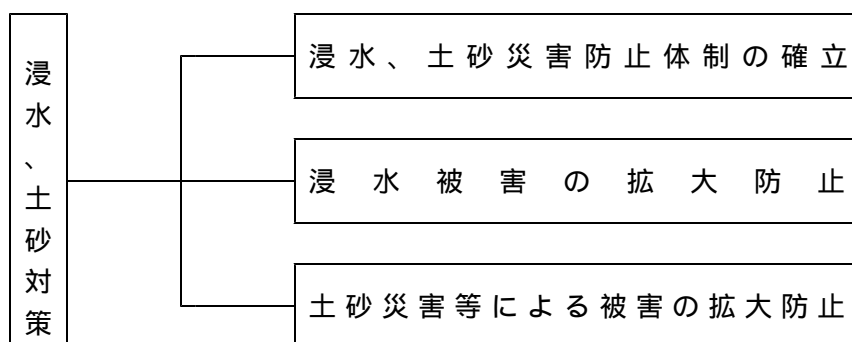
第1 基本的な考え方

1 趣旨

県内の河川、護岸、ダム、ため池、急傾斜地等においては、地震後、施設の損壊による浸水や土砂災害による被害をもたらす可能性があり、それらの防止のため、監視及び応急措置等を講ずる必要がある。

このため、県及び市町村、関係機関等は、浸水、土砂災害への警戒を行い、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を実施し、浸水、土砂災害による被害の拡大防止のための措置を講じる。

2 対策の体系



3 留意点

過去の地震災害の浸水、土砂災害履歴に関する事例、自然条件、防災施設の整備状況を基に、重点的に被害の拡大防止措置を講じるべき地域をあらかじめ調査検討しておく必要がある。

第2 浸水、土砂災害防止体制の確立

実施機関 県（土木部河川課、砂防課）、市町村、中国地方整備局、自衛隊

県（土木部）及び市町村は、河川施設及び海岸施設にかかる被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るため「島根県水防計画」に定めた方法により確立する。

また、急傾斜地等における土砂災害に対応するための体制を確立する。

第3 浸水被害の拡大防止

実施機関 県（農林水産部農地整備課、土木部河川課）、市町村、気象庁（松江地方気象台）、中国地方整備局、中国四国農政局、第八管区海上保安本部、自衛隊、ダム・水門・堰・ため池等管理者

1 点検、警戒活動

河川の管理者及び砂防施設管理者は、地震発生後直ちに管理する施設の点検を実施し、対策の必要性を検討し、必要に応じて対策を講じる。許可工作物の管理者に対しても施設の点検報告を求め、安全性を確認する。

2 水門及び閘門の操作

水門、樋門は地震による沈下・変形等により開閉操作が円滑に行われない場合が想定できる。このため、各施設の管理者は開閉の点検を行うものとする。

3 ダムの点検

(1) ダムの管理者は、ダムの基礎部に設置した地震計により観測された最大加速度が25gal以上である地震、又はダム周辺地域について発表された気象庁震度階が4以上である地震が発生した場合、直ちに「地震発生後のダム臨時点検要領(案)(国土交通省河川局通達)」に基づいて臨時点検を行う。

(2) 土木部は、(1)の点検結果を取りまとめのうえ、中国地方整備局長に報告する。

(3) 農林水産部で所管するダムについては、(1)の点検結果を土木部に報告するとともに、「地震後の農業用ダム臨時点検要領(案)」(平成21年3月31日 20中整第1532号(防))により、中国四国農政局長にも報告する。

(4) 企業局で所管するダムについては、(1)の点検結果を土木部に報告するとともに、電気事業法に基づく点検を行い、損壊があった場合には経済産業大臣に報告する。

4 ため池の点検

ため池の管理者は、ため池地点周辺の気象台から発表された気象庁震度階が4以上である地震が発生した場合「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」に基づいて緊急点検を行い、市町村、県を通じて中国四国農政局長に報告する。対策については、点検の結果に応じて適正な措置を講ずる。

5 水防計画に準拠した活動

地震、津波により、浸水対策の必要があると認められる場合には「島根県水防計画」及び各市町村「水防計画」に準拠して浸水対策措置を実施する。

第4 土砂災害等による被害の拡大防止

実施機関 県(農林水産部農地整備課、森林整備課、土木部砂防課)、市町村、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国地方整備局

1 土砂災害発生前

県及び市町村は、地域で地震に伴う土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合においては、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

2 土砂災害発生後

県及び市町村は、急傾斜地崩壊危険箇所等における斜面崩壊、土石流危険渓流等における土石流及び地すべり危険箇所等における地すべりなどにより土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、県においては、所管施設の被害の把握に努める。中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国地方整備局においては、所管施設の被害実態の把握に努めるとともに、応急復旧に係る対応に努める。

なお、二次災害の発生に対処するため、県及び市町村は、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

3 土砂災害の防止措置

地震時に土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや地すべり等が懸念される場合は、各施設管理者、市町村において、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講じる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

4 警戒避難体制の確立

(1) 情報の指示・伝達

県及び市町村は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとする。特に、市町村は、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。

(2) 警戒区域の設定

市町村は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 専門家等の派遣による支援

県は、必要に応じ、市町村の警戒・監視活動に協力し、アドバイザー制度¹を活用するほか、砂防ボランティア²、山地防災ヘルパー³等の派遣や関係機関等に対し専門家の派遣要請を行う。

(4) 避難誘導

本章「第8節 避難活動」を参照。

- * 1 アドバイザー制度：国において創設した砂防の専門家による助言組織であり、土砂災害等の発生が予想される事態において活用することを目的としている制度。
- * 2 砂防ボランティア：平成8年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。風水害時に急傾斜地崩壊や地すべりなど砂防の専門的な知識を活用し、危険箇所を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。なお、この中には、斜面判定士の認定を受けている者も含まれる。
- * 3 山地防災ヘルパー：平成18年に設立された島根県山地防砂ヘルパー協議会に登録されているボランティアをいう。風水害時に山腹崩壊や地すべりなど治山の専門的知識を活用し、山地災害危険地区や防災施設を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。

第16節 施設等の応急対策

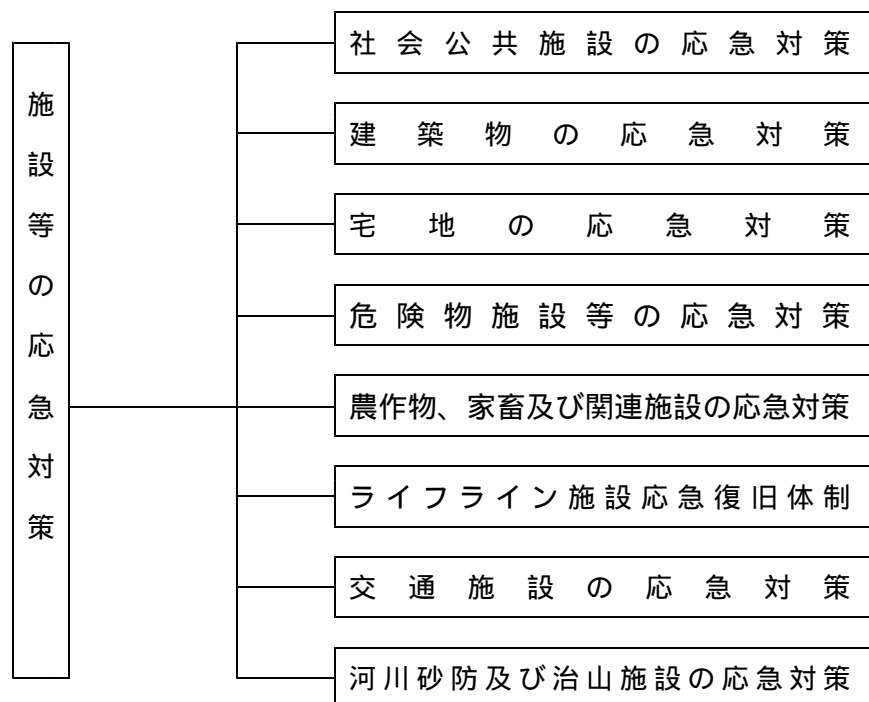
第1 基本的な考え方

1 趣旨

応急対策活動上重要な社会公共施設を始め、電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、道路、鉄道、空港等の交通施設等及び河川施設及びその他の公共施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、地震災害発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たす。

このため、施設管理者と県、市町村及び防災関係機関は、これらの施設等について相互の連携を図りながら迅速な応急対策を実施する。

2 対策の体系



3 留意点

各ライフライン施設の管理者と県、市町村及び防災関係機関は、地震災害時において迅速な対応ができるように防災訓練等を通じ、日ごろから連携を図り、応急復旧体制の検証をする。

第2 社会公共施設の応急対策

社会公共施設の応急対策は、震災後の利用者の安全確保や県民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行う必要がある。そのため、各施設所管各課及び施設管理者は、地震発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、それらに対応した応急対策計画を策定し、実施する。

実施機関 県（総務部営繕課、健康福祉部地域福祉課、医療政策課、健康推進課、高齢者福祉課、青少年家庭課、障がい福祉課、薬事衛生課、土木部道路維持課、道路建設課、河川課、港湾空港課、砂防課、都市計画課、下水道推進課、建築住宅課）

県各部局は、各社会公共施設の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全確保が図られると共に、自主的な災害活動により被害の軽減、及び震災後における災害復旧が順調に行われるよう以下のような措置を講じるよう指導する。

- 1 避難対策については、特に綿密な計画をたて万全を期する。
- 2 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- 3 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- 4 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- 5 施設入居者の人命救助を第一とする。

第3 建築物の応急対策

実施機関 県（総務部管財課、営繕課、土木部建築住宅課、教育庁教育施設課、警察本部会計課、県土整備事務所）、市町村、建築関係団体等

1 応急対策実施体制の整備

(1) 県

警戒本部が設置され、建築物に関する応急対策実施体制確立の要請があったときは、県が実施する建築物に関する応急対策業務を一元的に実施するために建築技術職員による応急対策実施体制（建築班）を確立する。

被害規模に応じて、建築関係団体に支援を要請し体制をとる。

(2) 市町村

建築物に関する被害の把握や応急対策を迅速に実施するため、明確な応急対策実施体制を確立するとともに、所轄県土整備事務所の建築担当部署と密接な連携をとり応急対策活動にあたる。

(3) 建築関係団体等

県より要請があったときは速やかに応急対策体制を確立し、県及び市町村が実施する応急対策活動に協力する。

(4) 応急対策実施体制の整備

平素から応急対策体制、連絡体系、応急活動の役割分担等を整備し関係機関の周知を図る。

特に、応急補修・復旧のための労務・資材等の確保については、各業界と動員体制や調達方法を取り決めておくことが重要である。

2 応急活動拠点等の被災状況調査と応急補修

(1) 県

地震発生後速やかに、予め指定した県有の防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上げ材等の落下によって人的被害が発生する恐れがある場合は、速やかに応急補修を行う。

ただし、損傷の程度が大きく補修が不可能な場合又は応急補修では余震による二次災害を防止できない場合は、施設管理者にその旨を報告し対策を協議する。

(2) 市町村

市町村が管理する防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上げ材等の落下の恐れがある場合は、速やかに応急補修を行う。ただし、市町村に建築技術職員がいないか人数が少ないため、調査や補修の検討を行うことが困難な場合は、県に支援

を要請することができる。

3 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物が余震で倒壊したり、部材等が落下して二次災害が発生することを防止し、住民の安全の確保を図るため応急危険度判定を実施する。

(1) 県

平時から応急危険度判定士の養成・登録及び判定資機材の調達・備蓄を行うとともに、地震により建築物の被害が発生し市町村から被災建物応急危険度判定の実施に係る支援要請を受けた場合は、速やかに支援本部を設置し、応急危険度判定士及び本部要員等の派遣並びに判定資機材の提供等の支援を行う。なお、地震被害が大規模であること等により必要がある場合は、国土交通省又は他の都道府県に対し支援を要請する。

応急危険度判定士の派遣にあたっては、(社)島根県建築士会に、応急危険度判定士等の招集について協力を要請する。

(2) 市町村

地震発生後速やかに建築物被害の状況を把握し、応急危険度判定を行う必要があると認められた場合は実施本部を設置し、住民に十分広報したうえで応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定の実施にあたっては、応急危険度判定士の動員数、班編成及び責任者並びに判定実施区域、判定対象建築物及び判定方法など判定実施に必要な事項を定めるものとするが、市町村で対応できないものについては県に必要な支援を要請する。

(3) 建築関係団体

(社)島根県建築士会は、応急危険度判定士等への連絡体制を整備し、県から応急危険度判定士の召集に関する要請を受けた場合は、会員等に判定活動への参加を要請する。

また、建築関係団体は、応急危険度判定の準備及び実施にあたって、県又は市町村から要請を受けた場合は必要な協力を努める。

4 市町村の応急対策業務への応援

市町村は、被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者等の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請することができる。

県は、市町村から建築技術者の派遣や業務支援の要請を受けたときは、建築関係団体からの動員者も含めて建築技術者を選定し派遣又は支援をする。

第4 宅地の応急対策

実施機関 県(土木部都市計画課)、市町村

1 宅地危険度判定の実施

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次被害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため危険度判定を実施する。

(1) 県

地震により宅地に被害が発生し、市町村から宅地危険度判定の支援要請を受けた場合は、支援体制を確立し、危険度判定士に出動を要請する。

市町村からの要請内容を整理し、班編成、責任者、業務の分担など必要な事項を定めた支援実施計画を作成し、関係団体に周知を図る。

(2) 市町村

地震発生後速やかに宅地被害の状況を把握し、危険度判定を行う必要があると認めた場合は、判定実施体制を確立し、県に支援を要請するとともに、住民に判定実施の周知を図る。

又、判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な説明をし、二次被害の発生を防止する。

第5 危険物施設等の応急対策

危険物施設等は、震災時における、火災、爆発、漏洩及び流出等により、周辺地域住民に対しても大きな被害を与える恐れがある。したがって、これらの施設については、地震による被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する被害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する。

1 危険物施設の応急対策

実施機関 県（総務部消防防災課）、消防本部、防災関係機関、各事業所

県及び消防本部は、震災時に関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

(1) 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物が流出、爆発等のおそれがある場合は、直ちに取扱作業等を中止し、弁の閉鎖又は給油の緊急停止措置を行う。

(2) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の現状把握と災害発生の危険を防止するため、危険物の取扱施設、消火設備及び保安電源並びに近隣状況の把握等の緊急点検を実施する。

(3) 危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、必要に応じて応急補修、危険物の回収等適切な措置を行う。

(4) 災害発生時の応急活動事態の確立

危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

(5) 防災関係機関への通報

災害を発見した者は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。

(6) 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施

被災した事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

2 高圧ガス施設の応急措置

実施機関 県（総務部消防防災課）、消防本部、高圧ガス事業者

県及び消防本部は、震災時に関係事業者に対し、次のことを指導し、又は協力を受けて取り組む。

(1) 被害状況の把握

早急に正確な被害状況の把握に努め、適切な緊急措置を講じる。

(2) 二次災害の防止

ア 装置等の緊急停止措置

ガスの漏えいを防止し、爆発等の二次災害を防止するため、弁の閉鎖等の緊急停止措置を行う。

イ 施設の応急点検

施設の安全を確認するため、応急点検の実施、ガス濃度の測定等を実施する。

ウ 被害拡大防止措置

施設に損傷等が発見されたときは、応急補修、ガス抜き取り等の措置を行う。漏えいが確認されたときは、漏えい防止措置を行うとともに、ガスの性状により火気使用禁止措置等必要な措置を行う。

(3) 防災関係機関への通報

災害による被害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報する。

(4) 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置

被災した事業所は、消防、警察等防災関係機関との連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、必要に応じて避難、広報等の措置を行う。

3 火薬類施設の応急措置

実施機関 県（総務部消防防災課、警察本部生活保安課）、消防本部、各取扱業者

県及び消防本部は、早急に正確な被害状況の把握に努め、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要と認めるときは、法第45条及び法第45条の2に基づく緊急措置を命ずる。

各取扱業者は、近隣の消防や警察と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずるものとする。

(1) 保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り役をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する。

(2) 道路が危険であるか又は運搬の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講ずる。

(3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火措置を講じ、かつ必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。

4 毒劇物取扱施設の応急措置

実施機関 県（健康福祉部薬事衛生課）、防災関係機関

県は、毒劇物取扱施設に係る災害発生時の応急対策について特に保健衛生上の危害を最小限に防止するため、以下の措置を講ずるよう指導する。

(1) 保健所又は消防本部等への届出

(2) 毒劇物の流出等の防止措置及び中和等による除外措置

(3) 災害をまぬかれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置

- (4) 毒劇物による保健衛生上の危害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立
- (5) 緊急連絡等情報網の確立により、災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、状況に即した活動体制の確保

第6 農作物、家畜及び関連施設の応急対策

実施機関1 県（農林水産部農業経営課、農畜産振興課）、防災関係機関

地震により農作物、家畜及び関連施設が被害を受けた場合は、各農林振興センターからの被害報告に基づき、農作物の応急対策、家畜の防疫及び飼料確保対策等を実施する。

1 家畜防疫対策

(1) 家畜伝染病の発生及びまん延の防止

市町村、関係農業協同組合及び家畜診療所の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織を編成し、必要な措置を実施する。畜舎施設並びに病畜及び死亡家畜に対する薬剤散布を実施し、家畜伝染病の発生及びまん延の防止を指導する。

死亡家畜の措置については家畜の飼育者に市町村長への届け出を行わせ、市町村の指示に従って死体の埋却または焼却処分等を指導する。

(2) 防疫資材の確保

被害地域における円滑な防疫活動を実施するため、動物用医薬品等販売業者に対し必要数量の確保、供給要請を行う。

2 飼料等確保対策

被害地域における飼料を確保するため、飼料販売業者に対し必要数量の確保、供給要請を行う。また、生乳指定生産者団体と連携し集乳路線の確保を行う。

3 技術的援助

県は、市町村、農業協同組合等の協力を得て、「作物気象災害対策指針」等に基づき、応急対策、事後対策等について技術指導を行う。

実施機関2 市町村

市町村長は地震が発生した場合、農作物、家畜及び関連施設等の被害状況を管轄する支庁又は農林振興センターに当該市町村の被害状況を報告する。

第7 ライフライン施設応急復旧体制

1 災害情報の収集・伝達

実施機関 関係各課・機関

ライフライン施設災害への対応を効果的に実施するためには、災害による被害状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各課・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、関係各課・機関は、災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連

携の下に、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

2 災害応急活動体制の確立

実施機関 県（総務部消防防災課、健康福祉部薬事衛生課、土木部下水道推進課、企業局）、市町村、関係機関

ライフライン施設災害が発生した場合、県、市町村、ライフライン施設管理者等は、相互連携のうえ一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

3 電気施設応急措置

災害により電気施設に被害があった場合、各管理者は、速やかに次のような応急措置を講じ、施設の機能を維持する。

実施機関 1 県（企業局経営課）

(1) 応急復旧

災害による県営発電施設の被害状況把握と早期復旧を図るとともに、二次災害の防止を目的として対応する。

ア 応急復旧体制

県管理の電気施設については、被災状況を速やかに把握し、応急復旧対策の実施体制を確立する。

イ 必要職員の召集

職員への出勤要請は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。

ウ 災害時における通報連絡

関係機関への通報連絡は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。

エ 被害状況の早期把握

被害状況の把握は、巡視点検、遠方監視設備による各種情報確認等の方法をもって行い、被害状況の早期把握に努める。

オ 被災時の措置

施設の点検結果を迅速に関係機関へ連絡するとともに、異常が発見された場合は、取水や発電を停止する等必要な措置を講ずる。

復旧にあたっては、中国電力等の関係機関と連絡を取りながら対策を行う。

(2) 拡大防止対策

県営発電施設が被災した場合は、取水や発電を停止する等必要な措置を講ずるとともに、火災発生や油脂類の流出等、二次災害の防止措置を行う。

実施機関 2 中国電力

被害状況により、応急送電・仮復旧の2体系に区分し、重要施設への緊急送電と被災者への生活用電力の早期供給を実施する。

(1) 応急復旧

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事について、「災害復旧応援マニュアル」、「応急復旧マニュアル」等の手順・工法に基づき、次の基準により実施する。

(ア) 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 送電設備

ヘリコプター・車両等の機動力の活用ならびに予備品・貯蔵品の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

(ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または、移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(エ) 配電設備

ヘリコプター・車両等の機動力の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

(オ) 通信設備

可搬型電源，衛星地上局（可搬型）、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

エ 復旧順位

復旧計画の策定および実施にあたっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、被害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

	復 旧 順 位
水力発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 系統に影響の大きい発電所 ・ 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 ・ 早期に措置を講じないと復旧がいつそう困難になるおそれがある発電所 ・ その他の発電所
火力発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所内電源を確保できる発電所 ・ 系統に影響の大きい発電所 ・ 地域供給変電所を有する発電所 ・ その他の発電所
原子力発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所内電源を確保できる発電所 ・ 系統に影響の大きい発電所 ・ 地域供給変電所を有する発電所 ・ その他の発電所
送電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全回線送電不能の主要線路 ・ 全回線送電不能のその他の線路 ・ 一部回線送電不能の主要線路 ・ 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要幹線の復旧に関係する送電用変電所 ・ 都市部に送配電する送電系統の中間変電所 ・ 重要施設に配電する配電用変電所 (この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、交通・通信報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 ・ その他の回線
通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給電指令回線、制御・監視および保護回線 ・ 保安用回線

(2) 拡大防止対策

ア 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

イ 災害時における広報

(ア) 広報活動

災害発生が予測される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

(イ) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。

ウ 復旧要員の広域運営

「非常災害時における復旧応援要綱」(中央電協議会策定)に基づき復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予測され、または発生したとき

は応援の要請を行う。

エ 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、担当区域内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、自衛隊法に基づき被害地域の都道府県知事に対して、自衛隊の派遣を要請する。

4 ガス施設応急措置

実施機関1 都市ガス事業者

(1) 都市ガス応急復旧

大規模災害の発生時には、ガス導管をはじめとして何らかの被災は免れない。このことを前提として、迅速にガスによる二次災害防止に全力を傾注する。

なお、災害発生時には交通網が寸断される場合もあるので代替ルートの確保をしておく必要がある。

ア 初動対応

災害発生時には、あらかじめ定めた基準に基づき、被災状況の把握に努めるとともに次の活動により対応する。

(ア) 初動活動体制

地震発生時は、規模に応じ、出勤基準、巡回ルート及び点検基準に基づき、被災状況の把握に努めるとともに次の体制で即応する。

a 出勤

(a) テレビ・ラジオにより地震情報を得、又はガス事業者からの連絡により出勤する。

(b) 出勤に当たっては、沿線の被害状況、交通状況、二次災害の可能性について連絡する。

b 情報収集

地震計による災害規模の把握、工場の送出量の把握、主要導管の圧力、移動無線車の情報に加え、需要家からの情報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。

(イ) 緊急巡回調査

a 主要な導管ルート、整圧器の巡回点検を行う。

b 主要なガス使用建物の巡回点検を行い状況把握および応急措置に努める。

(ウ) ガスの供給停止

災害規模および被害状況等により供給停止の判断を下す。

災害規模により、日本ガス協会を中心とした災害時の応援を要請する。

イ 災害時広報

(ア) 災害が発生し、ガスの供給停止を行うときは広報車により広報を行うほか、報道機関等に依頼し、広報の徹底に努める。

(イ) 供給を継続する場合でもガス臭やガス設備の異常発見時の通報、連絡に対する広報を行なう。

(ウ) 復旧作業ではブロック単位での作業となるためそれに合わせた広報の周知徹底に努め、二次災害の防止を図る。

(エ) 復旧状況の概要と復旧完了予定の時期について定期的に広報を行なう。

ウ 復旧

(ア) 復旧優先順位

復旧優先順位については、以下の順序で対応する。

a 病院、療養施設等

- b 被災住民の避難場所
- c 公共施設等

(イ) 復旧対策

復旧に係る資機材については、備蓄資機材により対応し、必要に応じ調達、確保する。

(2) 拡大防止対策

ア 広報

(ア) 二次災害防止安全対策の広報

(イ) 復旧予定の広報

イ 巡回監視

(ア) 二次災害発生防止のための各所巡回パトロール

(イ) 状況判断のうえ、供給停止措置

(ウ) 応援要請

日本ガス協会災害復旧体制に基づき、速やかに応援要請を行う。

実施機関2 県（総務部消防防災課）、エルピーガス協会、エルピーガス販売業者

(1) エルピーガス施設応急復旧

県およびエルピーガス協会は、エルピーガス販売業者に対し、次のことを指導し、又は協力を受けて取り組む。

ア 被害状況の把握

早急に正確な被害状況を把握し、適切な緊急措置を講じる。

イ 二次災害の防止

(ア) 危険箇所（倒壊、焼失、流失家屋等）からの容器の撤収及び回収

(イ) 洪水等による流出容器（県内外）の被害状況の確認及び容器の回収

(ウ) 避難所等の臨時的使用箇所で使用されるエルピーガスの安全使用

ウ エルピーガス設備の修復と早期安全供給の開始

エルピーガス販売業者は、エルピーガス設備の修復と早期安全供給の開始に努める。

復旧は病院、避難場所等を優先して行う。

エ 動員・応援体制

(ア) エルピーガス販売業者は、被害地のエルピーガス協会支部長に通報し、支部長は緊急体制を整える。

(イ) エルピーガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対して応急復旧のための動員を要請する。

オ 電話相談窓口の開設（臨時）

エルピーガス協会は、避難場所等での応急的なエルピーガスの使用等に対応するため、電話相談窓口を開設して、住民からの相談に対応する。

(2) 拡大防止対策

ア エルピーガス設備の安全点検の実施

エルピーガス販売業者、保安機関、容器検査所等が相互協力し、エルピーガス設備の安全点検を実施し、被害の拡大防止に努める。

特に、避難場所となる公共施設や老人ホーム等の災害時要援護者の施設を最優先に点検を実施する。

イ 動員・応援体制

エルピーガス協会は、被害を受けた地域の支部長と連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対して被害拡大防止の点検のための動員を要請する。

ウ 広報活動

エルピーガス協会は、危険箇所での火気使用禁止や容器バルブの閉止の確認等の二次災害防止のために必要な事項及び復旧計画等の広報活動を行う。

5 上水道施設応急措置

実施機関1 県（健康福祉部薬事衛生課）

県は、市町村等間、協定締結組合等への支援・協力について、応援要請があった場合、または、被害状況により必要と認めた場合は、斡旋、指導及び要請を行う。

被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、全国の水道事業者等に支援を要請する。

実施機関2 県（企業局経営課）

(1) 応急復旧

災害による水道施設の被害状況把握と早期復旧を図るとともに、二次災害の防止を目的として対応する。

ア 応急復旧体制

県管理の上水道施設については、被災状況を速やかに把握し、応急復旧対策の実施体制を確立する。

イ 必要職員の召集

職員への出勤要請は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。

ウ 災害時における通報連絡

関係機関への通報連絡は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。

エ 被害状況の早期把握

被害状況の把握は、巡視点検、遠方監視設備による各種情報確認等の方法をもって行い、被害状況の早期把握に努める。

オ 被災時の措置

施設の点検結果を迅速に関係機関へ連絡するとともに、異常が発見された場合は、取水や送水を停止する等必要な措置を講ずる。

復旧にあたっては、受水団体等の関係機関と連絡を取りながら対策を行う。

(2) 拡大防止対策

水道施設が被災した場合は、取水や送水を停止する等必要な措置を講ずるとともに、火災発生や油脂類の流出等、二次災害の防止措置を行う。

復旧にあたっては、応急復旧計画に基づき優先度の高い（取水地点から浄水場を経て送水末端）箇所から効率的に早期の復旧に努め、送水停止期間の長期化を防ぐ。

実施機関2 水道事業者

(1) 応急復旧

水道事業者は、迅速な応急復旧対策の実施に努める。

ア 給水の応急復旧

住民の生活用水確保のための応急復旧計画に基づき、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いで、その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。

イ 資機材等の調達

必要な応急復旧資機材については、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて、工事業者への調達依頼により確保を図る。

(2) 拡大防止対策

浄水場、配水池付近における斜面崩壊や主要な管路等の基幹施設が埋設されている道路崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防決壊など各施設における危険度データを収集整理し、二次災害の防止措置を講じる。

また、関連する他のライフライン施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの期間を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。

なお、被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されたため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び住民に対する飲料水の衛生指導について、周知する。

6 下水道施設応急対策

実施機関 1 県（土木部下水道推進課）

(1) 応急復旧

ア 応急復旧体制

県管理の下水道施設については、被災状況を速やかに把握し、応急復旧対策の実施体制を確立する。

イ 災害復旧方針の決定

被災箇所の応急復旧にあたっては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施する。

ウ 施設毎の応急措置・復旧方法

(ア) 管路施設

a 管路の損傷等による路面の障害

交通の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

b マンホール等からのいっ水

・排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管等を利用して緊急排水する。

・可搬式ポンプを利用して他の下水道管渠・排水路等へ緊急排水する。

・汚水管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。

c 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講ずる。

(イ) ポンプ場及び処理場施設

a ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。

b 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。

c 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。

d 燃料タンク等からの危険物の漏洩

危険物を扱う設備については、地震発生後速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合は速やかに応急措置を講じる。

e 汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏洩

地震発生後速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合は次の応急措置を講じる。

- ・火気使用の厳禁及び立入禁止の措置
- ・漏洩箇所の修復
- ・漏洩箇所付近の弁等の閉鎖

f 消毒施設からの塩素ガスの漏洩

消毒設備において、塩素ガスの漏洩が生じた場合は、呼吸保護器を着用して速やかに漏洩箇所の修復を実施し、緊急時の連絡体制に基づき、関係機関及び付近の住民に連絡する。

g 水質試験室における薬品類の飛散・漏洩

地震発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講ずる。

h 池及びタンクからのいっ水や漏水

土のう等によって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。

i 津波の発生

津波の発生が予想される場合は、次の措置を講じる。

- ・止水用ゲートの閉鎖及び止水用角落としての設置
- ・ポンプ場、処理場等における土のう等による漏水防止措置

エ 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関等に対し、迅速かつ確に提供する。

オ 市町村応急復旧の支援

市町村の実施する復旧作業の応援及び資材調達のための連絡等の支援措置を講じる。

(2) 拡大防止策

ア 下水道施設の調査と点検

次に事項に留意して速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害の恐れのあるものについては、並行して応急対策を実施する。

(ア) 二次災害の恐れのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施する。

(イ) 調査・点検漏れの生じないように、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。

(ウ) 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

イ 他の自治体への応援要請

応急復旧に必要な人員・資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行う。

実施機関2 市町村

(1) 応急復旧

被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

(2) 拡大防止策

二次災害の恐れのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施し、水機能の支障や二次災害の恐れのあるものについては、並行して応急対策を講じる。

7 電気通信設備応急措置

実施機関 西日本電信電話株式会社 島根支店

NTTグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

(1) 防災組織

非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは災害対策本部を設置する。

(2) 応急措置と応急復旧

ア 応急措置

(ア) 重要通信の確保

a 通信の利用制限

災害等により通信が著しくふくそうし、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行なう。

b 重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない『災害時優先電話』の承認を受けておくものとする。

(a) 災害時優先電話の指定機関

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく具体例）

順位	対象機関名等	具体的な機関名
第1 順位	気象機関	松江地方気象台
	水防機関	県庁・市役所・町村役場
	消防機関	消防署・出張所・消防団
	防災関係機関	中国(総合通信局・財務局・森林管理署・経済産業局・地方整備局・運輸局等)・生活避難場所・郵便事業株式会社中国支社
	災害救助機関	日本赤十字社県支部・県・医師会・救急指定病院・県看護協会
	警察機関	県警察本部・警察署・駐在所
	防衛機関	陸上自衛隊出雲駐屯地・海上自衛隊地方総監部・第八管区海上保安本部
	輸送の確保に直接関係のある機関	J R 西日本(株)・空港・県バス協会・県トラック協会等
	通信の確保に直接関係のある機関	(株)NTTドコモ中国支社・(株)NTTコミュニケーションズ中国・KDDI(株)等
第2 順位	電力の供給確保に直接関係ある機関	中国電力(株)
	ガス・水道供給に直接関係ある機関	水道局・市町村水道事業者・ガス事業者
	選挙管理機関	県・市町村選挙管理委員会
	預貯金業務を行なう金融機関	日本銀行支店・都市銀行・郵貯・国庫
	新聞社・通信社・放送事業者	新聞社等 NHK等放送機関
第3 順位	第1順位以外の国又は地方公共団体	市町村の火葬場・港湾・下水処理場・し尿処理場・市場(中央・東部)・ゴミ焼却場
	第1順位、第2順位に該当しないもの	

(イ) 非常通信の確保

非常通話・緊急通話『102』扱い

(ウ) 特設公衆電話の設置

災害救助法等が適用された場合、孤立地域及び避難場所等に特設公衆電話の設置に努める。

・臨時電話の設置

(エ) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

イ 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

回線の復旧順位

順位	復	旧	回	線
第1順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 交換局前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 		
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要回線を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に1契約回線以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 		
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> 電報中継回線1回線以上 		
	専用サービス線	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信回線を確保する機関（第1順位）各1回線以上 テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上 	
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上 	
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上 	
加入電信サービス回線 バケット交換サービス	社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線 		
第2順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 人口1千人当たり公衆電話1個以上 		
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に1契約回線以上 		
	専用線サービス等	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上 		
	加入電信サービス回線 バケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 		
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの			

- (ア) 災害対策用機器の活用
- (イ) 災害用伝言ダイヤル『171』の運用
- (ウ) 広報活動（拡大防止策）
- (エ) 広報車による広報活動を行なう。
 - a 被災地域と被災状況
 - b 復旧のための措置と復旧見込み時期
- (オ) 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災行政無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

実施機関 (株)NTTドコモ中国支社 島根支店

災害時等には、公共機関等の通信確保はもとより被災地域における重要通信の確保のため応急復旧対策を迅速に進める。

また、被災設備の速やかな復旧に向け、復旧作業を迅速、円滑に行うための復旧対策の充実強化を図り、電気通信サービスの確保に努める。

(1) 応急復旧

ア 電気通信設備に被害が発生した場合は、以下の各項の応急措置を実施する。

(ア) 通信の確保

災害により通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限の通信ができるように措置する。

- a 被災地への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出しに努める。
- b 県等の災害対策本部に対し、携帯電話の貸出しに努める。

(イ) 電気通信設備の応急復旧

電気通信設備の被害に対処するため、移動基地局車等を使用し、基地局の応急復旧作業を迅速に実施する。

(ウ) 通信の利用制限

災害等により通信のそ通が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため契約約款の定めるところにより通話の利用制限等の措置を行う。

(エ) 通信の優先利用

災害等が発生した場合において取扱う非常扱いの通話、緊急扱いの通話を契約約款の定めるところにより一般の通話に優先して取扱う。

(オ) 災害により、保有資材及び災害対策機器では、応急復旧に支障をきたすときは関係機関に対し応援要請又は協力を求める。

イ 災害のため通信が途絶したとき、または通信の利用制限を行ったときは、トーク装置による案内、報道機関、窓口掲示およびインターネット等の多様な広報手段により、以下の各項について利用者に周知する。

(ア) 通信途絶利用制限の内容と理由

(イ) 通信の被害復旧に対してとられている措置

(ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(エ) 被災設備、回線等の復旧状況及びそ通状況

(オ) その他の事項

ウ 災害時における復旧対策、災害時の措置は、以下のとおりである。

(ア) 災害により被災した基地局の復旧は、復旧順位により実施する。

(イ) 移動基地局車および移動電源車等の発動

(ウ) 被災状況の把握

被災状況を迅速に把握し、電気通信設備の早期復旧に対処するため、直通回線、携帯電話等を利用して情報収集活動を行う。

(エ) 通信のふくそう対策

電気通信設備の被災等により通信がふくそうした場合は、臨時通信回線の設置および対地別の規制等の措置をとる。

(オ) 電気通信設備の監視強化及び巡視点検を行い、不具合の発見とその復旧に努める。

実施機関 KDDI株式会社

(1) 防災組織

災害が発生し、又は発生する恐れがあり必要と認められるときには、社内に災害対策本部等を設置する。

災害対策本部は、被災地と協力して被害状況や通信疎通状況の情報収集と通信の確保、設備復旧など災害対策に関する指揮を行う。

(2) 応急措置

災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設置、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに、関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信を確保する。

(3) 応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

8 災害広報等の実施

(1) 基本的事項

災害が発生した場合には、県、市町村、消防本部等は、現有の広報手段を駆使するとともに、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と連携し、災害広報を実施する。

(2) 災害広報の実施

実施機関 県（政策企画局広聴広報課、総務部消防防災課）、市町村、ライフライン施設管理者、報道機関

ア 情報発信活動

(ア) 各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集システムに混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

(イ) 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、ライフライン施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

イ 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、利用者からの問い合わせや報道機関などからの取材等が集中する可能性がある。このため、問い合わせのための体制を確立し、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

問い合わせ先一覧

種 別	機 関	連 絡 先	
電 気	県（企業局）	0852-22-6646	
	中国電力(株)島根支社	0852-27-1113	
ガ ス	(都市ガス)	松江市ガス局	0852-21-0011
		出雲ガス	0853-21-0267
		浜田ガス	0855-26-1010
ス	(LPガス)	エルピーガス協会	0852-21-9716
		各IL比°-ガス販売事業者	各IL比°-ガス販売事業者
水 道	県（企業局）	0852-22-6646	
	県（薬事衛生課）	0852-22-5263	
	水道事業者	各水道事業者	

下水道	県（下水道推進課）	0852-22-6580
	市町村	各市町村役場
電話（NTT）	NTT西日本島根支店 企画総務部総務担当	0852-22-8205
	(株)NTTドコモ中国支社 島根支店販売企画担当	0852-25-6186

第8 交通施設の応急対策

1 鉄道施設の応急対策

実施機関1 西日本旅客鉄道株式会社米子支社

(1) 災害復旧実施の基本方針

社会経済活動の早急な回復を図るため、迅速な復旧作業を行うとともに早期の運転再開に努める。また、災害復旧に際しては再び同様な被害を被ることのないような耐震性の向上を図る。

(2) 災害応急計画及び実施

災害の復旧にあたっては地震災害対策本部を設置し、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

また、本復旧工事の実施にあたっては、被害内容の調査分析結果に基づき必要な改良事項を考慮してその適正を期する。

(3) 地震発生時の運転規制（地震警報機の感知、気象台等の発表時等）

震度5弱以上

運転規制区間の列車の運転を中止し、点検後安全を確認し最初の列車に限り、運転速度45km/h以下の速度制限を行い、その後の列車からは速度制限は解除する。

震度4

運転規制区間内の列車を一旦停止させた後、最初に運転する列車の運転速度は15km/h以下の速度制限を行い、その後の列車については運転速度45km/h以下の運転規制を行い、施設等の点検後、安全を確認し運転規制を解除する。

(4) 情報の収集及び連絡

災害に関する情報を迅速かつ適確に収集するため、自治体、警察、消防本部等の関係機関と緊密な連携をとる。

(5) 旅客に対する案内、避難誘導

災害が発生した場合は、被災線区等の輸送状況、被災状況等を迅速かつ的確に把握し、旅客等に周知する。また、避難誘導體制を確立する。

(6) 建設資材、技術者等の現状把握及び調達体制の確立

ア 応急作業に必要な応急用建設資材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査・把握し、災害時に調達できる体制を確立する。

イ 災害復旧に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握し、関係箇所及び関係協力事業者に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時の応急作業に必要な資材の供給については、災害予備用貯蔵品を確保するとともに、必

要なときに関係協力事業者から緊急調達できる供給体制を確立する。

(7) 通信連絡の方法

災害時における情報連絡、指示、命令伝達、報告等の手段を確保するため、必要に応じて非常用電話、通信回線の運用措置をとるとともに、非常無線通信規約により官公庁との相互活用を図る。

実施機関2 一畑電車株式会社

(1) 計画目的

地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力を挙げて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

(2) 地震災害対策本部の設置

地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処する。

(3) 運転規制

発令は松江地方気象台の発表又は体感により運転指令がその区間に進入する乗務員に通報し、「徐行」「停止」の手配をとるとともに、関係箇所連絡する。解除は区長等の行う線路点検結果に基づき、随時運転指令が解除を行う。地震が発生した場合の運転取扱は、次のとおり。

ア 震度5弱以上の場合は、直ちに運転を中止する。

イ 震度4の場合は、最初の列車は速度15km/h以下で注意運転を、その後の列車は30km/h以下で運転する。

ウ 震度3の場合は、最初の列車は速度25km/h以下で注意運転を、その後の列車は40km/h以下で運転する。

2 道路施設の応急対策

実施機関1 西日本高速道路株式会社

(1) 地震発生時の交通規制

地震が発生した場合には、道路利用者の安全確保に万全を期するため地震の規模及び被災の状況に応じ、県公安委員会等と協議して、速やかに速度規制、入口ゲートの閉鎖及び本線の通行止め等の交通規制を実施する。また、避難措置等の情報を巡回車やラジオ等により、道路利用者へ提供する。

(2) 地震発生時の震災点検措置

地震が発生した場合には、地震の規模に応じ、高速道路等の損傷状況、道路利用者の被害状況、交通の状況及び沿道沿線の状況等を迅速に把握するため、速やかに震災点検を実施する。

(3) 災害時の体制

営業中の高速道路等に地震による非常かつ重大な災害が発生した場合には、非常体制をとり、原則として中国支社及び当該高速道路事務所に災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、相互に情報交換を行ない、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、

連携体制により速やかに応急復旧を行う。

実施機関2 中国地方整備局、県（農林水産部農地整備課、土木部道路維持課、道路建設課）

避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、各道路管理者は所管する道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を行う。通行の危険な路線、区間については所轄警察署に通報するとともに通行止等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設の設置等を行い、道路交通の確保に万全を期す。また、道路の占用物件等の被災により、道路交通に支障がある場合には当該管理者に指示を行う。

実施機関3 市町村

道路被害及び道路上の障害物の状況調査を実施し、被害状況に応じた応急復旧、障害物の除去並びに保安施設の設置等を行い、交通の確保に努める。被害及び措置状況については速やかに県に連絡を行うものとする。

3 港湾及び漁港施設の応急対策

実施機関 県（農林水産部漁港漁場整備課、土木部港湾空港課）、市町村

(1) 港湾施設応急対策

港湾施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

(2) 漁港施設応急対策

漁港施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

4 空港施設の応急対策

実施機関 県（土木部港湾空港課）

空港施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

第9 河川砂防及び治山施設の応急対策

実施機関 県（農林水産部農地整備課、森林整備課、土木部河川課、砂防課）、市町村

地震により河川砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

1 河川施設応急対策

河川・海岸の堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水が浸透することによる増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急の締切を行い移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

2 砂防施設（地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設含む）応急対策

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

3 治山施設応急対策

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

4 応急復旧対策

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「負担法」という。）及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という）に基づき、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとしている。これにより主務大臣に災害の状況を報告し、災害査定を受けて復旧工事を実施するが、特に急を要する箇所について、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前工法協議を行い、応急復旧することとする。

第17節 災害時要援護者の安全確保

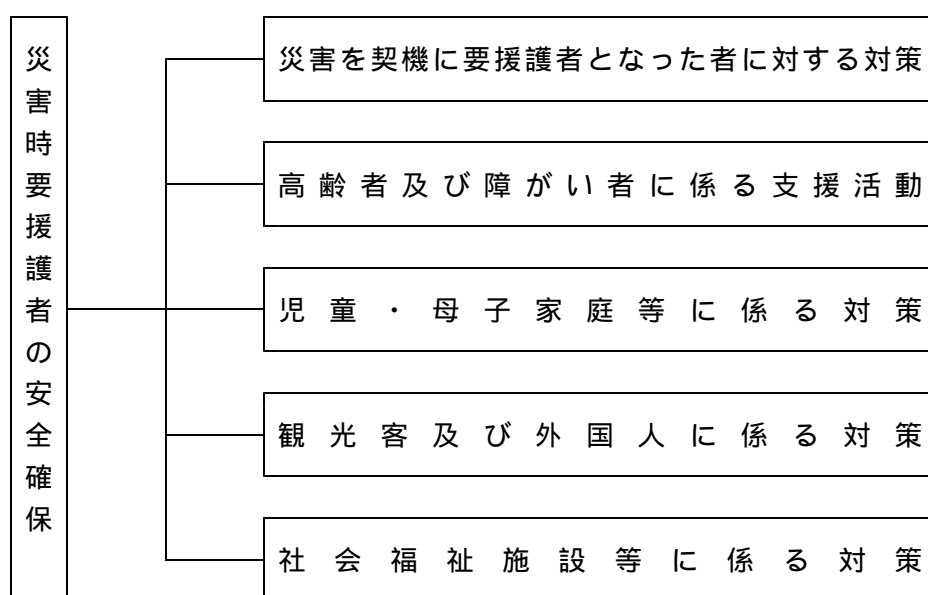
第1 基本的な考え方

1 趣旨

災害時においては、高齢者、病弱者、障がい者、児童（乳幼児含む）、妊婦、観光客・旅行者、外国人等のいわゆる「災害時要援護者」は、行動等に制約があり、迅速・的確な行動がとりにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。特に、災害を契機に新たに要援護者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。

このため、災害時要援護者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携をとりながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。

2 対策の体系



3 留意点

災害時要援護者に対する各種支援対策の実施に当たっては、多くの人手が必要となるため、県及び市町村は地域住民、民生委員や自主防災組織、ボランティア等との協力体制を確保する必要がある。

第2 災害を契機に要援護者となった者に対する対策

実施機関 県（健康福祉部健康福祉総務課）、市町村

1 市町村が実施する要援護者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要援護者となる者が発生することから、これら要援護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、市町村は以下の点に留意しながら要援護者対策を実施する。

(1) 市町村において把握している平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を

契機に要援護者となった者に対する対策については、当該要援護者の同意を得て、状況に応じて以下の措置をとる。

ア 地域住民等と協力して避難所へ移送する。

イ 必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う。

ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。

- (2) 要援護者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を発災後1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにする。そのため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として要援護者の把握調査を開始する。

2 県が行う協力要請等

県は、市町村が実施する措置に関し、他の県内市町村や他都道府県へ協力要請するなど必要な支援を行う。（要請方法は、本章「第4節 広域応援体制」参照。）

第3 高齢者及び障がい者に係る支援活動

実施機関 県（健康福祉部高齢者福祉課、障がい福祉課）、市町村

1 市町村が実施する支援活動

市町村は、避難所や在宅の一般の要援護者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板、広報紙、インターネット、ファクシミリ等を活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用し、被災した高齢者及び障がい者に対して、食糧、水、生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、食事摂取が困難な高齢者及び障がい者に適した食事を工夫する。
- (4) 避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (5) 避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- (6) 緊急入所には到らないが一般の避難所での生活が困難な要援護者を収容するため、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。
- (7) 関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行うなど必要な物資の確保を図る。

2 県の支援活動

県は、市町村及び各施設が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

第4 児童、ひとり親家庭等に係る対策

実施機関 県（健康福祉部青少年家庭課）、市町村

1 要保護児童の援護

- (1) 市町村の要保護児童の把握等

市町村は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、避難所の責任者等を通じ、市町村に対し通報がなされるような体制を確立する。

イ 住民基本台帳や住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 市町村は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 県の要保護児童の援護等

県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による養育の可能性を探るとともに、児童福祉施設や里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児の養育あるいは社会的自立を支援するため、実情に応じて母子福祉資金の貸付、児童扶養手当の支給、社会保険事務所における遺族年金の支給等の手続きを迅速に行う。

2 児童の保護等のための情報伝達

市町村は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び市町村や児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

3 ひとり親家庭等の支援

(1) 市町村が実施する対策

市町村は、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。

また、養育する児童のための手当の給付に関する情報の提供に努める。

(2) 県の支援活動

県は、市町村から情報収集するとともに、母子福祉団体と連携し情報収集や情報伝達に努め、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の悩みや要望の把握を行い、必要な施策を実施する。

特に、母子家庭と寡婦に対しては、母子寡婦福祉資金の貸付、母子家庭や父母のない児童を養育する者に対しては、児童扶養手当の支給、また、小学校修了前の児童を養育する者に対しては、児童手当の支給等の手続きを迅速に行う。

また、母子家庭、寡婦、父子家庭に対する日常生活支援事業の利用を促す。

第5 観光客及び外国人に係る対策

実施機関 県（総務部消防防災課、環境生活部文化国際課、商工労働部観光振興課）、市町村

1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める（本章「第8節 避難活動」参照。）。

また、県及び市町村（消防本部を含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

(1) 外国人への情報提供

県及び市町村は、ライフライン等の復旧状況、食糧・水・生活必需品の配布、避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関連する情報を広報紙やパンフレット等に外国語（英語など）で掲載し、外国人への情報提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

県及び市町村は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、（財）しまね国際センター等を介して通訳ボランティアの配置に努める。

第6 社会福祉施設等に係る対策

実施機関 県（健康福祉部地域福祉課、医療政策課、健康推進課、高齢者福祉課、青少年家庭課、障がい福祉課）、市町村、各社会福祉施設等

1 入所者・利用者の安全確保

(1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する（本章「第8節 避難活動」参照。）。

(2) 県、市町村は、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、施設入所者の移送を援助する。

また、援護の必要性の高い被災者を優先的に施設機能を低下させない範囲内で被災地に隣接する地域の社会福祉施設に入所させる。

2 県、市町村への応援要請等

(1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県（健康福祉部）、市町村に対し、他の施設からの応援の斡旋を要請する。

(2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の社会福祉施設等の支援を行う。

3 県、市町村の支援活動

(1) ライフラインの復旧について、当該社会福祉施設等の早期の機能回復が図られるよう優先的な対応を各事業者へ要請する。

(2) ライフラインの復旧までの間、施設管理者は、各施設で備蓄している水、食糧、生活必需品等を入所者に配布するなどの対応をとるものとする。ただし、それらが不足する場合は、施設管理者の協力要請に基づき、県、市町村が当該物資等を提供するなど必要な措置を講ずる。

(3) ボランティア、自主防災組織、近隣住民等へ情報提供などを実施し、マンパワーを確保する。

(4) 県は、市町村及び各施設等が行う措置に対し、適宜支援する。

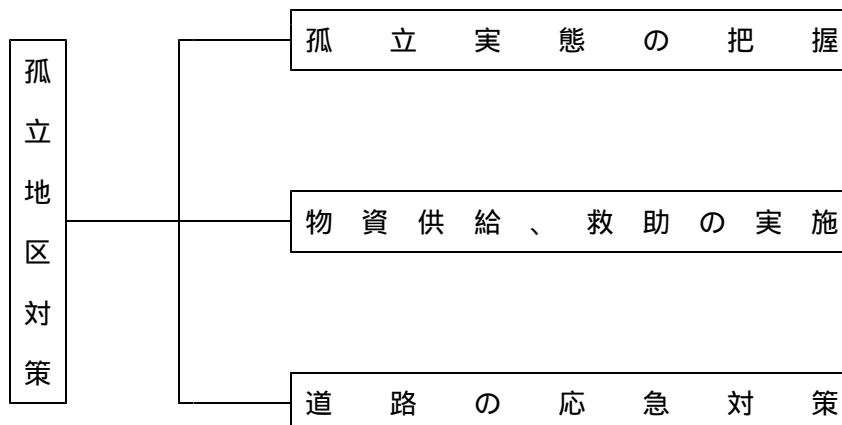
第18節 孤立地区対策

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震の際には、地震動による土砂災害に加え、津波による漂流物の堆積等により交通が寸断され、集落が孤立するおそれがあるため、孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

2 対策の体系



3 留意点

災害時に通信が途絶した場合、地区からの救助要請や被害状況の報告が不可能になるため、孤立が予想される地区に対しては、市町村から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の早期把握に努める。

第2 孤立実態の把握

実施機関 県、市町村

1 孤立実態の把握

通信手段が途絶した孤立地区においては、負傷者の発生等に係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされる恐れが生じることから、市町村から連絡をとり被害状況の把握を行う。

県は、防災ヘリコプターを出動させ、孤立地区のヘリテレ映像を県庁及び合同庁舎等に放送するものとする。

2 通信手段の確保

市町村防災行政無線、消防無線、アマチュア無線の活用等あらゆる方法により情報伝達手段の確保に努めるものとする。また、必要に応じ職員の派遣、消防団や自主防災組織等人力による情報伝達も行う。

第3 物資供給、救助の実施

実施機関 県、市町村

1 救助の実施

災害発生時には人命の救助を最優先とした活動を行うこととし、負傷者、病人等に対してはヘリコプターを活用し、迅速な救急・救助活動を実施する。

2 物資の供給

アクセス道路の復旧までの間は、孤立地区住民の生活維持のためヘリコプターを効率的に活用して、食料品をはじめとする生活必需品の輸送を実施するほか、二輪車の活用、不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

3 集団避難の実施

人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

第4 道路の応急対策

実施機関 中国地方整備局、県（農林水産部農地整備課、森林整備課、漁港漁場整備課、土木部道路維持課、道路建設課、高速道路推進課、港湾空港課、警察本部交通企画課）、市町村

1 道路の応急対策

道路の被災情報を速やかに収集・関係機関で共有し、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ啓開・復旧すべき被災箇所への迅速な対応を行う。

第19節 食糧、飲料水及び生活必需品等の供給

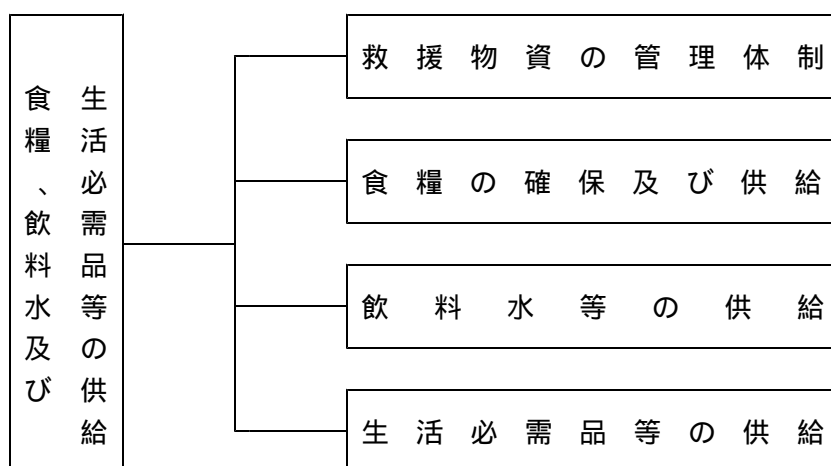
第1 基本的な考え方

1 趣旨

大規模地震災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する場合、県、市町村、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

そのため、県は、広域防災拠点の備蓄物資・資機材や、関係機関等から調達・確保した物資等を効果的に運用して被災県民に供給できるよう、関係各課と市町村、防災関係機関等と連携し、食糧、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施する。また、物資の供給を円滑に進めるため、市町村は避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、県へ速やかに状況を報告する。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 発生時の人口分布と対策

物資の供給計画は、夜間人口を対象として設定を行うが、昼間人口が大きい業務地等については、個々の企業における備蓄などの対策の推進を促すことによって対応を図る。

(2) 季節や被害状況に応じた供給品目

地震発生時の季節やライフライン機能の被害の状況等を地域別に把握し、それらの状況に的確に対応した品目を供給することが重要である。

(3) 地域特性と対策

地域の社会特性（人口、年齢構成等）や被害特性を考慮し、調達数量の設定及び品目の選定を行う。

第2 救援物資の管理体制

実施機関 県（総務部消防防災課、地域振興部交通対策課、健康福祉部薬事衛生課、農林水産部農畜産振興課、商工労働部中小企業課）、拠点施設管理者

1 救援物資の管理体制

災害対策本部事務局（消防防災課）は、災害対策本部設置以降、救援物資の供給に関連する各班の要員を本部事務局に派遣するよう指示し、救援物資の一元管理体制を確立する。なお、関係各課は相互に連携し、状況に応じた救援物資の管理・供給に備えるものとする。

救援物資等の供給関連担当課及び事務分担は、次のとおりである。

- ・総務部消防防災課 広域防災拠点の備蓄食糧、飲料水、生活必需品、防災資機材の確保、自衛隊派遣要請に基づく輸送調整
- ・地域振興部交通対策課 民間業者を通じての輸送調整
- ・健康福祉部薬事衛生課 流通備蓄業者を通じての医薬品、飲料水の確保
- ・農林水産部農畜産振興課 流通備蓄業者を通じての食糧の確保
- ・商工労働部中小企業課 流通備蓄業者を通じての生活必需品の確保

2 救援物資の供給体制

実施機関 県（総務部消防防災課、地域振興部交通対策課、健康福祉部薬事衛生課、農林水産部農畜産振興課、商工労働部中小企業課）、防災関係機関

(1) 救援物資の供給体制

大規模地震災害時は、広域防災拠点の備蓄食糧、飲料水、生活必需品、救助用資機材等を活用し、被災県民に効果的に供給する。その際、広域防災拠点においては、次頁に示す救援活動チャート図に従い、救援物資供給体制を確立し、これらの供給活動を実施する。

広域防災拠点は、備蓄物資等以外の県内外からの救援物資や流通備蓄業者からの調達物資の一時中継集積拠点となるため、この点を踏まえた物資の供給体制を確立する。

(2) 災害時の物資の供給方法

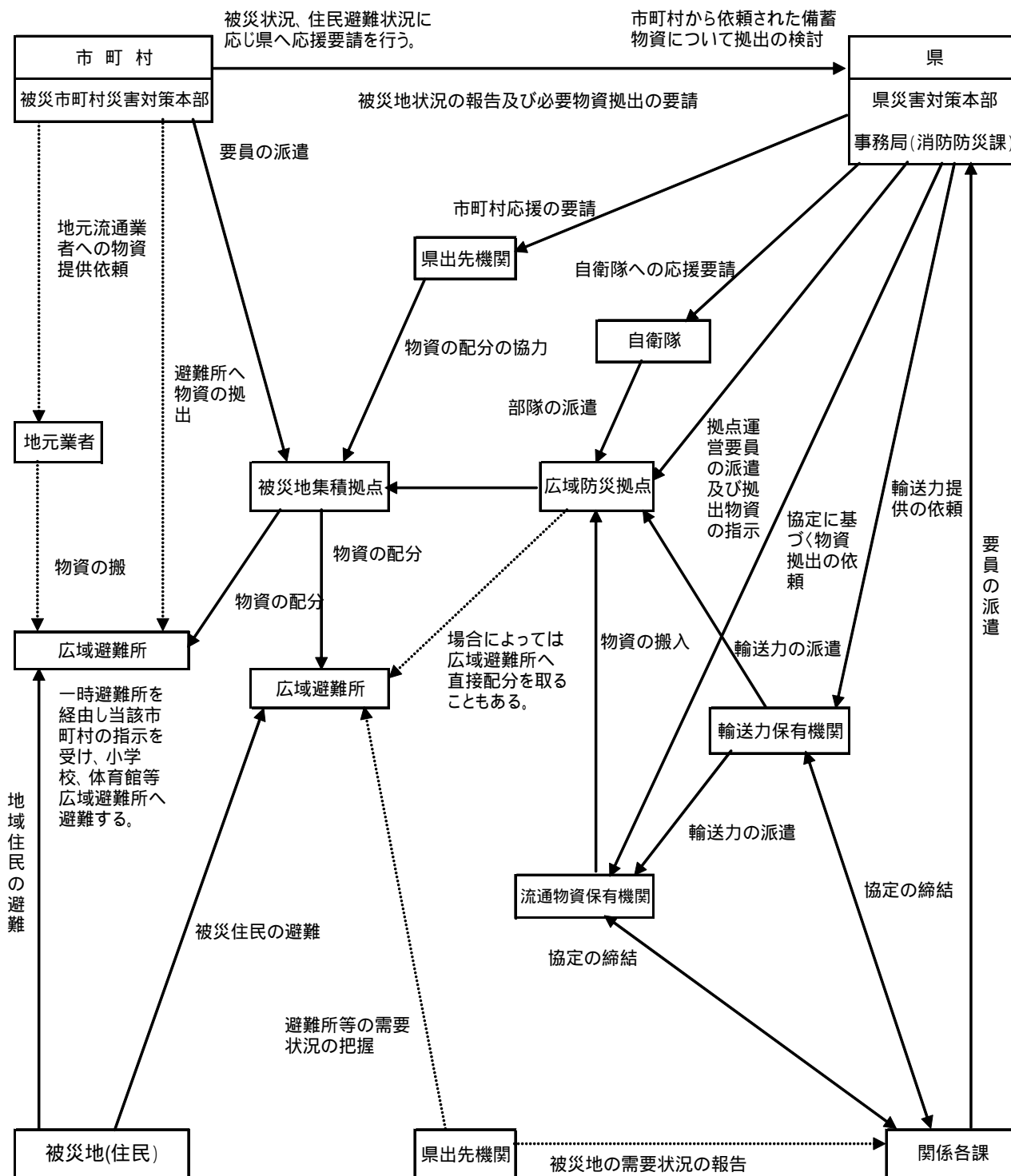
災害時に流通物資が必要になった場合、県担当各課は、事前に協定を締結している流通在庫物資等を扱う関連業者や輸送業者と連携をとり（業者団体又は個別業者に要請するなど）、必要な物資等の確保に努める。

被災地における需要の把握は基本的に市町村の業務であるが、災害の程度により本部に情報が集まらずその実態が把握しにくい場合も想定される。そのため、救援物資担当各課は、支庁・県民センター等の地方機関と連携するほか、必要に応じて職員を被災地に派遣して現地の状況等の概要を把握し、これらを踏まえ供給需要を本部に報告する。

(3) 災害対策本部事務局との連携

本部事務局に派遣された県担当各課の派遣要員は、「1 救援物資の管理体制」による救援物資の一元管理体制のもとで効果的な供給を継続して実施できるよう、所属部課の班員との情報連絡を継続するものとする。

広域防災拠点における救援活動チャート図



県庁関係各課においては関係機関との協定の締結を行う。また、発災時には災害対策本部事務局へ人員の派遣を行う。

第3 食糧の確保及び供給

地震災害時には、建物の倒壊や焼失、ライフラインの途絶及び食糧の販売機能等の一時的なまひ、混乱等により、食生活の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、県民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食糧の調達を図り、被災者に供給し、迅速な救援を実施するものとする。

食糧の確保及び供給の直接の実施は、市町村が行う。但し、被災市町村において実施できないときは、県若しくは隣接市町村等が応援又は協力して実施する。

被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、各地域の備蓄食糧等の相互応援を円滑に行うことが重要である。

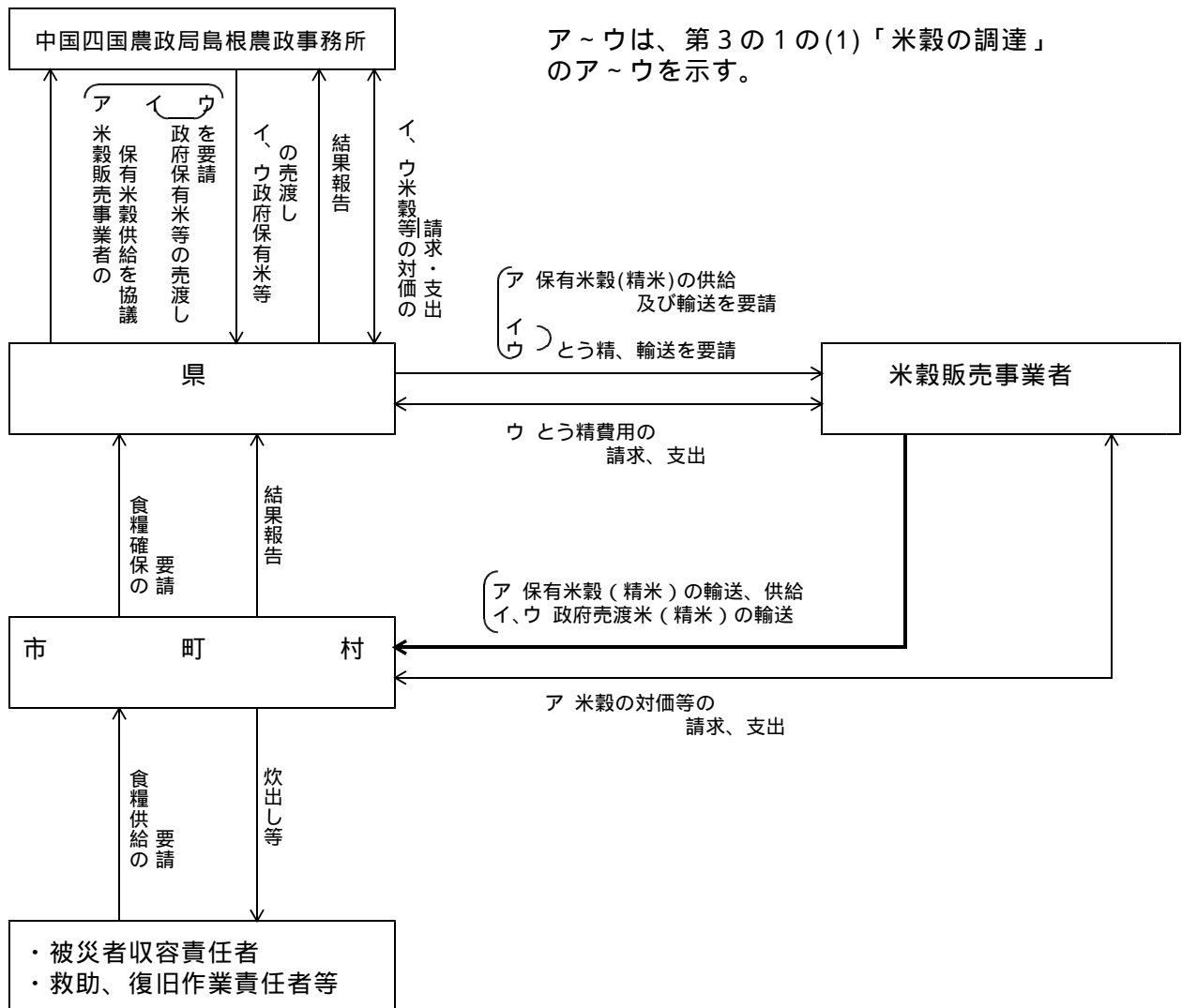
1 食糧の調達

実施機関 県（総務部消防防災課、農林水産部農畜産振興課）、市町村、中国四国農政局島根農政事務所

(1) 米穀の調達

ア 県は、地震災害時において広域的な見地から県が行う備蓄食糧により市町村の備蓄食糧を補完する。食糧の確保が必要であると認めた場合には、市町村の要請に基づき中国四国農政局島根農政事務所と協議の上、米穀販売事業者に対し保有米穀の供給を要請する。

島根県地域防災計画（資料編）「米穀在庫場所、即時調達可能数量」参照。



島根県地域防災計画（資料編）：市町村別小中学校給食施設、米穀政府寄託倉庫、米穀の在庫場所（即時調達可能量）、島根県製パン業者、食塩在庫場所（即時調達可能数量）参照

イ 県は、米穀販売事業者の保有米穀で不足すると認めた場合は、中国四国農政局島根農政事務所に対し、政府保有米の売渡しを要請する。

島根県地域防災計画（資料編）「米穀政府寄託倉庫」参照。

ウ 県は、災害救助法が適用された場合において、災害救助用米穀等として政府保有米等の直接売渡しを受けることが適当であると認めた場合は、中国四国農政局島根農政事務所と協議の上、他県からの応援を求めるほか、政府保有米等の直接購入を行い、市町村に対し米穀等の供給を行う。

(2) その他の食品等の調達

市町村は、被害の状況等から必要と認めたときは、供給する食糧品等の品目及び数量を決定して調達を実施する。

また、県は、市町村から要請があった場合又は状況により市町村において確保が困難と認めた場合、必要な品目について県の備蓄食糧等を放出又は自ら調達を実施し、当該市町村に供給する。

なお、県のみでは調達が困難な場合には、当該市町村、近隣市町村の協力を得るとともに、近隣県及び国（農林水産省）に対し、食糧の供給を要請する。

（調達品目）

ア 調理の必要のないもの（緊急用）

乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、漬物、牛乳、育児用調整粉乳（哺乳ビン含む）等

イ 調理の必要なもの

米、乾燥米飯（アルファ化米）、即席麺、レトルト食品等

ウ 調味料

食塩、味噌、醤油

2 食糧の供給

実施機関 県（総務部消防防災課、農林水産部農畜産振興課）、市町村、中国四国農政局島根農政事務所

(1) 供給対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者

ウ 被災地から一時縁故先に避難する者及び旅行者等で、食糧品の持ち合わせのない者

エ 被災地において救助、復旧作業等に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない。）

(2) 市町村及び県における食糧供給の手段・方法

1) 市町村

ア 被災者に対する食糧の供給は、市町村があらかじめ定めて開設する実施場所（避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準に従って行う。

イ 被災者に対する食糧の配分に当たっては、次の事項に留意する。

（ア）各避難所等における食糧の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

（イ）住民への事前周知等による公平な配分

（ウ）災害時要援護者への優先配分

（エ）食糧の衛生管理体制の確保

ウ 炊き出し等の体制が整うまでの間は、市町村及び県が備蓄食料や流通備蓄等から調達する加工食品等（乾パン、即席麺、弁当類、パン、クラッカー、レトルト食品（おかゆを含む。）等）を支給する。

- エ 乳児に対する供給は、原則として粉ミルク及び調整粉乳とする。
- オ 炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行う（米穀の調達については「1 食糧の調達」参照。）とともに、被災者の多様な食糧需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達についても継続して実施する。
- カ 炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設を活用し、若しくは仮設の給食施設を設置し、自ら又は委託して行う。
- キ 炊き出し要員が不足するときは、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、日本赤十字奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図るものとする。
- ク 米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干、つくだ煮等の副食品や味噌、食塩等の調味料等を調達し、供給する。
- ケ 生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保し、供給する。
- コ 市町村が多大な被害を受けたことにより、市町村において炊き出し等の実施が困難と認められたときは、県に対し、炊き出し等についての協力を要請する。
- サ 炊き出し、食糧の配分及びその他食糧の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

2) 県

- ア 市町村の報告に基づき、食糧の配分、供給状況及び被災地需要を把握するとともに、関係機関、業者と連携を図り、市町村への支援を行う。
- イ 原則として発災後3日までは、県、市町村、住民の備蓄食糧で対応し、4日目以降は、業者からの調達や県外からの応援で対応するようにし、順次、充実した内容のものを供給する。
- ウ 被災地以外の隣接市町村長に対し被災市町村の救援に協力するように図る。
- エ 市町村長から炊き出しの応援要請があり、県のみでの対応では困難である場合、日赤奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣等を要請する。

(3) 給食基準

ア 配布基準

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。

本章「第7節 災害救助法の適用」参照。

イ 市町村の対応

市町村長は、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等についてあらかじめ定めておき、それらに基づき被災者に食品等の給与を実施する。

なお、1人当たりの供給数量については、次の基準を参考にする。（参考）

（1人当たりの供給数量）

品 目	基 準
米穀等	被災者（炊き出し） 1食当たり精米換算 200g以内 応急供給 1人1日当たり精米 400g以内 災害救助従事者 1食当たり精米換算 300g以内
乾パン	1食当たり 1包（115g入り）
食パン	1食当たり 185g以内
調整粉乳	乳幼児1日当たり 200g以内

3 食糧の輸送

実施機関 県（総務部消防防災課、地域振興部交通対策課、農林水産部農畜産振興課）、市町村、自衛隊等

(1) 県及び市町村による輸送

- ア 県は、広域防災拠点の備蓄食糧を放出する場合、島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成9年3月策定、平成20年度改訂）で指定された輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を經由して市町村が選定する集積地等へ輸送する。
- イ 県が調達した食糧について、市町村が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が卸売業者等に要請して行う。
- ウ 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から ア、イにより難しい場合は、県は、市町村と協議の上適切な場所を定め卸売業者等に輸送依頼し、又は市町村に供給する食糧について当該市町村長に対し引取りを指示する。
- エ 市町村が調達した食糧の市町村集積地までの輸送及び市町村内における食糧の移動は市町村が行う。
- オ 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の集積拠点で引き継ぎ、県が市町村の指定する集積地等に輸送する。
- カ 県が輸送を実施する場合は、県有車両及び地域振興部の確保した輸送手段（輸送力提供依頼等）により輸送を実施する。

(2) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請する。

(3) 輸送手段等

輸送手段は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、島しょや孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

(4) 食糧集積地の指定及び管理

- ア 災害が発生した場合、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を県の備蓄食糧や調達した食糧等の集積配給基地とする。
- イ 市町村は、災害時における交通及び連絡に便利な避難（場）所、公共施設、公園広場等をあらかじめ食糧の市町村集積地として選定し、同時に調達した食糧の集配拠点とする。
なお、市町村は、県に対し選定した集積地を報告し、県は、地域の集積地等を把握しておく。
- ウ 食糧の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食糧管理の万全を期するものとする。

第4 飲料水等の供給

地震災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水・生活用水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、原則として市町村は、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

但し、被災市町村において実施できないときは、協力要請に基づいて隣接市町村が実施する。

避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要のある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

1 給水の実施

実施機関1 市町村、水道企業団

市町村及び水道企業団は、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を樹立し、給水活動を実施する。最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するときは、近隣市町村又は県に速やかに応援を要請する。

(1) 情報の収集

市町村及び水道企業団は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- ア 被災者や避難所の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ 通水状況
- エ 飲料水の汚染状況

(2) 給水活動

ア 給水の対象

地震災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

イ 給水方法の選択

給水の方法は、配水池で行う「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「運搬給水」を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。

ウ 水質の確認

地震災害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合などは、直ちに水質検査により安全性を確認する。なお、必要に応じ、県（保健所）に協力を求める。

(3) 広報

市町村及び水道企業団は、給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。

なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

(4) 給水基準

被災地における最低給水量は、1人1日20ℓを目安とするが、状況に応じ給水量を増減する（被災直後は、生命維持のための量（1人1日3ℓ）とするなど。）。

(5) 要員の確保

災害時の応急給水活動は、広範囲にわたる場合があり、迅速に要員を確保する。

また、自力で給水を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

(給水の方法)

給水方法	内容
配水池・浄水池・調整池等での拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、原則として市町村が実施するが実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 (2) 医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	必要に応じ、備蓄飲料水の放出又は協定締結飲料水メーカー等に提供を要請依頼することにより配給する。

島根県地域防災計画(資料編)「給水車、給水用器材」参照。

(6) 応援要請

激甚災害等のため当該市町村だけで最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資器材が不足するなど給水の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県、関係機関に速やかに応援を要請する。

(7) 医療機関、社会福祉施設等の対応

医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

実施機関 2 県(健康福祉部薬事衛生課、企業局経営課)

- (1) 県(保健所)は、市町村等から飲料水の確保あるいは給水資器材の不足など給水の実施にかかる応援要請を受けた場合、または被害状況により必要と認めた場合は市町村等間の支援・協力について必要な斡旋、指導及び要請を行う。
- (2) 県(保健所)は、斡旋等を行うに当たって需要量を把握した上で、管内市町村等間の支援調整を行う。
- (3) 県(保健所)において、被害が莫大であり広域的な支援が必要であると判断したときは、本庁(以下「県(薬事衛生課)」)という。)へ連絡する。県(薬事衛生課)は県内市町村等間、協定締結飲料水メーカーでの飲料水の確保あるいは給水資器材の調達の斡旋を行う。
- (4) 県(薬事衛生課)において、市町村等間のみでの応援では給水の実施が困難であると判断した

ときは給水の所要量や運搬ルート等の情報を集約し、関係機関（厚生労働省、日本水道協会等）または、県（消防防災課）を通じ近隣県への応援要請などの措置をとる。

(5) 県（保健所）は、水質にかかる登録検査機関と連携をとりながら、飲用井戸を含む飲料水についての必要な衛生指導を行う。

(6) 県（企業局）は、市町村等からの要請により、浄水池及び調整池において拠点給水を行う。

2 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用された場合、「飲料水の供給」は、次のとおり市町村が実施する。

(1) 対象

地震災害のために現に飲料水を得ることができない者

(2) 支出できる費用

ア 水の購入費

イ 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費

ウ 薬品及び資材費

(3) 期間

災害発生の日から7日以内

第5 生活必需品等の供給

地震災害時には、住居の倒壊・焼失等により、家財、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、しかも販売機構の混乱等によりそれらの入手が困難となる。また、一部では避難生活の長期化が予想され、特に気温の低下が予想されるときにおいては、防寒具や布団等の早急な給与が必要となる。

このため、迅速にそれら生活必需品等を調達し、被災者に給与又は貸与する。

生活必需品等物資の確保・輸送・配分計画及び各世帯に対する配分は市町村が行う。但し、市町村において確保等が困難なときは、県又は関係機関等が協力して実施する。

1 生活必需品等の確保

地震災害により生活必需品を失った被災者の保護のため、各市町村、県及び日本赤十字社島根県支部は、避難所生活者等を対象にした毛布、肌着、暖房用品、並びに避難所生活の長期化に対応するための備蓄物資の放出、又は関係業界等からの調達により供給する。

- ・ 島根県地域防災計画（資料編）「市町村別燃料調達可能数量」参照。

実施機関1 市町村

(1) 市町村は、災害時において被災者への生活必需品等の給（貸）与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）与の必要品目及び必要量の判断をする。

ア 被災者や避難所の状況

イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況

(2) 必要な被服、寝具、その他生活必需品等の物資について、あらかじめ定めておいた各市町村の生活必需品等の給（貸）与のための備蓄・調達計画に基づき、備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により確保する。

- (3) 状況により、市町村のみで対応が困難な場合には、隣接市町村、県に対し、必要な物資の供給・調達を要請する。

実施機関2 県（総務部消防防災課、商工労働部中小企業課）、市町村、日本赤十字社島根県支部

- (1) 市町村から生活必需品等の供給・調達要請があったとき、又は県が被害状況により必要と認めた場合は、隣接市町村に応援を指示し、また、状況に応じて県の備蓄物資を放出する。
- (2) さらに、不足が生じた場合、県は、販売業者から調達を行うとともに、日本赤十字社島根県支部、他都道府県、中国経済産業局、自衛隊等関係機関等に対し、応援要請、斡旋依頼、調達等を実施する。

2 生活必需品等の給与

被災者に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ一時的に被災者の生活を安定させるものとする。

被災者への配布基準は、原則として、災害救助法施行細則の定めるところによる（本章「第7節 災害救助法の適用」参照。）。

実施機関1 市町村

- (1) 被災者への配分方法等については、あらかじめ定めてある配分計画等による。
- (2) 自力で生活必需品等を受け取ることが困難な災害時要援護者を支援するため、又は被災者が多数発生した場合など、生活必需品の配布要員を確保するとともに、ボランティア等との連携を可能な限り図る。
- (3) 激甚災害等のため当該市町村のみで実施困難な場合には、県、隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。

実施機関2 県（総務部消防防災課）、日本赤十字社島根県支部、自衛隊等

- (1) 県
県は、市町村のみでは生活必需品等の配布が困難と判断される場合は、必要とする要員等の情報を集約し、関係機関等（日本赤十字社島根県支部、他都道府県、自衛隊等）への応援要請など必要な措置をとる。
- (2) 日本赤十字社島根県支部
保管する救助物資を県支部配分基準に基づき、被災者に対して配布する。
- (3) 陸上自衛隊
緊急事態の場合、知事の要請に基づき、その保管し、管理する救助物資を被災者に貸与し、県や市町村による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図るものとする。

(4) その他の防災機関

当該機関が管理し、保管する救助物資を積極的に放出して市町村又は県が実施する被災者の保護に協力するものとする。

3 生活必需品等の輸送

(1) 県及び市町村による輸送

実施機関 県（総務部消防防災課、地域振興部交通対策課、商工労働部中小企業課）、市町村、日本赤十字社島根県支部、自衛隊等

ア 県は、広域防災拠点の備蓄物資を放出する場合、市町村が選定する集積地等へ輸送する（本節「2 救援物資の管理体制」の救援活動チャート図を参照）。

イ 県が調達した物資について、市町村が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が調達業者等に要請して行う。

ウ 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から(1)、(2)により難しい場合は、県は、市町村と協議の上、適切な場所を定め調達業者等に輸送依頼し、又は市町村へ供給する物資について当該市町村長に対し引取りを指示する。

エ 市町村が調達した物資の市町村集積地までの輸送及び市町村内における物資の移動は市町村が行う。

オ 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点で引き継ぎ、県が市町村の指定する集積地等に輸送する。

カ 県が輸送を実施する場合は、県有車両及び輸送業者等から確保した輸送手段（輸送力提供依頼等）により実施する。

(2) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそののある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請する。

(3) 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、島しょや孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。輸送力の確保については、本章「第14節 緊急輸送」参照。

(4) 物資集積地の指定及び管理

ア 災害が発生した場合、広域防災拠点を県の備蓄物資や調達した物資等の集積配給基地とする。

イ 市町村は、災害時における交通及び連絡に便利な避難（場）所、公共施設、公園広場等をあらかじめ物資の市町村集積地として選定し、同時に調達した物資の集配拠点とする。なお、市町村は、県に対し選定した集積地を報告し、県は、地域の集積地等を把握しておく。

ウ 物資の集積を行う場合、市町村は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期するものとする。

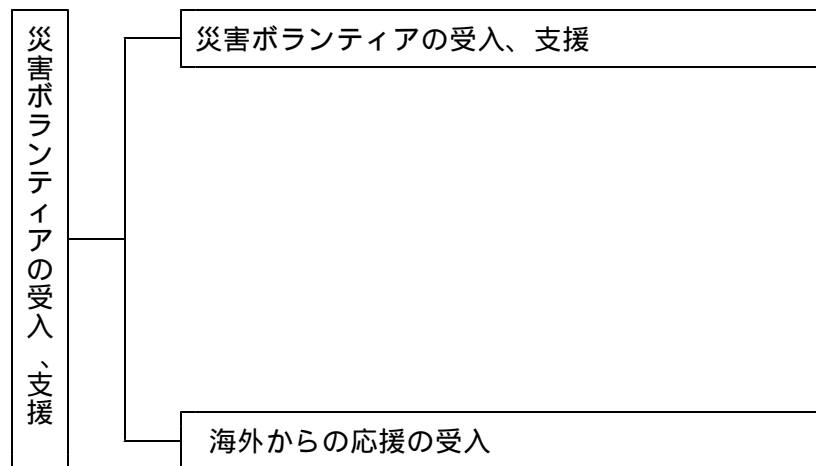
第20節 災害ボランティアの受入、支援

第1 基本的な考え方

1 趣旨

大規模地震災害時は、被災地の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、県及び市町村は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会等関係機関と連携して、災害ボランティア活動ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整など、受入体制を確立し、活動を支援する。

2 対策の体系



第2 災害ボランティアの受入、支援

実施機関 県（政策企画局広聴広報課、総務部、地域振興部、環境生活部、健康福祉部、農林水産部、土木部関係各課）、市町村、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、ボランティア団体、防災関係機関、各業界団体

1 災害救援ボランティアセンターの開設

被災地では、市町村、市町村社会福祉協議会等関係機関が連携し、災害ボランティアの活動拠点（以下、「災害救援ボランティアセンター」という。）を設ける。

- ア 災害及び被災状況の情報収集
- イ ボランティアニーズの把握
- ウ ボランティアの受付、登録
- エ ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
- オ ボランティアの派遣・撤収の指示
- カ ボランティア活動の企画・開発
- キ ボランティア活動の記録
- ク 災害救援ボランティアセンターの要員の維持、管理
- ケ 災害救援ボランティアセンターの運営に必要な資器材の調達
- コ 関係機関との連絡調整 など

2 専門ボランティアの派遣

県は、被災地のニーズに応じ、関係団体等へ専門ボランティアの派遣を要請する。

3 ボランティア・コーディネーターの派遣

県は、被害が甚大で災害救援ボランティアセンターへの支援が必要な場合には、日本赤十字社島根県支部、島根県社会福祉協議会等に、ボランティア・コーディネーターの派遣を要請する。

4 災害ボランティア関連情報の収集・提供

県は、災害救援ボランティアセンターの開設状況等の情報提供を行うボランティア情報提供窓口を開設する。

5 被災地周辺における支援

被災規模が大きい場合には、周辺地域の市町村、市町村社会福祉協議会等関係機関は連携し、災害ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、現地を支援する。

なお、その他地域の市町村、市町村社会福祉協議会等関係機関は、災害ボランティアの活動に対して協力等に努めるものとする。

第3 海外からの応援の受入

実施機関 県（総務部消防防災課、環境生活部文化国際課）、しまね国際センター

海外からの救援隊の派遣などの応援活動については、国が県の意向をふまえて受入れを決定し、受入計画を作成する。

県は、国が作成した受入計画に基づき、海外からの支援を受入れ、（財）しまね国際センター等の協力を得て、活動が円滑にできるよう支援する。

第21節 文教対策

第1 基本的な考え方

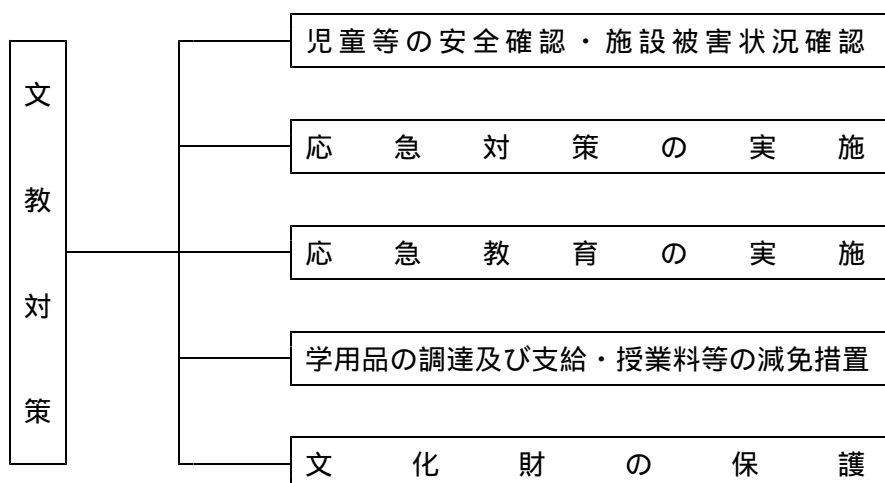
1 趣旨

公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び教育施設（以下「学校等」という。）での防災体制・応急教育計画等を整備し、震災時における幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の生命の安全確保と教育活動等の早期回復を図る。

また、教育関係施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、いち早い復旧に備える。

県及び市町村においては、その所管の業務について、学校等及び各施設管理者と連携をとって文教対策に関する計画を作成し、震災時にその計画に基づいて対策を実施する。

2 対策の体系項目



3 留意点

(1) 学校等における防災体制の確立

地震災害発生時における防災体制については、地域の実状等に応じた教職員の参集体制、初動体制、避難所の運営に係る体制の確立などについて考慮する。

(2) 被災時の避難所としての役割への対応

避難所は原則として市町村が運営するものであるが、避難所として指定を受けた学校等においても、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、避難所運営に可能な範囲で協力する。

第2 児童等の安全確認・施設被害状況確認

実施機関 県（教育庁）、市町村教育委員会

1 最優先課題

地震発生時に、学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも幼児や小学校低学年児童、特別支援学校の児童等など災害時要援護者になることが予想される子どもたちに対しては、避難の指示・避難誘導に当たって最優先に行う等特段の配慮が必要である。

2 地震発生時の対応

地震発生時においては、揺れが収まった後、直ちに児童等の安全を確認するとともに、当面児童等がとるべき行動の指示を行う。

休憩時間や放課後等にあつては、児童等にとるべき行動を指示するとともに、教職員は速やかに児童等のもとへ駆けつけて掌握に努める。

3 児童等の保護者への引き渡し

安全を確保した後は保護者等へ連絡し、保護者の在宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引き渡し場所の安全確認を行い、児童等を引き渡すこととする。児童等が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックなしで子どもを連れ帰ったりすること等のないよう、出席簿等の名表や事前に準備しておいた「引き渡し確認カード」等の利用により万全を期することとする。留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校で児童等を保護する必要が生じることも考えられる。そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。

第3 応急対策の実施

1 災害時の対応

実施機関1 県（教育庁）、市町村教育委員会

県及び市町村は、早急に所管する学校と連絡をとり、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携をとり、各学校に必要な応急対策を講ずるものとする。原子力発電所に隣接する地域においては、原子力発電所の状況についての的確な情報提供に努める。

県は施設の危険性の判定を速やかに行うため、建築技師などの派遣が行えるよう準備を行うものとする。

実施機関2 校長

- (1) 校長は児童等・施設の状況を把握し、該当教育委員会と連絡をとり、迅速な応急対策がとられるように努める。校長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておくこととする。なお、教育委員会への報告は、報告できるものから逐次行うこととする。
- (2) 被害の状況により施設内の危険箇所については立入りを禁止するなどし、二次災害の防止に努める。施設の危険性判定を的確に行うため、教育委員会を通じて、建築技師などの派遣を要請する。
- (3) 校長は状況に応じ、可能な限り当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。
- (4) 学校に避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に協力し、運営に当たる。例えば、必要に応じて学校防災本部内に避難所支援班を設置して業務に当たる。

第4 応急教育の実施

実施機関1 県（教育庁）、市町村教育委員会

県及び市町村は、所管する学校の児童等及び教職員並びに施設の状況に応じて、心のケアへの支

援、学校に代わる施設の斡旋などにより応急教育の実施を支援するものとする。

当該教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のための情報収集伝達に万全を期する。

実施機関2 学校

(1) 校長は、児童等・教職員の被災状況、施設被害を勘案し、応急教育の内容を教育委員会と連携をとりながら決定する。同時に対応可能な教職員・関係機関・地域からの支援を得て、校舎内外の整備を行い、教育活動再開に向けた取り組みを行う。

(2) 応急教育計画に基づき学校に収容すべき児童等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。

特に、児童等の状態の把握や心の健康相談活動の推進及び心的外傷後ストレス障害（PTSD）等、心のケアについて十分に配慮することが重要である。

(3) 学校と教育委員会及び保護者との連絡網の確保を図り、必要な情報伝達の徹底を期する。当該教育委員会及び保護者との連絡は緊密にし、教科書及び教材の供与等に係る必要業務に当たる。

(4) 避難した児童等については教職員の分担を定め、地域ごとに実状の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努める。

(5) 避難場所として学校施設を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、当該教育委員会とも協議し他の学校や公共施設等の確保を図ることにより、早急の授業再開を期する。

(6) 校長は、災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(7) 学校教育活動の早期再開に向けて、PTAや地域の自主防災組織等の協力が得られるよう、協議の場を設定するなど努める。

(8) 被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、教育委員会とも連絡の上、手続きは必要最小限のものにとどめるなど簡素なものとなるよう留意する。

実施機関3 県（総務部総務課）

県は、私立学校にあっては公立学校の例に準じて計画を作成するよう指導する。

第5 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置

1 学用品の給与対象者及び給与時期

(1) 学用品の給与の対象

地震により住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼又は床上浸水）を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒並びに私立小・中学校の児童生徒を含む）であって、市町村長によりり災者として確認された児童、生徒であること。

(2) 給与の時期

地震災害発生の日から、教科書（教材を含む）については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

2 給与の実施

実施機関 県（教育庁）、市町村教育委員会

(1) 教科書、教材の給与

罹災児童生徒の調査は、市町村長が行うものとする。

学用品の調査報告は市町村長から知事へ行うものとする。

学用品の給与は市町村長が行うが、市町村長において調達困難なときには、知事が調達を行う。また、教科書については、県が市町村教育委員会、県立学校長及び私立学校長からの報告に基づき教科書提供所から一括調達し、その配給の方途を講じるものとする。

(2) 文房具、通学用品の給与

文房具及び通学用品については、市町村が被害の実状に応じ現物をもって行う。

3 授業料等の減免措置

実施機関 県（総務部総務課、教育庁）、市町村教育委員会

(1) 市町村

公立小・中学校においては、被災により費用（公立高等学校にあつては授業料、以下同様）の支払いが困難と認められる児童等について、費用の支払いの延期、減額・免除等必要な措置を検討するものとする。

(2) 県立学校

県は、被災により授業料の減免が必要と認められる者について、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講じる。

(3) 私立学校

県は、被災により授業料の減免が必要と認められる者に対して、学校法人が減免した場合においては、当該学校法人理事長の申請に基づき補助を行うものとする。

第6 文化財の保護

1 県内の文化財の現況

島根県地域防災計画（資料編）「国・県指定文化財種別件数 等」参照

2 文化財の応急措置

実施機関 県（教育庁）

国・県指定建造物をはじめ、国・県指定有形民俗文化財に指定された建造物、及び重要伝統的建造物群に選定されている建造物などは、建造物自体が老朽化しているものが多いので、計画的に修理を進めていくことが必要である。

また、国・県指定史跡、名勝には、城跡、古墳、横穴、庭園など被災しやすいものがあるので、日常的な管理を徹底させるとともに、計画的な整備が必要である。

国・県指定天然記念物には、風化、浸食作用によって形成された断崖、海岸、溪谷、河川等災害に弱いものが多いばかりではなく、周辺へ被害を及ぼす危険性のあるものもあるので、特に日

常的な管理やパトロールを徹底させなければならない。

これらの文化財が被災した場合には、県は、被災地の市町村教育委員会や文化財保護指導委員による被害状況報告を受けて、災害の拡大防止を図るために以下の応急措置を迅速に施し、本修理を待つこととする。

- (1) 被害が小さいときは、所有者や被災地の市町村教育委員会と連絡をとりあって応急修理を施す。
- (2) 被害が大きいときは、損壊の拡大を防ぐために、覆屋などを設ける。
- (3) 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設け、現状保存を図るようにする。

なお、美術工芸品の所有者、管理者の文化財の保管場所が損壊を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

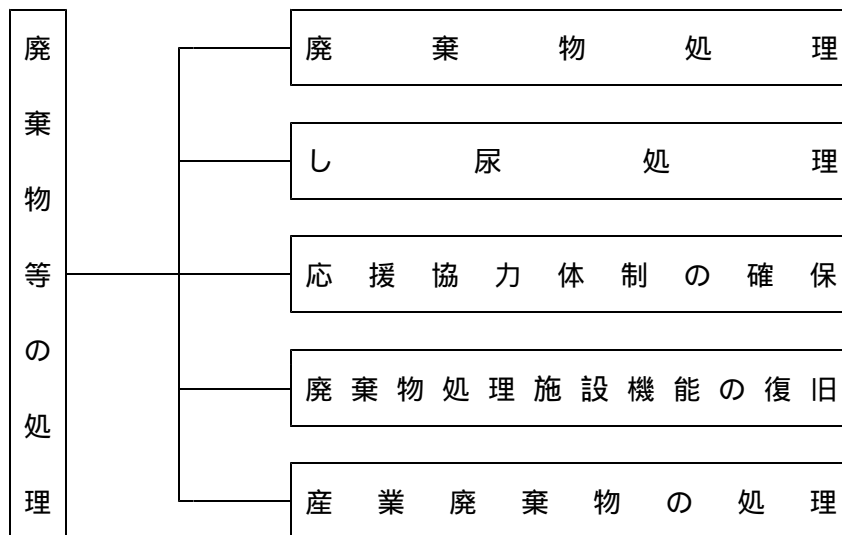
第22節 廃棄物等の処理

第1 基本的な考え方

1 趣旨

震災の発生により排出された廃棄物等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 災害廃棄物処理体制

ア 災害廃棄物処理計画等

市町村等は、震災により発生する廃棄物等を迅速に処理するため別途定める災害廃棄物処理計画（震災編）に基づき対応する。

イ 広域協力体制

（ア）県は、市町村等における災害廃棄物処理体制への指導・助言、広域的な協力体制の確保・被害情報収集体制の確保のため、市町村等・他県・廃棄物関係団体・関係省庁との連絡調整等を行う。

（イ）廃棄物の処理は各市町村等が個別に行っている事業であるため、被災地域が局所的となるような地震に対しては、市町村等間での廃棄物等の収集運搬、被災した処理施設の復旧作業期間における廃棄物等の処理に関する応援協力体制を確立するものとする。

(2) 被災地の状況把握

ア 県は、震災直後速やかに被災市町村等を通じて、廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、災害廃棄物の発生量見込み、建物被害と瓦礫の発生量見込み等について情報収集を行う。

イ 市町村等は、事前に定めた担当部署担当者のもとで、震災に関する情報収集や情報管理を行うものとする。

ウ また、震災発生後、時間の経過とともに災害廃棄物対策の重点は変化するため、被災市町村等は時期に応じた適切な対応と、応急対策が完了するまで県に対する定期的な報告が必要である。

第2 廃棄物処理

実施機関 市町村、廃棄物処理関係一部事務組合、県（環境生活部廃棄物対策課）

1 災害廃棄物の発生量

- (1) 災害廃棄物として排出されるごみとして、倒壊家屋からの瓦礫類、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損物等が考えられる。
- (2) 震災により発生する廃棄物については、発生量を的確に把握する必要がある。
- (3) 発生量を把握するため、各市町村は事前にトラック等における廃木材や瓦礫類等の積載量を把握し、その台数から発生量、処理量を推定し、処理計画を勘案する。（積載量については、例えば「4 t 車輦には、廃木材 6 m³、土砂類 3 m³、10 t 車輦にはコンクリート殻類 5 m³、土砂類 7 m³の積載とする。」）

2 応援体制の確保

被災市町村等は、被災地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求める場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性の高い廃棄物

被災市町村等は、被災地における防疫及び保健衛生対策上、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物を優先した収集運搬体制の確立を図る。

(2) 災害廃棄物の仮置き

ア 震災により発生する廃棄物は、大量の瓦礫類、廃木材等であるが、一時期の最終処分場への大量搬入は処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場（学校の校庭、河川敷、公共広場等）を指定し、暫定的に積み置き保管する方法を講じる必要がある。

イ 災害廃棄物の収集にあたっては、現場においてできるだけ分別収集を行い、仮置場に搬入する。

ウ 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物（土砂等）が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。

エ 仮置場の選定にあたっては、以下の基準とする。

- (ア) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (イ) 環境衛生に支障が生じないこと。
- (ウ) 搬入に便利なこと。
- (エ) 分別等適正処理の対応ができること。

(3) 倒壊家屋からの瓦礫類等

倒壊家屋からの瓦礫類、焼失家屋の焼け残り等については、原則として被災者自らが市町村等の指定する場所に搬入する。しかし、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や道路等に災害廃棄物が散在して、生活環境に影響を及ぼし、緊急に処理を要する場合には、市町村等が処理を行うものとする。

(4) 災害廃棄物の処分

ア 災害廃棄物については、原則として市町村等の最終処分場で処理する。

イ 最終処分場が被災して使用が不可能な場合は、事前に市町村等が県と協議のうえ代替措置を講ずる。

第3 し尿処理

実施機関 市町村、し尿処理関係一部事務組合、県（環境生活部廃棄物対策課）

1 し尿処理量の推定

(1) 処理量を推定するにあたり、各市町村等は、事前に市町村内における汲取便所の平均的総容量を把握しておくことが必要である。

（処理量 = 被災家屋数 × 総容量 × 定率）

(2) 避難所等に仮設トイレを設置した場合は、その処理量が加算される。

2 応援体制の確保

被災市町村等は、被災地における環境保全の必要性を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求める場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

3 処理対策

(1) 倒壊家屋等

倒壊家屋や焼失家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、被災市町村等は、第一にし尿処理体制を確立する。

また、被災により使用不能となった便槽に貯留されているし尿についても同様に収集を行う。

(2) 避難所等

市町村等は、避難所や必要に応じて適所に仮設トイレを設置した場合は、防疫及び保健衛生対策上から優先的に仮設トイレのし尿の収集を行う。

(3) 水洗トイレ

市町村等は、水洗トイレを使用している世帯や団地において、震災により水洗トイレが使用不能となった場合、速やかに仮設トイレを設置する対策を講じる。

第4 応援協力体制の確保

実施機関 県（環境生活部廃棄物対策課）、市町村、廃棄物等処理関係一部事務組合

1 被災市町村等は、被害状況を勘案し、自己のみではその区域内の処理が困難と判断した場合には、県に対して近隣市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整等の協力を要請する。

1 県は、被災市町村等からの要請、あるいは要請がない場合であっても客観的判断のもとに近隣市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整等を行う。

第5 廃棄物処理施設機能の復旧

実施機関 市町村、廃棄物処理関係一部事務組合、県（環境生活部廃棄物対策課）

- 1 被災市町村等は、廃棄物処理施設に被害が生じた場合、その被害状況を早急に把握し、応急復旧を図る。
- 2 被災市町村等は、被害状況から復旧に時間を要し、収集作業等に影響を与えると判断した場合は、県と協議のうえ期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策をたて、効果的な廃棄物処理活動を行う。

第6 産業廃棄物の処理

実施機関 事業者

事業者の被災に伴って排出されるごみは、排出事業者が自己の責任において適正に処理する。なお、排出事業者は、市町村等が設置している最終処分場で併せて処理する場合は、市町村等と十分協議をするものとする。

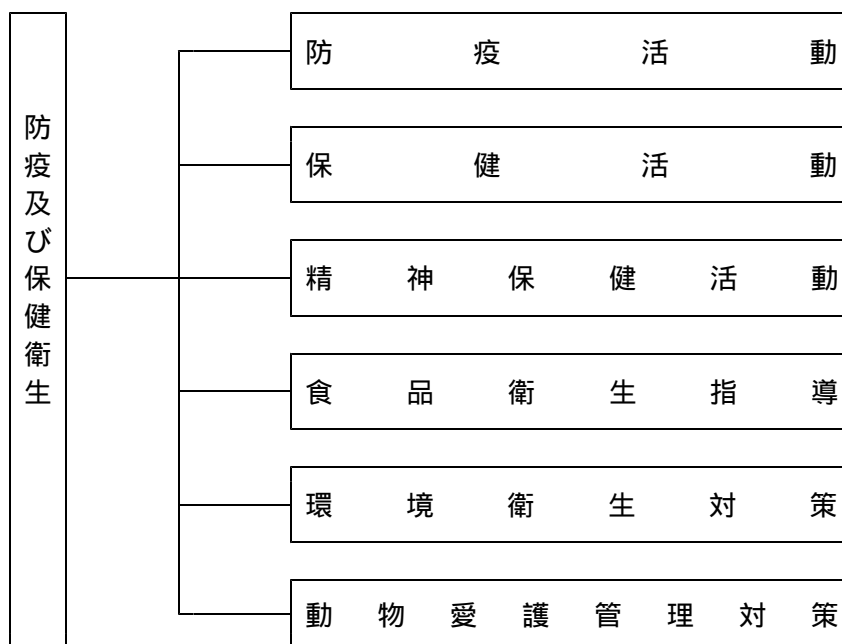
第23節 防疫及び保健衛生

第1 基本的な考え方

1 計画方針

地震災害発生時における被災地の防疫は本計画の定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 災害発生時期等への対応

災害発生の季節・気象状況等に対応した予防接種や防疫対策、食品衛生監視等を行う。

(2) 被災者の精神的ダメージへの対応

災害による精神的なダメージを受ける被災者も多いため、メンタルヘルスケアなど個別の精神保健指導についても行う。

第2 防疫活動

1 防疫活動組織

実施機関1 県（健康福祉部薬事衛生課）

発生した災害の規模に応じ、迅速に防疫活動が実施できるよう防疫班の組織を明確にし、所要人員の動員計画を作成しておき、有事に際し適切な活動が行われるようにするものとする。

実施機関2 市町村

市町村は、県の組織に準じ組織表を作成し、動員計画及び費用資材の確保計画を樹立しておき、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるようにする。

2 防疫活動内容

実施機関1 県（健康福祉部薬事衛生課）

(1) 総務情報班

災害情報及び患者発生情報を収集し、動員計画に基づいて人員配置、感染症法に基づく消毒方法等の指示及び必要な予算経理を行う。

(2) 検病調査班

被災地区住民の発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努め、併せて検体採取を行う。この班は、医師・保健師等専門家の指示により調査を実施するものとする。

(3) 消毒指導班

被災市町村及び関係保健所と連絡調整を行い、被災市町村の行う被災地区の家屋・避難所等の消毒の指導を行う。

(4) 検査班

感染症患者の早期発見のための保菌検索を行うとともに、被災地区の井戸等の水質検査を行い飲料水の安全を図る。

(5) 患者搬送班

感染症患者を感染症指定医療機関へ搬送する。

実施機関2 市町村

市町村は、県の指示を受け、消毒の実施及びそ族昆虫駆除を行う。

第3 保健活動

実施機関 県（健康福祉部医療政策課、健康推進課）、市町村、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、県、市町村は、次のように被災者の健康管理を行う。

(1) 必要に応じて避難所に救護所を設ける。

(2) 保健師が避難所における健康相談、地域における巡回健康相談を行う。

(3) 保健師による健康相談の結果等より、外傷性ストレス反応等が疑われる場合は精神科医等によるメンタルヘルスケアチームを派遣し、保健・医療活動を行う。

第4 精神保健活動

実施機関 県（総務部職員課、健康福祉部健康推進課、医療政策課、障がい福祉課、教育庁福利課）、市町村、日本赤十字社島根県支部

1 精神保健活動班の編成

発生した地震災害の規模に応じ、迅速に被害者の精神的ケア（こころのケア）の対応を実施するため、精神保健活動班を組織し、有事に際し適切な活動を行えるようにする。この際は、医療・保健活動と一体的に取り組み、被災者の心身の健康管理を行う。

2 精神保健活動内容

- (1) 被災者の支援
- (2) 市町村、社会福祉施設等との連絡調整
- (3) 被災者の精神保健福祉相談

3 精神保健の対象者

- (1) 被災住民全般
 - ア 避難所においては、被災者の心身の健康管理を行う。
 - イ 自宅で生活している者へは、巡回健康相談を行う。
- (2) 高齢者
- (3) 障がい者
- (4) 児童
- (5) 外国人
- (6) その他（公務員、災害救助要員）

4 精神保健活動実施者

- (1) 精神保健福祉相談員（各保健所、心と体の相談センター）
- (2) 市町村、県の保健師（各市町村、各保健所、健康推進課、職員課、福利課）
- (3) 児童相談所職員

第5 食品衛生指導

1 食品衛生指導班の編成及び派遣

実施機関 県（健康福祉部薬事衛生課）

県は、災害状況に応じて必要と認めたときは、食品衛生監視員による食品衛生指導班を編成し、被災地区に派遣する。

また、被災地区に搬送される救援食品の情報を収集するとともに、次に掲げる活動を行う。

- (1) 救援食品の輸送方法等の確認
- (2) 関係部署との連絡調整等

2 食品衛生指導班の指揮及び活動

実施機関 県（保健所）

保健所長は、派遣された食品衛生指導班及び所属の監視員を指揮し、食品の衛生確保指導に努

める。

食品衛生指導班は次の活動を行う。

- (1) 臨時給食施設（避難所及びその炊き出し施設）の把握及び衛生指導
- (2) 備蓄食品及び救援食品の衛生指導
- (3) 被災地域の食品関係営業施設及び学校給食施設の衛生指導
- (4) 飲料水の衛生確保
- (5) 食品衛生指導員への応援要請
- (6) その他食品に起因する危害発生防止の指導

第6 環境衛生対策

実施機関 県（健康福祉部薬事衛生課）

1 環境衛生指導班の編成

県は、災害状況に応じて必要と認めたときは、環境衛生監視員による環境衛生指導班を編成し、被災地区に派遣する。

2 環境衛生指導班の活動内容

(1) 重点監視指導事項

生活衛生関係業者（旅館、理美容、クリーニング業者等）及び一般消費者等に対して以下の事項を重点的に指導する。

- ア 滞水期間の営業の自粛
- イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- ウ 使用水の衛生管理

また、被災地営業施設の実態を把握し、適切な措置を講ずることによって、環境衛生上の危害の発生の防止について、啓発指導を行う。

(2) 業者団体等の活用

災害の規模により環境衛生監視員のみでは、十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

第7 動物愛護管理対策

実施機関 県（健康福祉部薬事衛生課）、市町村

被災地においては、負傷動物や放浪動物が多数生じるとともに、避難所に飼い主とともに多数の動物が避難することが想定されるため、動物の愛護と住民の安全確保の観点から、市町村等関係機関及び関係団体と協力して対応を行う。

- (1) 県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。
- (2) 県は、市町村等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。但し、被災市町村において実施できないときは、県が協力して実施する。
- (3) 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。
- (4) 市町村は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

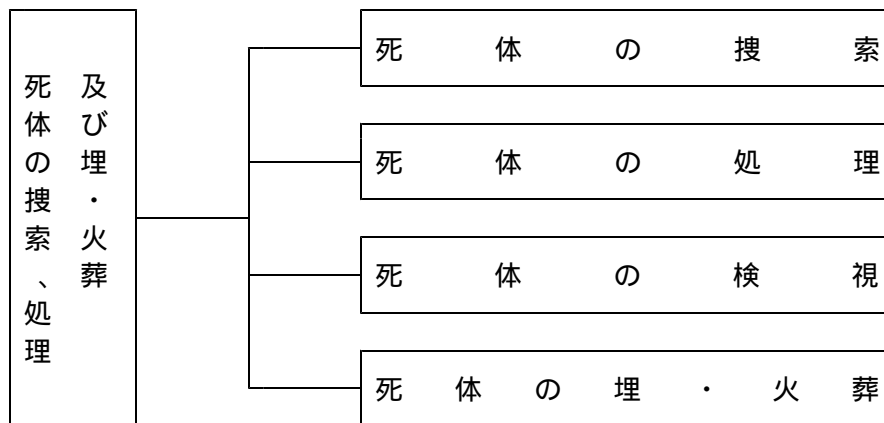
第24節 死体の搜索、処理及び埋・火葬

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害時において死亡した者及び行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施する。

2 対策の体系



第2 死体の搜索

実施機関 市町村

死体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、市町村長が、県警察本部、消防本部及び地元奉仕団等の協力のもとに実施する。

第3 死体の処理

1 死体の輸送

実施機関1 市町村

警察官による検視及び救護班による検案を終えた死体は、市町村長が知事に報告の上、死体収容所に輸送し、収容する。

実施機関2 県（警察本部捜査第一課）

市町村が実施する死体の輸送活動に協力する。

2 死体収容所（安置所）の設営及び死体の収容

実施機関 市町村

市町村長は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当な場所）に死体

の収容所を開設し、死体を収容する。

前記収容所（安置所）に死体収容のための既存施設がない場合は、天幕及び幕張等を設置し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

市町村長は、収容した死体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めておくものとする。

第4 死体の検視

実施機関 県（警察本部捜査第一課）

警察官は、各種の法令等に基づいて検視を行う。

第5 死体の埋・火葬

1 広域的な火葬の実施

実施機関 県（健康福祉部薬事衛生課）

県は、市町村の要請があったときは、広域的な火葬の実施を支援する。

2 埋・火葬実施基準

実施機関 市町村

身元が判明しない死体の埋・火葬は、市町村長が実施するものとする。

(1) 死体の火葬

ア 死体を火葬に付す場合は、死体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引渡すものとする。

(2) 死体の仮埋葬

ア 収容した死体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。

イ 仮埋葬した死体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨する。

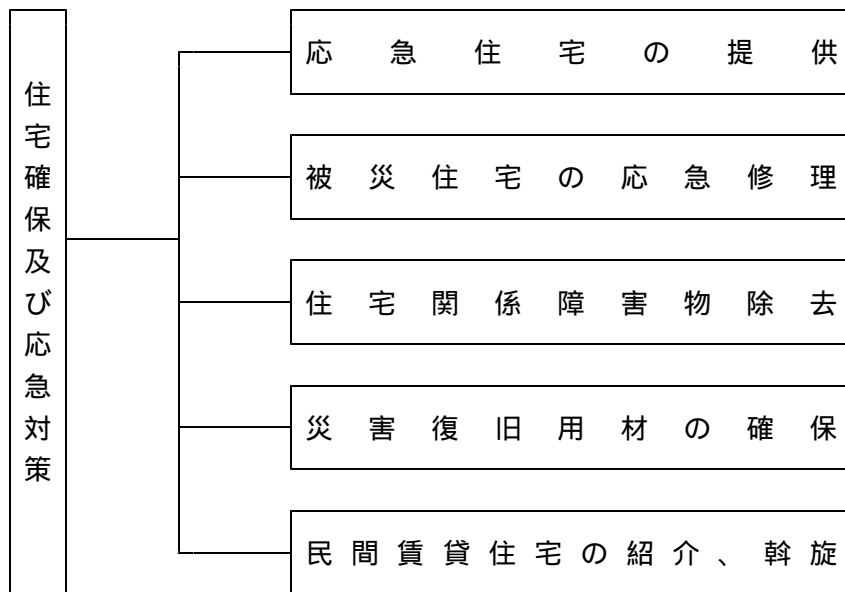
第25節 住宅確保及び応急対策

第1 基本的な考え方

1 趣旨

住宅が地震による倒壊、火災、浸水、土砂災害により損傷を受けた被災者で、自己の資力では直ちに住宅を確保出来ない者に対し、住宅の応急修理、又は応急住宅の提供を行い入居させる。また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努める。

2 対策の体系



3 留意点

被災地域の範囲や被災建築物の種別、被害の程度及び災害救助法の適用の有無等によって、適切な応急対策を図る。

4 市町村の応急対策業務への応援

市町村は、被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者等の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請することが出来る。

県は、市町村から建築技術者の派遣や業務支援の要請を受けたときは、建築関係団体からの動員者も含めて建築技術者を選定し派遣又は支援をする。

第2 応急住宅の提供

1 方針

(1) 入居者の選定

ア 対象者

- ・家屋が全壊、全焼又は大破、半焼して、生活が出来ない状態となった世帯

- ・居住する仮住宅がなく、また借家等の借上げも出来ない世帯
- ・自らの資力では住宅を確保することが出来ない世帯。

イ 入居者の選定

入居者の選定は、市町村が行う。

(2) 必要住宅戸数の把握

市町村は、住宅の提供が必要な世帯数を取りまとめる。県は、県内市町村の必要戸数を取りまとめる。

(3) 応急住宅提供の方針

公的住宅の空家で提供可能なものを提供する。なお、公的住宅の提供で足りない場合は、県及び市町村は、応急仮設住宅を建設し、提供する。

(4) 応急仮設住宅建設の方針

ア 実施主体

- ・応急仮設住宅の建設は、市町村が行う。
- ・災害救助法が適用された場合は、市町村の要請に基づき県が建設し、提供する。

イ 建設用地の選定

敷地の選定に当たっては、出来る限り集団的に建築出来る場所とし、公共用地等から優先して市町村が選定する。

ウ 仮設住宅の構造・規模

- ・仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造とする。
- ・規模は入居世帯の人数に応じて定める。

2 公的住宅の提供

実施機関1 県（消防防災課、土木部建築住宅課）

(1) 提供可能戸数の把握

県営住宅、公社賃貸住宅の空家で提供可能な住宅（以下「県提供可能住宅」という）の戸数と型式を把握する。

県内市町村の公的住宅の空家で提供可能な住宅（以下「市町村提供可能住宅」という）の戸数と型式を集計し、把握する。

(2) 提供住宅の斡旋

市町村の要請に応じて、県提供可能住宅の提供及び他の市町村提供可能住宅の斡旋を行う。

(3) 他県への援助要請

他県の公的住宅の提供を受ける必要がある場合は、他県に援助を要請する。

3 公的住宅の提供にかかる市町村の対応

実施機関2 市町村

(1) 必要住宅戸数等の把握

住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握する。

- (2) 提供可能住宅戸数の把握
提供が可能な住宅戸数を把握する。
- (3) 県への援助要請
当該市町村の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たない場合には、県に援助を要請する。この場合は、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。
- (4) 入居者の決定
市町村が決定する。
県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合は、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

4 応急仮設住宅の建設

実施機関1 県（総務部営繕課、消防防災課）

災害救助法が適用された場合、県が建設する応急仮設住宅は下記による。

- (1) 建設用地の提供
市町村の要請により応急仮設住宅の設置計画に応じて、県公有地を提供する。ただし、当該市町村において県公有地の確保が困難な場合は両者で協議する。
- (2) 仮設住宅の規模
入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、形式を定める。
- (3) 仮設住宅の維持管理
仮設住宅の維持管理は、知事が市町村長に委託する。
- (4) 仮設住宅の存置期間
2年間とする。
- (5) 建設資材の調達
大規模な被災の場合の応急仮設住宅の建設は、社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設する。

5 応急仮設住宅の建設にかかる市町村の対応

実施機関2 市町村

- (1) 建設場所
建設予定場所は、原則として県又は市町村公有地とするが、私有地の場合は所有者と市町村との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。
- (2) 建設着工期限及び貸与期間
災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その貸与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

(3) 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、形式を定める。

(4) 災害救助法の適用の場合

ア 県への要請

仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・形式及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

イ 建設用地の選定

県と協議の上決定する。

第3 被災住宅の応急修理

1 方針

地震災害により、住宅が破損し、居住することが出来ないもののうち、特に必要と認められる者に対して住宅の応急修理を行う。

住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については事業主が、また公舎、公営住宅については設置主体が行うが、借家等では家主に能力がなく、かつ借家人に能力がないような場合には対象とする。

2 実施内容

実施機関 市町村

(1) 対象者

- ・住家が半壊、半焼し、又は半流失しそのまま当面の日常生活を営むことの出来ない世帯
- ・資力に乏しく、自力で住宅の応急修理を行うことが出来ない世帯

(2) 修理家屋の選定

市町村長は、民生委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて選定する。

(3) 応急修理

応急修理は、居室、炊事場、便所等生活上欠かすことの出来ない部分を対象とする。

なお、個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理で、例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等の修理を行い、畳の入替え、基礎工事等は含まない。

第4 住宅関係障害物除去

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいう。

1 住宅関係障害物除去作業支援

実施機関 県（総務部営繕課、消防防災課）

県は、災害救助法を適用した場合、市町村が実施する住宅関係障害物除去作業において、労力又は機械力が不足した場合は、市町村の要請に基づき、隣接市町村からの派遣を依頼する。

また、建設業界等との連絡調整を行い、資機材、労力等の提供を求める。

県は、住宅応急復旧と住宅関係障害物除去作業の連携を確保し、迅速な復旧を図るための連絡調整を行う。

2 住宅関係障害物除去作業

実施機関 市町村

災害救助法に則って行う。

第5 災害復旧用材の確保

実施機関1 県（総務部営繕課）

市町村の実施する住宅応急修理において、資材不足が発生した場合、県は資材調達に協力する。

実施機関2 県（農林水産部林業課木材振興室）

住宅等の応急修理の早期復旧及び木材価格の安定のため、近畿中国森林管理局に対して、全国主要森林管理署へ国有林材（素材）の供給を要請する。

第6 民間賃貸住宅の紹介、斡旋

実施機関 県（土木部建築住宅課）、島根県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部

県は、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合、島根県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会島根県本部に協力を要請するとともに、その旨を被災市町村に通知するものとする。

島根県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会島根県本部は、要請に基づき、無報酬で空家の紹介、斡旋を行うよう努めるものとする。

被災市町村は、民間賃貸住宅の紹介、斡旋について、被災者に周知を図るものとする。

第 4 章 震災復旧計画

第4章 震災復旧・復興計画

地震災害時の適切かつ速やかな震災復旧・復興を推進するため、以下の対策を実施する。

第1 震災復旧事業の実施

震災復旧に当たっては、次に示す事業計画の作成を基本に、各種震災復旧事業を計画的に推進する。

- ・ 震災復旧事業計画の作成（復旧事業の基本計画の作成）
- ・ 各種震災復旧事業の実施（各種法令等に基づく事業の推進）
- ・ 復興計画の作成・推進

第2 生活再建のための支援対策の実施

地震災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図るため、次に示す被災者に対する資金援助、雇用確保、生活必需品の安定供給、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建のための各種支援措置を講ずる。

- ・ 被災者の生活相談
- ・ 雇用機会の確保
- ・ 義援金及び義援品の受付、配分
- ・ 生活資金及び事業資金の融資
- ・ 郵便・電話等の支援措置
- ・ 租税の減免措置等
- ・ 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給
- ・ 被災者生活再建支援法に基づく支援

第3 激甚災害の指定

大規模地震災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。

第1節 震災復旧事業の実施

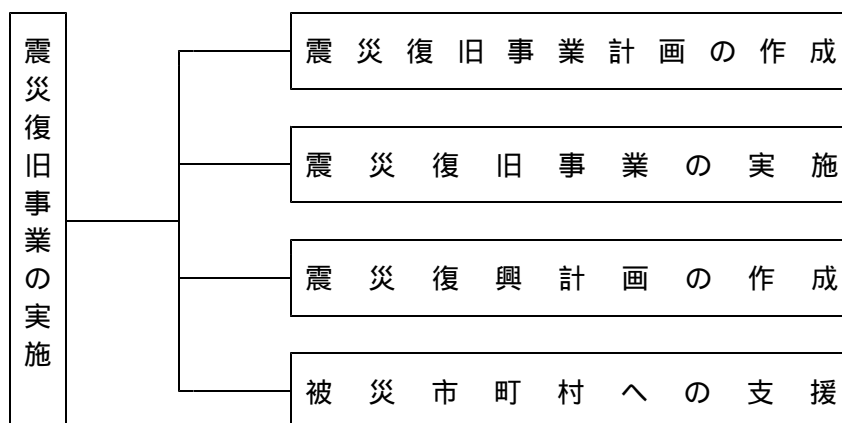
第1 基本的な考え方

1 趣旨

震災復旧計画においては、地震災害発により被災した施設の原状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

震災復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、中長期的課題の解決を図る計画復興とするかを早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。

(2) 震災復興では、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があり、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておくことや対応できることについては、復興事前対策として実施しておくことが望ましい。

第2 震災復旧事業計画の作成

1 事業計画の作成方針の検討

実施機関 県（全部局）、市町村

(1) 県及び市町村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強い県土づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

(2) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。この際、女性や高齢者など多様な視点が反映されるよう、意見反映の方法に配慮する。

2 支援体制

実施機関 県（全部局）、市町村

復旧・復興に当たり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求めるものとする。

第3 震災復旧事業の実施

1 公共施設の復旧等

実施機関 県（全部局）、市町村、防災関係機関

(1) 基本方針

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により震災復旧の実施について責任を有する者が実施する。

地震災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため県、市町村、その他の防災関係機関は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置をとるものとする。

(2) 実施計画

ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

イ 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。

ウ 地震災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。

エ ライフライン交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

オ 被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

カ 建築物の復旧に当たっては、被災度区分判定を実施して該当建築物の取り壊し又は補修・補強の必要性を判断する。

2 震災復旧事業計画

公共施設の震災復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

(1) 公共土木施設震災復旧事業計画

ア 河川

イ 海岸

ウ 砂防設備

- 工 林地荒廃防止施設
- 才 地すべり防止施設
- 力 急傾斜地崩壊防止施設
- キ 道路
- ク 港湾
- ケ 漁港
- コ 下水道

- (2) 農林水産業施設震災復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (9) 公共建築物震災復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

第4 震災復興計画の作成

実施機関 県（全部局）、市町村、防災関係機関

1 復興計画の作成

- (1) 大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、県及び市町村は、復興計画を作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。
- (2) 県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行うものとする。

2 防災まちづくり

必要に応じ、県及び市町村は、再度災害防止及びより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努めるものとする。

第5 被災市町村への支援

実施機関 県（地域振興部市町村課）

被災市町村からの相談に対応するとともに被災市町村に対する行財政支援を行うものとする。

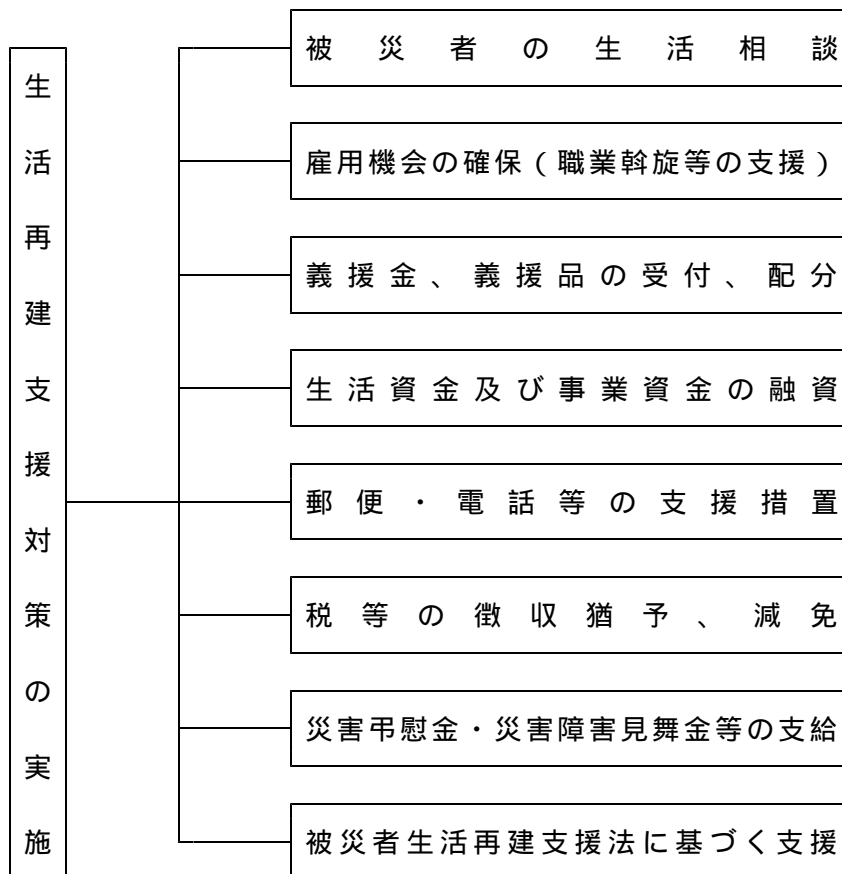
第2節 生活再建等支援対策の実施

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害時に多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援施策を講ずる。

2 対策の体系



3 留意点

(1) 県民への情報の提供

地震災害により被害を受けた県民や事業者に対して、支援対策が広く周知されて、効果的に機能し、自立復興が進められるために正確で分かりやすい情報の提供が必要であり、予防時・被災時（応急対策）・復旧時を通じた広報活動や情報提供窓口を設置する。

(2) 手続きの簡素化・迅速化

地震災害により被害を受けた県民や事業者が支援対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくために、県・市町村等を通じてその手続きの簡素化と決定・給付等の公正・迅速化に努める。

(3) 実施主体者の協力体制の確立

震災復旧対策の推進に当たり、行政（県・市町村等）として速やかな対応が必要となるが、地域によっては県の関係部署あるいは市町村だけでは災害後に十分な人員体制が確保できないことも想定されることから、県の部署間及び市町村間における人員等の協力が重要である。又、民間団体等との連携についても十分配慮し、復旧・復興に向けた体制の組織化を早急に整備する。

第2 被災者の生活相談

実施機関 県（政策企画局広聴広報課、総務部消防防災課、健康福祉部健康福祉総務課、農林水産部農業経営課、商工労働部商工政策課、土木部土木総務課）、市町村、防災関係機関

災害時の被災者や事業者の自立復興を支援し、その基盤となる当面の生活の安定のための支援として、地区本部単位で生活相談窓口を開設し、被災者の生活相談等に関する対策を行う。

第3 雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）

1 雇用対策の内容

実施機関 県（商工労働部雇用政策課）

地震災害により離職を余儀なくされた者の再就職促進、雇用保険の失業給付に関する特例措置及び被災事業主に対する特別措置等の実施について、島根労働局に要請する。

2 被災事業主に関する措置

実施機関 県（商工労働部雇用政策課）

(1) 労働保険料納付等の特別措置

災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対する概算保険料の延納の方法の特別措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予について、島根労働局に要請する。

(2) 雇用維持等地域事業主に対する雇用調整助成金制度の活用促進

厚生労働大臣が指定する地域（雇用維持等地域）の特例措置に基づき、被災による事業活動の縮小に伴う休業等の雇用調整を行い、雇用維持に努める当該地域事業主に対し、島根労働局と連携して、休業手当、賃金等の負担の一部を助成する雇用調整助成金制度の活用を図る。

第4 義援金、義援品の受付、配分

県、市町村、日本赤十字社島根県支部及び関係団体、関係機関は、一般県民及び他の都道府県等から寄託された義援金及び義援品を、効率的に被災者に配分するため、その受付・保管、配分等について相互に協力する。

1 義援金等の受付、配分

実施機関 1 県（総務部消防防災課、出納局会計課、審査指導課）

- (1) 義援金及び見舞金の受付、収納
県は、県に寄託された義援金及び知事あての見舞金を受け付け、収納する。
- (2) 義援金の寄託
県で受け付けた義援金は、日本赤十字社島根県支部に設置される配分委員会に寄託する。
- (3) 見舞金の取扱
知事あての見舞金の取扱については、別途知事が決定する。

実施機関2 市町村

- (1) 義援金の受付
市町村は、市町村に寄託された義援金及び市町村長あての見舞金を受け付ける。そのため、義援金の受付体制を確立するとともに、義援金の受付に関する計画を樹立する。
- (2) 義援金の配分
市町村は、県又は日本赤十字社島根県支部等から送付された義援金を被災者に速やかに配分する。

実施機関3 日本赤十字社島根県支部、共同募金会、その他関係機関

- (1) 義援金の受付
日本赤十字社島根県支部、共同募金会等関係機関は、県支部及び市町村（地区、分区）において寄託された義援金を受け付ける。
- (2) 義援金の配分
日本赤十字社島根県支部、共同募金会等関係機関で受け付けた義援金の市町村に対する配分は、県、日本赤十字社島根県支部及び日本赤十字社島根県支部に協力する関係団体で設置する配分委員会で決定する。

2 義援品の受付、配分

実施機関1 県（健康福祉部高齢者福祉課、地域振興部交通対策課）

- (1) 義援品の受付
義援品は原則として受け付けない。ただし、被災者のニーズにあったもので、まとまった単位で送付される企業等からの義援品等に限り受け付ける。その際、内容物の種類、数量等がわかるよう送付リストを事前に提示するよう求めるとともに、仕分け作業の手間がかからないよう配慮を求める。
- (2) 義援品の配分及び輸送
県は、義援品を受け付けた場合、日本赤十字社島根県支部と協議し、義援品の市町村に対する配分を速やかに決定し、県内輸送業者の協力を得る（トラック協会等の輸送協定等による）ことにより広域避難場所等市町村の指定する場所まで輸送し、市町村に引き渡す。又、日本赤

十字社島根県支部に寄託された義援品の輸送に関し、協力する。

(3) 義援品の保管

県は、義援品を受け付けた場合、本庁舎等の倉庫、会議室等を臨時使用する等により、義援品を配分するまでの間の一時保管を行う。

実施機関2 市町村

(1) 義援品の受付

市町村は、義援品の受付に関する計画を樹立し、受付体制を確立する。

(2) 義援品の配分

市町村は、県又は日本赤十字社島根県支部から送付された義援品を受け付けた場合、災害ボランティアほか地域関係団体等の協力を得て、速やかに避難所等において被災者に配分する。

(3) 義援品の保管

市町村は、義援品の保管場所についてあらかじめ計画を樹立し、被災者に配分するまでの間、一時保管を行う。

実施機関3 日本赤十字社島根県支部

(1) 義援品の受付

義援品は原則として受け付けない。ただし、被災者のニーズにあったもので、まとまった単位で送付される企業等からの義援品等に限り受け付ける。

(2) 義援品の配分及び輸送

日本赤十字社島根県支部は、義援品を受け付けた場合、義援品の市町村に対する配分を速やかに決定し、県の協力を得て輸送し、市町村に引き渡す。

(3) 義援品の保管

日本赤十字社島根県支部は、義援品を受け付けた場合、義援品を配分するまでの一時保管場所として、県支部の倉庫等を利用するが、状況によっては県に集積場所の確保を要請する。

第5 生活資金及び事業資金の融資

1 被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金

実施機関 県（健康福祉部地域福祉課）、島根県社会福祉協議会

災害により被害を受けた低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して速やかに自立更生を促進するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び市町村の社会福祉協議会の協力を得て貸付限度額の範囲内において貸付を行う。

なお、この資金は対象世帯であって他の資金制度により借入れることが困難な場合に利用出来るものである。

(2) 住宅復興資金

実施機関 県（土木部建築住宅課）、市町村

独立行政法人住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者で、地方公共団体から「罹災証明書」の発行を受けた者は、住宅金融支援機構法の規定に基づく災害復旧住宅融資を受けることができる。

県は、災害復興住宅融資の適用に関する相談や住宅金融支援機構から受託した工事審査の業務を行う。

(3) 母子寡婦福祉資金

実施機関 県（健康福祉部青少年家庭課）

地震災害により被害を受けた母子世帯、寡婦世帯等に対して、必要に応じて資金の貸付けを行う。

2 被災中小企業への融資

実施機関 県（商工労働部中小企業課）

地震災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等が迅速かつ円滑に行われるよう以下の措置を講ずる。

- (1) 県中小企業制度融資及び高度化資金貸付制度を活用し、緊急融資等を行う。
- (2) 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について、関係機関に要請する。
- (3) 設備資金借主及び設備貸与借主に対し貸付金（貸与料）の償還免除（対象物が滅失したとき）、あるいは、償還期間の延長を行うよう(財)しまね産業振興財団に指示する。
- (4) 高度化資金借主に対し貸付金の償還期間の延長を行う。
- (5) 金融機関、商工団体及び信用保証協会に対し、貸付手続きの迅速化、貸付条件の緩和等について特別配慮を要請する。

3 被災農林水産業関係者への融資等

実施機関 県（農林水産部農業経営課、林業課、水産課）

県は、地震により被害を受けた農林水産業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持と経営の安定を図るために必要な資金の融通等が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。

- (1) 天災融資法の適用に基づく天災資金の円滑な融資を図る。
- (2) 農業経営資金（災害資金等）の円滑な融資を図る。
- (3) 株式会社日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の融資及び既貸付金の貸与条件緩和等に関係機関に要請する。
- (4) 農業近代化資金、農業改良資金、林業・木材産業改善資金の既貸付金の償還猶予等を行う。
- (5) 農業災害補償法等に基づく農業共済組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう要請する。
- (6) 漁船損害等保障法に基づく漁船保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合

は早期に保険金の支払いができるよう措置する。

第6 郵便・電話等の支援措置

実施機関 郵便事業株式会社中国支社、西日本電信電話株式会社 島根支店

1 郵便関係

(1) 小包郵便物及び現金書留の料金の免除

郵便事業株式会社が公示した場合は、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社に充てた救助用物資を内容とする小包郵便物及び現金書留の料金を免除する。

(2) 郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時に、罹災世帯当たり通常郵便はがき5枚以内及び郵便書簡1枚を交付する。

2 電話関係

次のような通話にかかる料金を免除する。

- ・大規模地震対策特別措置法（以下「法」という。）第9条の規定による警戒宣言が発せられた場合に、地震防災対策強化地域（法第3条第1項）に指定された地域及び、強化地域以外でNTT西日本が特に必要があると認める地域内に設置されている公衆電話の電話機等であって、NTT西日本が指定するものから行うダイヤル通話
- ・災害が発生した場合に、NTT西日本が指定する公衆電話の電話機等からの通話のうち、罹災者が行う通話

3 為替貯金関係

取扱局、取扱期間及び取扱事務の範囲を指定して払いもどし等の為替貯金業務の特別取扱いを行う。なお、災害救助法が発動された場合は、支社からの指示を待たず郵便局長限りで取扱いができる。

4 簡易保険関係

取扱局を指定して、保険証書等提出種類の全部又は一部が提出できない場合でも、保険金、貸付金等の支払い及び保険料の払込みの猶予を行う。
なお、災害救助法が発動された場合は、支社から指示を待たず郵便局長限りで取扱いができる。

5 災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って被災者救援を目的とする寄附金を郵便振替により省令で定める法人の口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。

第7 税等の徴収猶予、減免

被災した県民や事業者の自立復興を支援するため以下の対策を行うとともに、広報等による情報提供や情報提供窓口の設置を検討する。

1 県税の徴収猶予及び減免等

実施機関 県（総務部税務課）

県は被災した納税者又は特別徴収義務者に対し、法律及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 国税等の徴収猶予及び減免

実施機関 国、市町村

国及び市町村は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 国民健康保険料の徴収猶予及び減免

実施機関 県（健康福祉部健康推進課）、保険者

保険者は、被災者が納付すべき国民健康保険料について、法令及び条例の規定に基づき、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、保険者の行う措置に対して、必要な指導、助言を行う。

4 老人医療対象者に係る一部負担金の減免

実施機関 県（健康福祉部健康推進課）、市町村

市町村は、保険医療機関等で医療を受けた際にかかる一部負担金について、被災者については、法令等に基づき減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、市町村が行う措置に対して、必要な指導、助言を行う。

5 国民健康保険被保険者に係る一部負担金の減免

実施機関 県（健康福祉部健康推進課）、市町村、保険者

保険者は、被災者が保険医療機関等で支払う一部負担金を支払うことが困難と認められる場合は、法令等に基づき減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、保険者の行う措置に対して、必要な指導、助言を行う。

6 福祉施設の費用負担の減免

実施機関 県（総務部税務課、健康福祉部高齢者福祉課、青少年家庭課、障がい福祉課）、市町村

県及び市町村は福祉施設の入所等に係る費用負担の徴収に関し、被災者については法令等に基づき期限の延長及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第8 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

実施機関 1 県（健康福祉部地域福祉課）

県は、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付について次に示す措置を講じるべく、市町村を指導・助成する。

実施機関2 市町村

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について市町村が実施主体となり、条例に基づき実施する。

- 1 災害弔慰金の支給
- 2 災害障害見舞金の支給
- 3 災害援護資金の貸付

第9 被災者生活再建支援法等に基づく支援

実施機関 県（総務部消防防災課）、市町村、被災者生活再建支援法人

被災地方公共団体のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下、「法」という。）に基づいて全国の都道府県が相互秩序の観点から拠出した基金を活用して、被災世帯に対し支援金を支給し、国がその費用を助成することにより被災者を支援する制度が創設された。

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金を支給するための措置を定め、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的に支援を行う。

1 対象災害及び被災世帯

(1) 対象災害

法の対象となる災害のうち、地震災害関連の自然災害は、地震及び地震発生に伴う津波等の災害現象であり、人為的な原因により生ずる火災・事故等被害は含まれない。又、以下に示すように、一定の世帯数以上が全壊した自然災害である必要がある。

ア 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害。

イ 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害。

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害。

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）または2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 被災世帯

県は、(1)の自然災害により、その居住する住宅が全壊する等生活基盤に著しい被害を受け

た者に対して支援金を支給する。

ア その居住する住宅が全壊した世帯。

イ その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。

ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が移住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯(大規模半壊)

(3) 支給内容及び支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額)

住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 ((2)アに該当)	解体 ((2)イに該当)	長期避難 ((2)ウに該当)	大規模半壊 ((2)エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

2 支援金の支給

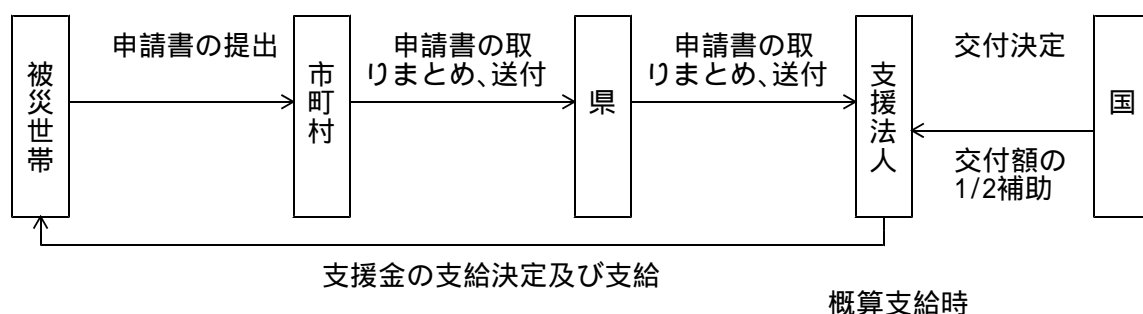
支援金の支給については、被災者の生活再建が速やかに行われるよう、国、県、市町村等は良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施の徹底を図る。

支援金の支給事務の流れは、以下に図示するとおりである。

市町村は、被災住民が提出した申請書を取りまとめ(住宅被害の認定は市町村が行う。)、県に送付する。

県は、県の区域内において、被災市町村から送付された申請書を取りまとめ、被災者生活再建支援法人(以下、「支援法人」という。)に送付し、被災世帯の世帯主に対し自立した生活を開始するために必要な経費に充てるものとして支援金の支給を行う。なお、県は支援金の支給に関する事務を支援法人へ委託している。

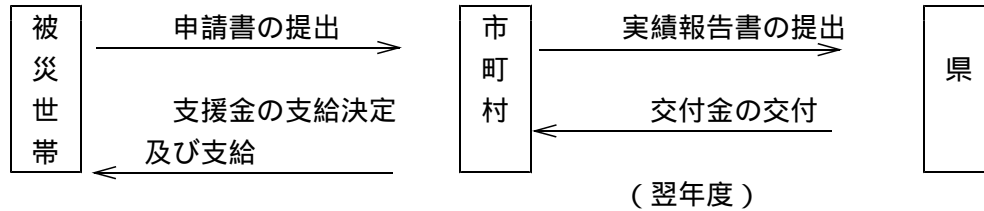
図1 支給事務の流れ



3 県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

自然災害の規模が法に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対し、県は「島根県被災者生活再建支援交付金要綱」に基づき、市町村が法に基づく支給要件等と同等の内容の支援金を支給する場合において、当該市町村に対し支援金に相当する額の2分の1を乗じて得た額を島根県被災者生活支援再建支援金として交付する。支給事務の基本的流れは以下に図示しておりである。

図2 支給事務の基本的流れ



4 り災証明書の交付

市町村は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

第3節 激甚災害の指定

第1 基本的な考え方

1 趣旨

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

県の地域に、大規模な災害が発生した場合、県としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

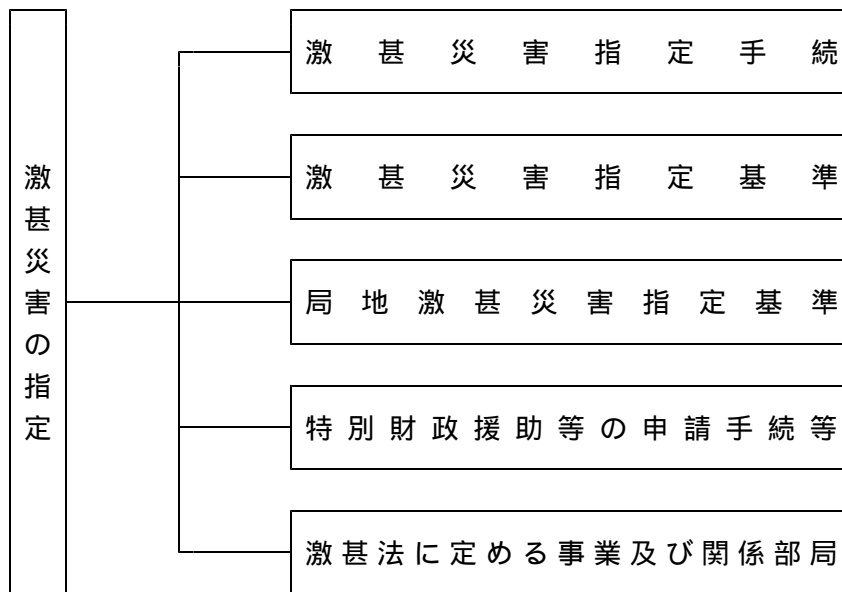
そこで、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努める。

2 関係法令

災害対策基本法（昭36法223号）第97～98条

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭37法150号）

3 対策の体系



4 留意点

激甚災害の指定を受けるためには、被害情報を激甚法に定める事項にしたがって迅速に調査、収集を行う必要があるため、そのため体制整備をしておかねばならない。

第2 激甚災害指定手続

市町村長は、大規模な地震災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、都道府県知事に査定事業費等を報告する。

都道府県知事は、所定の指定行政機関を通じ、内閣総理大臣にこれを報告する。

報告を受けた内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞き、激甚災害として指定すべき災害かど

適用条項	適用措置	指定基準
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	<p>(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% 又は (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	<p>A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% ----- B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 0.5% の県が1以上</p> <p>ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおと被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5% ----- B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% の県が1以上</p> <p>ただし、A Bとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	<p>A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2% ----- B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400億円 の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	<p>第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量は軽微であると認められる場合を除く</p>

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	<p>A 被災地全域滅失戸数 4,000戸</p> <p>-----</p> <p>B (1) 被災地全域滅失戸数 2,000戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 200戸又は住宅戸数1割以上の市町村が1以上</p> <p>又は (2) 被災地全域滅失戸数 1,200戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 400戸又は住宅戸数の2割以上の市町村が1以上</p> <p>ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する
第9条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

第4 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている(H21.3.10最新改正、H20.10.1以後適用)。

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入 × 50%</p> <p>(査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く</p> <p>の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所数がおおむね十未満のものを除く。)</p>

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第5条	農地等の災害復旧事業等に 係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	次のいずれかに該当する災害 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ 当該市町村内の漁船等の被害額 > 当該市町村の漁業所得推定額 × 10% （漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの） > 当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門） × 1.5 （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く） かつ （1）大火による災害にあつては、要復旧見込面積 > 300ha 又は （2）その他の災害にあつては、要復旧見込み面積 > 当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの） × 25%
第12条 第13条	中小企業信用保険法による 災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% （被害額が1千万円のものを除く） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

第5 特別財政援助等の申請手続等

1 市町村

市町村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

2 県

県関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

激甚災害の指定を受けたときは、県関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施する。

第6 激甚法に定める事業及び関係部局

激甚法に定める事業及び関係部局は次のとおりである。

適用条項	事業名	県関係部局名
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	農林水産部 土木部
	2 公共土木施設災害関連事業	
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁
	4 公営住宅施設災害復旧事業	土木部
	5 生活保護施設災害復旧事業	健康福祉部
	6 児童福祉施設災害復旧事業	
	7 老人福祉施設災害復旧事業	
	8 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	
	9 障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障がい福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る）の事業の用に供する施設の災害復旧事業	
	10 婦人保護施設災害復旧事業	
第3条及び 第19条	11 感染症予防事業	
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業	
第3条及び 第9条	13 堆積土砂排除事業	農林水産部
第3条及び 第10条	14 湛水排除事業	土木部
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	農林水産部

適用条項	事業名	県関係部局名
第5条及び第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	農 林 水 産 部
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	農 林 水 産 部 商 工 労 働 部
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置	
第11条 第11条の2	19 共同利用小型漁船の建造費の補助 20 森林災害復旧事業	
第12条	21 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	
第13条	22 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例	農 林 水 産 部 商 工 労 働 部
第14条	23 事業協同組合等の施設の災害復旧事業	
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教 育 庁
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	総 務 部
第20条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	健 康 福 祉 部
第21条	27 水防資材費の補助の特例	土 木 部
第22条	28 り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	
第24条	29 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入	総 務 部 農 林 水 産 部 土 木 部 教 育 庁
第25条	30 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	商 工 労 働 部

策 定 の 経 過

昭和 38 年 6 月	島根県地域防災計画作成
昭和 39 年度	第 1 次修正
昭和 40 年度	第 2 次修正
昭和 41 年度	第 3 次修正
昭和 42 年度	第 4 次修正
昭和 43 年度	第 5 次修正
昭和 44 年 5 月	第 6 次修正（地震津波災害予防関連を挿入、附属資料編を別編化）
昭和 45 年 5 月	第 7 次修正（放射性物質放出災害予防関連を挿入）
昭和 46 年 5 月	第 8 次修正
昭和 47 年 5 月	第 9 次修正
昭和 48 年 4 月	第 10 次修正（地震、津波災害予防、原子力防災関連を修正）
昭和 49 年 5 月	第 11 次修正
昭和 50 年度	第 12 次修正
昭和 51 年度	第 13 次修正
昭和 52 年度	第 14 次修正
昭和 53 年度	第 15 次修正
昭和 54 年度	第 16 次修正
昭和 55 年度	第 17 次修正
昭和 56 年 6 月	第 18 次修正（島根原子力防災計画を別編化）
昭和 58 年 3 月	第 19 次修正
昭和 59 年 4 月	第 20 次修正
昭和 60 年 4 月	第 21 次修正
昭和 61 年 5 月	第 22 次修正
昭和 62 年 5 月	第 23 次修正
昭和 63 年 5 月	第 24 次修正
平成元年 5 月	第 25 次修正
平成 2 年 5 月	第 26 次修正
平成 3 年 5 月	第 27 次修正
平成 4 年 5 月	第 28 次修正
平成 5 年 5 月	第 29 次修正
平成 6 年 5 月	第 30 次修正
平成 7 年 5 月	第 31 次修正
平成 9 年 3 月	第 32 次修正
平成 10 年 3 月	第 33 次修正
平成 10 年 5 月	第 34 次修正
平成 10 年 6 月 26 日	島根県防災計画改訂委員会設置、開催
平成 10 年 6 月 30 日	島根県地域防災計画改訂委員会作業班設置、各班の担当者と問題点の整理を開始
平成 10 年 7 月 27 日～	防災関係者からの聴取調査を実施し、各機関の現況課題を把握
平成 11 年 2 月～11 月	改訂委員会作業班会の作業を実施

平成 11 年 10 月	第 35 次修正（機構改革、島根県総合防災情報システム稼動に伴う修正）
平成 11 年 12 月 22 日	島根県地域防災計画改訂委員会開催、作業班会の作業完了 改訂原案決定
平成 12 年 3 月 16 日	島根県防災会議開催（島根県地域防災計画（基本計画編）を全面改訂した、島根県地域防災計画（風水害等対策編）改訂案承認）
平成 12 年 4 月 7 日	災対法第 40 条にもとづく内閣総理大臣修正協議
平成 12 年 6 月 1 日	内閣総理大臣より異議がない旨通知
平成 12 年 6 月	第 36 次修正（全面改訂（風水害等対策編）と名称変更）
平成 14 年 3 月	第 37 次修正（（震災編）の見直しに合わせ修正、及び（風水害等対策編） 附属資料を（資料編）と別編化）
平成 15 年 2 月	第 38 次修正（機構改革に伴う修正）
平成 16 年 3 月	第 39 次修正（風水害災害体制の基準変更、ライフライン災害対策計画 の作成に伴う修正）
平成 17 年 3 月	第 40 次修正
平成 18 年 6 月	第 41 次修正
平成 21 年 1 月	第 42 次修正
平成 23 年 3 月	第 43 次修正

島根県地域防災計画（震災編）

平成 23 年 3 月

編集・発行 島根県総務部消防防災課

〒690-8501

島根県松江市殿町1

TEL 0852-22-5885

FAX 0852-22-5930

e-mail shoubou-bousai@pref.shimane.lg.jp

